

多摩市地域防災計画

【令和4年6月修正】

[本冊]

多摩市防災会議

第1部		
総則		
第2部 震災対策計画		
第1章	市長、市民及び事業者の基本的責務	29
	第1節 基本理念及び基本的責務	29
	第2節 多摩市、東京都及び防災機関の役割	30
第2章	災害対応の態勢	40
	予防対策	
	基本方針1 市の体制を整備する	
	1 初動対応態勢の整備	40
	2 事業継続体制の確保	45
	基本方針2 救出救助体制を整備する	
	1 消火・救助・救急活動態勢の整備	46
	2 広域連携体制の構築	47
	応急対策	
	基本方針1 市の初動体制を確立する	
	1 災害対策本部	52
	2 対策部	59
	基本方針2 早期の救出救助体制及び受援体制の確立を図る	
	1 消火・救助・救急活動	68
	2 応援協力・派遣要請・活動拠点の調整	70
第3章	市民と地域の防災力の向上	80
	予防対策	
	基本方針1 防災意識の向上を図る	
	1 自助による市民の防災力向上	80
	2 防災意識の啓発	81
	3 防災教育・防災訓練の充実	83
	基本方針2 地域による共助の推進	
	1 地域による共助の推進	85
	2 地区防災計画の推進	87
	3 自主防災組織の活動	88
	4 防災市民組織の活性化	88

基本方針3	事業所やボランティアによる共助の推進	
1	事業所による自助・共助の強化	89
2	ボランティアとの連携	90
3	市民・行政・事業所等の連携	94
	応急対策	
基本方針1	自助・共助による応急対策を推進する	
1	市民自身による応急対策	95
2	地域による応急対策の実施	95
3	消防団による応急対策の実施	96
基本方針2	ボランティア・事業所による応急対策を推進する	
1	ボランティアとの連携	98
2	事業所による応急対策の実施	100
第4章	安全な都市づくりの実現	103
	予防対策	
基本方針1	安全に暮らせる都市づくりを推進する	
1	地域特性に応じた防災都市づくり	103
2	高層建築物等における安全対策	105
3	がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止等	105
基本方針2	建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する	
1	建築物の耐震化の促進	106
2	エレベーター対策	108
3	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	110
4	文化財施設の安全対策	111
5	液状化への対策の強化	111
基本方針3	出火、延焼等の防止対策を実施する	
1	消防水利の整備、防火安全対策	112
2	石油等危険物施設及び危険物等の輸送の安全化	114
基本方針4	放射能に関する周知を行う	
1	放射性物質対策	115
	応急対策	
基本方針1	応急危険度判定を迅速に実施する	
1	公共施設の応急危険度判定	117
2	被災建築物の応急危険度判定の実施体制	118
3	被災宅地の危険度判定実施体制	122

基本方針 2	危険防止措置を実施する	
1	急傾斜地崩壊防止施設の応急対策	124
2	危険物等の応急措置及び危険物等の輸送の安全化	124
基本方針 3	出荷、延焼等の防止対策を実施する	
1	放射性物質対策	127
基本方針 4	放射能対策を実施する	
	復旧対策	
基本方針 1	公共施設の復旧を迅速に行う	
1	公共施設の復旧	129
第 5 章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	130
	予防対策	
基本方針 1	公用車が緊急通行車両として運用できるようにする	
1	緊急通行車両等の事前届出	130
2	緊急輸送ネットワークの整備	133
基本方針 2	道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。	
1	道路・橋梁	135
2	鉄道施設	136
3	河川施設等	136
4	水道	136
5	下水道	137
6	電気・ガス・通信・エネルギー等	138
7	ライフラインの復旧活動拠点の確保	139
	応急対策	
基本方針 1	発災後の交通規制を把握し、緊急通行を行う	
1	道路交通規制等	140
2	道路・橋梁	147
基本方針 2	ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する	
3	鉄道施設	149
4	河川施設等	150
5	水道	150
6	下水道	152
7	電気・ガス・通信等	154
	復旧対策	

基本方針 1	速やかにまちの復旧を行う	
1	道路・橋梁	155
2	鉄道施設	156
3	河川施設等	156
4	水道	157
5	下水道	157
6	電気・ガス・通信等	157
第 6 章	情報通信の確保	158
	予防対策	
基本方針 1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備する	
1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	158
基本方針 2	市民等への情報提供体制の整備する	
1	市民等への情報提供体制の整備	162
	応急対策	
基本方針 1	情報通信・連絡体制を確立するとともに、被害状況を把握する	
1	防災機関相互の情報通信連絡体制の確立	164
2	被害状況等の把握	167
基本方針 2	広報広聴体制を確立する	
1	広報広聴体制	170
第 7 章	医療救護等対策	174
	予防対策	
基本方針 1	初動医療体制を整備する	
1	体制の整備	174
2	医療救護活動の確保	177
3	負傷者等の搬送体制の整備	178
基本方針 2	医薬品・医療資器材を確保する	
1	医薬品・医療資器材の確保	179
	応急対策	
基本方針 1	早期に初動医療体制を確立する	
1	医療体制	182
2	負傷者等の搬送体制	188
3	保健衛生体制	189
基本方針 2	早期に医薬品・医療資器材の調達を行う	

	1 医薬品・医療資器材の供給	191
	復旧対策	
	基本方針1 防疫体制を確立する	
	1 防疫体制の確立	196
第8章	帰宅困難者対策	199
	予防対策	
	基本方針1 帰宅困難者の取組を周知する	
	1 帰宅困難者対策の周知徹底	199
	2 帰宅困難者への情報通信体制整備	204
	基本方針2 帰宅困難者対策の体制整備を促進する	
	1 一時滞在施設の確保	205
	2 徒歩帰宅支援のための体制整備	211
	応急対策	
	基本方針1 帰宅困難者の収容を行う	
	1 駅周辺での混乱防止	215
	2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ	218
	復旧対策	
	基本方針1 徒歩帰宅者の支援	
	1 徒歩帰宅者の支援	221
第9章	避難者対策	223
	予防対策	
	基本方針1 避難所・避難場所等の指定を行う	
	1 避難体制の整備	223
	2 避難場所・避難所等の指定・安全化	228
	基本方針2 避難所の管理運営体制の構築を行う	
	1 指定避難場所の管理運営体制の整備等	234
	基本方針3 新型コロナウイルス等感染症対策の検討を行う	
	1 事前予防の実践	236
	応急対策	
	基本方針1 避難所の管理運営体制の構築を行う	
	1 指定避難補の開設・管理運営	237
	2 動物救護	246
	3 ボランティアの受け入れ	247

基本方針 2	感染症対策を実施する	
1	感染症流行時における避難所の設置	248
2	避難所における感染症対策	251
3	感染者等への対応	252
4	避難所閉鎖における清掃について	253
第 10 章	要配慮者対策	254
	予防対策	
基本方針 1	高齢者や障害者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する	
1	要配慮者の特徴	254
2	要配慮者への支援	256
3	福祉避難所等	260
4	外国人への支援	267
	応急対策	
基本方針 1	要配慮者の安否確認を確実に実施する	268
1	要配慮者の情報伝達	268
2	要配慮者の安全確保	269
基本方針 2	避難先での要配慮者への支援を実施する	
3	避難所における応急支援対策	270
基本方針 3	福祉避難所の解説及び充実を図る	
1	福祉避難所等確保	272
2	福祉避難補等への移送及び物資供給	273
第 11 章	遺体の収容等対策	276
	予防対策	
基本方針 1	死者への尊厳や遺族感情に配慮し、効率的な検視・懸案・身元確認の実施体制を構築する	
1	遺体収容所の指定	276
	応急対策	
基本方針 1	死者への尊厳や遺族感情に配慮し、効率的な検視・懸案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する	
1	遺体収容所の設置	278
2	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案等	279
3	遺体の搬送	281

4	身元確認	281
5	埋火葬の相談と火葬及び火葬許可書の発行等	282
6	遺体の引き渡し	284
7	市民等への情報提供	285
第12章	備蓄・調達対策の推進	287
	予防対策	
	基本方針1 ローリングストックを推奨する	
1	ローリングストックを行う	287
	基本方針2 食料・飲料水・生活必需品等を確保する。	
1	食料の確保	288
2	飲料水及び生活用水の確保	292
3	物資等の確保	295
4	備蓄倉庫の整備	295
	基本方針3 輸送体制を確立する	
1	輸送体制の整備	298
2	燃料の確保	299
	応急対策	
	基本方針1 食料・飲料水・生活必需品等を供給する	
1	物資の調達・供給	301
	基本方針2 災害時においても輸送を実施する	
1	輸送車両及び燃料の確保	307
	復旧対策	
	基本方針1 安定的に飲料水等を供給する	
1	多様なニーズへの対応	308
2	水の安全確保	309
3	生活用水の確保	310
	基本方針2 災害時においても輸送を継続する	
1	物資の輸送	311
第13章	市民の生活の早期再建	313
	予防対策	
	基本方針1 生活再建のための事前準備態勢を構築する	
1	生活再建のための事前準備	313
2	災害救助法等	314

基本方針 2	児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する	
1	応急教育	316
2	応急保育（学童クラブ含む）	317
	応急対策	
基本方針 1	被災者生活再建を速やかに実現する	
1	住家の被害認定調査等	319
2	罹災証明書の発行	319
3	災害救助法等の適用	323
4	激甚災害の指定	323
5	義援金の募集・受付	325
基本方針 2	児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する	
1	応急教育	326
2	応急保育（学童クラブ含む）	327
	復旧対策	
基本方針 1	市民生活を再建する	
1	被災者相談窓口の設置	328
2	罹災証明書の交付	330
3	被災住宅の応急修理	331
4	応急仮設住宅等の供与	332
5	義援金の募集・受付・配分	335
6	被災者の生活再建資金援助等	338
7	租税等の徴収猶予及び減免等	339
8	災害救助法の運用等	342
基本方針 2	児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する	
1	応急教育	344
2	応急保育（学童クラブ含む）	345
第 1 4 章	仮設トイレ・し尿・ごみ・がれき対策	347
	予防対策	
基本方針 1	仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する	
1	仮設トイレの確保体制及びし尿処理	347
2	災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制	349
	応急対策	
基本方針 2	仮設トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する	
1	仮設トイレの確保・設置及びし尿処理の実施	353

基本方針 2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する	
1 ごみ処理	356
2 がれき処理	357

第3部 災害復興計画

第1章	復興の基本的考え方	365
第2章	復興本部	366
	1 復興本部の設置	366
	2 復興本部の廃止	366
	3 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	366
	4 復興本部の関連組織	367
	5 復興本部における各局の分掌事務	368
第3章	震災復興計画の策定	368
	震災復興基本方針の策定	368
	震災復興計画の策定	368
	特定分野計画の策定	368
	被災者総合相談所の設置	370
第4章	多摩市震災復興マニュアルへの取り組み	372

第4部 南海トラフ地震等防災対策

第1章	対策の考え方	373
第2章	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	373
第3章	被災者の受け入れ	378

第5部 火山災害対策計画

第1章	富士山の現況等	380
第2章	富士山火山災害対策	385

第 1 部
総 則

第1章 計画の基本理念 災害に強い都市構造の形成

～災害に強いまち・防災都市多摩をめざして～

- 「災害に強い都市構造の形成」と「災害に強い市民を育成」するとともに、公園などの都市空間の確保や市街地の不燃化・難燃化の促進等「都市の安全化」を図り、災害に強いまち・防災都市多摩を実現する。
- 計画の基本理念である災害に強いまち・防災都市多摩をめざすためには、多摩市を「災害に強い都市構造の形成」「災害に強い市民の育成」「防災態勢の確立」「都市の安全化」で構成される「防災都市」としていくことが必要である。

1 災害に強い都市構造の形成

「災害に強い都市構造」とは、災害に対して万全の備えがあることであり、「災害を発生させない機能」「災害の拡大を防止する機能」「安全ゾーンの確保を図る機能」の3点を維持していることである。

そのためには、地形や地盤、都市基盤としての都市施設の安全化が必要となる。また、個々の建築物そのものと共に、家具やブロック塀に代表される建築物の内部及び外部空間の安全化も重要である。

以上のことについては、それぞれの対策を個々に行うだけでなく、土地利用計画に防災的な視点を導入して総合的な安全化を図らなければならない。

2 災害に強い市民の育成

「災害に強い市民」とは、災害対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、災害発生時において、冷静沈着に行動できる人であり、精神的肉体的にも強く自らを守るだけでなく、家族を守り隣人を助け、地域を守ることでできる市民を意味する。

防災対策を進めるうえで市民の役割は重要であり、市民と行政が一体となって「防災まちづくり」を進めなければならない。

多摩市では、多摩ニュータウン地域を中心に計画的な都市整備が行われ一時に住民が大量入居したことにより、現在においては高齢化が加速的に進んでおり、平成25年2月に高齢化率が23%を超え、超高齢社会が進行している。このことにより、災害時に、積極的に活動できる世代が不足している地域が存在するとともに、市全体としても高齢者を中心としたが要配慮者増加する懸念がある。

さらに、集合住宅の共有財産を管理する目的で組織している“管理組合”は多数存在するが、その目的が建物の管理であることから、「自分たちの“まち”は自分たちで守る」といった防災の意識までたどり着かず、地域の連携が希薄化してしまっている地域も存在する。

しかしながら、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震において、多摩市内最大震度5弱を経験し、大規模災害が身近なものと感じた市民は多数存在するようになった。

よって、この災害をひとつの契機と捉え、積極的に市民の防災意識の高揚を図っていくことが求められる。

また、市民の防災活動をより有効なものとするためには、地域ごとのまとまりが必要であり、地域単位での「まちづくり」施策が必要である。

3 防災態勢の確立

災害の拡大を防止するためには、災害応急対策や災害復旧対策等の活動が円滑に行われなければならない。このため、災害応急対策や災害復旧対策等の防災態勢について現状を把握し、あらかじめ関係機関との協力態勢の充実を図る必要がある。また、これらの活動に必要な資機材を確保するとともに、食料・飲料水等についても、備蓄等しておかなければならない。

また、近年の災害対策において、情報収集・発信は、市として重要視しなければならない、発災直後から円滑に実施しなければならない。そのために、防災行政無線やインターネットなど、情報収集等に関連する資器材を円滑に稼働させるための電源等の確保は行わなければならない。

4 都市の安全化

1 防災ブロック化の推進

地震発生直後に効果的な初期消火が行えないと、延焼拡大する危険性が高い。火災延焼の危険性を低くするためには、建物の不燃化、建物密度の低減等を図ることが有効だが、すべての建物を不燃化することは困難である。このため、公園、緑地、河川、耐火建物群による延焼遮断帯で分割（ブロック化）し、ブロック間の延焼を阻止し、ブロック内での消火活動に専念できるようにする。

2 市街地の不燃化・難燃化

- 「燃えないまちづくり」を目指し、建築物の不燃化、難燃化を推進する。
- 市街地の状況に併せて、不燃化、難燃化を図る。
- 街づくり条例を活用した地域街づくり計画の推進、建築協定の締結や地区計画の導入等、市民による自主的な「まちづくり」を推進し、延焼防止を促進する。

3 都市空間の確保

震災時の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは、防災対策上重要なことである。オープンスペースとしては、公園・緑地、グラウンドや農地等が考えられる。これらは、市街地の中での一時避難場所や地域の防火活動場所として利用することができる。

(1) 公園の整備

現在、整備されている公園を適正に維持・保全する。

(2) 現存緑地の保全

防災及び環境保全という観点から、既存樹林や傾斜地等の現存緑地の保全に努める。

(3) 現存農地の保全

農地は食料生産の場だけではなく、「防災空間」としての機能も備える。農地のその機能を最大限活用するために、防災上の観点からも保全に努める。

(4) 街づくり条例等の活用

街づくり指導基準等により、みどり豊かでゆとりのある都市空間の確保を推進す

る。

(5) 木造住宅地区での空地の確保

木造住宅地区では、道路整備等で発生した小空間も、ポケットパーク等の小広場として確保する。

(6) オープンスペースの把握と活用

災害時に、住民の一時避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅建設用地等に活用する公園・緑地、グラウンド、学校跡地等のオープンスペースについて、定期的の実態調査を行い、災害時には有効に活用する。

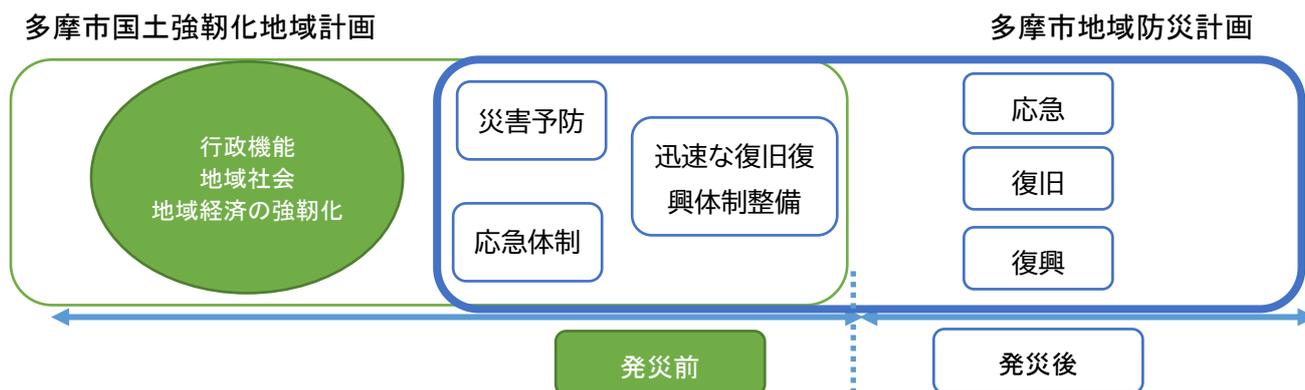
5 多摩市地域防災計画と多摩市国土強靱化地域計画の関係

多摩市地域防災計画は、地震や風水害等の自然災害への防災対策に関する業務を定めたものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

一方、多摩市国土強靱化地域計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

【計画の主な違いについて】

	多摩市強靱化地域計画	多摩市防災計画
特徴	多摩市を強靱な都市とするための、平時からの取組を幅広く位置付けた、都市づくりの方向性を示す計画	災害予防等も含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画 【計画の種類】 ・震災対策編（地震） ・風水害対策編（大雨等） ・南海トラフ地震等防災対策 他
対象のリスク	地震、地震火災、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	・地震 ・風水害 ・火山災害等その他の自然災害
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法



第2章 地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- 多摩市地域防災計画（震災編）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき多摩市防災会議が策定する計画である。
- その目的は、都、多摩市及び防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮して、主体間で連携を図り、「自助」「共助」「公助」を実現し、地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興対策を推進することである。また、多摩市の防災力を向上し、「災害に強いまち・防災都市多摩」の実現を図ることにある。

2 計画の前提

- この計画は、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、東日本大震災、平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び都民・都議会の提言などを可能な限り反映し策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
- 東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われ、東京都においても地域防災計画へ色濃く反映した為、多摩市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

- この計画には、多摩市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき災害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。
- 構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	○多摩市の概要 ○被害想定 ○減災目標 など

構成	主な内容
第2部 震災対策計画 (予防・応急・復旧計画)	○各震災対策(14分野)の予防・応急・復旧対策
第3部 災害復興計画	○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第4部 南海トラフ地震等防災対策	○災害予防対策、臨時情報発表時の応急活動体制 等
第5部 火山災害計画	○多摩市内における火山対策

第3節 計画の習熟

- 各防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を多摩市防災会議に提出する。

第5節 マニュアルの作成

- この計画は、多摩市の防災計画のマスタープランに位置するものであるため、細部の取組みを表記することは馴染まない。このことから、この計画に係わる細部の取組みや具体的な運用要領については、各種のマニュアルを整備して対応する。
- 各種のマニュアルについては、この計画の趣旨や背景を十分に踏まえ整備する。

第3章 多摩市の概要

第1節 地勢

1 地盤地質の概況

1 市の地形等

多摩市は、東経 139 度 27 分、北緯 35 度 38 分に位置し、東京都の西南約 30 km にあり東は稲城市、西は八王子市と日野市、南は町田市と川崎市にそれぞれ接し、北は多摩川を境にして、府中市に接している。

地形は、多摩丘陵地帯の一部に属し、おのおの東西にのびる最高標高 160m 前後の緩い丘陵地形を呈し、地形形状からいくつかの丘とその間を流れる大栗川、乞田川によってひらけた平地からなり、東西 7 km、南北 4.8 km、面積 21.01 km²で、市域の 6 割を、新住宅市街地開発法等による多摩ニュータウンが占めている。

交通機関としては、市北部を東西に京王線が、中央部を東西に小田急多摩線と京王相模原線が乗り入れている。京王線聖蹟桜ヶ丘駅、小田急唐木田駅と小田急・京王両電鉄線が乗り入れている永山駅、多摩センター駅を交通機関の中心とし、鉄道を基幹部門、バスを補助部門として市内の交通体系が構成され、平成 9 年からは、ミニバスが 2 路線運行されている。平成 12 年からは、多摩市域を南北に走る多摩都市モノレールが運行されている。

2 市の地質

地層を時代別に要約してまとめれば次のようになる。

地質時代		地層名	
新生代	第四紀	沖積世	沖積層
		洪積世	上部洪積層 (立川ローム層) (武蔵野ローム層)
			中部洪積層 (下末吉ローム層)
	下部洪積層 (多摩ローム層) (御殿峠礫層)		
第三紀	鮮新世	上総層群	

多摩丘陵の基盤は、上総層群である。第四紀洪積世前期の形成された浅海水、汽水成層である。層厚は、多摩丘陵部で約 800m とされる。砂・シルト・礫からなり、固結度は、全国の鮮新世、洪積世前期の堆積層と同様、半固結の状況にある。砂は掘り崩しが容易な固さ、シルトは粘板岩程度の固さに固結している。

上総層群の上に、不整合に御殿峠礫層が堆積する。層厚は、約 15m、貝取地区以北の丘陵頂部に分布する。古桂川（相模川）に起因する堆積で、風化した岩石からなる（頂部が砂層あるいはシルト層になることもある。）固結度は低く容易にシャベルで削れる程度軟質である。

御殿峠礫層の上に多摩ローム層、下末吉ローム層が堆積する。いずれも粘土化した火山灰層であり多摩ローム層の層厚は、約 20m、下末吉ローム層は約 3m である。下末吉ローム層は大栗川沿いの丘陵中位に認められる河岸段丘堆積層の上に良く発達し

ている。

さらにこの上部に武蔵野ローム層、立川ローム層が堆積する。層厚は、平均それぞれ4mである。火山灰層であり粘土分は多くない。

なお、大栗川、乞田川などの谷底には、ローム層の堆積は認められず、第四紀沖積層が堆積している。

丘陵部では、ローム層上に黒土が認められる。

第2節 面積・人口等

1 面積

種別	面積 (m ²)	割合 (%)
宅地	9,344	46.6
田	30	0.1
畑	377	1.9
雑種地	2,605	13.0
山林	511	2.5
その他	7,204	35.9
合計	20,071	100

(固定資産概要調書抜粋)

2 人口・世帯数

令和4年4月現在

	地区名称	面積	男	女	合計	世帯	人口密度 【人/ha】
1	関戸	145	4,620	5,018	9,638	5,212	66.5
2	連光寺	263	4,857	4,736	9,593	4,327	36.5
3	貝取	10	609	555	1,164	626	116.4
4	乞田	31	1,304	1,208	2,512	1,306	81.0
5	和田	144	4,788	4,512	9,300	4,321	64.6
6	百草	10	456	439	895	436	89.5
7	落川	14	635	629	1,264	576	90.3
8	東寺方	42	1,459	1,505	2,964	1,456	70.6
9	一ノ宮	91	3,370	3,183	6,553	3,871	72.0
10	桜ヶ丘	92	2,950	3,237	6,187	2,934	67.3
11	和田(百草団地)	17	611	656	1,267	882	74.5
12	聖ヶ丘	98	3,148	3,448	6,596	3,009	67.3
13	馬引沢	28	2,155	2,051	4,206	2,246	150.2
14	山王下	23	290	312	602	483	26.2
15	中沢	82	1,603	1,599	3,202	1,623	39.0

	地区名称	面積	男	女	合計	世帯	人口密度 【人/ha】
16	唐木田	78	1,099	1,190	2,289	1,166	29.3
17	諏訪	126	5,219	5,661	10,880	5,351	86.3
18	永山	182	7,266	7,891	15,157	8,117	83.3
19	貝取	94	3,760	4,070	7,830	3,802	83.3
20	豊ヶ丘	116	5,089	5,427	10,516	5,269	90.7
21	落合	166	6,905	7,236	14,141	6,765	85.2
22	鶴牧	119	6,383	6,689	13,072	5,704	109.8
23	南野	63	938	923	1,861	882	29.5
24	東寺方3丁目	2	131	196	327	184	163.5
25	和田3丁目	7	386	464	850	507	121.4
26	愛宕	65	2,179	2,507	4,686	2,643	72.1
	合計	2108	72,210	75,342	147,552	73,698	70.0

※ 令和4年4月1日現在多摩市住民基本台帳町丁目別人口調べ

※ 面積はコミュニティ・生活課資料（令和2年版統計たま抜粋）

3 昼間人口・夜間人口

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口	昼間人口指数
146,631	148,156	44,343	43,583	101.0

（平成27年国勢調査より）

4 市内乗降客数

聖蹟 桜ヶ丘駅	永山駅		多摩センター駅			唐木田駅
京王 電鉄	京王 電鉄	小田急 電鉄	京王 電鉄	小田急 電鉄	多摩都市 モノレール	小田急 電鉄
65,246	46,013	31,056	90,353	51,315	37,449	17,207

（令和2年統計たまより）

第3節 産業

○ 商業については、都市化の進展とともに店舗数、業種も増加している。特に、ニュータウン事業による計画的な商業施設の配置が行われている。又、大規模小売店舗の占める割合が高くなっている。聖蹟桜ヶ丘地区は、既存商店街とともに新たなにぎわいのある駅前商業地が形成されつつある。

永山地区は、駅周辺に量販店、専門店の商業施設がバランスよく配置されている。又、サービスインダストリー地区には、サービス業、製造業を中心として無公害の業務施設の誘致を進めている。

また、多摩センター地区は、多摩ニュータウンの中心として、商業業務地域が形成され

つつある。

一方農業は、多摩ニュータウン事業を含めた都市化の進捗により、農家戸数・農地面積は急激に減少した中で、小規模であるが都市農業の強みを活かした農業経営が行われている。

第4章 被害想定

第1節 計画の前提条件

- 東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。
- 東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で公表した。
- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。
- このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で公表した。
- 多摩市は「首都直下地震等による東京都の被害想定 報告書」(平成24年4月18日、東京都防災会議)の想定ケースのうち、発生確率が比較的高く多摩市への影響が大きい、「多摩直下地震 M7.3 (冬の夕方18時、8m/秒) を多摩市地域防災計画の被害想定とする。

1 前提条件

1 想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

※ Mとは、マグニチュードの意味である (以下同じ)。

2 気象条件等

季節	時刻	風速	想定される被害
冬	朝 5 時	4 m/秒 8 m/秒	兵庫県南部地震と同じ時間 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない
冬	昼 12 時	4 m/秒 8 m/秒	オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多くの滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 屋内滞留者は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者は、朝 5 時発災と比較して少ない。
冬	夕方 6 時	4 m/秒 8 m/秒	火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため、多数の人が滞留。 ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

2 想定結果の概要

1 東京都全体の傾向

- 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。
- 建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。元禄型関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。
- 死亡は建物倒壊を原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- ライフラインは、東京湾北部地震及び多摩直下地震では、区部東部に被害が多い。元禄型関東地震では、区部南部や多摩南部に被害が多い。立川断層帯地震では、震源域を中心に被害が多い。
- 避難者は、東京湾北部地震が最大となり、約339万人の避難者が発生する。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乘客等が集中し、混乱する。
- エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

2 地震動（地震のゆれ）

区分	地区	震度面積率					
		5弱以下	5強	6弱	6強	7	
東京湾 北部地震	M7.3	区部計	0.0%	0.0%	30.0%	69.8%	0.2%
		多摩計	50.2%	21.0%	28.5%	0.3%	0.0%
		多摩市	0.0%	14.9%	85.1%	0.0%	0.0%
多摩直下 地震	M7.3	区部計	0.0%	0.3%	84.5%	15.2%	0.0%
		多摩計	26.3%	19.3%	23.4%	31.0%	0.1%
		多摩市	0.0%	0.0%	6.2%	93.8%	0.0%
元禄型 関東地震	M8.2	区部計	0.0%	0.1%	67.2%	32.4%	0.3%
		多摩計	28.7%	19.9%	38.3%	13.1%	0.0%
		多摩市	0.0%	0.0%	37.6%	62.4%	0.0%
立川断層 帯地震	M7.4	区部計	29.4%	62.6%	8.1%	0.0%	0.0%
		多摩計	28.6%	19.9%	22.5%	27.0%	2.0%
		多摩市	0.0%	0.0%	33.2%	66.8%	0.0%

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

3 ライフライン被害

区分	地区	停電率	固定電話 不通率	ガス 供給停止率	上水道 断水率	下水道 被害率	
東京湾 北部地震	M7.3	区部計	24.9%	10.0%	34.3%～88.7%	45.0%	27.1%
		多摩計	2.0%	0.7%	0.0%～22.6%	11.7%	17.7%
		多摩市	2.2%	0.2%	0.0%	15.2%	17.5%
多摩直下 地震	M7.3	区部計	7.8%	1.3%	0.1%～81.1%	38.7%	23.5%
		多摩計	11.0%	4.1%	29.1%～97.2%	33.1%	22.9%
		多摩市	13.7%	2.7%	100%	27.6%	22.0%
元禄型 関東地震	M8.2	区部計	14.4%	7.6%	2.2%～57.3%	50.4%	24.2%
		多摩計	6.3%	1.7%	5.7%～38.1%	34.0%	21.3%
		多摩市	9.0%	1.3%	0.0%～100%	50.0%	20.4%
立川断層 帯地震	M7.4	区部計	0.4%	0.2%	0.0%	2.2%	16.2%
		多摩計	11.8%	4.8%	3.5%～51.8%	37.4%	22.2%
		多摩市	8.8%	1.8%	0.0%～100%	37.9%	21.4%

第2節 被害想定（総括表）

1 東京湾北部地震

条件	規模		東京湾北部地震 ¹ M7.3		
	時期・時刻・風速		時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒		
地区			東京都	多摩市	
人的被害	死者		9,641 人	6 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	5,378 人	3 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	76 人	2 人	
		地震火災	4,081 人	0 人	
		ブロック塀	103 人	0 人	
		落下物	4 人	0 人	
	負傷者		147,611 人	344 人	
		重傷者	21,893 人	16 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	125,964 人	336 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	94 人	3 人	
		地震火災	17,709 人	2 人	
		ブロック塀	3,543 人	3 人	
		落下物	301 人	0 人	
	物的被害	建物被害 ²		304,300 棟	128 棟
		原因別	ゆれ液状化等による建物倒壊	116,224 棟	111 棟
地震火災			188,076 棟	17 棟	
交通		道路（大被害・多摩計）	都道	0.0 %	— %
			市道	0.0 %	— %
		鉄道 ³ （大被害・多摩計）	0.0 %	— %	
ライフライン		電力施設（停電率）		17.6 %	2.2 %
		通信施設（固定電話不通率）		7.6 %	0.2 %
		ガス施設（低圧ガス供給支障率）		26.8～74.2 %	0.0 %
		上水道施設（断水率）		34.5 %	15.2 %
	下水道施設（管きよ被害率）		23.0 %	17.5 %	
その他	帰宅困難者		4,714,314 人	39,123 人	
	避難者		3,385,489 人	12,086 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		7,473 台	5 台	
	災害時要援護者死者数		4,921 人	3 人	
	自力脱出困難者		56,666 人	55 人	
	震災廃棄物		4,289 万 t	7 万 t	

¹ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³ 新幹線被害を除く

2 多摩直下地震

条件	規模		多摩直下地震 ¹ M7.3		
	時期・時刻・風速		時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒		
地区			東京都	多摩市	
人的被害	死者		4,732 人	50 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	3,220 人	34 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	109 人	6 人	
		地震火災	1,302 人	10 人	
		ブロック塀	97 人	0 人	
		落下物	2 人	0 人	
	負傷者		101,102 人	1,332 人	
		重傷者	10,920 人	154 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	92,831 人	1,296 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	137 人	8 人	
		地震火災	4,614 人	20 人	
		ブロック塀	3,349 人	7 人	
落下物		172 人	0 人		
物的被害	建物被害 ²		139,436 棟	1,358 棟	
	原因別	ゆれ液状化等による建物倒壊	75,668 棟	931 棟	
		地震火災	63,768 棟	427 棟	
	交通	道路(大被害・多摩計)	都道	0.1 %	— %
			市道	0.1 %	— %
		鉄道 ³ (大被害・多摩計)	0.0 %	— %	
	ライフライン	電力施設(停電率)		8.8 %	13.7 %
		通信施設(固定電話不通率)		2.0 %	2.7 %
		ガス施設(低圧ガス供給支障率)		6.5~84.6 %	100 %
		上水道施設(断水率)		36.9 %	27.6 %
下水道施設(管きよ被害率)		23.2 %	22.5 %		
その他	帰宅困難者		4,714,314 人	39,123 人	
	避難者		2,756,681 人	33,049 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		5,130 台	9 台	
	災害時要援護者死者数		2,549 人	24 人	
	自力脱出困難者		30,626 人	603 人	
	震災廃棄物		3,121 万 t	34 万 t	

¹小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³新幹線被害を除く

3 元禄型地震

条件	規模		元禄型地震 ¹ M8.2		
	時期・時刻・風速		時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒		
地区			東京都	多摩市	
人的被害	死者		5,875 人	30 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	3,330 人	21 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	101 人	5 人	
		地震火災	2,355 人	5 人	
		ブロック塀	0 人	0 人	
		落下物	87 人	0 人	
	負傷者		108,341 人	1,022 人	
	重傷者		12,946 人	95 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	95,256 人	998 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	127 人	6 人	
		地震火災	9,811 人	12 人	
		ブロック塀	2,988 人	6 人	
		落下物	160 人	0 人	
	物的被害	建物被害 ²		184,563 棟	783 棟
原因別		ゆれ液状化等による建物倒壊		76,465 棟	580 棟
		地震火災		108,098 棟	203 棟
		津波浸水（水門開放時）		230 棟	0 棟
交通		道路（大被害・多摩計）	都道	0.0 %	— %
			市道	0.0 %	— %
鉄道 ³ （大被害・多摩計）		0.0 %	— %		
ライフライン		電力施設（停電率）		1.0 %	9.0 %
		通信施設（固定電話不通率）		11.8 %	1.3 %
		ガス施設（低圧ガス供給支障率）		6.1 %	0~100 %
		上水道施設（断水率）		3.0~53.1 %	50 %
下水道施設（管きよ被害率）		45.2 %	20.4 %		
その他	帰宅困難者		4,714,314 人	39,123 人	
	避難者		3,200,981 人	36,490 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		5,991 台	8 台	
	災害時要援護者死者数		2,971 人	14 人	
	自力脱出困難者		33,222 人	366 人	
	震災廃棄物		3,121 万 t	25 万 t	

¹小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³新幹線被害を除く

4 立川断層帯地震

条件	規模		立川断層帯地震 ¹ M7.4		
	時期・時刻・風速		時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒		
地区			東京都	多摩市	
人的被害	死者		2,582 人	36 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	1,417 人	24 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	66 人	5 人	
		地震火災	1,056 人	7 人	
		ブロック塀	42 人	0 人	
		落下物	1 人	0 人	
	負傷者		31,690 人	1,060 人	
		重傷者	4,668 人	109 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	26,183 人	1,032 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	82 人	6 人	
		地震火災	3,922 人	15 人	
		ブロック塀	1,453 人	7 人	
		落下物	49 人	0 人	
	物的被害	建物被害 ²		85,735 棟	973 棟
		原因別	ゆれ液状化等による建物倒壊	35,407 棟	666 棟
地震火災			50,308 棟	307 棟	
交通		道路(大被害・多摩計)	都道	0.1 %	— %
			市道	0.1 %	— %
		鉄道 ³ (大被害・多摩計)	0.0 %	— %	
ライフライン		電力施設(停電率)		4.0 %	8.8 %
		通信施設(固定電話不通率)		1.4 %	1.8 %
		ガス施設(低圧ガス供給支障率)		0.8~11.3 %	0~100 %
		上水道施設(断水率)		13.3 %	37.9 %
下水道施設(管きよ被害率)		18.8 %	21.4 %		
その他	帰宅困難者		4,714,314 人	39,123 人	
	避難者		1,007,138 人	32,788 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		2,308 台	8 台	
	災害時要援護者死者数		1,412 人	17 人	
	自力脱出困難者		11,320 人	420 人	
	震災廃棄物		1166 万 t	28 万 t	

¹ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³ 新幹線被害を除く

第5章 令和4年修正の概要等

第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴

- 令和4年修正では、平成28年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性の防災への参画、外国人の増加等、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた上で、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、所要の修正を行った。

※ 参考 多摩市における、各種計画等の策定経緯

- ・ 平成20年10月多摩市地域防災計画修正
- ・ 平成22年3月 各対策部初動態勢マニュアル
- ・ 平成22年4月 多摩市職員のための災害時行動マニュアル
- ・ 平成23年2月 多摩市事業継続計画（BCP、地震編）
- ・ 平成23年8月 多摩市災害時要援護者避難支援計画
- ・ 平成24年3月 多摩市災害時要援護者防災行動マニュアル
- ・ 平成24年4月 多摩市職員のための災害時行動マニュアル（第2版）
- ・ 平成24年10月多摩市の防災対策方針
- ・ 平成25年12月多摩市地域防災計画全面修正
- ・ 平成26年12月各対策部 震災対応マニュアル作成
- ・ 平成27年5月 震災対策計画修正
- ・ 平成28年8月 風水害計画修正
- ・ 令和4年4月 多摩市地域防災計画全面修正

第2節 計画の全体像

- 令和4年修正でも、第1部で総論、第2部で予防・応急・復旧対策、第3部で復興対策を定めている。
- 個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つのスキームに分けて記載した。
- 本計画の全体像は、次ページのとおりである。

【個別施策と各フェーズの体系整理図】

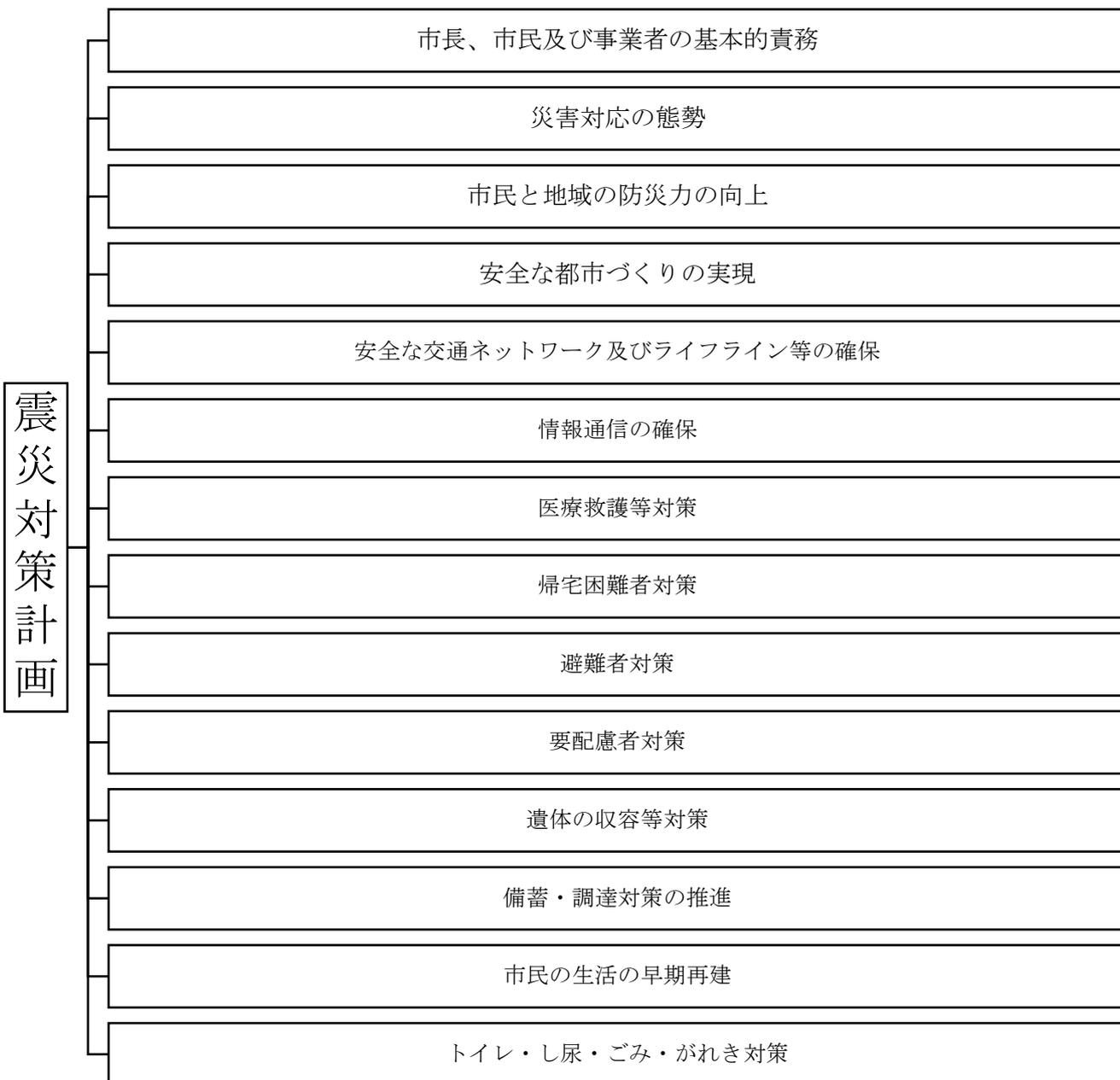
総 則

- 計画の基本理念 災害に強い都市構造の形成
- 地域防災計画（震災編）の概要
- 多摩市の概要

- 被害想定
- 令和4年修正の概要等
- 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第2部 震災対策計画（予防・応急・復旧計画）

- 予防対策 平時の活動
- 応急対策 72時間以内
- 復旧対策 4日目以降



第3部 復興計画

- 復興の基本的考え方
- 復興本部
- 震災復興計画の策定
- 多摩市復興マニュアルへの取組み

第4部 東海地震災害事前計画

- 計画の考え方
- 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策
- 被災者の受け入れ

第5部 火山災害計画

- 富士山の現況等
- 富士山火山災害対策

多摩市地域防災計画 風水害編

近年の、甚大化する風水害被害を受け、より実践的かつ効果的な対策を行うとともに、風水害に特化した態勢をとるため、「多摩市地域防災計画 風水害編」として、別に定める。

第3節 施策相互の連携関連イメージ図

■ 多摩市民及び多摩市・防災関係機関が実施する活動内容を時間軸で表記した。

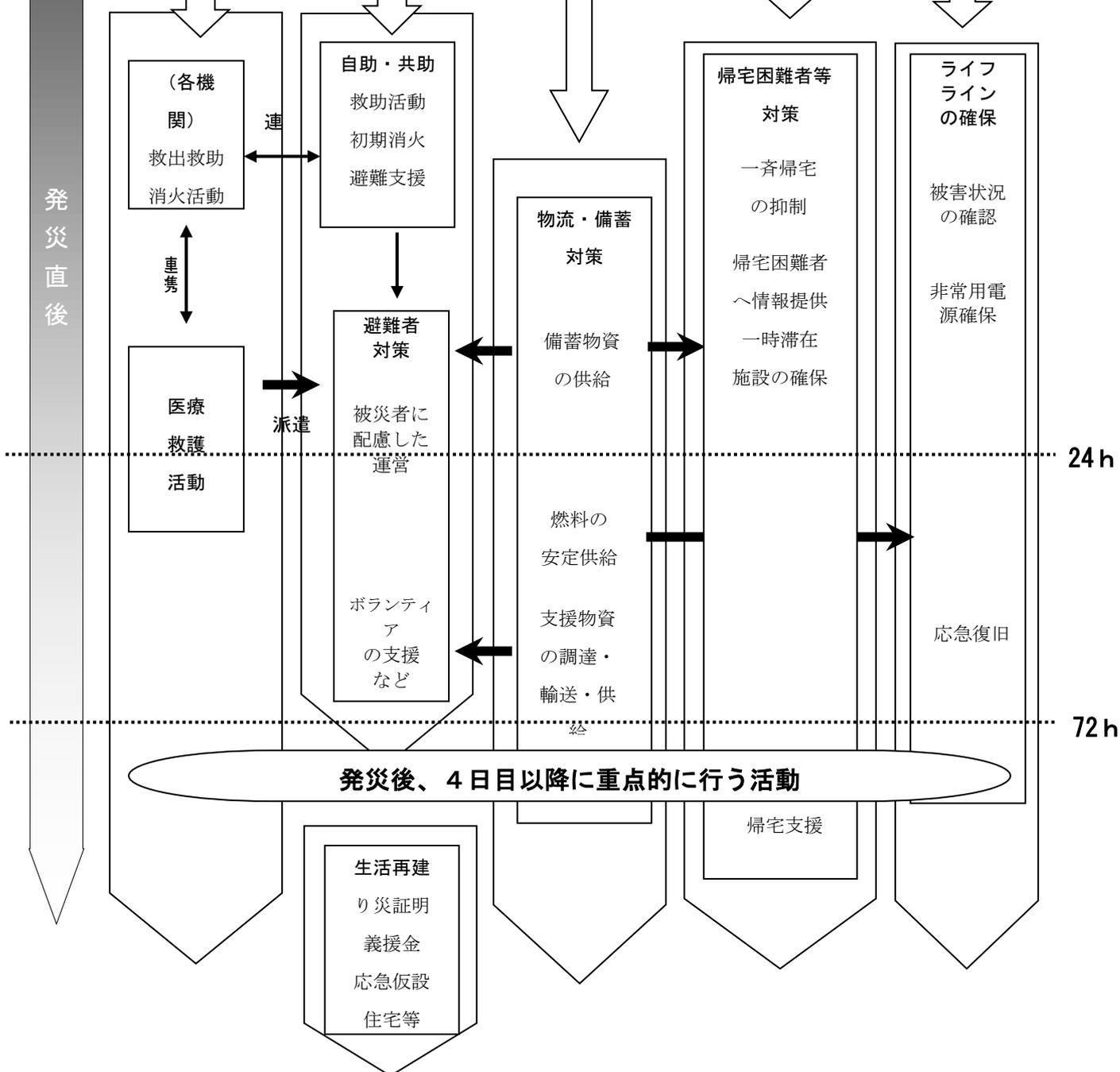
発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

危機管理体制の構築（初動態勢、広域連携等）

情報通信の確保（防災行政無線、無線LAN等）

道路ネットワークの確保（交通規制、道路啓開）

発災直後から72時間以内において特に重要な活動



- 第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、「発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「発災直後からの72時間以内において特に重要な活動」、「発災後、4日目以降に重点的に行う活動」の3つに分類し、それぞれの関連のイメージを示した。

- 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動
(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、消防活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、道路ネットワークを確保することが重要である。

- 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした活動によって助けられた被災者に対し、適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

このような様々な活動のためのライフラインの確保、燃料の安定供給も重要な取組である。

- 発災後、4日目以降に重点的に行う活動
(生活再建)

発災後4日目以降については、被災者の早期の生活再建に向け、り災証明の発行や義援金の支給、応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第6章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

- 多摩市は、東京都の修正に準じ、平成20年の地域防災計画修正の際に、3つの目標からなる減災目標を立て、対策を推進してきた。
- 東京都は、地域防災計画（平成24年修正）において「被害軽減と都市再生に向けた目標」と改めた上で、減災目標を定め、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進していくとしている。
- 多摩市も、新たに減災目標を定め、国、東京都、地方自治体、事業者、市民等と協力して対策を推進していくと共に、この目標を10年以内に達成する

減災目標1

- 死者を1/2に減少させる。
- 避難者を2/3に減少させる。
- 建物の全壊・焼失棟数を1/2に減少させる。
- 中枢機能を支える機関（病院等）の機能停止を回避する。

多摩市における被害を下表とおりに減少させる。

項目	被害想定数	減少数	目標値
死者	50人	▲25人	25人
避難者数	33,049人	▲11,000人	22,000人
建物の全壊・焼失棟数	1,380棟	▲690棟	690棟

目標達成に向けた主な取り組み

【死者・避難者・建物被害の減少】

1 建物の耐震化

1 対策の方向

- 住宅の耐震化率を約81.4%から東京都地域防災計画に合わせ令和7年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。
- 民間特定建築物の耐震化率を約92%から95%以上にする

2 主な対策

関係団体等と連携した耐震診断等を進める。

- 木造住宅の耐震化助成
- 非木造住宅の耐震診断助成
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

1 対策の方向

実施率60%以上設置を目標に推進する。

2 主な対策

関係団体等と連携し普及啓発を推進する。

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の器具の設置支援
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の器具の斡旋
- 防災訓練・防災講話による推進
- ホームページや広報誌などによる啓発
- 事業所に対し自衛消防訓練や立入検査実施時に対策の推進を指導

3 地域防災力の強化

1 対策の方向

- 自主防災組織を184組織から、令和6年度までに194組織以上に増やす。
- リーダーの育成や、自助・共助による地域の防災力の向上をさせる。
- 自主防災組織の活動を活性化させる。

2 主な対策

- 自主防災組織の結成の働きかけ
- 自主防災組織への各種助成
- 総合防災訓練等による地域防災力の向上
- 救命講習等による救護能力の向上

4 木造住宅地区の不燃化・難燃化

1 対策の方向

- 住宅・建築物の不燃化を推進する。

2 主な対策

- まちづくり組織結成の促進
- 地区計画の導入・建築協定の締結の促進

5 防災ブロック化の推進

1 対策の方向

- 市全域を道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群を活用した延焼遮断帯でブロック化する。

2 主な対策

- 主要道路の整備促進
- 都立桜ヶ丘公園の整備
- 現存緑地の保全
- 現存農地の保全
- 空き地の確保

6 消防力の充実・強化

1 対策の方向

- 消防団の定員の充足、活動の強化を図る。
- 消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防団の装備の充実を図る。

2 主な対策

- 多様な方法による消防団への入団促進
- 消防団装備の充実
- 防火水槽の整備及び事業者等と連携した消防水利の確保

7 初期消火力の強化

1 対策の方向

- 地域の初期消火力を強化する。
- 住宅用火災警報器の設置の推進を図る。

2 主な対策

- 自主防災組織等に対する訓練の推進
- 地域配備消火器の点検管理
- 住宅用火災警報器の設置、維持管理に係る普及啓発
- スタンドパイプ活用の促進

8 建築物のガラスの落下及び飛散の防止

1 対策の方向

- 建築物のガラスの落下及び飛散の防止対策の推進を図る。

2 主な対策

- 公共施設におけるガラスの飛散防止対策の推進
- 不特定多数集合住宅及び中高層建築物の所有者に対する啓発
- 市民への啓発

9 ブロック塀等の安全化

1 対策の方向

- 市民及び事業者に対して、ブロック塀等の安全化の啓発を行う。
- 地区計画等の導入による生垣化を推進する。

2 主な対策

- 市道に面して設置されているブロック塀等に対し、撤去等への誘導
- 地区計画の導入・建築協定の締結の促進
- 市民への啓発

10 急傾斜地への対策

1 対策の方向

- 市民に対する急傾斜地の周知を図る。
- 土砂災害等の発生危険時における、情報伝達態勢の確立を図る。

2 主な対策

- ハザードマップの作成や配布
- 伝達態勢の確立
- 自治会・管理組合、自主防災組織との連携
- 監視態勢の強化

11 医療機関との連携

1 対策の方向性

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害時の医療救護体制を充実する。

2 主な対策

- 医師会などと協力し、災害時医療コーディネーターの体制整備
- 災害時における医療機能の停止の防止及び迅速な対応体制の構築
- 薬剤師会や卸売販売業者と連携した医療救護所等の医薬品等の供給体制の構築

減災目標 2

- ① 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保する。
- ② 帰宅困難者を 1/10 に減少させる。

項目	被害想定数	減少数	目標値
帰宅困難者数	39,123 人	-35,300 人	3,900 人

目標達成に向けた主な取り組み

【帰宅困難者の安全確保】

1 帰宅困難者の発生抑制と安全の確保

1 対策の方向

- 事業者が作成する事業所防災計画に定める備蓄の推進と帰宅困難者対策により発生を抑制する。
- 児童・生徒等の留め置きにより、帰宅困難者の発生を減少させる。
- 一時滞在施設の指定及び同施設の円滑な運営要領を策定する。
- 情報提供の体制等を整備する。

2 主な対策

- 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発
- 事業所における、3日分の備蓄の普及啓発
- 市立小中学校等における児童、生徒分の備蓄の確保
- 災害時における情報共有に関する協定書の推進

- 鉄道事業者・多摩消防署・多摩中央警察署・周辺企業と協力した、帰宅困難者受入れ訓練等の実施

減災目標 3

- ① 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフライン事業者と連携した、ライフラインの早期回復を行う。
- ② 応急仮設住宅への入居などを含む被災者の早期生活再建の道筋をつける。

目標達成に向けた主な取り組み

1 避難所の環境整備とライフラインの早期回復

1 対策の方向

- 避難所に対する生活物資の円滑な供給体制を構築する。
- 避難所の運営体制を整備するとともに、運営要領を充実する。
- ライフラインを60日以内に95%以上回復する。

	電力	通信	ガス	上水道	下水道
復旧の日数	7日	14日	60日	30日	30日

2 ライフライン事業者の復旧作業の円滑化を支援する。

1 主な対策

- 供給物資の着実な備蓄及び協定に基づく円滑な調達体制の構築
- 庁用車両に加え、輸送事業者の輸送力を確保した輸送体制の強化
- 多摩市下水道プラン2020の推進
- 各ライフライン事業者に対する耐震化等の働きかけ。
- 災害対策本部からの被災情報、道路情報の継続した提供
- ライフライン事業者の復旧作業に資するオープンスペースの提供

3 生活再建の早期化

1 対策の方向

- 罹災証明書の早期発行体制を整備する。
- 応急仮設住宅の早期確保体制を整備する。
- 義援金品の迅速な配分を行う。

2 主な対策

- 住家被害認定調査体制の確立（調査要領の策定）
- 被災者再建支援システムの習熟を図る
- 多摩消防署との罹災証明発行体制を検討する。
- 東京都等と協力し、市営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅の応急住宅として積極的な運用を図る。
- 応急仮設住宅の建設予定地を選定する。

- 義援金品の受付・配分体制を構築する。

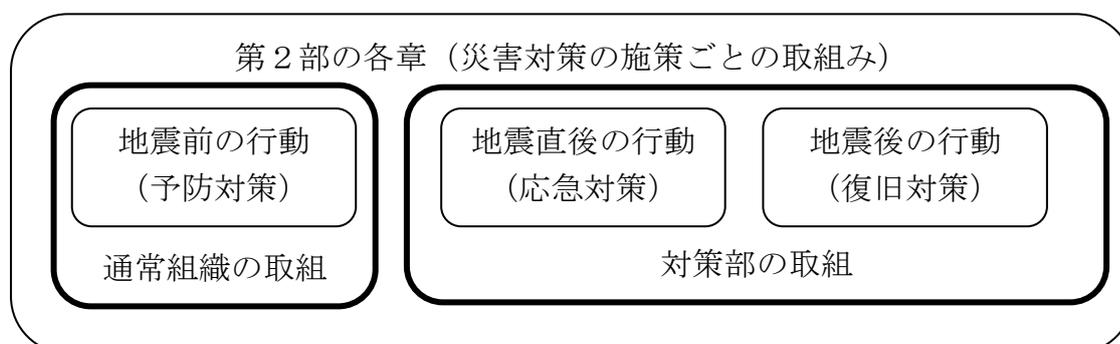
第 2 部
震 災 対 策 計 画
(予 防 ・ 応 急 ・ 復 旧 計 画)

【第2部の構成について】

- 第1章で、市及び関係機関の役割を示す。
- 第2章から第14章で、災害対策の施策ごとに（避難者対策、医療救護等対策など）、（1）日頃の対策、（2）発災時の対策、（3）発災後の復旧対策を災害の各フェーズに応じて、「誰が、何を、行うのか」を明確にする。

構成	内容
予防対策（日頃の対策）	平時の活動
応急対策（発災時の対策）	発災直後から72時間以内に必要な活動
復旧対策（発災後の復旧対策）	発災から4日目以降に重点的に行う活動

※ 応急対策と復旧対策の時間的な区分は、おおむねの目安であり、各取組み内容によって差異が発生する。



第1章 市長、市民及び事業者の基本的責務

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- 1 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任の原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。
- 2 震災対策の推進に当たっては、多摩市は基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすため、東京都や国と連携し市民の生命・身体及び財産を守らなければならない。
- 3 住民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する、または、防災に寄与するように努めなければならない。

* 災害対策基本法第7条第3項

2 基本的責務

1 市長の責務

- 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市長は、震災時における避難、救出及び救助を円滑に行うため、必要な態勢の確立及び資器材の整備等に努めなければならない。
- 市長は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを推進するように努めなければならない。

2 市民の責務

- 市民は、震災による被害を軽減するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・ 家具類の転倒・落下・移動防止
 - ・ 出火の防止
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 飲料水及び食料の備蓄
 - ・ 避難の経路、場所及び方法についての確認

- ・ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。
- 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

3 事業者の責務

- 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の防災に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の被害の軽減、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災の被害を軽減するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災の被害を軽減するため、周辺住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災の被害を軽減するため、市及び東京都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の事業所防災計画、消防計画若しくは危険物施設予防規定を、その業種別に応じた内容で作成しなければならない。

第2節 多摩市、東京都及び防災機関の役割

1 多摩市の役割

多摩市は、市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、多摩市地域防災計画及び東京都地域防災計画の定めるところにより、近隣市、都及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に務める。

1 多摩市

名 称	内 容
多 摩 市	1 多摩市防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。

名 称	内 容
	4 防災関係機関との連絡調整に関すること。
	5 緊急輸送の確保に関すること。
	6 避難の指示等及び誘導に関すること。
	7 避難所及び福祉的避難所等の開設に関すること。
	8 消防及び水防に関すること。
	9 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
	10 帰宅困難者の対策に関すること。
	11 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
	12 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
	13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
	14 ペットの避難や危険動物の逸走時に関すること。
	15 公共施設の応急復旧に関すること。
	16 災害復興に関すること。
	17 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
	18 自主防災組織の育成に関すること。
	19 事業所防災に関すること。
	20 防災教育及び防災訓練に関すること。
	21 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

※ 各部の役割は、第2章「多摩市災害対策本部の組織・各対策部の所管事務分掌表」を参照

2 多摩市消防団

名 称	内 容
消 防 団	1 水・火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること
	2 救助・救護活動、避難誘導に関すること
	3 被災状況の収集伝達に関すること
	4 行方不明者、遺体の捜索に関すること
	5 その他消防団活動に関すること

2 東京都の役割（東京都地域防災計画より抜粋）

1 東京都

名 称	内 容
東 京 都	6 東京都防災会議に関すること。
	7 防災に係る組織及び施設に関すること。
	8 災害情報の収集及び伝達に関すること。
	9 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
	10 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対す

名 称	内 容
	<p>る応援の要請に関する事。</p> <p>11 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。</p> <p>12 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>13 被災者の救出及び避難誘導に関する事。</p> <p>14 人命の救助及び救急に関する事。</p> <p>15 消防及び水防に関する事。</p> <p>16 医療、防疫及び保健衛生に関する事。</p> <p>17 帰宅困難者の対策に関する事。</p> <p>18 応急給水に関する事。</p> <p>19 救助物資の備蓄及び調達に関する事。</p> <p>20 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。</p> <p>21 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。</p> <p>22 公共施設の応急復旧に関する事。</p> <p>23 災害復興に関する事。</p> <p>24 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>25 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。</p> <p>26 事業所防災に関する事。</p> <p>27 防災教育及び防災訓練に関する事。</p> <p>28 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。</p>

2 東京都関係部局（多摩市関連）

名 称	内 容
建設局 ・南多摩東部建設事務所 ・西部公園緑地事務所	<p>1 河川及び関係施設の保全及び復旧に関する事。</p> <p>2 都道及び橋りょうの保全及び復旧に関する事。</p> <p>3 水防に関する事。</p> <p>4 河川における流木対策に関する事。</p> <p>5 河川、道路等における障害物の除去に関する事。</p> <p>6 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。</p> <p>※ 河川については、国直轄河川は除く</p>
都市整備局 ・多摩ニュータウン整備事務所	<p>1 新住宅市街地開発事業に係る用地等の保守及び整備に関する事。</p>
福祉保健局 ・南多摩保健所	<p>1 医療及び防疫に関する事。</p> <p>2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の救護、安全確保及び支援に関する事。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事。</p>

名 称	内 容
	こと（他の局に属するものを除く）。
警視庁 ・多摩中央警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 ・多摩消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救助及び救急に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。
水道局 ・多摩給水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 ・流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関する事。 3 他都市等からの支援受け入れに関する事。
東京都 住宅供給公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 新住宅市街地開発事業に係る用地施設等の保守及び整備に関する事。 2 被災管理住宅等に係る応急危険度判定に関する事。 3 被災者への応急的な住宅提供に関する事。

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものである。

名 称	内 容
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 2 通信施設等の整備に関する事。 3 公共施設等の整備に関する事。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 5 官庁施設の災害予防措置に関する事。 6 豪雪害の予防に関する事。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 9 建設機械及び技術者の現況把握に関する事。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。

名 称	内 容
	<p>11 災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p>
東京管区気象台 (気象庁)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。</p> <p>3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</p> <p>4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</p> <p>6 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>

4 自衛隊の役割

名 称	内 容
陸上自衛隊 (第1師団練馬駐屯地)	<p>1 災害派遣の計画及び準備に関すること。</p> <p>① 防災関係資料の基礎調査</p> <p>② 災害派遣計画の作成</p> <p>③ 多摩市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること。</p> <p>① 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</p> <p>② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</p>

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公

共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

多摩市の防災対策に際して、平常時には多摩市防災会議、発災時には多摩市災害対策本部に参画する。

名 称	内 容
日 本 郵 便	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東 京 ガ ス グ ル ー プ	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京電力グループ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
K D D I	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること

名 称	内 容
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関する事 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事 3 こころのケア活動に関する事 4 赤十字ボランティアの活動に関する事 5 輸血用血液の確保、供給に関する事 6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事(原則として義援物資については受け付けない。) 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関する事 8 災害救援物資の支給に関する事 9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 10 外国人安否調査に関する事 11 遺体の検案協力に関する事 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事
都市再生機構	1 新住宅市街地開発事業に係る用地施設等の保守及び整備に関する事 2 道路施設等の災害復旧工事に関する事 3 輸送路の確保に関する事

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

名 称	内 容
京王電鉄 小田急電鉄 多摩都市モノレール	1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
放送事業者	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。

7 公共的団体、協力機関の役割

多摩市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結等し、災害に関する業務への協力を依頼している。

名 称	内 容
自治会・管理組合 自主防災組織	1 初期消火及び救出・救護に関すること 2 避難誘導、避難所の運営に関すること 3 炊き出し、救助物資の配分等に関すること 4 その他被災状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること 5 要配慮者対策に関すること
多摩テレビ	1 緊急放送及び災害情報の放送の協力に関すること
多摩市医師会	1 医療救護活動の協力に関すること 2 遺体の検案の協力に関すること 3 防疫の協力に関すること
東京都八南歯科医師会	1 医療救護活動の協力に関すること
多摩市薬剤師会	1 医薬品、医療資器材の供給及び管理並びに調剤・服薬指導の協力に関すること
東京都柔道整復師会 南多摩支部多摩地区	1 柔道整復師会会員柔道整復師の協力に関すること
東京都獣医師会 東京都獣医師会南多摩支部	2 災害時等の動物救護対策に関すること
アルフレッサ	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
酒井薬品	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
スズケン	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
東邦薬品	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
メディセオ	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
京王自動車	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
飛鳥交通ニュータウン	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
小田急交通南多摩	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
八幸自動車	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
府中カントリークラブ	1 ヘリポートの提供協力に関すること
多摩市米穀小売商組合	1 応急用米穀の供給の協力に関すること
多摩商工会議所	1 物資の安定供給の協力に関すること
東京南農業協同組合	1 物資の供給協力に関すること
京王ストア	1 物資の供給協力に関すること
イトーヨーカ堂	1 物資の供給協力に関すること
コモディイイダ	1 物資の供給協力に関すること
サミット	1 物資の供給協力に関すること

名 称	内 容
ユニカ [千歳屋]	1 物資の供給協力に関する事
三徳 (貝取店・多摩店)	1 物資の供給協力に関する事
生活協同組合コープみらい	1 物資の供給協力に関する事
京王アートマン	1 物資の供給協力に関する事
多摩市身体障害者福祉協会	1 物資の供給協力に関する事
ヘルシーフード	1 要配慮者用食品等の供給協力に関する事
八洋	1 飲料水等の供給協力に関する事
東京都石油商業組合 南多摩支部多摩ブロック	1 燃料等の供給協力に関する事
レンタルのニッケン	1 資機材の供給協力に関する事
日本総合産業	1 資機材の供給協力に関する事
アクティオ	1 資機材の供給協力に関する事
多摩市建設協力会	1 建設資機材等の協力に関する事
東京土建一般労働組合 多摩・稲城支部	1 建築資機材等の協力に関する事
立川ハウス工業	1 建設資機材等の協力に関する事
東京トラック協会 多摩支部	1 自動車の供給協力に関する事
東急自動車学校	1 自動車、燃料等の供給協力に関する事
トヨタモビリティ東京	1 電気自動車の供給協力に関する事
日本自動車連盟 東京支部	1 緊急輸送路確保業務の協力に関する事
東京都自動車整備振興会 むさし府中・多摩支部	1 応急活動の協力に関する事
クライシスマップーズ・ジャパン	1 無人航空機 (ドローン) の提供協力に関する事
多摩市消防団懇話会	1 消防救助活動の支援に関する事
多摩市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の協力に関する事
東京都行政書士会 府中支部	1 行政書士業務相談に関する事
東京都市町村職員年金者連盟 多摩支部	1 労力・資機材等の提供協力に関する事
東京都理容生活衛生同業組合 南多摩支部	1 避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関する事
帝京大学	1 避難場所の施設利用に関する事 2 避難所の施設利用に関する事
東京建物・東栄住宅・京王電鉄・ 伊藤忠都市開発	1 避難場所の施設利用に関する事
ヴィータ聖蹟桜ヶ丘管理組合・ 京王電鉄	1 避難場所の施設利用に関する事
都立永山高等学校	1 避難所の施設利用に関する事
東京グリーンスポーツリンク	1 避難所の施設利用に関する事
東京電力パワーグリッド	1 避難所の施設利用に関する事

名 称	内 容
人材開発センター	2 ヘリポートの提供協力に関する事
都立多摩桜の丘学園	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
東京すみれ会	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘延寿ホーム	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
楽友会	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
大和会	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
河北医療財団	2 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
高齢者総合ケアセンター ケアプラザ多摩	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
大妻学院	1 二次避難所（母子避難所）の施設利用に関する事
バカン	1 避難所混雑状況可視化システムの提供協力に関する事
調布清掃	1 廃棄物処理等の協力に関する事
多摩興運	1 廃棄物処理等の協力に関する事
加藤商事	1 廃棄物処理等の協力に関する事
京王電鉄・小田急電鉄・多摩都市モノ レール・多摩中央警察署・多摩消防署	1 駅周辺混乱防止対策情報連絡会の設置に関する事 2 情報共有に関する事

第2章 災害対応の態勢

【予防対策】

基本方針

- 1 市の体制を整備する
- 2 救出救助体制を整備する

基本方針 1 市の体制を整備する

1 初動対応態勢の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 各部・施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部庁舎内の用途を指定する。 ○ 多摩市総合防災訓練等を実施する。 ○ 各種マニュアルを整備する。

□ 詳細な取組内容

1 本部庁舎内の用途の指定

- 事前に、会議室等の活用方法を定める。ただし、状況に応じて、適宜、再指定を行う。
- 応接室は本計画から除外する。

庁舎	階層	会議室名	用途
本庁舎	地下	男子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	女子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	健康相談室	職員救護用
本庁舎	1階（市民相談係奥）	相談室	市民相談用
本庁舎	1階（健康福祉部）	相談室（B棟）	福祉医療対策部本部用（福祉）
本庁舎	1階（健康福祉部）	相談室（A棟）	福祉医療対策部本部用（医療）
本庁舎	2階（健康福祉部）	相談室	福祉医療対策部本部用（福祉）
本庁舎	2階	ランチルーム	子ども対策部本部用
本庁舎	2階	課税課奥打合せスペース	住民対策部本部用
本庁舎	2階	防災対策室	災害対策本部室

庁舎	階層	会議室名	用途
			消防団・消防・警察・自衛隊・東京都・国土交通省・ライフライン等関係機関詰所
本庁舎	3階	特別会議室	災害対策本部長室
本庁舎	3階	記者控室	市民情報対策部本部用
本庁舎	3階	301 会議室 302 会議室	災害対策本部長室（リエゾン・各対策部連絡員が同席の場合）
本庁舎	3階	文書横打合せスペース	統括対策部本部用
本庁舎	4階	401 会議室	食糧物資調達対策部本部用
本庁舎	4階	第1委員会室	職員休憩用
本庁舎	4階	第2委員会室	職員休憩用
本庁舎	4階	理事者控室	職員休憩用
西会議室	1階	第1会議室	災害医療コーディネーター指揮所
西会議室	1階	第2会議室	災害医療コーディネーター指揮所
西会議室	1階	第3会議室	災害医療コーディネーター指揮所
西会議室	2階	第4会議室	応援機関控室
西会議室	2階	第5会議室	応援機関控室
西会議室	2階	第6会議室	応援機関控室
東会議室	2階	第3会議室	記者会見会場
東庁舎	1階	東庁舎会議室	復旧復興・給水対策部本部用 清掃対策部本部用
第二庁舎	1階	会議室	避難所施設対策部本部用
第三庁舎	2階	会議室	職員休憩用
その他の各打ち合わせスペース等		適宜、活用を図ること。	
全駐車場	関係機関専用（関係車両以外は駐停車禁止）		

- ※ 各団体の活動場所については、災害の状況及び庁舎の使用状況等を勘案し、指定する。
- ※ 災害対応の進捗状況に応じて、適宜、用途を変更して活用する。
- ※ 災害対策本部室とは、各対策部が集まり、各種情報収集を一括で行う場所
- ※ 災害対策本部長室とは、災害対策本部員が集まり、災害対策の意思決定等を行う場所

【多摩市庁舎の概要】

令和4年3月1日現在

項目	本庁舎	東庁舎	第2庁舎
構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造

項目		本庁舎	東庁舎	第2庁舎
建物規模		A棟地下1階地上4階 B棟地上4階	地下1階 地上2階	地上2階
面積	敷地	8,176.33 m ²	961 m ²	1,432 m ²
	延床	8,727.96 m ²	1,495 m ²	1,251 m ²
平常時の電気設備	電気設備	高圧受変電設備 6,600V	高圧受変電設備 6,600V	低圧受電設備 (電灯動力)
		高圧受変電設備 1箇所 設備容量：1,230KVA	高圧受変電設備 1箇所 設備容量：130KVA	
	給排水	上水1系統	上水1系統	上水1系統
		受水槽：タンク容量 57 m ³ 実貯水量 34 m ³ 高置水槽：13 m ³	受水槽：タンク容量 9 m ³ 実貯水量 6.5 m ³	直結給水

【多摩市庁舎の非常用発電装置の概要】

項目	庁舎系	防災系
所管課	総務契約課	防災安全課
設置年	1983年	1990年
出力量	120KVA	50KVA
燃料タンク容量	199ℓ	490ℓ
燃費（/時間）	25.36L	12.7L
無給油時発電継続時間	最大7.8時間	36時間～38時間
燃料	軽油	軽油
燃料補給方法	給油口から給油	給油口から給油
内燃機関（エンジン）	型番6 HAL（ヤンマー） 6気筒ディーゼルエンジン 排気量12,000cc	型番6D14（三菱自工） 6気筒ディーゼルエンジン 排気量6,600cc
電力供給先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明 ・ 給排水関係（各種ポンプ） ・ 排気ファン（電算室） ・ 排煙ファン（屋上） ・ 代表電話（内線は3時間程度使用可能） ・ 地下車庫シャッター ・ コンセント（B庁舎2F2個、3F4個、中央制御室関係） ※空調等への連動なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩市防災行政無線 ・ 東京都防災行政無線 ・ 災害対策室・無線室内の機器

2 防災訓練の実施

- 災害対応を円滑に実施するため、各機関相互及び市民との協力態勢の確立に重点をおく各種の訓練を実施する。
- 多摩市は、発災時に的確な行動がとれるよう職員の防災教育を積極的に行う。

(1) 総合防災訓練

① 目標

- 多摩市・防災関係機関及び地域住民が一体となり実効性のある総合的な訓練を実施し、参加機関、参加者の震災対応能力を向上させる。
- 総合防災訓練では、各機関相互の緊密な協力態勢を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

② 実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア 想定

大規模震災（震度6強）時の各機関との連携を図る想定とする。

イ 時期

一年を通じ柔軟に訓練日を設定する。（年1回）

ウ 場所

原則として、小・中学校、公園等を訓練会場とする。

(2) 水防訓練

① 目標

水防法等に基づき、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫時等における水防活動の習得を目的として、多摩消防署、多摩中央警察署、その他の防災機関と連携し実施する。

② 実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア 時期

原則として、毎年水防月間（5月）に実施する。

イ 場所

- 一ノ宮公園付近で実施するほか、中小河川の洪水も想定した場合は、水害の発生が想定される場所とする。
- 避難訓練を実施する場合は、避難所（各小中学校等）を活用する。

ウ その他

- 東京消防庁からの要請に応じ、東京消防庁水防訓練・第9消防方面本部水防訓練を合同で実施する。
- 必要により隣接市との合同訓練を実施する。

(3) 帰宅困難者対策訓練

① 目標

- 一時滞在施設と駅舎等との連携による帰宅困難者の受入れ等の対応要領の習熟を図る。
- 訓練を通じ「災害時駅周辺混乱防止情報連絡会」の連携を強化する。

② 実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア 時期

原則として年1回以上実施し、実施の時期は協定締結機関との調整による。

イ 場所

駅周辺及び一時滞在施設

ウ その他

図上訓練や通信訓練をもって実動訓練に代えることができる。

(4) 参集訓練

必要により市職員の参集訓練と防災研修会を実施する。

(5) 定期通信訓練

- 通信要領の習熟を図るため、毎週水曜日に無線機、東京都災害情報システム等の操作等の訓練を実施する。
- 実施要領等の細部については、毎年、通知する。

(6) 図上訓練

防災関係機関や民間講師等の協力の下に図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

(7) 各種防災訓練及び職員の防災教育

- 各部（課・施設）は、あらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。
- 防災安全課は、各部（課・施設）の訓練実施に際して、積極的に支援し、訓練効果を高める。

(8) 職員の震災対策

- 職員は、率先して家庭内の家具類の転倒・落下・移動防止措置、必要物資の備蓄等の震災対策を行い、自身及び家族の安全を確保する。
- 多摩市は、事務所内（オフィス）の物品棚、書架、ロッカー、OA機器等の転倒・落下・移動防止対策を実施する。

(9) 各種マニュアルの整備

- 各部（課・施設）は、発災時に担当する業務を迅速かつ円滑に処理するためのマニュアルを整備する。また、必要の都度更新を行う。
- 防災安全課は、各部（課・施設）のマニュアル整備に際して、積極的に支援する。
- 防災安全課は、マニュアルが複数の部に関係する場合には、作成主体となる所属等を指定する。
- 防災安全課は、必要により、各部（課・施設）に対し、マニュアルの作成、修正を通知する。
- 各部（課・施設）は、マニュアルの策定前に総務部長（防災安全課経由）に事前協議を行う。

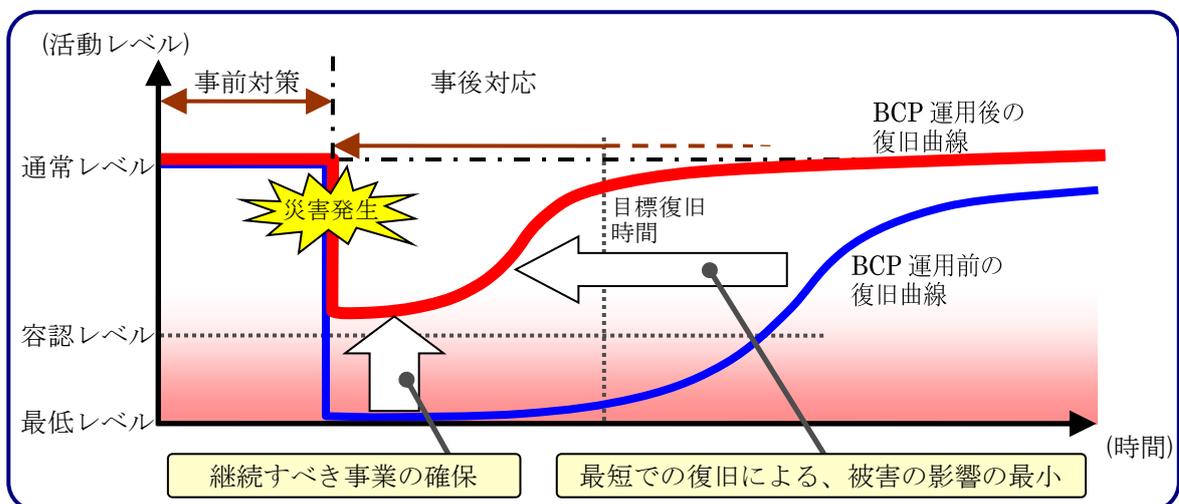
2 事業継続態勢の確保

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 各	○ 事業継続計画（BCP）を適宜更新する。

※ 多摩市は、平成23年2月にBCP策定し、令和元年11月に第2版を作成した。

- 1 BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- 2 その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- 3 事業継続の取組は、以下の特徴がある。
 - (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- 4 BCPの策定に当たっては、多摩市地域防災計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検、課題を抽出して、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



基本方針2 救出救助体制を整備する

1 消火・救助・救急活動態勢の整備

□ 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な態勢を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団員を確保する。 ○ 消防団資器材・分団本部施設等の整備を図る。 ○ 消防団員の教育訓練を行う。 ○ 地域等と連携した防災対策を推進する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に対応できる突発態勢の強化を図る。 ○ 緊急交通路等確保に必要な交通規制の整備を行う。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時、非常時における各種計画を整備する。 ○ 消防職員の教育訓練を行う。 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の構築を推進する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣計画等を整備する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市消防団の消防活動態勢

- 消防団の存在と活動を積極的に広報し、消防団員の入団促進を図る。
- 消防団専用無線の配備を充実し、消防団の統制能力の向上を図る。
- 震災を踏まえた資器材の配備を充実し、消火・救助能力の向上を図る。
- 可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を概ね10年を目安に更新し、機動力の向上を図る。
- 新耐震基準以前に建設された消防団詰所の耐震化工事が完了したことから、発災後、迅速に消防団が、消火、救出・救助活動などを実施できるよう施設の老朽化に応じて、補修・改修等を実施する。
- 区画整理や大規模開発など、街づくり事業に合わせ、消防団活動用地（詰所用地を含む）の確保に努める。
- 地域特性に応じた活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 団員の日常生活に配慮した訓練内容（時間、手法など）を検討、企画し、団員の負担の軽減を図る。

- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 女性消防団員を積極的に活用し、女性の視点を取り入れた消防団活動を充実させる。

2 多摩中央警察署の救出救助態勢

- 災害時に対応できる突発態勢の強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにしておく。
- 災害時に迅速な救出救助活動が行えるように、多摩中央警察署救出救助部隊を編成し、平素から各種訓練を反復、継続的に実施し、災害対処能力の向上に努める。
- 発災直後から速やかに緊急自動車専用路を確保するため、交通規制に必要な資器材等の整備を図る。

3 多摩消防署の消防活動態勢

- 平時、非常時における各種計画を整備し、消防活動の円滑化を図る。
- 平時から、多摩市及び多摩市消防団との連携を強化し、震災時における消防活動の円滑化を図る。
- 消火活動や救助活動を効果的に実施するため、継続した訓練を実施し、部隊の技能を向上させる。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員の教育を充実するとともに、職員の応急救護能力の充実強化を図る。
- 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- 震災時における消防業務に関する協定により多数傷病者の搬送補完態勢の確立を図っている。

4 自衛隊の活動態勢

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 東京都、防災関係機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

2 広域連携態勢の構築

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースの確保・整備を行う。 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備を行う。 ○ ヘリコプター活動拠点の確保を行う。 ○ ヘリサインを整備する。 ○ 自治体間の災害時応援協定の新規締結を推進する。 ○ 受援態勢等の整備を図る。

□ 詳細な取組内容

1 オープンスペースの確保

- 公園や緑地等の調査を行い、オープンスペースの指定を検討する。
- オープンスペース利用計画を適宜更新する。

【オープンスペース利用計画（令和4年3月）】

	広域 避難場所	救出救助 活動拠点	ヘリコプター 緊急着陸場	陸上自衛隊 仮泊地	ボランティア 活動拠点	物資集積・ 輸送拠点	がれき置き場 ごみ集積所	応急仮設住宅 建設用地	一時遺体 安置所
愛宕東公園							○		
一ノ宮公園			○						
一本杉公園	○						○		
永山南公園		○		○					
貝取南公園							○		
貝取北公園							○		
関戸公園		○		○			○		
諏訪南公園							○		
諏訪北公園							○		
多摩中央公園	○							○	
多摩東公園・陸上競技場		○	○	○					
大栗橋公園							○		
大谷戸公園	○						○		
鶴牧西公園								○	
並木公園	○								
宝野公園			○						
落合南公園							○		
李久保公園							○		
和田公園							○		
都立桜ヶ丘公園	○								
総合福祉センター					○				
総合福祉センター2階駐車場									○
旧西落合中学校グラウンド									
旧豊ヶ丘中学校クラブハウス									○
旧永山第一給食センター						○			
市役所地下駐車場屋下部分						○			

※ オープンスペースの利用は、状況に応じて柔軟に対応する。

※ 多摩市防災まちづくり事業計画に定めるオープンスペース利用計画については、多摩市地域防災計画に準ずる。

2 大規模救出救助活動拠点等の確保

- 多摩市は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 下表の公園を救出・救助活動拠点の候補地とする。

施設名	所在地	使用可能面積
関戸公園（グラウンド）	関戸 3-5 番地先	約 9,000 m ²
多摩東公園・陸上競技場	諏訪 4-9	約 13,000 m ²
永山南公園	永山 4-7-12	約 7,000 m ²

3 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 下表の公園をヘリコプター緊急離着陸場所の候補地とする。
- 多摩南部地域病院・日本医科大学多摩永山病院から 5km 以内に、ヘリコプターの離着陸が行える、オープンスペースを確保する。

施設名	所在地
一ノ宮公園	一ノ宮 1049 番地先
多摩東公園・陸上競技場	諏訪 4-9
宝野公園	落合 5-5
府中カントリークラブ敷地内	中沢 1-41-1

※ 発災時には、被災状況や他の応急対策の状況を踏まえ、上表に限らず、適宜、柔軟に候補地を拡充する。

4 ヘリサインの設置

- 概ね中学校区に1箇所の割合で屋上防水工事等に合わせて順次設置を促進する。
- 平成14年から設置し、現在は、市内9箇所に設置している。
- 市役所、諏訪中学校、青陵中学校、豊ヶ丘小学校、多摩永山中学校、多摩消防署、
国士舘大学多摩キャンパス、落合中学校、南鶴牧小学校

※ ヘリサイン

航空部隊（特に他道府県の応援部隊）の道標として、防災拠点となる建物等の屋上部に施設名称などを表記するものである。航空部隊が防災上重要な施設を即時に特定できるとともに、上空からの情報収集において、ヘリサインの位置を基準として、被災場所と被災状況を正確に把握、報告することができる。



【ヘリサインの設置例・・・場所：多摩市役所屋上】

5 自治体間の災害時応援協定の新規締結

- (1) 他自治体から、迅速かつ円滑な支援が得られるよう、以下を踏まえ、協定を締結する。
 - 多摩直下地震が発生した場合でも、協定締結自治体に被害がない、又は、軽微であり、応援派遣の実効性があること。
 - 協定締結自治体が車両で多摩市へ進入が可能であること。
(発災後、先遣隊の準備、移動を含め、陸路で概ね24時間以内に到着)
- (2) 大規模災害を経験した自治体との協定締結を推進する。
- (3) 関東・甲信越地方を中心に、協定締結自治体が均等的に配置できるよう協定締結を推進する。

6 受援計画の策定及び支援態勢の整備

- (1) 受援計画とは、地域防災計画と業務継続計画（BCP）に定める業務を確実に実施できるよう、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と業務継続計画（BCP）を下支えする計画であることから、多摩市として、東日本大震災や近年発生している自然災害からの教訓を踏まえ、国等のガイドラインに基づき、早期に計画を策定する。
- (2) 他自治体が被災し、被災を免れた本市が他自治体を応援する場合の「支援態勢」（応援態勢）について、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓等を踏まえて、整備する

態勢	主な検討課題
受 援 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況に応じた、ニーズ把握 ○ 支援先自治体との連絡調整 ○ 支援職員の受入れ態勢 ○ 支援職員の居住空間の確保 ○ 支援職員の配属先の調整 ○ 費用負担など
支 援 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援に係わる市内の態勢整備（任務分担、調整機能） ○ 支援内容の区分と各内容に応じた手順の検討 ○ 被災地ニーズの把握（先遣隊の派遣、被災地との連絡調整） ○ 支援に係わる人的、物的資源の確保 ○ 派遣職員の支援態勢（情報提供、物資、メンタルケアなど）

※ 応援については被災地のニーズを把握し、多摩市として全部局が連携し、取り組む。

なお、任務分担の例示は、次のとおりである。

- ・ 支援業務に係る統括及び総合調整..... 防災安全課
- ・ 支援派遣者の選出..... 全所属
- ・ 支援派遣者の選定..... 防災安全課・人事課
- ・ 支援派遣に伴う個人装備品の用意（作業服等）..... 人事課
- ・ 支援に係る費用の拠出..... 財政課
- ・ 支援派遣に係る現金の取扱い..... 会計課
- ・ 支援に係わる報道対応等..... 秘書広報課
- ・ 支援業務に係わる雑務処理..... 全所属 など

【応急対策】

基本方針

- 1 市の初動体制を確立する
- 2 早期の救出救助体制及びの受援体制の確立を図る

基本方針 1 市の初動体制を確立する

1 災害対策本部

- 対策内容と役割分担

1 時系列

【災害対策本部等の初動態勢等】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢	応急対策期		復旧対策期
多摩市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○非常配備態勢の発令 ○本部の設置 ○情報収集 ○本部長・本部員の参集 ○職員の参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回災害対策本部会議(以後、適宜開催) ○ 自衛隊等への災害派遣要請 ○ 報道発表(以後、適宜発表) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応援協定締結機関等への応援要請 ○ 災害救助法の適用申請 	

2 災害対策本部の立ち上げ

多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱に基づき、非常配備態勢を発令し、多摩市災害対策本部（以下この章において「災害対策本部」という）を立ち上げる。

3 災害対策本部

大規模な地震が発生した場合には、非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置するとともに、市、その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

(1) 災害対策本部の設置

- 市長は、多摩市の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置する。

- 副市長、教育長及び下水道事業管理者は、必要があると認めるときは、市長に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を具申することができる。
- 各部長は、必要があると認めるときは、総務部長に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を要請することができる。
- 総務部長は、要請があった場合、又は、自ら必要があると認めるときは、副市長、教育長及び下水道事業管理者と協議し、市長に具申する。
- 災害対策本部は、市役所本庁舎2階防災対策室に設置する。ただし、本部長が設置し難い状況にあると判断した場合には、東庁舎、西会議室又は総合福祉センターに設置する。
- 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱により定める。

(2) 設置の通知等

- 総務部長は、災害対策本部が設置された場合には、東京都知事に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認められた者に災害対策本部の設置を通知する。
市の各部長、警視庁多摩中央警察署長、東京消防庁多摩消防署長、多摩市消防団長、防災関係機関、市民、隣接市長、防災会議委員
- 企画政策部長は、災害対策本部が設置された場合には、報道機関に発表する。
- 各部長は、通知を受けたときは所属職員に周知徹底する。
- 災害対策本部が設置された場合は、庁舎入口に「多摩市災害対策本部」の掲示板を掲出する。

(3) 災害対策本部の廃止

- 本部長は、多摩市の地域について災害が発生するおそれが消したと認められた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認められた時は、災害対策本部を廃止する。
- 災害対策本部の廃止の通知等は、災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

4 災害対策本部の組織

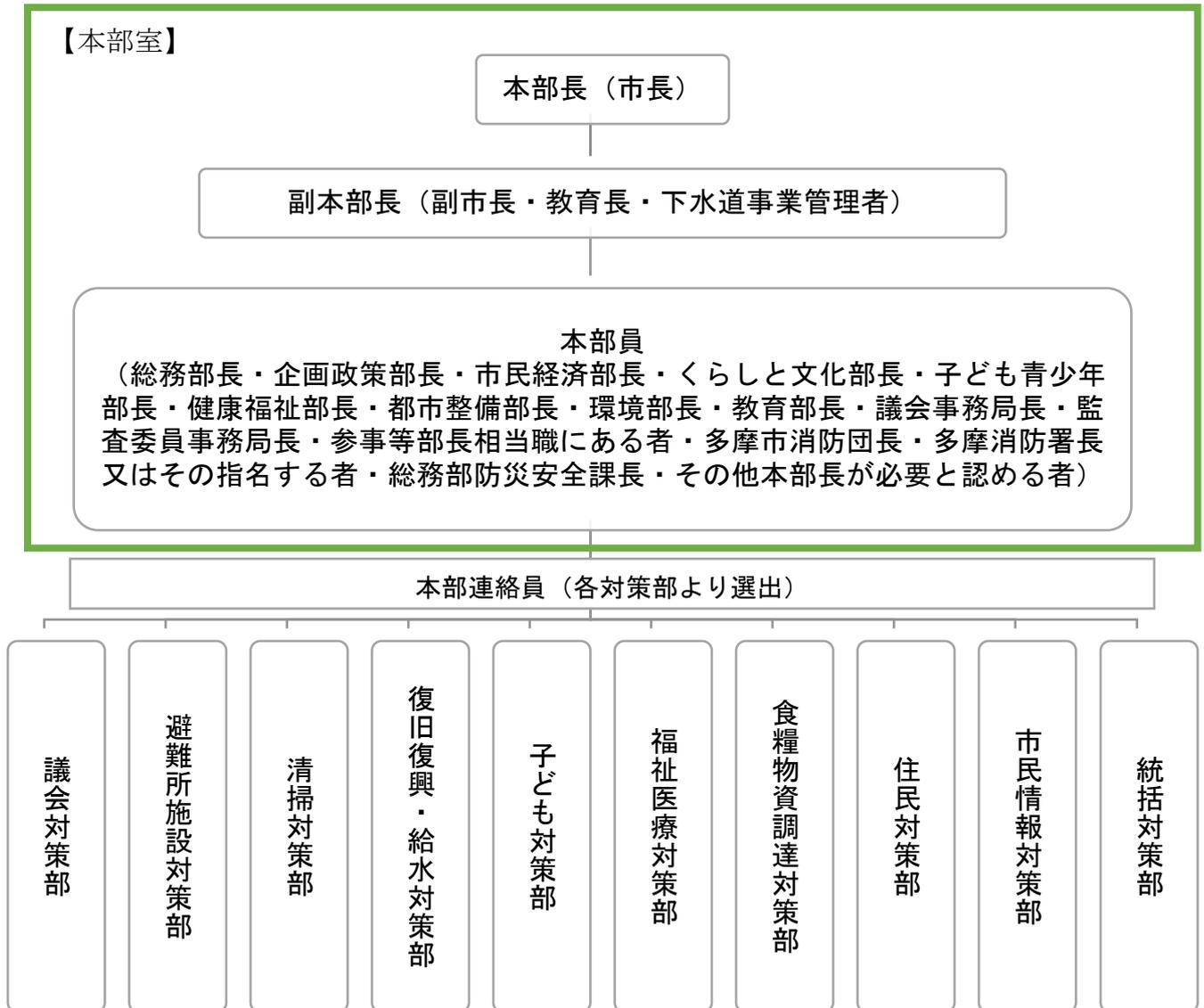
(1) 災害対策本部の組織

構成員		職務
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、多摩市災害対策本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長 下水道事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。
本部員	総務部長 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

構成員	職務
	健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 総務部防災安全課長 その他本部長が必要と認める者

- 災害対策本部は、本部長室及び対策部で構成し、必要により現地災害対策本部を加えて構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

＜災害対策本部の組織図＞



※ 現地本部

本部長は、必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

※ 防災会議

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

(2) 本部長の代理等

本部長に事故等がある時、代理順位は副市長を教育長より優先する。

その職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1位 総務部に関する事務を所掌する副市長

第2位 総務部に関する事務を所掌する副市長以外の副市長

第3位 教育長

第4位 下水道事業管理者

第5位 総務部長

本部長及び副本部長並びに総務部長より先に本部員が参集した場合には、次の代行順位に基づき、災害対策本部と同等の活動を行う。

なお、職務代行時に上位の職務代行者が参集等した場合には、実施した職務内容を報告し交代する。

順位	代行者	備考
1	企画政策部長	
2	市民経済部長	
3	くらしと文化部長、子ども青少年部長、健康福祉部長、都市整備部長、環境部長、教育部長、議会事務局長	先着した部長が代行者となる。

(3) 本部長室の所掌事務

本部長室は、各対策部及び現地災害対策本部の災害対応の進行管理を行うとともに、次の各号について本部の基本方針を審議決定する。

- 非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 国、都、他市町村及び防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

5 災害対策本部の運営

(1) 本部長室の開設

- 本部長は、災害対策本部を設置したときは構成員を招集し、本部長室の会議（以下、「本部会議」という。）を開催する。その後は、定期に本部会議を開催する。
- 本部長は、次のときには、本部長室において臨時に本部会議を開催する。なお、関係のある構成員のみを招集して、開催することもできる。
 - 本部長室の所掌事務を審議決定するとき
 - 災害対応に大きな進展があったとき
 - 現地災害対策本部を設置するとき
 - 副本部長又は本部員から要請があり、本部長が必要と認めたとき
 - その他本部長が必要と認めたとき
- 本部長は、必要があると認めたときは本部長室に構成員以外の者の出席を求める。

(2) 本部長室の議事

本部長室に付議する事項は、次のとおりとする。

- 本部長室の所掌事務

- 複数の対策部間の調整が必要で、かつ、重要な事項
- 各対策部の災害対応の報告事項
- 現地災害対策本部の災害対応の報告事項
- その他本部長が必要と認めた事項

統括対策部長は、本部長室に付議された事項が複数の対策部に係る場合には、当該事項の総合調整を行う。

(3) 付議手続き

- 各対策部長は、付議する事項を事前に統括対策部長と協議する。なお、報告事項にあっては、この限りではない。
- 本部会議への付議にあたっては、文書、写真、図面等の掲示に努め、分かりやすく、各対策部長との情報共有が図りやすいものに努める。

(4) 本部長室の情報の処理

- 各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を必要により関係する機関や団体に連絡する。
- 各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を所属職員に連絡する。
- 統括対策部長は、適宜最新の情報を本部長室に掲示するものとする。
- 統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を庁内放送する。
- 統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を東京都、隣接市、自衛隊等に連絡するものとする。

(5) 本部の財務

各対策部の分掌事務の遂行に要する費用が不足する場合は補正予算をもって措置する。ただし、補正のいとまがないときは、予備費により措置する。

総務部長は、前段の予算措置をとる必要があるときは、事前に企画政策部長と協議し、本部長室に付議するものとする。

(6) 災害対策本部への派遣員

- 本部長は、必要により次に掲げる機関に職員の派遣を要請する。
 - ・ 指定地方行政機関
 - ・ 陸上自衛隊
 - ・ 東京都の機関
 - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
 - ・ その他必要な機関
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、その他必要な協力を求める。
- 本部長は、必要により本部派遣員に対し、本部会議への出席を求める。

(7) 災害対策本部と対策部との連絡員

- 各対策部長は、本部長室と対策部、対策部間の円滑な連絡調整を図るため、本部連絡員を指名する。
- 本部連絡員は、災害対策本部において、所属する各対策部長の指揮下で、同対策部長を補佐する。

- 本部連絡員は、必要に応じて、所属する各対策部長とともに本部会議へ出席する。
- 防災安全課長は、本部会議で審議決定した事項の細部を調整する必要があるときには、関係する本部連絡員を集めて本部連絡員会議を開催する。
- 本部連絡員は、自己の対策部長及び統括対策部長の承諾を得て、退庁する。

6 現地災害対策本部

(1) 目的

震災による大規模事故現場における、複数の関係機関との円滑な連携を確保することを目的に設置する。

(2) 分掌事務等

機 関 名	対 策 内 容
現 地 災 害 対 策 本 部	<p>1 構成員</p> <p>① 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。</p> <p>② 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部員又は本部の職員とする。</p> <p>③ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。</p> <p>④ 現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。</p> <p>2 事務分掌</p> <p>① 被害及び復旧状況の情報分析に関すること</p> <p>② 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>③ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること</p> <p>④ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること</p> <p>⑤ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること</p> <p>⑥ その他現地災害対策本部長が必要と認めること</p> <p>3 設置場所</p> <p>災害現場又は災害現場付近の市が管理する施設等</p>

2 対策部

1 各対策部の組織図

本部員	対策部名	構成課
本 部 長 市長 副 本 部 長 副市長 教育長 下水道事業管理者 本 部 員 総務部長 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 議会議務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 その他本部長が必要と認める者 防災安全課長	統括対策部	防災安全課、元防災安全課職員のうち事前に指定した職員 総務契約課、人事課、文書法制課、オンブズマン事務局
	市民情報対策部	企画課、秘書広報課、財政課、情報政策課、行政管理課
	住民対策部	課税課、市民課、納税課、経済観光課
	食糧物資調達対策部	コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・生涯学習推進課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
	福祉医療対策部	福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、保険年金課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、健幸まちづくり推進室 災害医療コーディネーター
	子ども対策部	子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童青少年課
	復旧復興・給水対策部	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課
	清掃対策部	環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課
	避難所施設対策部	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター、スポーツ振興課
	議会対策部	議会議務局

2 各対策部長の役割

- 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。
- 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。
- 本部長、副本部長が不在又は事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代行すること。
- 対策部長は、予め非常配備態勢時の職員の動員表及び活動要領を定め、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

- 対策部長は、前段に規定する動員表及び処理要領を定め、又は変更したときは統括対策部長に報告するものとする。
- 対策部長は、事前に又は、臨時的に対策部内を班編成し、災害対応能力の向上を図ることができる。
- 対策部長は、班編成を行った場合は、課長職相当以上の者を班長に指定する。
- 対策部長は、対策部長が不在の際の指示・命令をする者の代行順位を、あらかじめ定めおかなければならない。
- 対策部長は、対策部における本部連絡員を指名する。

3 各対策部の役割

(1) 前提

- 発災後の時間経過に応じて各対策部の業務量が変化する。
- 応援を受ける対策部は、応援職員を円滑に運用するためには、手順書やフローシートなどの整備が必要である。
- 業務内容によっては、通常の行政事務に深く関係する分野がある。

(2) 共通事項

- 各対策部は、相互に連携、協力し活動する。
- 各対策部は、統括対策部の調整により相互に応援を行う。
- 各対策部は、発災直後から災害情報の収集に努める。
- 各施設管理者は、発災時において、施設利用者の安全確保を行う。
- 各施設管理者は、発災直後において、速やかに人的被害、建物被害を確認し、本部に報告するとともに、必要な措置を行う。なお、本部への報告は、通常の行政組織に従った系列で報告する。
- 各施設管理者は、発災後、来館者の安全を確保した後、施設の閉鎖を行なうとともに、防災上特別な用途に指定されている施設（避難所や一時滞在施設）は、その任務が円滑に実施できるよう、初動任務の遂行にあたる。
- 市内の被害状況、避難所の開設状況等、東京都災害情報システム（DIS）に入力可能な情報は、指揮系統に基づく報告と併せて、システム（DIS）に入力を行う。
- 専門的な技能を有する職員（建築・土木・保健等）を班編成等して、一括運用する。（職員リストや運用計画等の手順書が必要である。）

(3) 各対策部の事務分掌

名称	部長等	課名	役割
統括対策部	■担当部長 総務部長	防災安全課、 その他 (元防災安全課職員 から事前に指定した 職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長室及び本部会議の庶務に関する事。 ・ 応急対策における総合調整に関する事。 ・ 災害情報等の把握及び報告に関する事。 ・ 各対策部との連絡調整に関する事。 ・ 消防団に関する事。 ・ 避難指示等に関する事。 ・ 自衛隊、防災関係機関及び他自治体への応援要請に関する事 ・ 災害対策本部職員の動員及び服務に関する事。 ・ 復興計画に関する事。 ・ 他の対策部に属さない事。
		総務契約課、人事課、 文書法制課、オンブ ズマン事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市本庁舎の点検整備及び復旧に関する事。 ・ 一時滞在施設の統括管理に関する事。 ・ 車両の調達に関する事。 ・ 現金の出納及び保管に関する事。 ・ 市保有の資器材の調達及び配分に関する事。 ・ 災害対策本部職員の食料、飲料水及び生活物資の調達、配分に関する事。 ・ 災害の調査、記録及び集計に関する事。
市民情報対策部	■担当部長 企画政策部長 ■補佐 施設政策担当 部長 市民自治推進 担当部長	企画課、秘書広報課、 財政課、情報政策課、 行政管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報及び広聴に関する事。 ・ 報道機関との連絡調整に関する事。 ・ 被災者等の相談に関する事。 ・ 災害対策関係予算に関する事。 ・ 基幹情報システム及びネットワークの復旧に関する事。 ・ 復興計画に関する事。
住民対策部	■担当部長 市民経済部長	課税課、市民課、納税 課、経済観光課、	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の被害認定調査に関する事。 ・ り災証明に関する事。 ・ 市民の安否確認及び確認結果の整理、記録に関する事。 ・ 中小企業等及び農業関係者の災害調査、支援対策等に関する事。

名称	部長等	課名	役割
食糧物資調達対策部	<p>■担当部長 くらしと文化部長</p> <p>■補佐 監査委員事務局長</p>	コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・生涯学習推進課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水（ペットボトル等）及び生活物資の調達、配分に関する事。 ・ 救援物資等の受入れ及び配分に関する事。 ・ 炊き出し（給食センターの運用を含む）に関する事。 ・ 多摩市国際交流センターとの外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。 ・ 老人福祉館及びコミュニティ施設の対応に関する事 ・ ペットに関する事。 ・ 被災動物、逸走動物に関する事。 ・ 一時滞在施設の設置運営に関する事。
福祉医療対策部	<p>■担当部長 健康福祉部長</p> <p>■補佐 保健医療政策担当部長</p>	▽福祉班 福祉総務課、生活福祉課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、健幸まちづくり推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社との連絡調整に関する事 ・ ボランティアに関する事。 ・ 社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関する事 ・ 要配慮者対策に関する事。 ・ 遺体の身元確認、収容及び埋葬に関する事。 ・ 義援金品に関する事。 ・ 災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関する事。

名称	部長等	課名	役割
		▽医療班 健康推進課、保険年金課、災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動拠点の開設及び運営に関する ・ 災害医療コーディネーターとの連絡調整に関する こと。 ・ D-MAT 等との連絡調整に関する こと。 ・ 負傷者等の搬送体制への応援要請に関する こと。 ・ 保健所、医師会、歯科医会、整復師会及び薬剤師会との連絡調整に関する こと。 ・ 災害拠点病院等医療施設との連絡調整に関する こと。 ・ 緊急医療救護所及び救護所に関する こと。 ・ 応急医療器具及び医薬品の調達、搬送に関する こと。 ・ 乳幼児及び妊産婦への対応に関する こと。 ・ 救護状況の調査及び報告に関する こと。 ・ 保健、防疫及び消毒に関する こと。 ・ 災害薬事センターの設置及び運営に関する こと。 ・ 保健師の活動に関する こと。 ・ その他、健康相談に関する こと。
子ども対策部	■担当部長 子ども青少年部長	子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童青少年課、多摩保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立保育園、学童クラブ及び児童館を利用する児童生徒の避難、救護及び引渡しに関する こと。 ・ 私立幼稚園及び私立保育園並び認定こども園等との連絡調整に関する こと。
復旧復興・給水対策部	■担当部長 都市整備部長	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定に関する こと。 ・ 倒壊家屋等の解体に関する こと。 ・ 道路、橋りょう及び下水道施設等の点検整備及び災害復旧に関する こと。 ・ 応急給水に関する こと。 ・ 必要な労務、資器材の調達、確保及び供給に関する こと。 ・ 公共施設の災害復旧に関する こと。 ・ 応急仮設住宅の設営に関する こと。 ・ 河川の流木等障害物の除去に関する こと。 ・ 水防活動の技術的指導に関する こと。 ・ 復興計画に関する こと。

名称	部長等	課名	役割
清掃対策部	■担当部長 環境部長	環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ、がれき、し尿処理に関すること。 ・ 倒壊家屋等の処理に関すること。 ・ 災害用トイレの調達及び設置に関すること。 ・ 公園、緑地等の点検整備及び災害復旧に関すること。 ・ 放射能の環境測定に関すること。
避難所施設対策部	■担当部長 教育部長 ■補佐 教育部参事	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター、スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。 ・ 避難所の設置及び運営に関すること。 ・ 避難場所の運用に関すること。 ・ 一時滞在施設の設置運営に関すること。 ・ 学用品の調達及び供給に関すること。 ・ その他、児童生徒及び教職員に関すること。
議会対策部	■担当部長 議会事務局長	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員との連絡調整に関すること。
市立小中学校の職員			<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務校にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。 ・ 避難所の設置及び運営に関すること。 <p>※ 学校用務員（正規職員）は、学校の状況を熟知していることから、市内各校における避難所運営に関し、指導、助言を行うこと。</p>
派遣職員（総合事務組合、東京都等）			<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務場所にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。

※ 統括対策部は、対策部からの要請に基づき、対策部間の大規模な職員の応援に関する調整を行う。

4 市職員の配備態勢

(1) 非常配備態勢

- 市長は、災害が発生した場合は、次のとおり必要な非常配備態勢を発令する。
- 非常配備態勢が発令された場合には、対象となる職員は、速やかに所要の配置及び必要な措置を行う。
- 夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生し、市域に（2）震災非常配備態勢に掲げる震度階が観測された場合には、市長が非常配備態勢を発令したのとし、対象者は速やかに参集を行う。
- 対象者は、各勤務場所に参集し、参集状況を対策部長に報告する。

- ただし、事前に参集場所を指定されている場合には、指定場所に参集する。
- 対象者は、参集途上において災害情報の収集に努め、参集場所に到着後、速やかに報告する。
- 参集後直に各対策部長の指揮下に入り、応急対策に対処するものとするが、災害の状況とそれに対する応急措置状況及び各対策部の参集人員等に応じて、本部長の指令により他の部の応援に入る。

(2) 震災非常配備態勢（首都直下地震、南海トラフ地震・噴火・大規模事故等）

	時期	対象	態勢
警戒配備態勢	市域に震度4の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたととき	○ 防災安全課職員	市内の被害状況について、情報収集を行い必要な措置を講ずる。
第1非常配備態勢	市域に震度5弱の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたととき	○ 本部長、副本部長及び本部長 ○ 防災安全課職員 ○ 元防災安全課職員から、事前に指定した職員 ○ 一部職員（約4割）	被害の拡大を防ぐために必要な対応を開始する。
第2非常配備態勢	市域に震度5強の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたととき	○ 本部長、副本部長及び本部長 ○ 防災安全課職員 ○ 元防災消防担当職員 ○ 元防災安全課職員から、事前に指定した職員 ○ 一部職員（約7割）	第1非常配備態勢を強化する態勢とする。
第3非常配備態勢	市域に震度6弱以上の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたととき	○ 本部長、副本部長及び本部長 ○ 防災安全課職員 ○ 元防災消防担当職員 ○ 元防災安全課職員から、事前に指定した職員 ○ 全職員（約10割）	本部の全力をもって対処する態勢とする。

(3) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたとときは、特定の対策部に対してのみ非常配備態勢の発令し、または、特定の対策部に対し種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

(4) 非常配備態勢に基づく措置

各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、動員表に基づき所属職員を所定の部署に配置すること。

各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、活動要領に基づき所属職員に対して必要な指示をしなければならない。（事前の指示を含む）

(5) 非常配備態勢の対象除外の職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

想定する職員		基準		
多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例のうち	病気休暇中の職員	全て免除		
	妊娠出産休暇及び育児休業中の職員	全て免除		
	介護休暇を取得している職員	全部休業	すべて免除	
		一部休業	他に託せる状況ができるまで免除	
妊娠中の職員	本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務			
養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に預けることができない職員		他に託せる状況ができるまで免除		
家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員		他に託せる状況ができるまで免除		
自身が負傷した職員		療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集する。		
自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある職員		火災時は免除。火災が終息し、家族を避難所等に誘導後は参集する。		
自宅が半壊相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員		状況が改善するまで免除		
会計年度任用職員		本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。		

(6) 職員の配置

- 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合に備え、対象となる職員の名簿（動員表）を作成するとともに、当該職員への連絡方法を定めておく。
- 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合には、直ちに次の処置をとらなければならない。
 - ・ 所属職員の掌握を行うこと。
 - ・ 職員を所定の部署に配置すること。
 - ・ 高次の非常配備態勢の移行に備えた措置を講ずること。
 - ・ 統括対策部長へ状況を報告する。
 - ・ その他必要と認めたこと。
- 各対策部長は、所管する事務を円滑に処理するため、次の初動対応項目を定め、これを周知徹底させなければならない。
 - ・ 対策部内の指示・命令系統の確立

- ・ 初動時の班編成（通信連絡班、参集受付班、資器材調達班など）
- ・ 出先機関の被災状況の確認
- ・ その他必要な事項

(7) 職員の服務

すべての職員は、非常配備態勢が発令された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 常に災害に関する情報に注意すること。
- 災害対策本部及び各対策部の指示に従うこと。
- 通常業務を一時中止する（不急の行事、会議、出張等を中止する）こと。
- 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- 非常配備態勢が発令された時は、万難を排して速やかに参集すること。
- 自らの言葉によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。
- 相互に連携協力すること。

5 防災関係機関等の活動態勢

(1) 責務

防災関係機関等は、多摩市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、多摩市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

(2) 活動態勢

防災関係機関等は、前項の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

基本方針2 早期の救出救助体制及びの受援体制の確立を図る

1 消火・救助・救急活動

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市消防団の機能を最大限に活用し、消火・救助・救急活動を行う。 ○ 消防機関、警察機関及び自衛隊等の総合調整を行い、救出・救助活動の推進を図る。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助を実施する。 ○ 救出救助活動に当たっては、現有する装備資器材のほか、協定事業者等から借用する建設用資器材等の重機類を有効に活用する。 ○ 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○ 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、必要な交通規制を実施する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急活動を実施する。
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣し、次の活動を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 避難の援助 ・ 被災者等の捜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護及び防疫 ○ 東京消防庁・警視庁・自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急活動を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 消防団と連携した消火活動等

1 多摩市及び多摩市消防団

- 多摩市は、消防団本部の運営を支援する。

- 多摩市は、必要により消防団の本団指揮隊を運用する。
- 消防団長は、消防団本部を設置運営し、各分団を指揮する。
- 消防団は、多摩消防署長の所轄の下（連携、協力）に活動する。
- 各分団は、地域に密着した防災機関として分団受持区域内の市民に対して出火防止、初期消火、応急救護等の呼びかけを行う。また、火災その他の災害に対して、消防活動にあたる。

2 消防団の具体的な活動内容

- (1) 出火防止
発災と同時に付近の市民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (2) 情報活動
災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。
- (3) 消火活動
同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署との連携を強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を行う。
- (4) 消防署隊への応援
多摩消防署応援要員として消火活動等の応援をする。
- (5) 救出・救護
簡易救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- (6) 広域避難場所の防護等
関係機関と連携し、避難者の安全確保や広域避難場所等の防護活動を行う。
- (7) 道路障害排除等
消防活動上支障がある場合には、道路障害排除等の活動を行う。
- (8) その他
その他、消防団長が認める活動を行う。

3 消防団による応急対策の実施

地域に密着した防災機関として、市民に対して出火防止、初期消火活動等と呼びかけるとともに、火災その他災害に対し、多摩消防署と連携し、消防活動にあたる。

(1) 具体的な取組内容

項 目	内 容
活動態勢	指定された場所に参集する。 各分団は、事前計画に基づき参集状況に応じた班編成を行う。 必要により消防署隊と災害現場を区分し、消防活動を行う。 各分団は、原則として自己分団区域内の災害に対応する。 本団は、必要により各分団の相互応援を指示する。 本団は、消防署隊と連携し、効果的な部隊の運用を行う。
出火防止	市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。

項目	内容
情報の収集等	<p>参集途上において、消火活動上必要な災害状況、道路障害状況等の情報収集を行う。</p> <p>参集後において、情報班を編成し、担当区域の災害状況、道路障害状況等の収集を行う。</p> <p>収集情報を、携帯無線機等を活用し、本団等に報告する。</p>
消火活動	<p>救助救急に優先し、対応する。</p> <p>各分団は、自己分団区域内の火災に出動する。</p> <p>各分団は、本団が出動を指示した火災に出動する。</p> <p>建物火災や避難所、避難経路に係る火災を優先して対応する。</p>
救助救急	<p>地域住民と協働し、救助救急活動を行う。</p> <p>負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。</p>
避難場所の防護等	<p>避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</p>
消防部隊への応援	<p>多摩消防署の応援を行う。</p>
その他	<p>消防活動上支障がある道路障害物の排除等を行う。</p>

4 消防機関、警察機関及び自衛隊等との総合調整

(1) 多摩市

- 災害対策本部長は、地震により大型施設が倒壊する等の大規模な災害現場において、現地災害対策本部を設置し、消防機関、警察機関、自衛隊等の災害対応の総合調整を行う。
- 災害対策本部長は、次のとおり消防機関、警察機関、自衛隊等の活動を支援する。
 - ・ 収集した情報を提供する。
 - ・ 保有する災害対応資器材を貸与する。
 - ・ 必要により敷地や燃料の確保を行う。

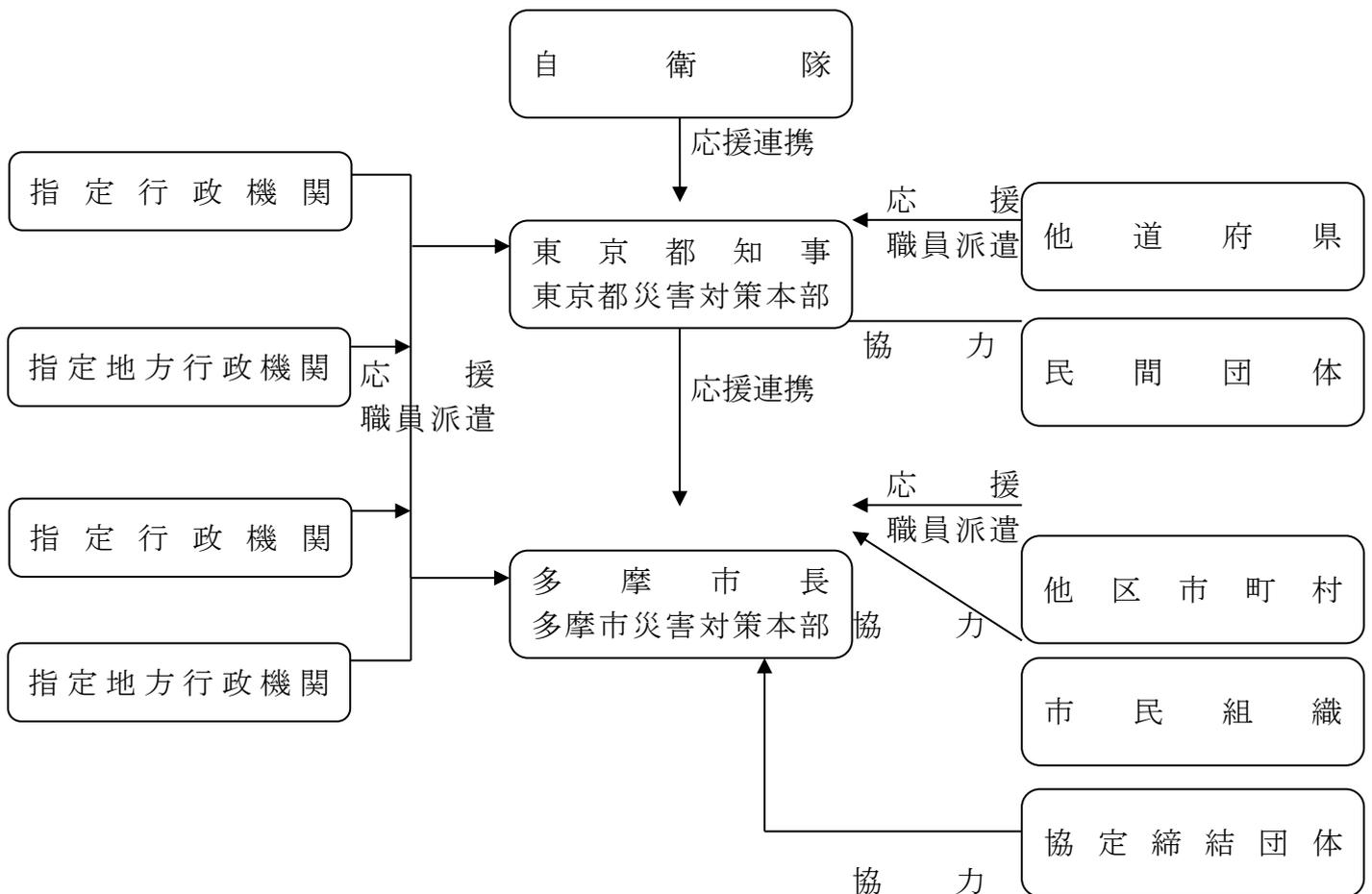
2 応援協力・派遣要請・活動拠点の調整

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 統括対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要により、次の機関に応援を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都（総務局総合防災部経由） ・ 協定締結自治体 ・ ネットワークおぢや ・ 都内市町村 ・ 協定締結民間事業者等

機 関 名	対 策 内 容
	(協定内容によっては各対策部が直接要請) ・ 自衛隊 ○ オープンスペースの確保、調整を行う。
東京都	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。 ○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施する。 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

□ 災害時の防災協力態勢図



□ 詳細な取組内容

1 東京都への応援要請

- 本部長は、必要に応じ都知事に応援を要請する。
- 本部長は、応援を求める場合には、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- 災害の状況及び応援要請を求める理由
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項

2 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣の要請

- 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命、又は財産の保護のため、必要があると認める場合には、自衛隊法第83条第1項に基づき、都知事に対し（総務局総合防災部）、自衛隊の派遣を要請する。
- 市長は、通信等の途絶等により都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、直接関係する部隊に通知し、事後、所定の手続を速やかに行うものとする。
- ただし、災害が発生し、自衛隊の災害派遣に関わる要請ができないときは、災害派遣に関する訓令に基づき、自衛隊は災害救援活動を展開することができる。

(2) 災害派遣の手続き

- 市長は、下記の事項を明らかにし、都知事（総務局総合防災部）に派遣を要請する。

(3) 災害の状況及び派遣を要請する理由

- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 患者輸送の場合の航空機の要請には、次の項目を追加する。
- 患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体
- 患者の付き添い、医師の有無、収容先
- 気象情報、使用飛行場（ヘリポート）

(4) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣をした結果、派遣される場合。
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣をした結果、派遣される場合。
- 災害に際し、通信の途絶等により市長が都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合。
- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。
- 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合。
- 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

(5) 陸上自衛隊災害派遣担任区分

【災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団)】

都担当	地区担任部隊	担当地域
第1師団(練馬)	(23区分区) 第1普通科連隊	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
	(多摩東分区) 第1後方支援連隊	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・ 多摩 ・稲城・西東京の各市
	(多摩西分区) 第1施設大隊	八王子・青梅・町田・日野・福生・羽村・あきる野の各市、瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
	(島しょ部) 師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

(6) 派遣部隊の受入れ態勢

① 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、事前に関係機関の長と協議し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。

② 活動計画

自衛隊に対し活動を要請するときは、先行性のある活動計画を立て、指示する。

③ 連絡員等の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう、部隊の誘導及び災害対策本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間連絡員を配置する。

④ 仮泊予定地

派遣部隊の仮泊地は、下表のとおりとする。なお、これ以外でも、主たる災害地域に近い仮泊地がある場合は、別に選定する。

施設名	所在地	使用可能面積
関戸公園（グラウンド）	関戸 3-5 先	約 9,000 m ²
多摩市陸上競技場	諏訪 4-9	約 13,000 m ²
永山南公園	永山 4-7-12	約 7,000 m ²

(7) ヘリコプター緊急離着陸場

市内のヘリコプター緊急離着陸場は、下表のとおりである。なお、これ以外でも、主たる災害地域に近い発着可能地点がある場合は、別に選定する。

施設名	所在地
一ノ宮公園	一ノ宮 1049 先
多摩市陸上競技場	諏訪 4-9
宝野公園	落合 5-5
府中カントリークラブ	中沢 1-41-1

(8) 主な活動内容は以下の通り

被害状況の把握・避難の援助・避難者等の捜索援助・水防活動・消防活動・道路または水路の障害物除去・応急医療、救護及び防疫・人員及び物資の緊急輸送・被災者生活支援・救援物資の無償貸付または譲与・危険物の保安及び除去・その他臨機の措置等

(9) 多摩市の地域性

多摩市は市域の約7割が集合住宅であり、これらの住宅が倒壊した場合は、大多数の死傷者の発生が予想される。

その為、迅速な救出救助を展開するためには、救助資器材を活用するなど、救助に関する専門的な部隊の早期投入が必要である。よって、多摩市の特性を十分に踏まえて、陸上自衛隊への要求順位を予め決定しておく。

(10) 陸上自衛隊へ、発災後の要求順位

災害派遣部隊の活動内容において、発災直後、とりわけ迅速に要求しなければならない順位は以下の通りである。

- 1.被害状況の把握
- 2.道路障害物除去
- 3.避難者等の捜索援助
- 4.避難の援助
- 5.応急医療、救護及び防疫
- 6.消防活動

(11) 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した下記に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛

隊と派遣を受けた機関が協議する。

3 第1 後方支援連隊の派遣要領

多摩市において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに多摩市災害対策本部へ連絡員を派遣する。

4 その他の応援要請

(1) 協定締結自治体等への応援要請

- 本部長は、必要に応じて次の協定締結自治体の長に対し応援を要請する。
 - ・ 長野県富士見町
 - ・ 北海道置戸町
 - ・ 静岡県西伊豆町
 - ・ 中越大地震ネットワークおぢや（新潟県小千谷市経由）
- 本部長は、応援を求める場合には、協定締結自治体の長に対し、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- なお、応援要請に係る連絡事項は、東京都への要請に準ずる。
 - ・ 中越大地震ネットワークおぢやとは、平成16年10月に発災した新潟県中越地震において、被災地である新潟県小千谷市に対し、全国から応援に係った自治体で形成されるネットワークである。
 - ・ 同ネットワークの自治体で災害が発生した場合には、当該自治体の要請に応じて、応援や支援を行う。同ネットワークの事務局は、新潟県小千谷市が所管している。

【ネットワークおぢや加盟自治体一覧】

都府県名	自治体名	所在地
岩手県	久慈市	岩手県久慈市川崎町1番1号
福島県	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039
	北塩原村	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
	南相馬市	福島県南相馬市原町区本町二丁目27
	浪江町	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
茨城県	守谷市	茨城県守谷市大柏950番地の1
	取手市	茨城県取手市寺田5139
	日立市	茨城県日立市助川町1-1-1
	土浦市	茨城県土浦市下高津一丁目20番35号
	常総市	茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
栃木県	大田原市	栃木県大田原市本町1丁目4-1
群馬県	太田市	群馬県太田市浜町2-35
	大泉町	群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号
	邑楽町	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

都府県名	自治体名	所在地
	明和町	群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地 1
埼玉県	戸田市	埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
	草加市	埼玉県草加市高砂一丁目 1-1
	八潮市	埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1
	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1
	深谷市	埼玉県深谷市仲町 11 番 1
	三郷市	埼玉県三郷市花和田 648 番地 1
千葉県	浦安市	千葉県浦安市猫実 1-1-1
	流山市	千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
	四街道市	千葉県四街道市鹿渡無番地
	君津市	千葉県君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
東京都	杉並区	東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1
	国分寺市	東京都国分寺市戸倉 1-6-1
	多摩市	東京都多摩市関戸 6-12-1
	あきる野市	東京都あきる野市二宮 350 番地
	町田市	東京都町田市森野 2-2-22
	狛江市	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
神奈川県	南足柄市	神奈川県南足柄市関本 440
	小田原市	神奈川県小田原市荻窪 300
	開成町	神奈川県足柄郡開成町延沢 773 番地
	秦野市	神奈川県秦野市桜町一丁目 3-2
	座間市	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号
新潟県	新潟市	新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1
	三条市	新潟県三条市旭町 2-3-1
	十日町市	新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地
	見附市	新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
	燕市	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
	妙高市	新潟県妙高市栄町 5-1
	湯沢町	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
	加茂市	新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
	長岡市	新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10
	柏崎市	新潟県柏崎市中央町 5-50

都府県名	自治体名	所在地
	出雲崎町	新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地
	津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地
	小千谷市	新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号
富山県	富山市	富山県富山市新桜町 7 番 38 号
石川県	穴水町	石川県鳳珠郡穴水町字川島ウの 174 番地
	輪島市	石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
	小松市	石川県小松市小馬出町 91 番地
	かほく市	石川県かほく市宇野気ニ 81 番地
	金沢市	石川県金沢市広坂 1-1-1
	野々市市	石川県野々市市三納 1 丁目 1 番地
	内灘町	石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1
	津幡町	石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ 3 番地
山梨県	南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原 376
	上野原市	山梨県上野原市上野原 3832
	北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
長野県	飯田市	長野県飯田市大久保町 2534 番地
	喬木村	長野県下伊那郡喬木村 6664 番地
	阿南町	長野県下伊那郡阿南町東條 58 番地 1
静岡県	富士市	静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
	裾野市	静岡県裾野市佐野 1059
	小山町	静岡県駿東郡小山町藤田 57 番地 2
	御殿場市	静岡県御殿場市荻原 483 番地
	富士宮市	静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
	磐田市	静岡県磐田市国府台 3 番地 1
	焼津市	静岡県焼津市石津 728 番地の 2
	三島市	静岡県三島市北田町 4 番 4 7 号
	藤枝市	静岡県藤枝市岡出山 1 丁目 1 1 番 1 号
	袋井市	静岡県袋井市新屋 1-1-1
岐阜県	関市	岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地
愛知県	田原市	愛知県田原市田原町南馬場 30 番地 1
	清須市	愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
	大洲市	愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

都府県名	自治体名	所在地
	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
三重県	松阪市	三重県松阪市殿町 1340-1
	津市	三重県津市西丸之内 2 3 - 1
	伊勢市	三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
	鈴鹿市	三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
大阪府	大阪市	大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
兵庫県	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
奈良県	奈良県	奈良県奈良市登大路町 30 番地
和歌山県	有田川町	和歌山県有田郡有田川町大字下津野 2018-4
愛媛県	今治市	愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
福岡県	北九州市	福岡県北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

(2) 都内市町村への応援要請

- 本部長は、多摩市域において局所的に被害が大きく、都内他市町村における応援が見込める場合には、当該市町村に対して「震災時の相互応援に関する協定（平成8年3月締結）」に基づき応援を要請する
- 本部長は、応援を求める場合には、協定締結自治体の長に対し、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- なお、応援要請に係る連絡事項は、東京都への要請に準ずる。
- 本部長は、応援要請を行った場合には、東京都に対し報告する。

(3) 協定締結民間事業者等への応援要請

- 各対策部長は、協定締結民間事業者から必要な物資、車両、施設等を調達、確保し、速やかに本部長へ報告する。
- ただし、大規模な調達、確保を行う場合は、事前に報告し了承を得る。
- 各対策部長は、時期を失することなく、応援協定に基づき、事後の対策業務に必要な物資等を調達、確保する。
- 各対策部長は、協定締結民間事業者に対して、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- 各対策部長は、調達、確保した物資等の規模及び費用を速やかに本部長へ報告する。（協定締結民間事業者からの物資等は有償である）
- 各対策部長は、自己の対策に係る公共的団体に対して、応援要請を行い、速やかに本部長へ報告する。
- ただし、大規模な応援等を要請する場合は、事前に報告し了承を得る。
- 協力団体は、「第1章市長、市民及び事業者の基本的責務、第2節 多摩市、東京都及び防災機関の役割、7 公共的団体、協力機関の役割」による

(4) 経費の負担

- 国、都及び他区市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- 防災関係機関及び他の区市町村が市に協力した場合、若しくは、多摩市が他の区市町村等に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度または事前に相互に協議して定める。

5 オープンスペースの確保及び調整

- オープンスペース利用計画に基づき応援部隊の受入れ拠点を確保及び調整する。また、被災状況等により同計画を柔軟に変更する。
- 都が実施するオープンスペースの使用調整に協力する。

6 国・都への応援要請

統括対策部長は、以下の仕組みに基づき、応援要請を行う

(1) 被災市区町村応援職員確保システム

- 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関(全国知事会、全国市長会、全国町村会等)が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。
- 総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部の調整の下、各ブロック知事会(関係都道府県)における支援体制を構築するとともに、関係都道府県との協議により被災市区町村応援職員確保現地調整会議を設置し、被災市区町村ごとに対口支援団体等を決定する。(第一段階支援)
- 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。(第二段階支援)
- 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となっていく。
- 被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

第3章 市民と地域の防災力の向上

【予防対策】

基本方針

- 1 防災意識の向上を図る
- 2 地域による共助の推進
- 3 事業所やボランティアによる共助の推進

自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。

これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。

基本方針1 防災意識の向上を図る

1 自助による市民の防災力向上

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水（1日一人3ℓ、3日分）、食料（3日分）、医薬品など、ローリングストックや買い置きなどの備蓄
- 携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 多摩市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加

- 自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害発生時に備え、避難場所、避難所及び避難経路等の確認・点検
- 各個人や各家庭の個別の事情に応じた備え
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

※ ローリングストックとは

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に自宅で当面生活することが可能となります。

(出典：9都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会 HP より)

2 防災意識の啓発

□ 対策内容と役割分担

行政等は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 総 務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の防災意識の把握・啓発活動を促進する。 ○ 防災訓練・講習会を実施する。 ○ 防災教育を推進する。 ○ 防災マップや防災パンフレット等の作成・配布する。 ○ 災害対策や防災情報をホームページへ掲載する。 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等をホームページ等に掲載する。 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、 ○ 出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、市民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の絵画展示及び「防火のつどい」

機 関 名	対 策 内 容
	<p>を活用した防火防災思想の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会を実施する。 ○ 災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーを開催する。 ○ 救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」を開催する。 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオを活用する。 ○ 防災情報・救護活動状況等をホームページ等に掲載する。
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等を配布する。 ○ 災害用伝言ダイヤル171 等の利用方法等を紹介する。
N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページ等へ掲載する。 ○ 東京ガスグループの防災と安全への取組みや利用者の安全・防災対策を紹介する。
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載

機 関 名	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

□ 詳細な取り組み

- 自主防災組織を中心としたアンケート調査や防災訓練の機会を通じて、市民の防災に関する意識を把握するとともに、啓発活動を展開して行く。
- 防災マップ・洪水ハザードマップ、防災パンフレット等の作成や配布を行い、防災意識の高揚を図る。
- たま広報、自主防災組織だより、多摩市公式ホームページによる啓発広報を行うとともに、多摩テレビ等のメディアを効果的に活用し、積極的な広報を展開する。
- 防災用品の斡旋を行い、市民の防災意識を喚起するとともに、家庭内の備蓄や安全を促進する。
- 市は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 市は、飼い主に対し、日頃から、動物の適正な飼養を啓発するとともに、災害においてもペットの食糧や飼育用ゲージなどの備えが必要になる事を、普及啓発する。

3 防災教育・防災訓練の充実

□ 対策内容と役割分担

多摩市や各機関は、地域が行う防災訓練の実施を促進し、地域の防災力向上を図っていく。

- 女性や要配慮者が参画しやすい防災訓練や地域づくり
- 幼児期からの継続した防災教育の推進
- 広報等による訓練参加者の増加の推進

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 関 係 各 課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の育成指導を促進する。 ○ 要配慮者の総合防災訓練等への参加を支援する。 ○ 幼稚園、保育園、小中学校における防災教育を推進する。 ○ 保護者参加による防災教育を推進する。 ○ 実戦的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上を図る。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関の連携の強化を図るため、多摩中央警察署パートナーシップを活用した研修会や合同訓練を推進する。 ○ 幼稚園、小・中学校・高校を対象とした防災教育、学生・語学ボランティアの充実を図る。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩防火女性クラブ、多摩消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や市民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生及び高校生には普通救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 消防団、災害時支援ボランティアと連携した防砂教育・防災訓練の実施

□ 詳細な取り組み

- 総合防災訓練の内容を、実戦に即した内容とする。
- 市民と協力して「避難所運営訓練」を実施する。
- 災害時に、地域住民や各自主防災組織等の連携を保ち、また、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、地域が主体となって災害に立ち向かうための組織である「防災連絡協議会」の立ち上げを支援する。
- 防災知識や技術習得のため、自主防災組織リーダー研修会への参加促進や、立川防災館などの利用等を促進する。

- それぞれの地域や対象者に合わせた防災教育を推進する。
- 学校においては、児童や生徒の発育段階に応じた防災教育を行うとともに、地域等と連携を図り、社会に奉仕する精神を養う教育を推進し、災害活動への協力、いわゆる「担い手」としての意識を醸成する。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく
- 市民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

基本方針2 地域による共助の推進

1 地域による共助の推進

□ 対策内容と役割分担

首都直下地震（多摩直下）等の大規模災害の被害の軽減には、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要である。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の新規結成を推進する。 ○ 自主防災組織の助成制度の充実を検討する。 ○ 自主防災組織の活性化を図る。 ○ 地区防災計画の策定を支援する。
自 主 防 災 組 織 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を行う。 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難、応急給水など各種訓練を実施する。 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等を備蓄する。 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知を行う。 ○ 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備を推進する。 ○ 非常用発電機等を活用し、スマートフォンの充電を行い、市民相互の連絡を図れるよう資器材の作動確認や訓練を行う。
多 摩 中 央 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩中央警察署パートナーシップを活用し、自治体、自主防災組織を巻き込んだ訓練を推進する。 ○ 地域の特性を活かした「地域の絆づくり」に向けた取り組みを行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災市民組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 多摩市と連携した防災市民組織の活性化の推進 ○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施 ○ 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援

□ 詳細な取組内容

1 自主防災組織への支援

- 他組織の取組の紹介や共助の必要性について指導・助言により、自主防災組織の新規結成を進める。
- 各組織に対し、組織の円滑な運営及び充実強化を図るため、多摩市自主防災組織用防災用品及び助成金交付要綱に基づき、新規結成後の防災用品や防災態勢の充実を図る助成金の交付を行う。
- 自主防災組織や地域の防災の中核である団体等に対して、その活動や訓練を支援する助成制度等の検討を行う。
- 複数の自主防災組織が合同で実施する訓練に対して、助成を行う。
- 自主防災組織リーダー研修やバス借上げ制度等を通じて、自主防災組織の活性化を推進する。
- 地域が実施する要配慮者に関する取り組みに関し、市職員の派遣や他の自治体の活動事例の紹介など、積極的に支援していく。
- 地域の避難行動要支援者への対策を促進するため、災害時要援護者避難支援個別計画を策定できるような仕組みづくりを行う。
- 新規に避難行動要支援者避難支援個別計画を策定する自主防災組織等に対し、助成金の交付を行う。
- 東京都が実施している「地域の底力発展事業助成」及び、（一財）自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」を活用して、自主防災組織の活動を支援する。

【自主防災組織の補助制度一覧】

区 分	内 容
自主防災組織 防災用品交付	結成された自主防災組織に対し、消火器や救出機材等の防災用品を交付する。

区 分	内 容
自主防災組織 助成金交付	結成時から3年間は訓練や資器材整備費用を助成する。
避難行動要支援者避難 支援個別計画作成 補助	新規に、避難行動要支援者避難支援個別計画を作成した、自主防災組織に対し、作成費用を助成する。
自主防災組織 合同訓練助成金	複数組織で防災訓練を実施するときは、その訓練を合同訓練と位置づけ、訓練経費を助成する。
自主防災組織電源確保 事業	地域における電源確保を目的として、発電機やソーラーパネルを申請に応じて、支給する（R4年度まで）

2 地区防災計画の推進

(1) 地区防災計画とは

住民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地域の防災力を高めるために必要な避難行動や避難所運営の役割分担、防災訓練、資機材の備蓄など、各地域の特性に応じた防災活動のルールを定めた計画を指す。

ただし、「多摩市地域防災計画」と整合性を図る必要がある。

(2) 地区防災計画の推進

- 地域住民等により多摩市防災会議に対し、地区防災計画が提案された場合は、その発意を積極的に受け止め、当該計画提案で示された地域の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地域に係る地区防災計画として定めるように努める。

(3) 地区防災計画策定の支援

多摩市は、地区防災計画の提案があった場合は、関係所管及び当該地区代表等と事前協議を通じ、策定の支援を行う。

事前行儀を行う内容は、以下の通り。

- 地区防災計画の内容及び実施体制
- 計画対象地区が重複している地区防災計画との整合
- 多摩市市地域防災計画との整合
- その他必要と認める事項

(4) 地区防災計画の規定

- 計画提案が行なわれた場合は、その内容が、本計画内容の趣旨に沿っているか等十分に検証し上で、本計画へ規定する。
- 本計画へ規定するかの判断は以下の事項を十分に考慮するものとする。
 - ・ 提案書に不備はないか（提出書類上がきちんと揃っているか）
 - ・ 提案地域（団体）の活動実態はあるか
 - ・ 対案地域（地区）の理解は得られているか
 - ・ 多摩市との連携は可能か
 - ・ 本計画の趣旨を十分に踏まえているか
 - ・ その他
- 規定の必要がないと判断した場合は、その旨及び理由を提案者へ通知する

(5) 地区防災計画の規定方法

計画提案により、多摩市地域防災計画の内容と合致している場合、もしくは、地区計画にあわせ、地域防災計画を修正した場合は、資料編に以下の内容を掲載する。

- タイトル
- 作成団体名
- 計画内容は、作成団体の意向を確認し、公開可能な場合は、HPへ掲載する。

3 自主防災組織の活動

- 災害が発生した時に、地域住民の防災活動が効果的かつ円滑に行われるよう、組織づくりを行う。
- 組織は、その編成員の役割を明確にし、機能的に活動できるようにする。
- 日常生活上一体性を有する地域で編成し、一致協力して守るという連帯感が持てる規模とする。
- 自主防災組織は、非常用発電機、蓄電池・ソーラーパネルを使用し、地域においてスマートフォン等の充電が行えるよう、日頃から資器材の作動確認を行うとともに、自主防災組織全体で、操作方法の習熟が図れるよう、常に、訓練を行う。
- 自主防災組織の任務は、おおむね次のとおりである。なお、災害時には、自治会、管理組合等の区域を越えた活動も考慮する。

区 分	主な活動内容
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及・意識の高揚 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災資器材の整備 ・ 高齢者、障がい者、難病者等要配慮者の把握 ・ 消防水利の把握 他
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・伝達 ・ 出火防止、初期消火活動 ・ 被災者の避難誘導 ・ 負傷者の救出・救護・搬送 ・ 給食、給水活動 ・ 避難所の設置・運営 ・ 要配慮者の支援・安否確認 他

4 防災市民組織の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要となる。

各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。

特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

基本方針3 事業所やボランティアによる共助の推進

1 事業所による自助・共助の強化

□ 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画（※）の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

※ 事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限に止めるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。
多 摩 消 防 署	○ 事業所の自衛消防活動能力及び救出救護活動能力の充実、強化を図る。 ○ 事業所防災計画及び消防計画の作成指導及び届出指導を行う。 ○ 危険物施設等に対し、予防規定の作成・届出指導、消防法に基づく自衛消防組織の結成の指導を行う。 ○ 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。 ○ 事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及啓発を行う。 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布を行う。
各 事 業 所	○ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。 ○ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記） ○ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ○ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続する

機 関 名	対 策 内 容
	<p>ために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 ○ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ○ 多摩商工会議所など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

□ 詳細な取組内容

- 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- 帰宅困難者対策について、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、積極的に普及啓発を行っていく。
- 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

2 ボランティアとの連携

□ 対策内容と役割分担

1 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携

大規模災害においてボランティアや NPO との円滑な連携を図るため、各機関は平常時より市民活動団体等と相互に連携を図る。

機 関 名	活 動 内 容
多 摩 市 健 康 福 祉 部 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市社会福祉協議会等との連携による多摩市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平常時から市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
多摩市社会福祉 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施する ○ 「多摩市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づ

機 関 名	活 動 内 容
	き、訓練を実施する。

□ 詳細な取り組み内容

1 多摩市及び多摩市社会福祉協議会等

- 多摩市災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施する。
- ボランティアによる自主的な防災活動が円滑に行える条件の整備を図るため、災害ボランティアの育成等を推進する。
- 自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者避難支援個別計画の作成を支援する。
- 多摩市災害ボランティアセンターの機能を強化するために、災害ボランティア講座等を実施し、災害ボランティアコーディネーターの育成を図る。
- 災害時においても効率的、有機的に機能するシステムづくりを行う。
- 災害ボランティアの広報等により、登録希望者の拡充を行う。
- 広域的な災害時ボランティアの受入れ体制の構築を行う。
- 多摩市社会福祉協議会と連携し、市内大学等と協定を締結するなど、受入れ拠点施設の確保に努める。

2 東京都防災ボランティアとの連携

- 災害時のボランティア活動では、一定の知識や経験、特定の資格を有する者の即時的対応が重要であり、このために氏名、連絡先、活動の種類等を予め把握し、協力態勢の確立を図っておく必要がある。
- ボランティア要員の専門技能（医療関係、パソコン関係、重機操縦関係等）を事前に登録し、円滑な災害時の活動体制を確立する。
- 東京都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都 都 市 整 備 局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建 設 局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁災害時支援ボランティア制度は東京消防庁管下に発生した地震災害などの大規模災害に対して、消防活動に係わる知識・技術を持った災害時支援ボランティアが、お互いに協力して、災害の拡大を防ぎ、被害を軽減する。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

■ 多摩消防署

要 件	活 動 内 容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>3 元東京消防庁職員</p> <p>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</p>	<p>1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p>2 平常時 消防署が市民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>3 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、コーディネーター講習」を実施。会議、意見交換を実施</p>

4 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

■ 多摩中央警察署

要 件	活 動 内 容
警察署の管轄区域内に居住し、	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、

要件	活動内容
又は活動拠点を有している者 で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

5 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援や被災地の復興支援を行う。

日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できる体制づくりを行う。

ボランティア養成計画などを作成する。

■日本赤十字社東京都支部

要件	活動内容
《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施
《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

3 市民・行政・事業所等の連携

□ 対策内容と役割分担

各主体は、従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 暮らしと文化部 多摩消防署 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携を支援する。 ○ 自主防災組織・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災体制を構築する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市及び多摩消防署

- 多摩市及び多摩消防署は応急救護に関する知識・技術の普及を推進するため、専門的な知識技術を有する消防団員や災害時支援ボランティア等と連携して訓練指導を実施する。

2 多摩市、防災関係機関

- 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡態勢の確保など、協力態勢の推進を図る。
- 自主防災組織の態勢強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災態勢の強化を図る。
- 地域の防災連携態勢を確立する為、地域における複数の自主防災組織による合同訓練の実施を推進するとともに、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織の連携活動を促進し、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

【応急対策】

基本方針

- 1 自助・共助による応急対策を推進する
- 2 事業所・ボランティアによる応急対策を推進する

基本方針1 自助・共助による応急対策を推進する

1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、落ち着いた行動をとる。
- 上下水道・ガス・電気・電話等のライフラインをはじめ、食料の供給が途絶えた場合には、あらかじめ各家庭で備蓄している食料・水・生活必需品を活用する。
- 避難所で生活する場合には、自らが避難所運営に参加する。

2 地域による応急対策の実施

□ 対策内容と役割分担

消防団、自主防災組織及び事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）を行う。 ○ 安否や被害についての情報収集を行う。 ○ 初期消火活動を行う。 ○ 救出活動を行う。 ○ 負傷者の手当・搬送を行う。 ○ 市民の避難誘導を行う。 ○ 要配慮者の避難支援を行う。 ○ 避難所の設置・運営を行う。 ○ 自治体及び関係機関への情報伝達を行う。 ○ 炊出し等の給食・給水活動を行う。

□ 詳細な取組内容

1 自主防災組織

(1) 消火活動

- 地域配備消火器等を活用した初期消火を実施する。

- 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。
- 消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
- (2) 救出・救護活動
 - 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
 - 負傷者を救出し、応急救護を実施するとともに、緊急医療救護所等へ搬送する。
 - 避難行動要支援者については、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- (3) 避難所の設置・運営
 - 自主防災組織等のリーダーを中心に施設職員と連携して、避難所を設置する。
 - 自主防災組織等のリーダーを中心に避難所運営協議会を設置し、避難所の運営を行う。
 - 女性や要配慮者等にも配慮した避難所の運営を行う。
- (4) 非常用電源の確保
 - 非常用電源の確保を行い、情報収集を図るとともに、日頃から使用している家電製品等を作動させるなど、地域における円滑な自主防災活動を行う

3 消防団による応急対策の実施

1 対策内容と役割分担

地域に密着した防災機関として、市民に対して出火防止、初期消火活動等と呼びかけるとともに、火災その他災害に対し、多摩消防署と連携し、次の消防活動にあたる。

- 消防隊と連携した消火活動を行う。
- 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動を行う。
- 災害情報の収集・伝達を行う。
- 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等を行う。

2 詳細な取組内容

(1) 活動態勢

- 指定された場所に参集する。
- 各分団は、事前計画に基づき参集状況に応じた班編成を行う。
- 必要により消防署隊と災害現場を区分し、消防活動を行う。
- 各分団は、原則として自己分団区域内の災害に対応する。
- 本団は、必要により各分団の相互応援を指示する。
- 本団は、消防署隊と連携し、効果的な部隊の運用を行う。

(2) 出火防止

- 市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。

(3) 情報の収集等

- 参集途上において、消火活動上必要な災害状況、道路障害状況等の情報収集を行う。
- 参集後において、情報班を編成し、担当区域の災害状況、道路障害状況等の収集を行う。
- 収集情報を、携帯無線機等を活用し、本団等に報告する。

(4) 消火活動

- 救助救急に優先し、対応する。
- 各分団は、自己分団区域内の火災に出動する。
- 各分団は、本団が出動を指示した火災に出動する。
- 建物火災や避難所、避難経路に係る火災を優先して対応する。

(5) 救助救急

- 地域住民と協働し、救助救急活動を行う。
- 負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

(6) 避難場所の防護等

- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(7) 消防部隊への応援

- 多摩消防署の応援を行う。

(8) その他

- 消防活動上支障がある道路障害物の排除等を行う。

基本方針2 ボランティア・事業所による応急対策を推進する

1 ボランティアとの連携

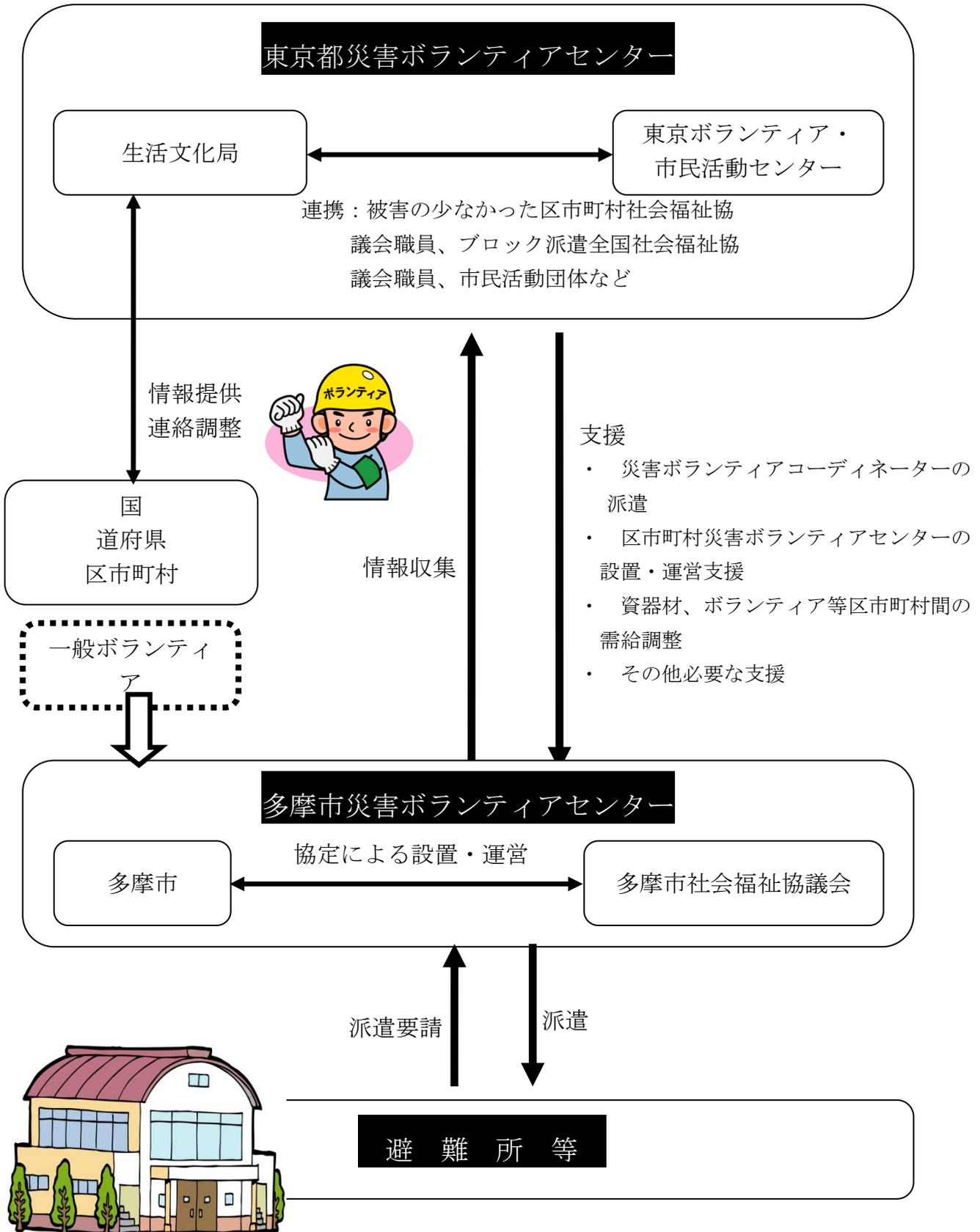
□ 対策内容と役割分担

多摩市は、多摩市災害ボランティアセンターを設置・運営し、都及び関係機関等と連携して、災害ボランティアを効果的に活用する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	○ 多摩市社会福祉協議会等と協働し、災害ボランティアセンターを設置・運営する。
多 摩 中 央 警 察 署	○ 交通規制支援ボランティアへ支援を要請する。
多 摩 消 防 署	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置する。 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへ活動を要請する。
多摩市社会福祉協議会	○ 多摩市災害ボランティアセンターを設置・運営する。 ○ 東京都災害ボランティアコーディネーターとの連携調整を図る。 ○ 全国社会福祉協議会など福祉関係組織との連絡調整を図る。 ○ 災害ボランティアへ必要な情報や資器材等を提供する。

□ 業務手順

【一般ボランティア】



2 事業所による応急対策の実施

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者や従業員等の安全確保措置を行う。 ○ 出火防止を実施する。 ○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。 ○ 施設の安全を確認した上で、従業員の一齐帰宅を抑制する。 ○ 事業所での災害対策完了後、事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等と連携し、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。 ○ 火災が発生した場合は、安全確保を実施したうえで、初期消火を実施する。 ○ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。 ○ 事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等を行う。

□ 詳細な取組内容

措 置	内 容
在館者等の誘導・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在館者の整理、誘導、案内 ○ 宿泊客、入院患者等の安全な場所への誘導 ○ 避難経路の確認、避難障害の排除 ○ エレベーターの使用禁止
出火防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ないものを除き、火気使用設備の使用停止 ○ 火気取扱場所の安全確認、消火器等による初期消火
救助救急	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民と協働した救助救急活動 ○ 負傷者に対する応急措置、安全な場所への搬送
危険物等の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ないものを除き、取扱いの中止 ○ タンク、ボンベ、収納容器等の安全措置の確認 ○ 取扱場所及び設備の安全確認 ○ 消火器、中和剤、土のう、油吸着材等の活用
建築物等の緊急点検・補強等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看板、照明器具、装飾品等の固定状況の確認と安全措置 ○ 窓ガラス、書棚等のガラス等の落下、散乱状況の確認 ○ ロッカー、書棚、OA機器等の転倒落下状況の確認 ○ カーテン、ブラインド及びシャッターの閉鎖（受傷危険の排除） ○ 破損しやすい物、重量物等の転倒等状況の確認 ○ 危険箇所への立入りの禁止措置

措 置	内 容
非常用物品等の確認、準備	<ul style="list-style-type: none">○ 救出・救護等の資器材の確認○ 飲料水、消火用水、非常用物品の点検、確保○ すぐに使用できる場所等への移動

第4章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】

基本方針

- 1 安全に暮らせる都市づくりを推進する
- 2 建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する
- 3 出火、延焼等の防止対策を実施する
- 4 放射能に関する周知を行う

基本方針1 安全に暮らせる都市づくりを推進する

1 地域特性に応じた防災都市づくり

□ 対策内容と役割分担

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、安全な都市づくりを図る。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市整備環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。 ○ 緊急輸送道路（南多摩尾根幹線道路）の整備を促進する。 ○ 都市空間の確保を推進する。 ○ 道路・公園の改修・整備及び維持管理を行う。 ○ 防災及び環境保全という観点からの既存樹林や傾斜地等の現存緑地の保全に努める。

□ 詳細な取組内容

多摩市は、関係機関と連携し、以下の取組を推進する。

区 分	施 策
防災上安全な建物づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒れにくい建物づくりの推進（住宅の耐震診断や耐震工事に係る助成制度の活用、公共建築物等の耐震改修） ○ 燃えにくい建物づくりの推進 ○ 屋外空間の防災性の向上（接道部の緑化(生垣化等)によるブロック塀倒壊の解消)
燃え広がらない市街地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路となる幹線道路沿道や後背地を含めた地区の不燃化の推進

区 分	施 策
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火ブロック形成のための道路整備 ○ 緊急車両困難地域の解消に向けた取り組み
安全な避難手段や防災拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路及び避難所等の防災拠点を確保する ○ 避難生活の拠点となる学校や行政機能の中枢を担う庁舎等の防災拠点の耐震性を強化する。 ○ 安全な避難を確保するため、避難所周辺の道路（自転車歩行者専用道路を含む）を中心に、照明設備の設置や段差解消などの取り組みを行う。
オープンスペース（農地・公園・緑地）の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースとしては、公園・緑地、グラウンドや農地等が考えられる。これらのスペースは、火災の延焼防止や地域の防災拠点としての機能を有するとともに、避難場所や一時避難場所（一時集合場所）として利用できるなど、防災上重要な役割を担っているため、オープンスペースを積極的に確保する。 ○ 生産緑地地区の追加指定を検討する。
公園に設置する防災関連施設の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災活動拠点や避難場所に指定されている公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した市民等のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、ソーラーパネルを利用した携帯電話充電設備、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備する。
緊急輸送道路の整備促進（南多摩尾根幹線道路）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南多摩尾根幹線道路は、多摩ニュータウン通り、川崎街道、鎌倉街道とともに、東京都の緊急輸送道路に位置づけられ、沿道には防災拠点となる施設が数多くある。広域的にも震災時における防災拠点を連絡する重要な路線であるため、整備を促進する。
地区計画や建築協定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市街地において、建築物の用途の混在や敷地の細分化、建物の建て詰まりなどを防ぎ、地域の防災性の維持・向上を図るため、地区計画や建築協定を推進する。
避難場所の確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう、開発事業者を誘導する。

2 高層建築物等における安全対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ 東京都の取組みの普及啓発を行う。
多摩中央警察署	○ 超高層建築物等における避難誘導、救出救助活動等の指導を実施する。
多摩消防署	○ 高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導を行う。 ○ 関係事業所に対する対策の指導を行う。

□ 詳細な取組内容

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を普及啓発する。また、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄を普及啓発する。加えて、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域住民との間の共助の仕組みづくり等を推進する。
- ※ 首都直下地震などの地震が発生した場合には、高層建築物においては、建物の揺れによる家具類等の転倒・落下・移動やエレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性がある。
また、居住者は、エレベーターの復旧まで、階段を利用する必要があり、高層階の居住者ほど、孤立するおそれがある。

3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止等

□ 対策内容と役割分担

がけ・ブロック塀等の崩壊防止及び急傾斜地崩壊の災害等防止

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部	○ ブロック塀等の安全化を推進する。
都都市整備局	○ がけ・よう壁等、ブロック塀等の安全化を図る。 ○ 宅地造成工事規制区域の安全化を図る。
都建設局	○ 土砂災害防止法に基づく対策を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 がけ・よう壁等の安全化

- がけ、よう壁に接している宅地及び建築物の安全を図るため、東京都と連携して

市民へ啓発周知に努める。

- がけ地に関係のある者から申し出がある場合は、現地調査を行い、また、パトロール等でがけの危険性を確認した場合は、東京都へ指導改善の依頼を行う。

2 ブロック塀等の安全化

- 多摩市民から被害者も加害者も出さないように、建築基準法を満たしていないブロック塀の所有者に対し、改善工事を促す。
- 多摩市内の避難路に位置づけられた道路に面している次のブロック塀等の撤去に関する事業を検討する。
 - ・ 多摩市ブロック塀等全量調査業務委託で危険判定のブロック塀
 - ・ 多摩市ブロック塀等安全点検支援事業で危険・要注意と判定されたブロック塀等
 - ・ 教育委員会が指定している通学路に面したブロック塀等

3 急傾斜地崩壊対策

- 特別な警戒箇所として付近の状況把握に努めるとともに、地震等で危険度が高くなった場合には、周辺市民に周知する。
- なお、異常があった場合は、都へ崩壊防止のための依頼を行う。

4 土砂災害防止法対策

- 土砂災害防止法に基づく、特別警戒区域(レッドゾーン)、警戒区域(イエローゾーン)の所有者に対し、日頃の点検や適正な維持管理を行うよう依頼する。

基本方針2 建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する

1 建築物の耐震化の促進

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市耐震改修促進計画を改定し、住宅、建築物の耐震化の促進を図る。 ○ 公共施設の耐震化を図る。

□ 詳細な取組内容

1 公共建築物等の耐震化

(1) 防災上重要な公共建築物の耐震化

公共建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、積極

的に耐震化を図る。

(2) 耐震マークの普及

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図るため、耐震化された公共建築物に耐震マークを表示する。

2 公共施設防災計画

(1) 防災計画

公共施設の新規建設や大規模改修に際して、可能な限り防火水槽、備蓄倉庫等の設置を検討する。

(2) 既存公共施設の耐震補強

昭和56年の新耐震設計基準施行以前に建設された施設については耐震診断等を行い補強に努める。

(3) オープンスペースの確保

震災時における避難の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中にオープンスペースを確保することは「防災に強いまちづくり」の基本的課題である。このため、公園・児童遊園の整備を推進する一方、公共用地の確保、緑地・農地等の保全に努める。

3 民間建築物の耐震診断・耐震改修

(1) 特定建築物の耐震化

国の基本方針等を踏まえ、地震による死者数を減少させることを目指し、特定建築物については、令和7年度末までに耐震化率95%とすることを目標とする。

(2) 民間建築物の耐震化（住宅を除く。）

- 建築物の耐震化は所有者が行うことが基本であるが、首都直下地震による人的被害を軽減させるためには、減災効果の大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- そこで、民間建築物については、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

(3) マンションの耐震化等

- 多摩市は、東京都耐震改修促進計画を踏まえ、地震による死者数を減少させることを目指し、マンションについては、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 多摩市は、国や都の補助金を活用し、非木造住宅（分譲マンション等）に耐震診断等の助成を行ない、耐震化の促進を図る。
- 多摩市は、分譲マンションの管理者等に対し、セミナーの開催やパンフレットの送付等により、耐震化をはじめマンションの適正な管理等に関する情報を提供する。
- 多摩市は、都が行っている次の事業の周知を図る。
- 都は、分譲マンションの管理組合等に対し、「耐震キャンペーン」や「東京都マンションポータルサイト」等を通じて、耐震化の重要性や耐震診断の必要性に

ついて、普及啓発を実施する。

- 都は、耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、都民が安心して相談できる耐震化総合相談窓口を設置し、耐震診断や耐震改修の相談、助成内容や診断を行う専門家の紹介などを行う。
- 都は、費用対効果に優れており、広く活用が可能な耐震改修事例について、リーフレットや「東京都耐震ポータルサイト」で紹介する。
- 都は、マンションの長寿命化を促進するため、共用部分を計画的に修繕、改良する管理組合に対して利子補給を行う。(マンション改良工事助成制度)

(4) 木造住宅等の耐震化

- 多摩市は、東京都耐震改修促進計画を踏まえ、地震による死者数を減少させることを目指し、木造住宅については、令和7年度末までに耐震性が不十分な建物をおおむね解消することを目標とする。
- 木造住宅の耐震化を促進するためには、所有者が自らの住宅の耐震性能を把握することが重要であるため、多摩市は、耐震化の重要性や耐震診断の必要性について、耐震セミナーや耐震相談、耐震に関する案内の送付などによる普及啓発とともに、耐震診断士の派遣、耐震改修・除却に要する費用の助成を実施する。
- 多摩市は、都が実施する次の取組の周知を図る。
- 都は、木造住宅を対象とした安価で信頼できる改修工法等の紹介、耐震診断事務所の登録・公表、木造住宅耐震改修事業者の養成及び公表、耐震化総合相談窓口を通じた相談対応等を実施する。

(5) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- 多摩市は、都の取組に協力し、特定緊急輸送道路に指定されている沿道の対象建築物に対して、耐震化の費用助成や相談体制の充実、建築物所有者への働きかけ、情報提供を行い、耐震化を促進する。
- 緊急輸送道路等沿道の建築物については、倒壊による閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や市民の円滑な避難を確保するため、啓発活動を強化するとともに、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導、助言を行い、耐震化を促進する。
- 都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、大規模災害時に救急救命活動や物資輸送に使用する特に高い公共性を有する道路を「特定緊急輸送道路」と指定し、この道路沿いの対象建築物に対して耐震化状況報告と耐震診断の実施を義務化している。(令和7年度末に総合到達率*99%超を目指す。)

※ 総合到達率とは、特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したものである。区間到達率は、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したものである。

2 エレベーター対策

□ 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エ

エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部 各施設管理者	○ エレベーターの閉じ込め防止対策を推進する。
都都市整備局	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。 ○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発を行う。 ○ エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物を含め、所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく
日本エレベーター協会	○ 日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。 ○ 日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

□ 詳細な取組内容

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(1) 市施設

- 多摩市は、震災時における防災上重要な公共施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止対策を推進し、安全性を向上させる。
- 必要に応じ、下記のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置（予備電源を含んだ停電時の制御装置）
P波感知型 地震時管制運転装置	○ 主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止を普及啓発する。 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け支援事業を推進する。 ○ 建築物の天井等の落下防止対策を啓発する。 ○ 屋外広告物に対する規制を啓発する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及啓発を行う。 ○ 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策を普及啓発する。

□ 詳細な取組内容

1 家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 多摩市

- 公共施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 防災訓練などの機会を通じて、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発を行うとともに、器具類の斡旋を行う。
- 高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、市民の利便性を図るように努める。
- 高層階の建物においても、長期地震動の危険性や家具等の転倒・落下・移動防止の重要性について周知するとともに、室内安全性対策の啓発を行う。

2 建築物の天井等の落下防止

(1) 多摩市

- 建築物の天井等の落下による人身事故を未然に防止するため、建築物の所有者や管理者に対して、建築物の維持管理の重要性について周知啓発に努める。
- 広報等を通じて、市民に危険性啓発と、飛散防止措置の指導を行う。
- 公共施設における天井等の落下防止及び窓ガラスの飛散防止を推進する。

(2) 建物所有者

- 建築物のガラスの落下及び飛散の防止を推進する。
- 病院、福祉施設、幼稚園及び百貨店等の民間施設において、天井等の落下防止及び窓ガラスの飛散防止を推進する。

3 建築物等からの落下物による被害の防止

屋外広告物等や中高層建物からの落下物は、大きな被害を引き起こすと考えられるが、これらについては、広告物の設置者や中高層建物の居住者等のモラルによるところが大きく、法的な規制をするのに適していないものが多い。

(1) 多摩市

- 公共施設の定期的な外装等の状況を調査し、必要な改修を行う。
- 民間施設に対しては、道路法、東京都屋外広告物条例等に基づき、必要な措置について指導等を行う。

(2) 建物所有者等

- 自主的な落下防止を推進する。
- 定期的な外装等の状況調査を行い、必要な改修を行う。

4 文化財施設の安全対策

対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所 有 者 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施する。 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 ○ 文化財防災点検表を作成する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財施設の所有者又は管理者に対して指導する。

詳細な取組内容

1 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。

(1) 文化財周辺の整備・点検

- 文化財の定期的な見回り・点検
- 文化財周辺環境の整理・整頓

(2) 防災体制の整備

- 防災計画の作成
- 巡視規則や要綱の作成等

(3) 防災知識の啓発

- 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

(4) 防災訓練等の実施

- 関係機関と連携した防火防災訓練の実施
- 防災設備の整備と点検
- 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- 緊急時の体制整備
- 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

5 液状化への対策の強化

対策内容と役割分担

液状化被害の発生危険性のある箇所について、施設等の液状化対策、市民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 各都環下 施設管理 都市整備 環境 下水道 市者部部課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎や学校等の公共施設に対する液状化対策を推進する。 ○ 道路、橋りょう、公園等の公共施設の液状化対策を推進する。 ○ 液状化予想図・地盤柱状図・地盤調査方法・対策工法などの情報提供を行う。 ○ ライフラインの液状化対策（道路占用企業の対策の把握）を行う。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市・東京都

- 液状化のおそれがある区域で公共建築物等の工事を行う際には、「建築物を強化する方法」、「地盤を改良する方法」などにより、液状化対策を促進する。
- 都市整備部は、東京都が作成した「液状化による建築物被害に備えるための手引き」を活用して、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供を行う。
- 都市整備部は、東京都と連携し、液状化のおそれがある区域の建築物の設計者などに対して、的確な対策について啓発する。
- 都市整備部は、液状化対策の強化のため、アドバイザーの育成、相談体制、液状化の関係資料の整備について、東京都へ要請する。
- 都市整備部及び環境部は、道路、橋りょう、公園等の公共施設の液状化対策について、調査し検討を行う。
- 都市整備部、環境部及び下水道課は、マンホール浮上抑制対策などの液状化対策を進める。
- ライフラインを設置している道路占用企業の液状化対策を把握する。

基本方針3 出火、延焼等の防止対策を実施する

1 消防水利の整備、防火安全対策

□ 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の整備を図る。 ○ 消防活動路の整備を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の整備を図る。 ○ 消防活動路の確保を行う。 ○ 消火活動が困難な地域への対策を行う。 ○ 火気使用設備・器具の安全化を推進する。 ○ 電気設備等の安全化推進する。 ○ その他出火防止のための査察・指導を行う。

□ 詳細な取組内容

1 出火等の防止

(1) 多摩市及び多摩消防署

① 市民や事業所の指導の強化

- 実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。
- 住宅用火災警報器の適正な設置と維持管理を周知するとともに、設置から10年を経過した場合の交換等の普及促進を図る。
- 復電による通電火災防止のため、感震ブレーカー等の普及促進を図る。
- 事業所に対し、業種別に応じた事業所防災計画の作成及び届出を指導するとともに、総合訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- 事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を整備し、地域との協力態勢づくりを推進する。

(2) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- 住宅用火災警報器の普及
- 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- 家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カーテンなどへの防災品の普及
- 灯油など危険物の安全管理の徹底
- 防災訓練への参加

(3) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- 地震のときは、「グラッときたら身の安全」まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見ることを徹底
- 直後の行動は、「火を使っているときは、揺れがおさまってから、あわてず火の始末」「出火したときは、落ち着いて消火する」ことを徹底
- 避難時により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断など、出火防止の徹底
- ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の

徹底

- ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

2 火災の拡大防止

- 多摩市街づくり条例、東京都震災対策条例に基づき、地域の実情を踏まえた防火水槽の設置を推進する。
- 市有地の売却に際しては、既存の防火水槽や消防水利に指定されている水源の存置又は代替水利の確保に努める。
- 借地にて設置している防火水槽用地が売却される場合は、既存防火水槽の存置又は、代替水利の確保を行う。
- 消防活動に必要な幹線道路の拡幅、狭隘な道路の広幅員化、道路側溝等の暗きよ化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

3 消防水利の整備

- 災害時に消防水利の不足による消火活動の支障を起こさないために、大震災時にも使用可能な消防水利として、250メートルメッシュに最低1箇所の耐震性防火水槽の整備を促進する。
- 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- 雨水地下浸透や雨水有効利用により水量の確保に努める。
- 親水空間として整備する場合は、消防水利として、利用しやすいよう環境整備を検討する。
- 大栗川、乞田川、水路、中沢池等の自然水利を消防水利として確保する。
- 消防水利不足区域について水利の設置を推進する。
- 全消火栓へ消火栓標識の設置を推進する。

2 石油等危険物施設及び危険物等の輸送の安全化

□ 対策内容と役割分担

石油等危険物施設及び危険物等の輸送の安全化

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所防災計画等の作成及び届出を指導する。 ○ 危険物施設に対して、耐震性強化等、安全化を指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。 ○ 石油等危険物施設の安全化を普及啓発する。 ○ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策を実施する。 ○ イエローカードの車両積載の確認及び活用の推進を図る。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との連絡通報体制を確立する。 ○ 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。 ○ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りを推進する。

基本方針4 放射能に関する周知を行う

1 放射性物質対策

はじめに

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合には、多摩市は避難等の対応を迫られるものではない。

また、本計画の素地とした多摩直下地震の被害想定においても放射性物質に係る被害は、想定されていない。このことから、本来的には、本計画への本章の記載は馴染まないものである。

しかしながら、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、多摩市においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り抑える対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、特に市民の不安の払拭と安全の確保を図るために、迅速・的確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

□ 対策内容と役割分担

1 放射性物質への対応体制の強化

- 都の動向に合わせて、必要な体制を検討する。
- 対応体制について習熟を図る。

2 市民への情報提供等

(1) 対策内容

- 東京都と連携し、放射線、放射性物質及び原子力災害に関する知識の情報提供を行う。
- 情報提供に際しては、乳幼児や妊婦、要配慮者に十分配慮する

【応急対策】

基本方針

- 1 応急危険度判定を迅速に実施する
- 2 危険防止措置を実施する
- 3 出火、延焼等の防止対策を実施する
- 4 放射能対策を実施する

基本方針1 応急危険度判定を迅速に実施する

1 公共施設の応急危険度判定

□ 対策内容と役割分担

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設に対して、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合には、他団体への協力を要請する。 ○ 指定管理者等から判定実施の支援要請があった場合には、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
公 共 施 設 の 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する公共施設の応急危険度の確認を実施する。 ○ 必要により、多摩市に応急危険度判定を要請する。

□ 詳細な取組内容

1 公共施設等の応急対策

- 各施設管理者は、あらかじめ策定した計画等に基づき、次の確認を行う。
 - ・ 施設利用者、施設職員の人的被害
 - ・ 施設や設備の被害
 - ・ 電気、水、ガス、通信などのライフラインの被害
- 施設管理者は、必要により応急手当、応急処置を行う。
- 施設管理者は、確認した被害状況を多摩市災害対策本部に報告する。

2 公共施設等の応急危険度判定

- 施設管理者は、施設の被災状況を確認し、必要により応急措置を実施する。

- 施設管理者は必要により、災害対策本部に応急危険度判定の要請をする。
- 復旧復興・給水対策部は、次のとおり応急危険度判定を実施する。
- 避難所となる施設を優先的に実施する。
 - ・ 他の対策部に、建築技術職員の派遣を要請する。
 - ・ 判定が困難な場合、都災害対策本部に支援を要請する。

2 被災建築物の応急危険度判定の実施体制

□ 対策内容と役割分担

地震発生後、早期に市内住宅の応急危険度判定を行い、所有者・管理者、並びに、付近の通行者等へ当該建築物の危険度を周知する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置・運営する ○ 被災建築物に対して、応急危険度判定を実施する。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合には、他団体への協力を要請する。 ○ 自治体からの応援職員及び防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の活動に対するコーディネートを行う

□ 詳細な取組内容

1 被災建築物応急危険度判定制度の趣旨

- 短時間で建築物の被害状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について、応急的に判定することで、余震等による建物の倒壊等からの二次災害を防止する。
- 罹災証明書発行の基礎資料とする。
- 倒壊家屋の解体の要否の基礎資料とする。

2 応急危険度判定実施本部の設置

- 復旧復興・給水対策部長は、次の場合には、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。
 - ・ 災害対策本部長から指示された場合
 - ・ 自ら必要と判断した場合
- 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部の指揮命令に基づき、被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する。
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、復旧復興・給水対策部長を充てる。

3 被災建築物の応急危険度判定の準備

(1) 実施体制

- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定班を編成し、市内

住宅等の応急危険度判定を早期に実施する。

- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定班が不足する場合は、都を通じて、他の自治体や防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の応援要請を行う。
 - 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく応急危険度判定員が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の応急危険度判定コーディネーターに指定する。
- (2) 被災建築物の応急危険度判定士の受け入れ施設の確保
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、被災建築物の応急危険度判定員の受け入れ施設を確保する。
 - 被災建築物の応急危険度判定員の受け入れ施設は、原則として本庁舎等の市有施設とし、人事班が設営、準備を行う。
 - 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく被災建築物の応急危険度判定員が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の応急危険度コーディネーターに指定する。
 - 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援に来た被災建築物の応急危険度判定員が活動できるよう、執務スペースと一定程度の資器材を確保しておくこと。
- (3) 応急危険度判定員の確保
- 次の方法により、応急危険度判定員を確保する。
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、次のとおり危険度判定員を確保する。
 - ・ 市職員（建築物の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員）
 - ・ 市内在住・在勤の建築物の応急危険度判定員（建築士法第2条に規定する1・2級建築士、木造建築士の中で、判定講習会受講後に、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づき登録されたもの）
 - ・ 他市町村の建築物の応急危険度判定員（派遣を都へ要請）
 - ・ その他多摩市職員
- (4) 作業実施のための準備
- 次のとおり作業のための準備を行う。
- 応急危険度判定員の名簿づくり
 - 担当区域の配分
 - 判定に必要な資料の作成
 - 判定作業に必要な資機材の確保
 - 判定統一のための打ち合わせの実施 等
- #### 4 被災建築物の応急危険度判定の実施
- (1) 応急危険度判定の実施
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定実施計画を策定し、下表のとおり応急危険度判定を実施する。

対象住宅	実施主体
民間住宅	多摩市
市営住宅	多摩市
公共施設	多摩市
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	都都市整備局及び 都住宅供給公社
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	独立行政法人都市再生機構

※ 非住宅建築物は、原則として建築物の管理者が応急危険度判定を実施する。

- 判定員は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（平成26年3月全国被災建築物応急危険度判定協議会）」を参考に、応急危険度判定を実施する。
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、被災建築物応急危険度判定に関する計画を策定し実施する
- 判定員は、目視又は簡易な道具を使用し、判定基準に従って、建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査判定する。
- 判定実施期間は原則として10日間以内とする。
- ※ 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、建築物の応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- ※ 建築物の応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

【注】

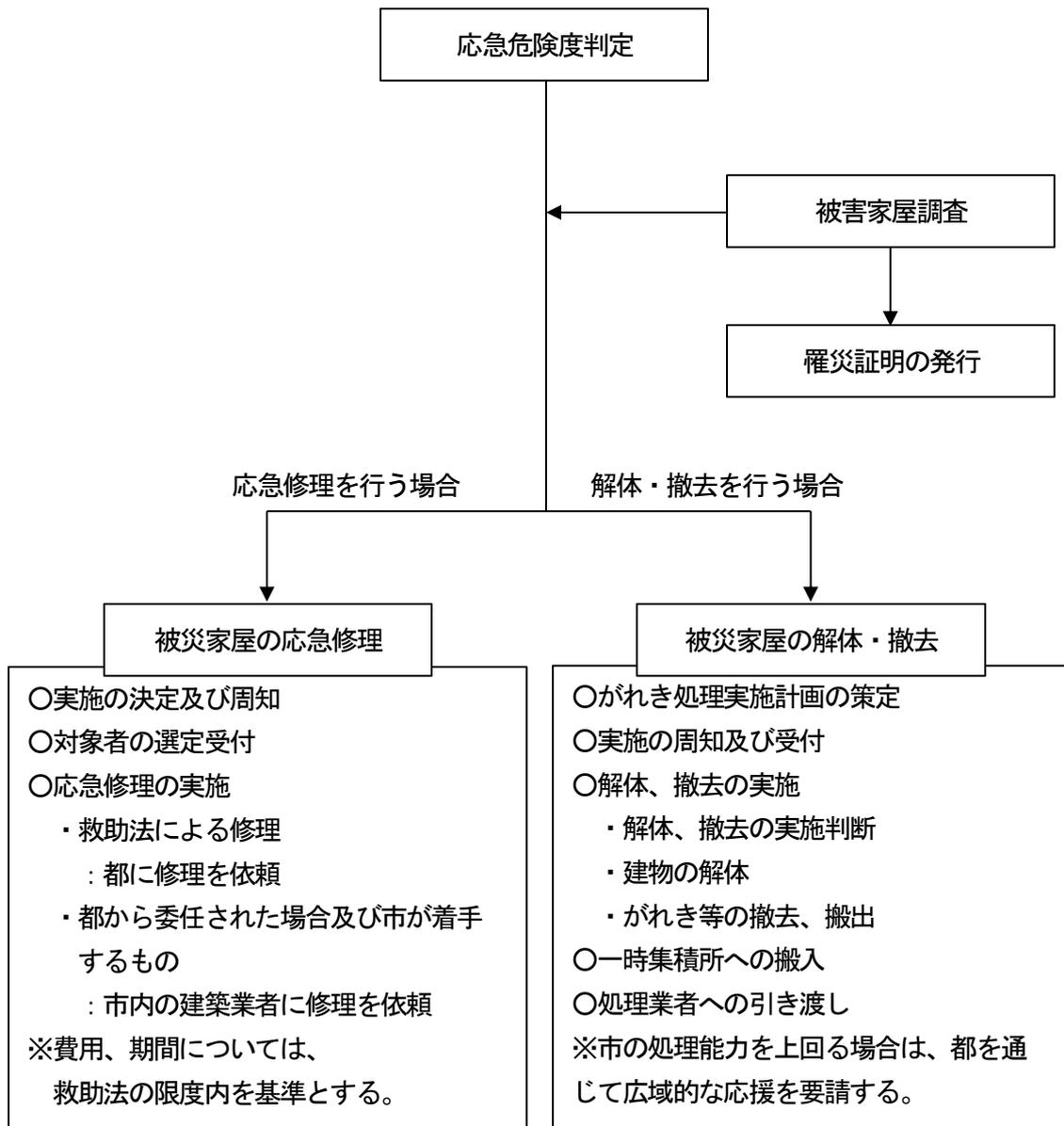
大気汚染防止法の一部改正（令和3年4月施行）に基づき、今後、建築物の解体時には、災害時においてもアスベスト含有に係る事前調査が必要となった。

5 判定結果の標示及び周知

- 応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口など見やすい場所に貼りつけ、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

【応急危険度判定結果の区分及びステッカーは資料編を参照】

被災建築物等の応急措置は、次のとおり行う。



3 被災宅地の危険度判定実施体制

□ 対策内容と役割分担

地震発生後、早期に市内宅地の危険度判定を行い、所有者・管理者、並びに、付近の通行者等へ当該宅地の度を周知する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災宅地危険度判定実施本部を設置・運営する ○ 被災宅地に対して、危険度判定を実施する。 ○ 被災宅地危険度判定士が不足する場合には、都への協力を要請する。 ○ 応援要請に基づく被災宅地危険度判定士の活動に対するコーディネートを行う

□ 詳細な取組内容

1 被災宅地危険度判定制度の趣旨

- 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を把握し、危険度を判定することによって、二次災害を防止し、市民の安全確保を図る。
- 状況に応じて、住宅に対するり災証明書発行の基礎資料とする。

2 危険度判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 被災宅地危険度判定の実施準備

復旧復興・給水対策部長は、都等との連携を図り、被災宅地危険度判定の実施に向けての準備を行う。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

- 復旧復興・給水対策部長は、次の場合には、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
 - ・ 災害対策本部長から指示された場合
 - ・ 自ら必要と判断した場合
- 被災宅地危険度判定実施本部は、必要により被災建築物応急危険度判定実施本部に包含して設置する。
- 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部の指揮命令に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を運営する。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、復旧復興・給水対策部長を充てる。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定に関する計画を策定

し実施する。

(2) 被災宅地危険度判定士の確保

- 被災宅地危険度判定実施本部長は、次のとおり被災宅地危険度判定士を確保する。
 - ・ 市職員（被災宅地危険度判定士及び判定に関する知識を有する職員）
 - ・ 被災宅地危険度判定士（派遣を都へ要請）
 - ・ 被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定士の活動が円滑に行われるよう資機材を確保する。

(3) 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設の確保

- 被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定士の受け入れ施設を確保する。
- 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設は、原則として本庁舎等の市有施設とし、人事班が設営、準備を行う。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく被災宅地危険度判定士が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の被災宅地危険度判定業務調査員に指定する。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、応援に来た被災宅地危険度判定士が活動できるよう、執務スペースと一定程度の資器材を確保しておくこと。

(4) 作業実施のための準備

作業のための準備を次のとおりに行う。

- 被災宅地危険度判定士の名簿づくり
- 担当区域の配分
- 判定に必要な資料の作成
- 判定作業に必要な資機材の確保
- 判定統一のための打ち合わせの実施 等

4 被災宅地危険度判定の実施

- 復旧・復興、給水対策部長は、被災宅地危険度判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する（概ね災害発生後3日目～10日目まで）。
- 被災宅地危険度判定士は、被災した擁壁、法面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

5 判定結果の表示及び周知

- 被災宅地危険度判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、3色の判定ステッカー（危険宅地：赤色、要注意宅地：黄色、調査済宅地：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に判かるように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

- 被災宅地危険度判定結果により「危険宅地」又は「要注意宅地」と判断された宅地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。
 【被災宅地危険度判定の結果の区分及びステッカーは資料編を参照】

基本方針2 危険防止措置を実施する

1 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 応急措置及び避難対策を実施する。 ○ 都建設局に被災状況の報告及び必要な措置を要請する。
都 建 設 局 南多摩東部建設 事 務 所	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

□ 詳細な取組内容

- 土砂災害による急迫した危険が認められる場合には、応急措置と避難対策を実施する。
- 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告するとともに、必要な措置を要請する。

2 危険物等の応急措置及び危険物等の輸送の安全化

2-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

□ 対策内容と役割分担

1 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対すし避難指示等や避難誘導を実施する。
多摩消防署等	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を指導する。 ○ 必要に応じて、応急措置命令等を実施する。
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

2 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡通報を行う。 ○ 市長からの要求等により、避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民を避難させる必要がある場合には、市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携し、避難指示又は指示を行い、事後、市へ通報する。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 災害応急対策を実施する。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

3 毒物・劇物取扱施設、化学物質関連施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡通報を行う。 ○ 市長からの要求等により、避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民を避難させる必要がある場合には、市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携し、避難指示を行い、事後、市へ通報する。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 災害応急対策を実施する。
都福祉保健局 南多摩保健所 健康安全研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱施設に必要な措置を講ずるよう事業者に対して指導する。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

4 石油等危険物施設及び高圧ガス保管施設の応急措置

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 市民に対する避難の指示又は指示
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

5 毒物・劇物取扱施設、化学物質関連施設の応急措置

- 関係機関と連絡し、有害物質などに関わる災害情報の収集伝達を行なう。
- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 市民に対する避難の指示
 - ・ 市民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
- 事業所に対して、有害物質等の下水道への流入防止の応急措置を指導する。また、都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

2-2 危険物輸送車両等の応急対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 統括対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び市民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を行う。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策を実施する。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を行う。

□ 詳細な取組内容

1 応急措置

- 関係機関と連絡し、有害物質などに関わる災害情報の収集伝達を行なう。
- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 市民に対する避難の指示
 - ・ 市民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
 - ・ 事業所に対して、有害物質等の下水道への流入防止の応急措置を指導する。

- ・ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

2 危険物輸送車両の応急対策

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 市民に対する避難の指示
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設、避難市民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

基本方針3 放射能対策を実施する

1 放射性物質対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 放射線量や放射性物質の環境測定・検査を行う。
清 掃 対 策 部	○ 環境測定の内容・結果を公表する。
福 祉 医 療 対 策 部	○ 健康相談に関する窓口を設置する。
	○ 外部被ばく線量等の測定に係る事務を行う。

□ 詳細な取組内容

- 統括対策部長は、放射性物質等による影響の恐れが生じた場合には、都や国などの関係機関から情報を収集する。また、必要により多摩市災害対策本部を設置し、全庁的な対応を行う。
- 清掃対策部長は、原則として、次のとおり環境測定を行う。
 - ・ 地表から1メートルの高さの空間放射線量率の測定を行う。
 - ・ 市内小・中学校、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館・学童クラブ、主要な公園等、各施設と連携しながら、子どもが利用する施設のグラウンドについて空間放射線量率の測定を行う。
 - ・ その他、市民からの通報等により、放射性物質による環境汚染の状態を確認する必要がある箇所について、空間放射線量率の測定を行う。
- 清掃対策部長は、住民情報対策部長と連携し、環境測定の内容及び結果を公表するとともに、当該結果に応じた注意事項を広報する。
- 清掃対策部長は、空間放射線量率の測定により、除染等が必要な箇所を確認した場合には、国、都に報告するとともに、施設管理者等に具体的な除去等の方法につ

いて助言を行う。

- 福祉医療対策部長は、関係機関と連携し、必要により健康相談に関する窓口を設置する。
- 福祉医療対策部長は、関係機関と連携して、公共施設を活用し、被災者の外部被ばく線量等の測定に係る事務を、必要により実施する。

1 放射線等使用施設や輸送車両の応急措置

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示等の措置を実施する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請する。 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び市民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を行う。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施する。 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施する。

□ 詳細な取組内容

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 市民に対する情報提供
- 市民に対する避難の指示
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設、避難市民の保護
- 関係機関への連絡

【復旧対策】

基本方針

1 公共施設の復旧を迅速に行う

基本方針1 公共施設の復旧を迅速に行う

1 公共施設の復旧

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 各 施 設 管 理 者	○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市

被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を検討する。

2 公共施設

- 市民生活等の影響を考慮した、復旧計画を定めて復旧を行う。
- 各施設の活動に中断がないように努める。
- 指定管理施設については、指定管理者と連携し施設の復旧に対処する。

3 学校施設

- 学校施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、多摩市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。
- 教育活動に中断がないように努める。

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】

基本方針

- 1 公用車が緊急通行車両として運用できるようにする
- 2 道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

基本方針1 公用車が緊急通行車両として運用できるようにする

1 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等(※)として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市総務部	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等を確認する。
多摩中央警察署	○ 緊急通行車両等を確認する。
東京消防庁	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等を確認する。

※ 緊急通行車両

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2で定める次の車両をいう。

- 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車
- 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

□ 詳細な取組内容

1 緊急通行車両等の事前届出及び確認

緊急通行車両として使用する庁用車・調達予定車両について把握し、警察署へ事前届出を行なう。

※ 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、届出済証が交付される。

届出車両について、確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し標章を交付されるため、事前に届出をしておく。

2 大規模災害等発生時の交通規制

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されます。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

なお、この標章は、大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が実施された場合に、申請することができる。

(1) 通行できる車両

通行できる車両には以下の2種類があります。

○ 緊急通行車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

○ 規制除外車両

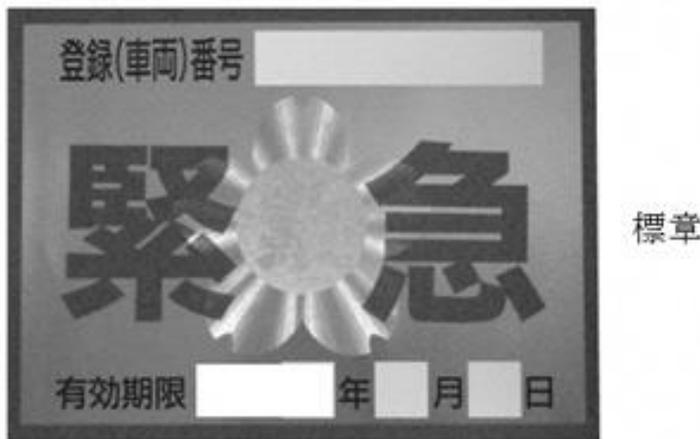
民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

○ 緊急通行車両又は規制除外車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。

○ 事前届出は、緊急通行車両、規制除外車両に該当する車両についてあらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる制度です。

(3) 標章



3 緊急通行車両等の事前届出要領

(1) 緊急通行車両

① 事前届出の対象車両

緊急通行車両として事前届出をするには、下記項目を全て満たすことが必要です。

○ 災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用する計画のあ

る車両又は大規模地震対策特別措置法第21条第1項に定める地震防災応急対策に使用する計画のある車両又は原子力災害対策特別措置法第26条第1項に定める緊急事態応急対策に使用する計画のある車両又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条第1項に定める国民の保護のための措置に使用する計画のある車両

- 指定行政機関等が、保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両
- 東京都内に使用の本拠を有する車両

② 必要書類

- 緊急通行車両等事前届出書（届出書は警察署の窓口で受領してください。）
- 車検証の写し
- 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し

(2) 規制除外車両

① 事前届け出対象車両

規制除外車両として事前届出ができるのは、以下1から6までのいずれかの車両に限定されます。

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）
- 2 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両
- 3 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）
- 4 建設用重機
- 5 道路啓開作業車両
- 6 重機輸送用車両（建設用重機と同一の利用者に限る。）

※ 注記

- 原則、個人名義の車両を除く。
- 東京都内に使用の本拠を有する車両

② 必要書類

- 規制除外車両事前届出書（届出書は、警察署の窓口で受領してください。）
- 車検証の写し
 - 1の場合
医師・歯科医師免許又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - 2の場合
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - 3の場合
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
 - 4、5、6の場合

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。6は重機を積載した状況のもの）

- ③ 届出先
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署
- ④ 事前届出済証の交付
届出受理後、事前届出済証が交付されます。
- ⑤ 手数料
無料

2 緊急輸送ネットワークの整備

□ 対策内容と役割分担

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を、都が主体となって行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 総 務 部	○ 市道における緊急道路上障害物除去路線等の選定等を行う。
東 京 都	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。

1 緊急道路障害物除去路線等の選定

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの緊急輸送道路の路線のうち、多摩市内の緊急輸送道路の主な路線は、下記のとおりである。

(1) 緊急輸送道路（第一次）

項目	道路名称	区間			管理者
第二次交通規制 (緊急交通路)	川崎街道	新大栗橋交差点	⇔	一ノ宮交差点	東京都
第二次交通規制 (緊急交通路)	多摩ニュータウン 通り	松ヶ谷トンネル	⇔	乞田新大橋	東京都
第二次交通規制 (緊急交通路)	鎌倉街道	関戸橋	⇔	多摩卸売市場先	東京都
その他	旧鎌倉街道	乞田交差点	⇔	多摩市役所交差点	東京都
その他	都道主18号	乞田交差点	⇔	乞田新大橋交差点	東京都

(2) 緊急輸送道路（第二次）

項目	道路名称	区間			管理者
その他	川崎街道	新大栗橋	⇔	連光寺坂上交差点 先	東京都

項目	道路名称	区間		管理者
その他	南多摩尾根幹線道路	多摩東公園交差点先	⇔ 唐木田3丁目先	東京都
その他	主要地方道18号府中・町田線	多摩東公園交差点先	⇔ 稲城市市境	東京都
その他	主要地方道18号府中・町田線	永山橋交差点	⇔ 永山北公園交差点	東京都
その他	市道4-4号幹線	多摩消防署前交差点	⇔ 日本医大多摩永山病院	多摩市
その他	永山学園通り	永山北公園	⇔ 保健所前交差点	多摩市
その他	ユーロード	聖蹟桜ヶ丘駅前信号	⇔ 京王電鉄本社	多摩市
その他	多摩モノレール通り	八王子市境	⇔ 多摩中央警察東信号	東京都
その他	多摩センター南通り	多摩中央警察東信号	⇔ 多摩中央警察署	多摩市
その他	都道主158号小山乞田線	島田療育センター入口信号	⇔ 多摩南部地域病院信号	東京都

(3) 緊急輸送道路 (第三次)

項目	道路名称	区間		管理者
その他	主要地方道18号府中・町田線	諏訪下橋	⇔ 多摩東公園交差点先	東京都

※ 緊急輸送ネットワーク区分

※ 路線名	内容
第一次緊急輸送ネットワーク	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

※ 緊急輸送路

知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路。

※ 緊急自動車専用路

震災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車のみを通行させる路線。

基本方針2 道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める

1 道路・橋梁

□ 対策内容と役割分担

1 道路・橋梁の安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 都 市 整 備 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁の耐震性の強化を図る。 ○ 道路施設の耐震化の強化及び維持管理を図る。 ○ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）に基づき、緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を促進する。 ○ 情報収集用資器材を確保する。 ○ 災害応援協定を締結し、障害物除去資機材を確保する。
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。 ○ 多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。 ○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。 ○ 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時の交通情報の収集に努める。 ○ 関係部署との連絡調整を図る。

□ 詳細な取組内容

1 道路・橋梁の安全確保等

- 多摩市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、耐震化等の整備を図る。
- 緊急防災減災事業に係る橋梁等の耐震化を図る。
- 多摩市道路整備計画に基づき、避難に使用する道路の改良や拡幅を行う。
- 震災時における避難及び応急物資の輸送に支障のないように、道路及び耐震性を保持した橋りょう等の整備を図る。
- 道路の冠水等により一時的に交通の停滞が予想される区域の事前把握に努める

と共に、積極的に改修を行なう。

- 街路灯及び街路樹等の道路付属施設については、街路灯の停電対策を進めるほか、常時巡回調査を行い状況に応じて随時補修整備に努める。
- 平時から多摩市建設協力会等との連絡体制を確保する。
- 災害時応援協定を締結し、道路障害物除去用資機材の確保を図る。

2 鉄道施設

□ 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保や早期復旧に向けた対策を図る

機 関 名	対 策 内 容
各 鉄 道 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。 ○ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。 ○ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

3 河川施設等

□ 対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 都 市 整 備 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土のう等、水防資器材を備蓄する。
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川施設を整備する。 ○ 土のう等、水防資器材を備蓄する。

□ 取組内容

水防管理団体として、市域における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送体制の確保に努める

4 水道

□ 対策内容と役割分担

水道施設や水道管の耐震化を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化を推進する。 ○ 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施する。 ○ バックアップ機能の更なる強化を図る。 ○ 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化を推進する。

5 下水道

□ 対策内容と役割分担

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 下 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の耐震化の向上を図る。 ○ 耐震性を考慮し、既存施設を計画的に更新する。 ○ 下水道災害復旧用資機材を整備する。
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進する。 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持する体制を整備する。 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実する。 ○ 緊急かつ大規模な復旧作業時に円滑な協力態勢を確保するため、業務協定を締結している民間団体との連携を充実強化する。 ○ 災害復旧用資機材を整備する。

□ 詳細な取組内容

- 下水道課は、防災安全課からの依頼により、多摩市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を推進していく。
- 指定避難所、災害拠点病院、広域避難場所、地域病院からの排水を受ける管きょについては、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。
- 発災時の交通機能を確保するため、マンホール浮上抑制対策を、液状化の可能性がある地域において、多摩市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール浮上抑制対策を実施する。
- 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。
- 施設の方法、基礎、施工方法等、耐震性を考慮した設計施工を行う。また、既存の施設で、老朽化した管きょ、人孔等は計画的に更新していく。
- ポンプ場、マンホールポンプ等は、非常電源、緊急通報設備の保守点検を実施する。
- 緊急措置、応急復旧を的確、迅速に行うため、バリケード等の保安施設、工具、土のう、可搬式ポンプ等の資器材を備蓄する。

6 電気・ガス・通信・エネルギー等

□ 対策内容と役割分担

公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力等の確保策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 各 施 設 管 理 者	○ 災害時応援協定の実効性に係わる取組みを推進する。 ○ 避難所等の災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を検討する。 ○ 災害時における市有施設屋根貸し太陽光発電事業からの電力供給を検討する。
多摩中央警察署	○信号機の滅灯対策を図る。
多摩消防署	○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
東京電力グループ	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
東京ガスグループ	○ 供給停止ブロックの細分化を行う。 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施
ガ ス 事 業 者	○ 災害時におけるLPガスの活用を促進する。
N T T 東 日 本	○ 電気通信設備等の高信頼化を推進する。
各 通 信 事 業 者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

□ 詳細な取組内容

- 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、72時間電力が供給可能となるよう、非常用電源の整備等を行う。
- 指定避難所等の災害拠点施設等に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 多摩市は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。
- 非常用発電設備用の燃料など、各種の燃料の供給先の優先順位を定めておく。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備するとともに、一層の充実を図るとともに、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。
- 指定避難場所等災害拠点施設へ、太陽光発電や蓄電池及び非常用発電設備等を設置し、災害時における機能強化を図る。
- 電力供給停止に備えて、発電設備等の整備を進めるとともに、財務会計システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源による給電やバックアップ体制を確保する。
- 災害時等に、防災拠点や避難所など、市民生活を守るために機能維持が必要な施設

や機能等に対し、系統電源が途絶えても、電源供給できるよう、分散型電源の設置を検討する。

- 災害時における市有施設屋根貸し太陽光発電事業に伴い設置された太陽光発電設備からの電力供給体制を検討する。
- 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としての LP ガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。
- 電気自動車等の導入を促進し、非常用電源として活用する。

7 ライフラインの復旧活動拠点の確保

□ 対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。

□ 取組内容

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、多摩市は、東京都と連携を図り、多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）等を活用しながら、ライフライン応援事業者の集結拠点の確保を行う。

【応急対策】

基本方針

- 1 発災後の交通規制を把握し、迅速な、車両の運行を行う
- 2 ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する

基本方針1 発災後の交通規制を把握し、緊急通行を行う

1 道路交通規制等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 統括対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制の実施状況等の交通情報を収集する。 ○ 緊急通行車両等の事前届出制度に基づく、標章の発行を受ける。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後は、道路交通法に基づく第一次交通規制実施に伴い、幹線道路対策の指定交差点に配置し、交通対策を実施する。 ○ その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 ○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。 ○ 緊急通行車両等の事前届出制度に基づく、標章の発行する
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両（所管関係車両）等を確認する。

□ 詳細な取組内容

1 交通情報の収集、道路規制

(1) 情報収集、交通輸送計画

統括対策部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各対策部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

(2) 標章の交付

統括対策部長は、事前届出済証を防災安全課から受取り、多摩中央警察署へいき、

緊急通行車両標章を受取る

事前登録していない場合は、速やかに、所定の手続きを行い、標章の発行を受ける

2 警視庁の交通規制

(1) 第1次交通規制

警視庁は、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知したとき、速やかに次の第1次交通規制を行う。

① 第1次交通規制の内容

- 環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。
- 環状7号線内側の道路を通行中の自動車(高速道路を降りた自動車を含む。)は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す。
- 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

② 緊急自動車専用路指定予定路線

緊急自動車専用路 指定予定路線	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道4号ほか(日光街道ほか) ○ 国道17号ほか(白山通りほか) ○ 国道20号(甲州街道ほか) ○ 国道246号(青山通りほか) ○ 都道8号ほか(目白通り) ○ 都道405号ほか(外堀通りほか) ○ 都道8号(新目白通り) ○ 首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

(2) 第2次交通規制

警視庁は、被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施(第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除)する。

前記、緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

① 緊急交通路指定予定路線の指定

国道1号（永代通り）	都道2号（中原街道）
国道1号（第二京浜ほか）	都道4号ほか（青梅街道ほか）
国道6号（水戸街道ほか）	都道7号ほか（井の頭通りほか）
国道14号（京葉道路）	都道7号（睦橋通り）
国道15号（第一京浜ほか）	都道9号（稲城大橋通りほか）
国道16号（東京環状ほか）	都道14号（東八道路）
国道17号（新大宮バイパス）	都道15号ほか（小金井街道）
国道16号（東京環状）	都道17号ほか（府中街道ほか）
国道16号（大和バイパスほか）	都道18号（鎌倉街道ほか）
国道20号（日野バイパスほか）	都道20号ほか（川崎街道）
国道122号（北本通りほか）	都道29号ほか（新奥多摩街道ほか）
国道139号（旧青梅街道）	都道43号ほか（芋窪街道ほか）
国道246号（大和厚木バイパス）	都道47号ほか（町田街道）
国道254号（川越街道ほか）	都道51号（町田厚木線）
国道357号（湾岸道路）	都道59号（八王子武蔵村山線）
	都道121号（三鷹通り）
	都道153号ほか（中央南北線ほか）
	都道158号（多摩ニュータウン通り）
	都道169号ほか（新滝山街道ほか）
	都道173号（北野街道）
	都道248号ほか（新小金井街道）
	都道256号（甲州街道）
	都道312号（目黒通り）
	都道315号（蔵前橋通りほか）

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

(3) その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

復旧復興・給水対策部長は、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

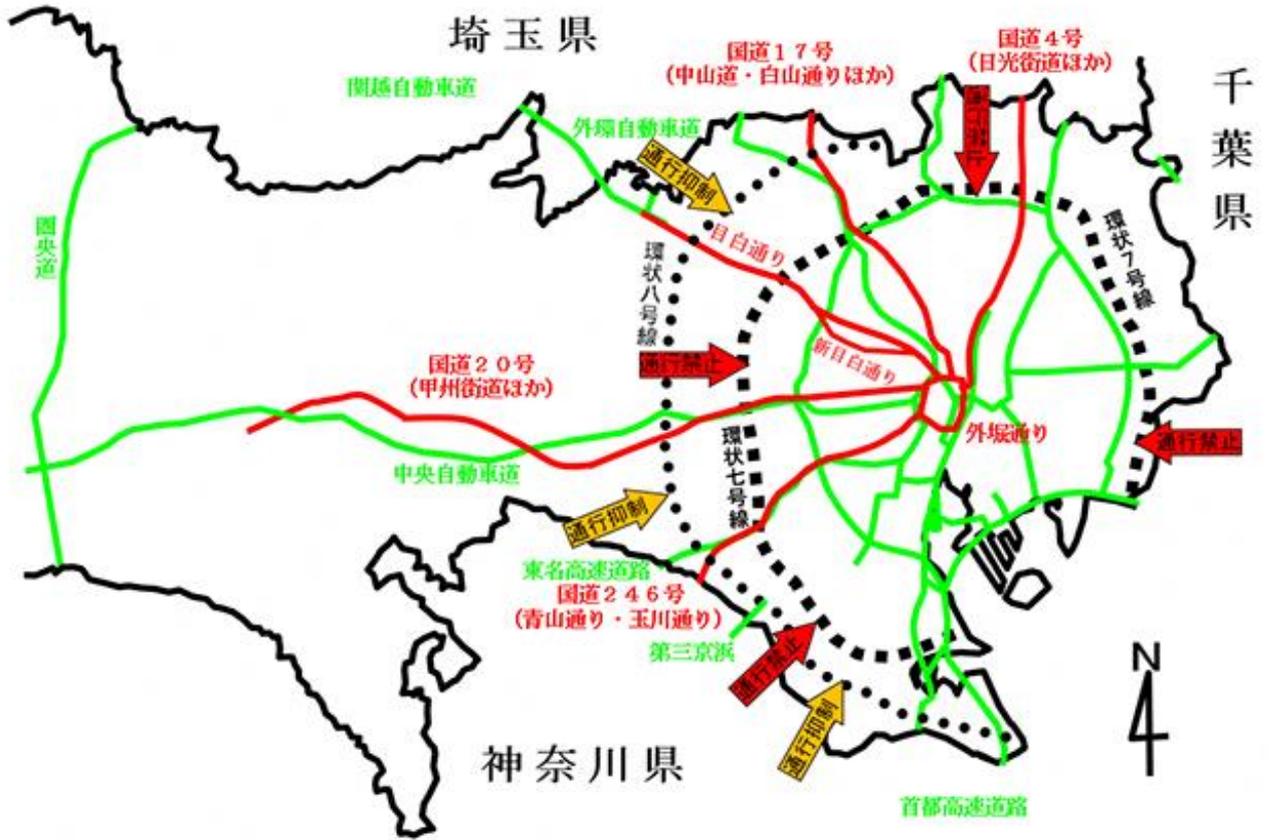
区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第4条
	都内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安	道路交通法第5条又は

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
	全と円滑を図る必要があると認められる場合	第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法第6条又は第75条の3
自衛官及び消防吏員 (警察官がその場に行かない場合に限る)	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両等の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者 (国道・都道・市道)	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・規制標識の設置(区間を定めての通行禁止、制限、理由、回り道等) ・道路標識の設置	道路法第45条1項及び第46条1項 道路法第46条

(4) 交通規制情報の収集・周知

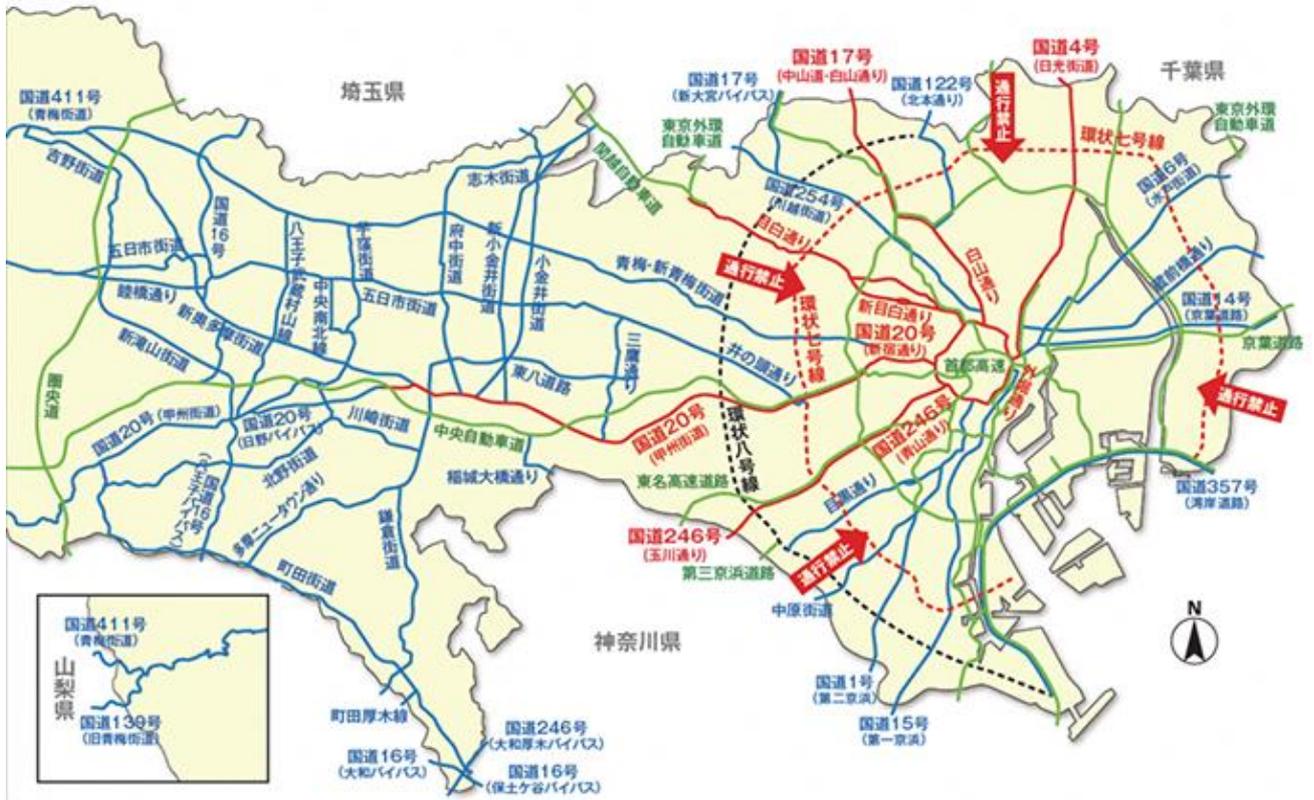
復旧復興・給水対策部は、警察署から、交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ車両を用いる班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部へ連絡し、広報広聴班は直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努める。

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



凡 例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	— (Red)	国道4号、国道17号(白山通りほか)、 国道20号、国道246号、 目白通り・新目白通り、外堀通り	
	— (Green)	高速自動車国道・首都高速道路等	

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



凡		例	
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●
緊急交通路	■■■■■	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道20号 ・国道246号・目白通り、新目白通り・外堀通り)	
	■■■■■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	■■■■■	被害状況により指定する路線	

3 緊急通行車両等の確認

- 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

4 緊急通行車両等の種類

- 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両
- 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
 - ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
 - ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
 - ・ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - ・ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
 - ・ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
 - ・ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
 - ・ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
 - ・ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - ・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
 - ・ 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両
- 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。
- 交通規制除外車両については、震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

基本方針2 ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する

1 道路・橋梁

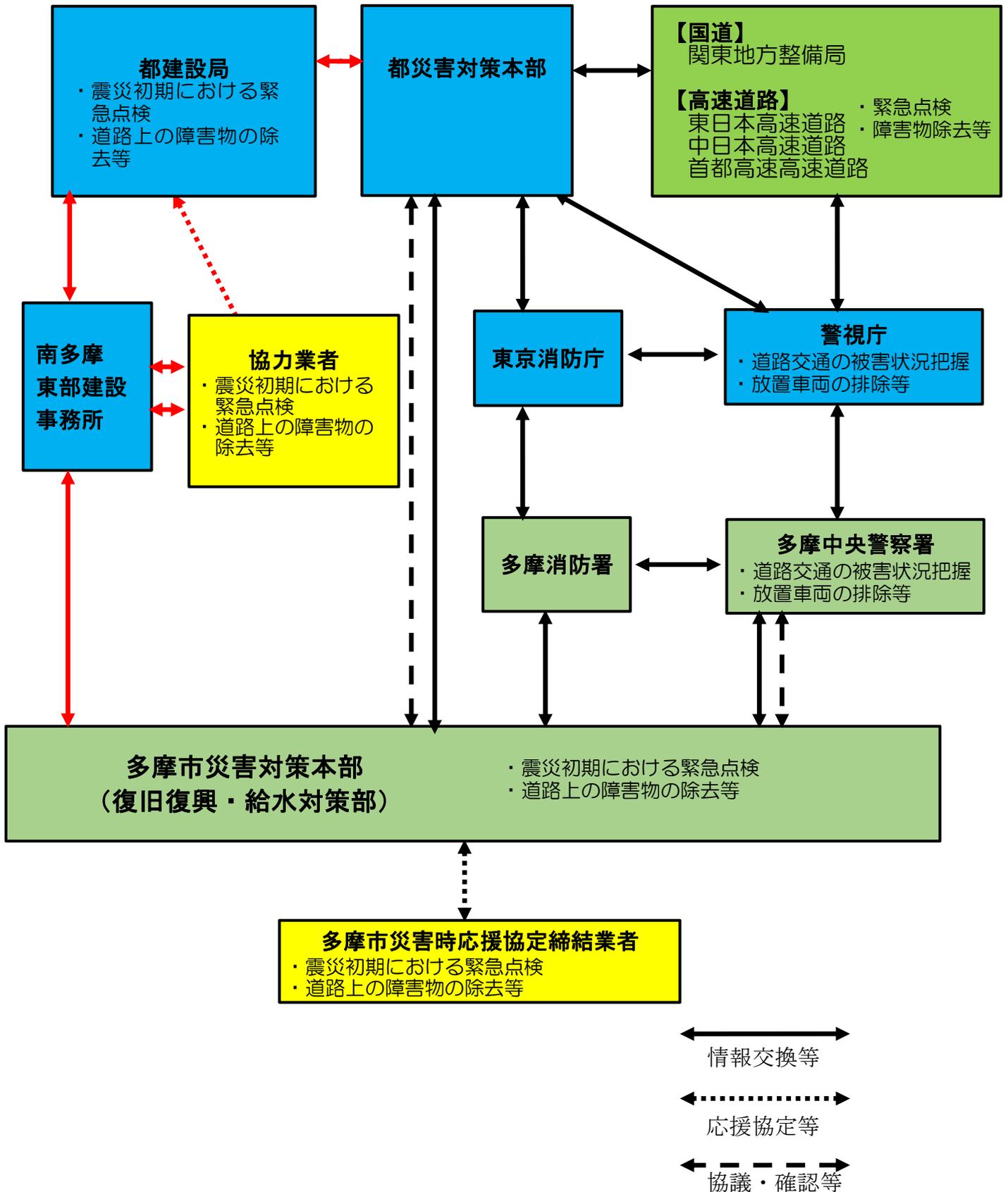
□ 対策内容と役割分担

緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の除去等を実施する。 ○ 通行止め等の措置により通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。 ○ 被災道路、橋梁の応急措置及び応急復旧対策を実施する。
多 摩 中 央 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の除去等を法令に基づき実施する。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。 ○ 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 ○ 所管の道路・橋梁については、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置を行なうなど、通行者の安全対策を実施する。

1 緊急道路障害物除去



2 緊急道路障害物除去

市長は災害対策基本法第七十六条の六に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、市の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行うとともに、東京都及び関係機関が有機的かつ迅速な協力態勢を確立して対応する。

- 道路に倒壊するおそれのある障害物については、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- 緊急障害物除去路線に指定された市道を優先に緊急点検を行う。
- 緊急点検、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去は、復旧復興・給水対策部が災害時応援協定に基づき、協力機関の協力を得て実施する。
- 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- 被害の規模や状況によっては、都へ自衛隊の派遣を要請する。
- 必要に応じて都道についても応急措置を行う。
- 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

2 鉄道施設

□ 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うとともに、駅などでの各種情報提供等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部等を設置する。 ○ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡を実施する。 ○ 徐行等の運転規制を行う。 ○ 乗客の避難誘導を行う。 ○ 負傷者の救護活動を行う。 ○ 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業を行う。 ○ その他、必要事項は、各鉄道会社の計画による。

3 河川施設等

□ 対策内容と役割分担

災害により堤防、護岸等の河川保全施設が破損したときは、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに、排水活動を行う。

【河川及び内水排除施設】

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して管内の内水路排水樋管施設を重点的に巡視する。被害箇所については、直ちに京浜河川事務所並びに都に報告するとともに必要な措置を実施する。 ○ 低地等に浸水被害が発生したときは、市所有の可搬式ポンプにより排水し、能力不足のときは市内の建設事業者等に協力を求めポンプ、労力を調達して応急排水を実施する。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、建設局所管の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、復旧に努める。
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路や防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

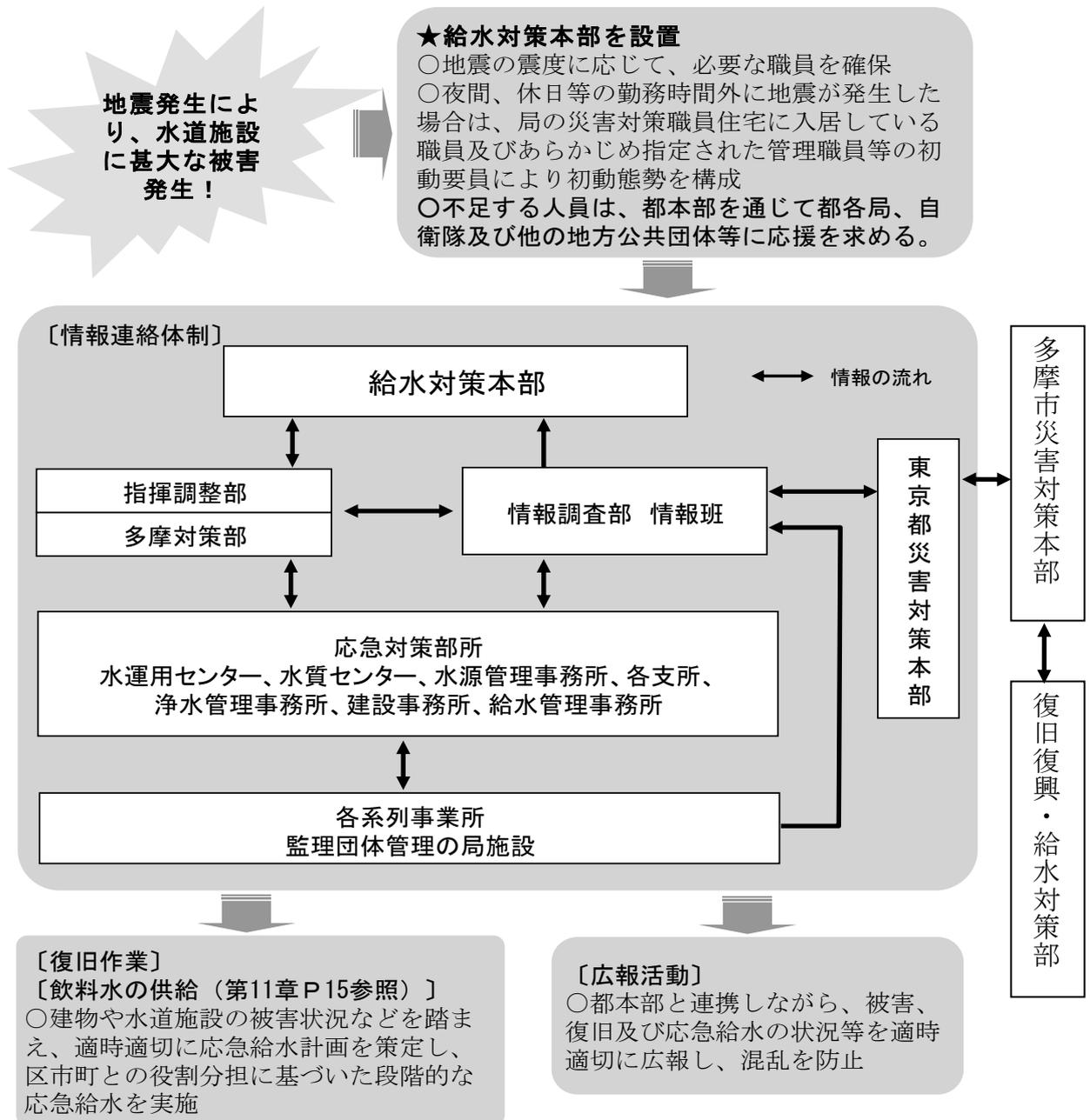
4 水道

□ 対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都水道局多摩給水管理事務所と連携し、情報連絡体制等を確立する。 ○ 市内応急給水施設（配水所・給水所等 5 箇所、市内公園 1 箇所）より、応急給水を実施する。 ○ 必要により、連光寺災害対策用井戸や多摩中央公園 100t 貯水槽などに給水拠点を設定する。
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○ 施設の点検・被害調査を実施する。 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害の発生や被害が拡大するおそれがある場合には、応急措置を行う。

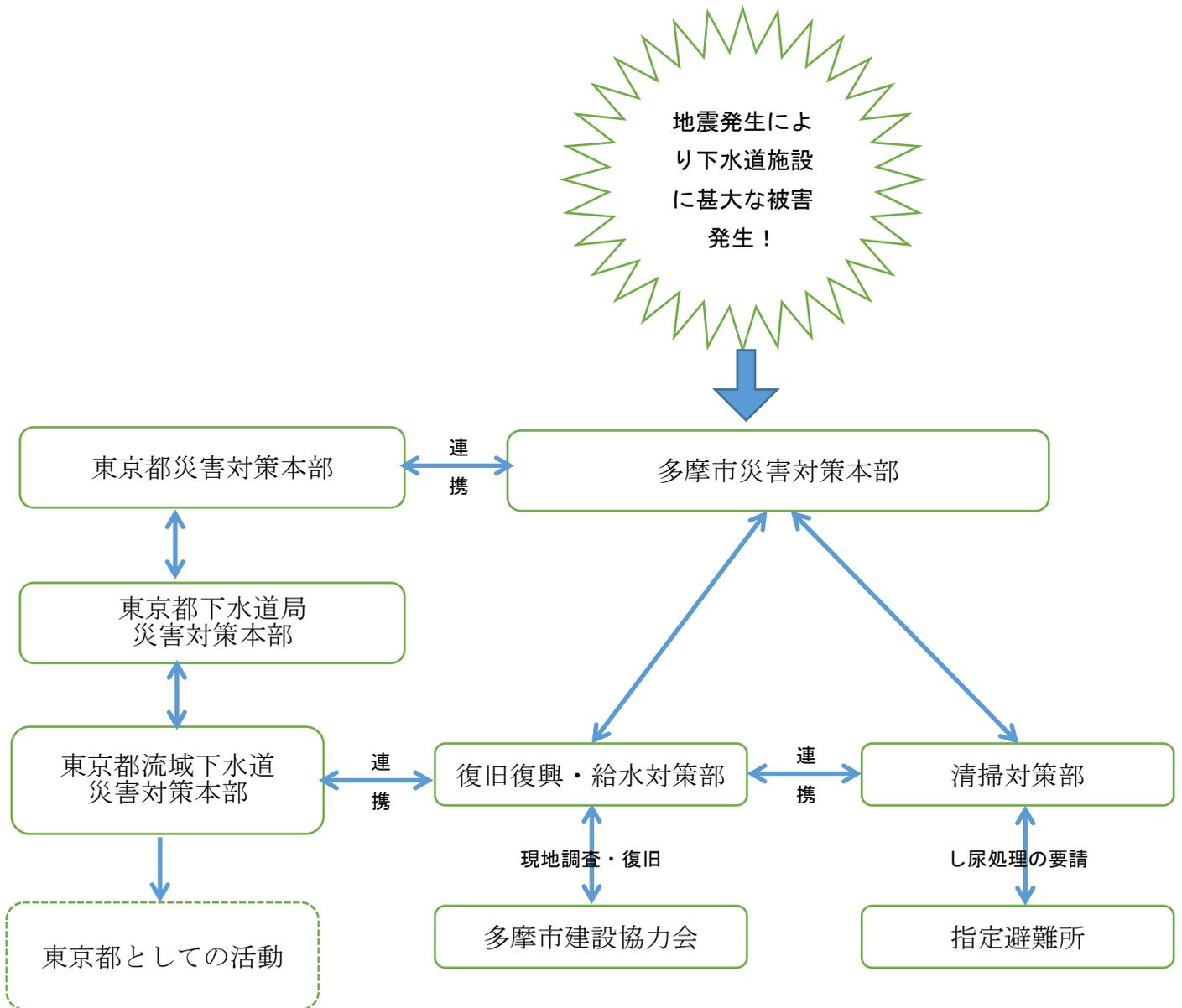
□ 業務手順



5 下水道

- 対策内容と役割分担
 情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針を定め、被災規模に応じ柔軟に、かつ速やかに進めていく。 ○ 緊急点検、調査、応急措置、復旧等を速やかに実施する。



凡例： 情報の流れ

□ 詳細な取組内容

1 被害が発生した場合は、原則として、次の順序により復旧を図る。

【施設の復旧順位】

第1位 ポンプ場、マンホールポンプ等の重要箇所

第2位 重要な幹線管きよ

第3位 枝線管きよ

第4位 まず、取り付け管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水・雨水の流下機能を確保するための復旧を行う。

2 被災の発見から応急復旧までの流れ

(1) 緊急点検・調査

施設全体を対象に、管きよの土砂等による閉塞から汚水の逆流等の重大な機能障害、管路の破損、人孔の隆起等放置しておく危険となる被害（二次災害発生の可能性）の発見のために、短時間で調査を行う。

(2) 緊急措置

緊急点検・調査の結果、大きな二次災害につながる危険性があると認められる被害に対しては、段差、亀裂箇所への安全柵の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる仮排水、専門業者への応援要請等の措置を講じる。

(3) 応急調査、応急復旧

- 被害が発見された箇所を中心に、応急調査を実施し、施設の被害状況を把握するとともに、応急復旧の判定を行う。また、応急復旧工法を選定する。
- 調査の結果、施設の暫定的な機能を確保するために、段差、亀裂等の道路復旧、管きよ人孔内部の土砂等のしゅんせつ、仮排水路の確保等の応急復旧工事を行う。
- 他機関との協議連絡の上、実施する。
- 下水道施設は道路下への埋設であるため、道路の被害と密接な関係がある。よって二次災害防止のため、道路管理者、警察との協議、情報交換を密に行い、被害の早期発見、迅速な応急対策に努める。また、同じ地下埋設管であるガス等の他企業者間とも同様に対応する。
- 可搬式排水ポンプ及び土工器材、作業用具は指定下水道工事店等へ協力を要請する。
- 被害状況に応じ、都下水道局流域下水道本部を通じて他都市等へ支援を要請する。
- 下水道の復旧に長期間を要すると予想される場合には、下水道使用の自粛（節水の呼掛け・水洗トイレの使用自粛等）の広報活動を行う。

6 電気・ガス・通信等

□ 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。その他、応急活動は、各事業者の計画による。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の調達・輸送を行う。 ○ 震災時における危険予防措置を行う。 ○ 応急工事を実施する。 ○ 災害時における電力の融通を図る。
東京ガスグループ ガ ス 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報を収集する。 ○ 事業所設備等を点検する。 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置をとる。 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置をとる。 ○ 被害推定に基づく応急措置を実施する。 ○ 遠隔再稼働による、速やかなガス供給再開を行う。 ○ 資機材等を調達する。 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給を行う ○ 避難所等への LP ガス供給を行う
各 通 信 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行う。 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等を行う。 ○ 災害対策用機材、車両等を確保する。 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

【復旧対策】

基本方針

- 1 速やかにまちの復旧を行う

基本方針1 速やかにまちの復旧を行う

1 道路・橋梁

- 対策内容と役割分担

道路・橋梁の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	○ 多摩市道の障害物除去及び応急復旧を行う。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	○ 都道の被災箇所、被害がある箇所の復旧を行う。 ○ 都道上の障害物除去作業及び障害物を搬出する。

- 詳細な取組内容

- 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助・救急活動、物資輸送のための確保に努める。なお、作業は市において選定した道路（避難所や拠点施設を結ぶ路線）を最優先に障害物除去するものとし、その後一般市道の復旧作業を行う。
- 道路の障害物除去は都道の管理者と緊密な連絡をとり、あらかじめ業務実施の協定を締結した多摩市建設協力会の協力により、がれき等の排除を行う。障害物除去の幅は原則として2車線(5m)とし、道路状況などからやむを得ない場合には1車線(3m)とする。
- 応急復旧すべき道路面に生じたき裂、陥没等は市所有の材料を使って埋め戻し等の応急復旧を行う。なお、状況に応じて道路の障害物除去と同様、多摩市建設協力会の協力により、応急復旧を行う。

2 鉄道施設

□ 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。その他、応急活動は、各事業者の計画による。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者	○ 施設の被害状況に応じた復旧を実施する。

3 河川施設等

□ 対策内容と役割分担

多摩市の河川管理施設の復旧、都建設局所管施設の緊急工事等を行う。

□ 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	○ 内水路排水樋管施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を行う。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策を行う。 ○ 都建設局所管の河川管理施設の復旧対策を行なう。 ○ 多摩市の実施する復旧対策を支援する。
関 東 地 方 整 備 局	○ 都及び区市町村等の行う復旧対策へ支援する。

□ 詳細な取組内容

- 地震等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。
- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある施設は、次のとおりである。
 - ・ 堤防破堤、護岸、天然河岸決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - ・ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ・ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - ・ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
 - ・ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 水道

□ 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容 等
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取水・導水施設の復旧対策を行う。 ○ 配水施設の復旧対策を行う。 ○ 送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

5 下水道

□ 対策内容と役割分担

下水道施設等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の復旧対策を実施する。

□ 詳細な取組内容

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。

復旧順位

第1位 ポンプ場、マンホールポンプ等の重要箇所

第2位 重要な幹線管きよ

第3位 枝線管きよ

第4位 まず、取り付け管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水・雨水の流下機能を確保するための復旧を行う。

6 電気・ガス・通信等

□ 対策内容と役割分担

二次災害の発生防止の観点や復旧効果の大小等から優先順位を定めて復旧を行う。その他、復旧活動は、各事業者の計画による。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
東京ガスグループ ガ ス 事 業 者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
各 通 信 事 業 者	○ 応急復旧工事、本復旧工事の順で実施する。

第6章 情報通信の確保

【予防対策】

基本方針

- 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備する
- 2 市民等への情報提供体制の整備する

基本方針1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備する

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

□ 対策内容と役割分担

1 関係防災機関との情報連絡体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none">○ 防災行政無線等の整備・更新を行う。○ 関係防災機関との情報連絡体制を構築する。○ 各種情報伝達手段を利用する。○ 情報システム等の整備を行なう。

※ 1 多摩市防災行政無線

災害時の通信手段として、主に各拠点間の非常通信手段として活用される「デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯）」を各対策部、健康福祉センター等の市施設、及び小中学校、警察、消防、各ライフライン関係機関（電気、ガス、水道）や救急医療機関等に配備している。

※ 2 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、警報の伝達が強い揺れの到達に間に合わない。

※ 3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体のみにおいて、情報番号に対応する、予め録音された放送内容の自動放送を行う。

※ 4 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)

総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

※ 5 気象情報表示盤

雨量や風速等について、多摩市に配置された雨量計・風速計等により観測することで常時情報収集を行い、台風やゲリラ豪雨等、大雨から発生する被害を未然に防止するとともに、被害抑止と軽減を図ることを目的として、活用している。

※ 6 地震計ネットワーク

地震被害を軽減するためには、震度分布状況を即時に把握することにより激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る必要がある。このため、都においては、東京消防庁、気象庁及び区市町村等との地震計ネットワークシステムを構築している。

多摩市内では、既に多摩消防署多摩センター出張所に設置された地震計が、上記システムに測定値を供給している。さらに、距離的、地形的な面を考慮し、多摩市役所敷地内に地震計を設置し、上記システムとは別に都へ測定値を供給している。

※ 7 防災対策室及び無線室

災害時における情報の一元収集・管理を図るため、情報集約機能を完備した防災対策室及び無線室を、市庁舎2階に設置している。

大規模発災時には、防災対策室に災害対策本部を設置するため、次のように、多摩市に関わるあらゆる災害情報の集中管理等を目的に整備している。

- ・ 東京都防災情報システム (DIS) により、東京都や関係区市町村との情報共有機能
 - ・ 震度表示板による地震及び気象情報表示盤による降雨量・気象情報等の収集
 - ・ 防災行政無線を活用した各施設周辺の被害状況の把握
 - ・ 防災行政無線による地域住民への避難誘導等
 - ・ 防災関係機関との情報連絡
- など

※ 8 東京都災害情報システム (DIS)

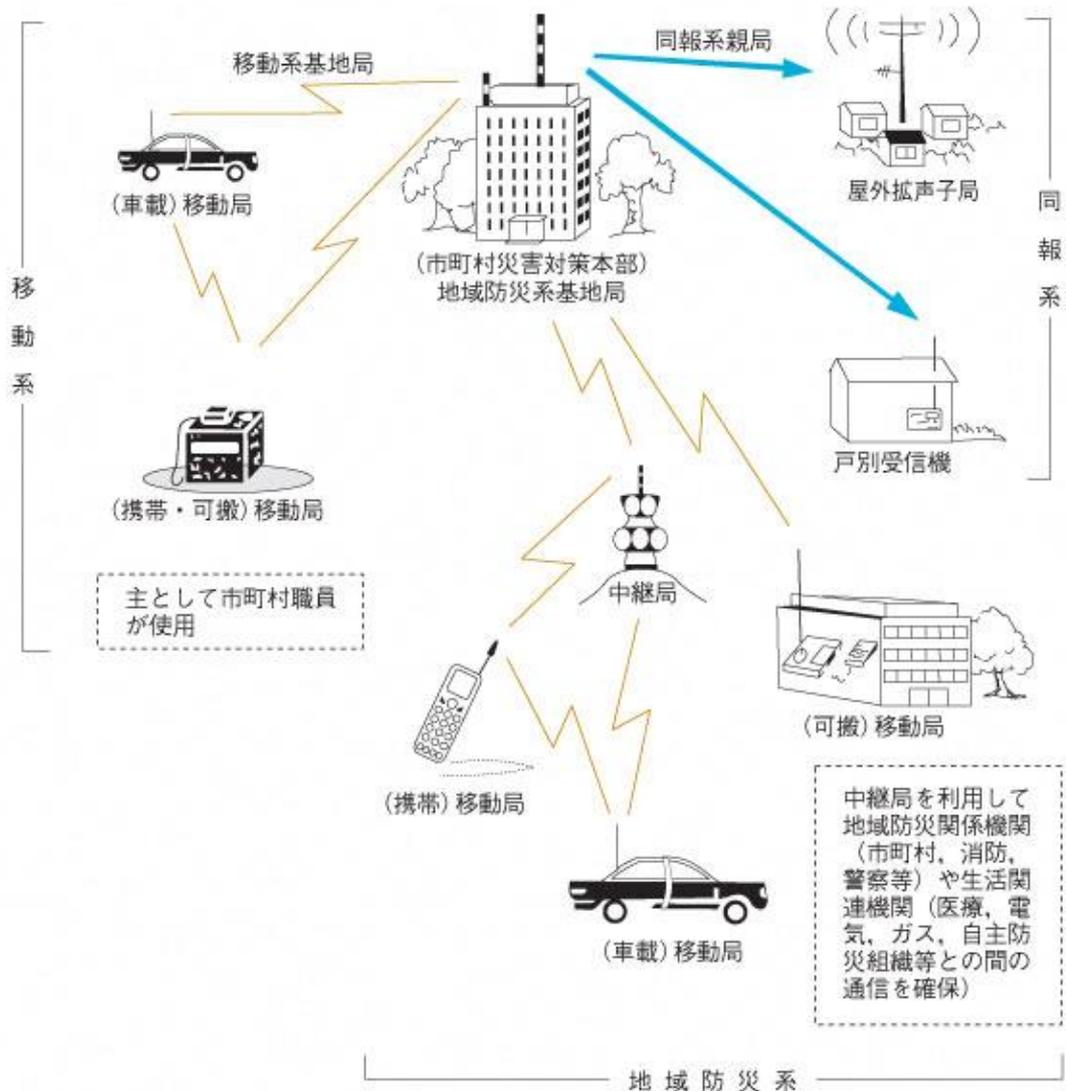
災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ標記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。

クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

※ 9 Lアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを
 実現する情報基盤

図 2-1-8 市町村防災行政無線網概念図



内閣府 HP より引用

□ 詳細な取組内容

1 防災行政無線等の整備・更新を行う。

1 同報系防災行政無線の整備

屋外に設置してある同報系防災行政無線は、災害時に、市民に対し一括して迅速に情報提供する有効な手段である。

今後も、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう、各設備の維持管理を行なっていく。

(1) 移動系防災行政無線の整備

① 車載局・携帯局の整備

車載型や携帯型の移動局として整備しており、主として災害現場と災害対策本部等をつなぐ通信手段であり、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう、各設備の維持管理を行なっていく。

② 地域系無線（半固定局）の整備

防災拠点施設及び防災関係機関並びに協定締結企業等に対し、地域系無線等の整備を、積極的に図っていく。

2 情報通信網等の整備・更新を行う。

(1) 衛星携帯電話の配備

情報伝達手段の複線化を目的として、衛星携帯電話の配備を図る。

(2) I P無線の整備

情報伝達手段の複線化を目的として、i p無線の配備を図る。

(3) 新たなる総合事務設備の活用

総合事務システムを導入した機器等は、災害時に活用する。特に、指定避難所等へ持ち出し、防災行政無線（地域系）のバックアップ機能として使用する。

(4) 消防団無線の整備

現在使用している400MHZ帯の使用停止が迫っていることから、代替えの通信手段の調査研究を行うとともに、必要に応じて配備を検討する。

(5) その他の通信手段の整備

既存の通信手段や新たなる通信手段の研究を行い、災害時にける通信手段の複線化を図っていく。また、多摩市の防災行政無線の更新に合わせ配備の検討を行う。

3 関係防災機関との情報連絡体制を構築する。

(1) 防災関係機関との情報連絡体制

多摩市と防災関係機関との間に、地域系防災行政無線を配備しており、今後も情報伝達訓練等と通じ、積極的に活用を図っていく。

(2) 新たなる体制の構築

災害時における情報収集手段として、民間団体等（バス・タクシー・ハイヤーなど道路情報等）と協定締結を図り、情報収集体制の充実強化を図る。

4 緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）・Lアラートを利用する。

(1) J-ALERT（全国瞬時警報システム）、緊急速報メール等の整備

市民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、受信設備及び伝達体制等を整備する。また携帯電話メールサービス（緊急速報メール等）、ソーシャルメディア等の活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(2) Lアラートを使った、情報伝達

Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、避難情報や指定避難所情報など、地域住民に即した情報を伝達する

5 情報システム等の整備を行なう。

(1) 新たな情報処理手段等の検討

発災後の情報処理は、情報量の不足やマンパワーの不足から、処理できる情報量が限られてくるなど、情報の処理は非常に困難と予測される。（その反面、一度に大量に押し寄せ、処理しきれないことも想定される。）

そこで、情報の集約や整理・処理方法について検討し、情報処理能力の向上を図るとともに、積極的に新しい技術の導入を検討する。

(2) 地図情報システム等の導入の検討

多摩市における災害の履歴や、避難行動要支援者の所在地、避難所・避難場所及び防災倉庫、消防水利等の防災関連情報を地図上で管理する地図情報システムの導入に向けた検討を行なう。

(3) 市職員に対する非常連絡体制の整備

市職員の連絡先（自宅電話・携帯電話番号及びメールアドレス等）を把握し、職員の安否確認・参集の可否等、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めるとともに、円滑な非常時通信を可能にするシステムの整備を図っていく。

基本方針2 市民等への情報提供体制の整備する

1 市民等への情報提供体制の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同報系や移動系の防災行政無線の維持管理を行う ○ 防災情報伝達手段の多重化、複線化を検討する。 ○ 報道機関との連携体制を整備する。 ○ ソーシャルメディア等の新規ツールの活用を検討する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 テ レ ビ 東 京 電 力 グ ル ー プ 東 京 ガ ス グ ル ー プ N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ K D D I ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。 ○ 安否確認手段の確保及び周知を図る。

□ 詳細な取組内容

- 防災行政無線等を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
- 防災アプリの導入や、テレビの自動起動機能を活用した情報伝達や安否確認等、あらゆる情報伝達手段を検討する。
- 防災情報メール、緊急速報メール、エリアメールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法等を周知する。
- 臨時災害 FM 局の導入の検討を行なう。
- 速やかな報道発表のための、手順等の確認を行う。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。
- 多摩テレビと連携し、発災時における市民への情報提供体制を構築する。
- 多摩市国際交流センターと連携し、発災時における外国人への情報提供体制を推進する。

【応急対策】

基本方針

- 1 情報通信・連絡体制を確立するとともに、被害状況を把握する
- 2 広報広聴体制を確立する

基本方針1 情報通信・連絡体制を確立及び被害状況を把握する

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立

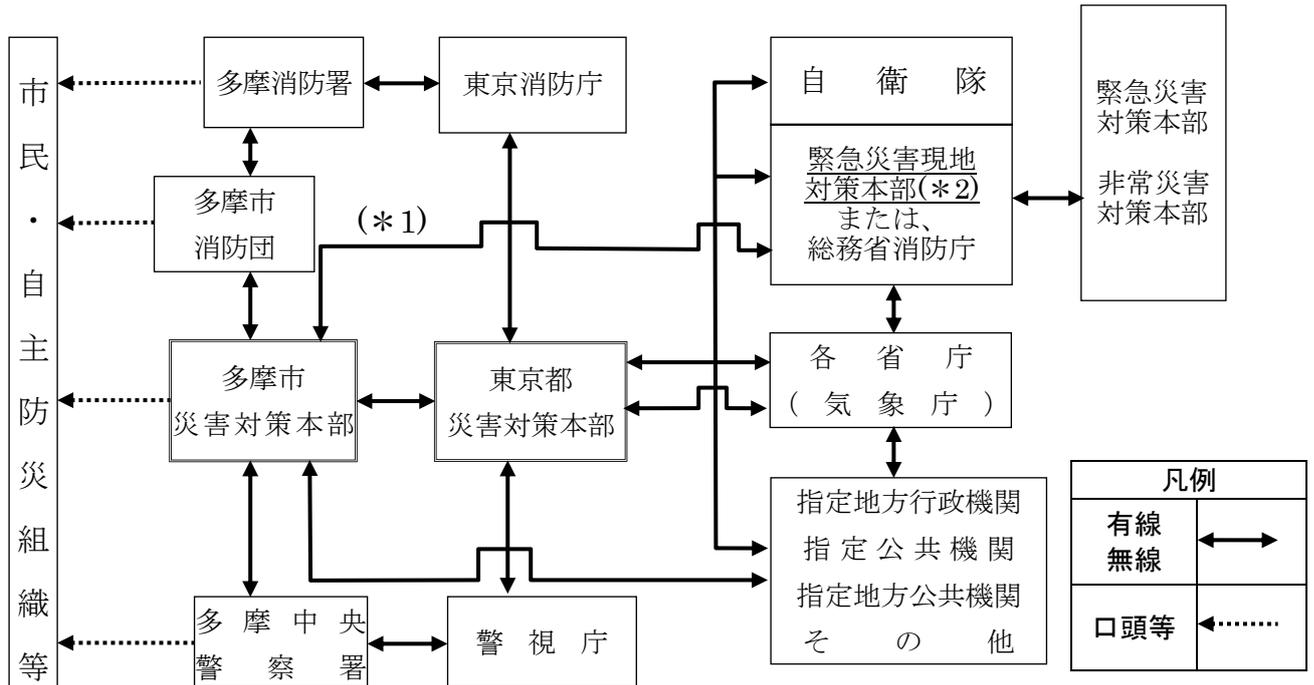
□ 対策内容と役割分担

1 情報連絡体制の確立

東京地方において震度4以上の地震が発生したとき、直ちに防災行政無線、電話、FAX等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には、応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 (全対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報収集体制を構築する。 ○ 災害情報の伝達体制を構築する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との情報交換を実施する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震被害予測システムによる被害予測を行う ○ 早期災害情報システムによる災害情報収集を行う ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての多摩市への通報、関係機関との情報交換を行う
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報を発表する。 ○ 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 ○ 津波警報・注意報を関係機関へ通知する。 ○ 注意報、警報の種類及び発表基準を普及啓発する。
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警報の優先取扱いを行う。 ○ 各種警報の通報
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する警報等の周知を図る。

□ 情報伝達系統



*1 災害の状況により東京都災害対策本部に報告できない場合

*2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

□ 詳細な取組内容

1 情報収集体制

1 通信施設・設備の機能確認等

(1) 通信施設・設備の機能確認と応急対策

① 無線・電話・FAX等の機能確認

- 各対策部は、災害発生後、通信施設・設備の機能確保を行う。特に、災害拠点と位置づけている施設は、確実に実施すること。

② 確認すべき通信設備

- NTT電話・FAX
- 内線電話
- 防災行政無線電話・防災行政無線FAX（配備されている施設のみ）
- 携帯電話機能（音声通信）
- インターネット環境（データ通信（メール等））

③ 庁内ネットワーク

- 庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認は、市民情報対策部が行う。
- 東京都災害情報システム（DIS）の機能確認は、統括対策部が都と協力して行う。

(2) 派遣された職員による通信設備の確認

緊急医療救護所や指定避難所等、各防災拠点へ配置された職員は、携行した通信手段の確認と、配置された施設に備え付けられている、各種通信設備の使用の可否を確認するとともに、何らかの通信試験を行う。

(3) 対策部間の情報連絡

対策部間の情報連絡は、情報の共有化及び一元化を図るため、原則として、災害対策本部室の担当職員を通じて行う。

2 情報伝達体制

(1) 都への情報伝達

- 収集した情報を整理のうえ、直ちに都その他の関係防災機関へ伝達する。
- 東京都災害対策本部への情報連絡は、東京都災害情報システム（DIS）及び東京都防災行政無線を使用する。
- 害の状況により東京都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

3 職員への情報伝達

現地へ出向した職員及び防災拠点へ配置している職員との情報伝達手段の優先順位は以下の通り

(1) 音声

①内線電話②N T T電話③携帯電話④防災行政無線電話⑤インターネット回線を利用した電話⑥その他

(2) 図面・写真・文字情報

①庁内ネットワーク環境を利用した通信②N T T F A X③携帯電話のメール・ロゴチャット等④防災行政無線F A X⑤その他

(3) 市民等への情報伝達

市民等に対する情報伝達は以下の通り

- 同報系無線（屋外拡声子局）
- アンサーバック（音声自動応答装置）
- 緊急速報メール
- 防災情報メール・多摩市公式ツイッター・多摩市公式ライン
- ヤフー防災アプリ
- 公式ホームページ
- 必要により広報車等での巡回による情報伝達
- 多摩テレビを活用し、情報伝達

情報伝達機器

通信機器等	使用方法
災害時優先電話	災害時優先電話（防災安全課に整備）を活用し、防災関係機関との連絡体

通信機器等		使用方法
		制を構築する。
衛星携帯電話		災害対策本部等における緊急連絡手段、災害医療コーディネーター間をつなぐ連絡手段
災害時優先携帯電話		市長、副市長、総務部長、防災安全課長の緊急連絡手段
防災行政無線	デジタル無線 地域系 260MHz	災害対策本部、各対策部、避難所、防災関係機関をつなぐ無線網 112局<避難所31局・公共施設19局・医療10局 その他52局>
	デジタル無線 固定系 60MHz	市内全域へ一斉に情報を伝達する手段 夕焼けチャイム108局（アナログ）、6局（デジタル） 戸別受信機96台（アナログ）
	アナログ無線機 移動系 400MHz	消防団本団と各分団本部団等の無線網 移動系携帯局63局、車載15局
IP無線		緊急医療救護所と災害医療コーディネーター（福祉医療対策部）をつなぐ連絡手段

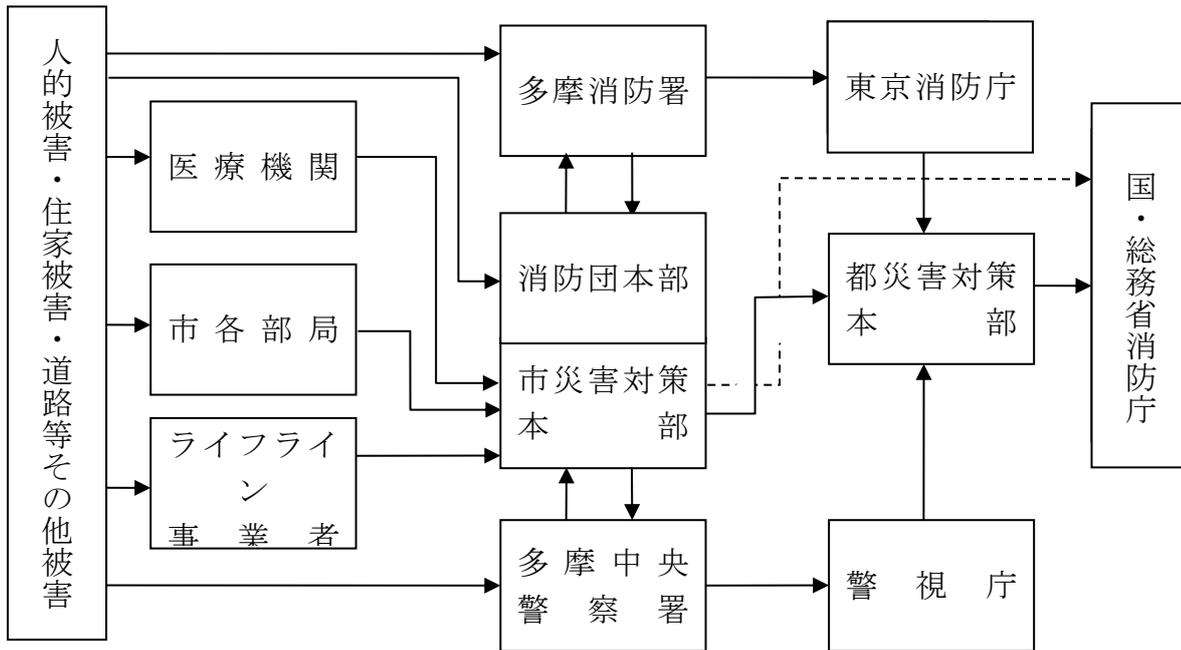
2 被害状況等の把握

□ 対策内容と役割分担

東京都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、都等へ報告する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 統括対策部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告する。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	○ 通信の被害、開通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等を確認する。

【多摩市災害対策本部の情報体制】



□ 詳細な取組内容

1 被害状況の速報

- 各公共施設の施設長は、施設の被害状況を、防災行政無線FAX・NTTFAXを用いて、所管部長へ報告する。
- 各対策部は、防災行政無線、伝令等あらゆる通信手段を用いて、各施設の被害状況を災害対策本部に連絡する。

(書式は、資料編を参照)

2 各種被害状況等の調査

- 各対策部及び消防団は、次の被害情報について可能な限り調査・収集し、統括対策部に報告する。
- 統括対策部は、各防災関係機関から情報収集を行う。
- 各対策部は下表の被害状況を可能な範囲で把握し、人的被害、建物の使用可否、ライフラインの状況について統括対策部へ報告する。

調査事項		主な情報収集の担当対策部	
被害状況	人的被害	死者	統括対策部・福祉医療対策部
		負傷者	統括対策部・福祉医療対策部
		行方不明者	統括対策部・福祉医療対策部
	建物被害	住家被害	住民対策部・復旧復興・給水対策部

調査事項			主な情報収集の担当対策部
		非住家被害	住民対策部・復旧復興・給水対策部
	公共土木施設の被害	道路被害	復旧復興・給水対策部
		河川の被害	復旧復興・給水対策部
	避難所指定施設の被害		避難所施設対策部
	福祉施設の被害	福祉関連施設	福祉医療対策部
		子ども関連施設	子ども対策部
	市民が利用する公共施設の被害		各所管部
	商工・農業・観光関係被害		住民対策部
ライフラインの状況等	医療機関の状況	市内医療機関の被害	福祉医療対策部
	ライフラインの状況等	水道の被害	復旧復興・給水対策部
		下水道の被害	復旧復興・給水対策部
		電気供給の状況	復旧復興・給水対策部
		ガス供給の状況	復旧復興・給水対策部
		通信の疎通状況	統括対策部
	公共交通機関の運転状況等	鉄道	復旧復興・給水対策部
		バス	復旧復興・給水対策部
		タクシー	復旧復興・給水対策部

3 東京都への報告事項

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告事項

- 災害の原因 及び今後の実施予定の措置
- 災害が発生した日時 ○ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- 災害が発生した場所又は地域 ○ その他必要な事項
- 被害状況
- 災害対策として既に実施した措置

(2) 報告手段

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。

※ 報告項目は資料編参照

システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

基本方針2 広報広聴体制を確立する

1 広報広聴体制

□ 対策内容と役割分担

住民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供する。また、住民の発信情報を的確に収集する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 統括対策部 市民情報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの情報収集体制を確立する。 ○ 市民への情報提供体制を確立する。 ○ 報道機関の対応を行う。

□ 詳細な取組み

1 情報の収集

市民情報対策部長は、市民から災害情報を収集する。

2 収集の方法

- 発災直後、電話受付コーナーを開設し、情報を収集する。
- 発災直後、相談窓口を開設し、来庁者から情報を収集する。

- 発災直後においては、原則として本庁舎に寄せられる市民からの全ての電話及び来庁者を市民情報対策部が受け、各課への引継ぎは行わない。
- 発災後一定の時間経過（応急対策が落ち着いてきたら）とともに、本庁舎の電話受付コーナー、相談窓口は、関係各課と連携して、各種の被災者生活再建支援業務を推進し、市民生活の速やかな復旧を図る。
- 発災後一定の時間経過（応急対策が落ち着いてきたら）とともに、避難所等を巡回し市民のニーズを把握する。

3 災害対策本部への報告

市民情報対策部長は、収集した情報を災害対策本部に取りまとめ報告する。ただし、緊急かつ重要な情報については、速やかに報告する。

4 情報の発信

- 市民情報対策部長は、市民に対し情報を発信する。
- 市民情報対策部長は、市民に対し、発災直後、可能な限り早い段階で、YouTubeなどを活用し、災害対策本部長（市長）からのメッセージを発信する。

5 発信の方法

関係機関と連携して、あらゆる媒体を活用し、情報を発信する。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ○ 報道機関(ラジオ・テレビ・新聞等) | ○ 防災情報メール・公式ツイッター・公式ライン |
| ○ 多摩テレビ | ○ 広報車などによる巡回 |
| ○ 防災行政無線 | ○ 掲示物及び臨時広報 |
| ○ 多摩市公式ホームページ | ○ 臨時災害 FM |
| ○ YouTube | ○ その他 |

6 発信の内容

発災直後に行う広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模、気象状況 ○ 混乱防止の呼びかけ ○ 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 ○ 道路状況と交通機関の運行状況 ○ 学校などの措置状況 ○ 市の体制・措置状況 ○ デマ情報に対する注意 ○ その他必要な事項
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

被災者に対する広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報 ○ 市民相互における安否確認の実施 ○ 避難所開設状況 ○ 食糧・生活物資等の供給状況 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気・ガス・水道・電話などライフラインの被害状況及び復旧状況 ○ 道路状況と交通規制、交通機関の被害状況及び復旧状況 ○ 防疫・保健衛生措置状況 ○ 学校の休校・再開などの措置状況 ○ 市の措置状況 ○ その他必要な事項
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 報道対応

- 原則として、初回の報道発表は24時間以内に行う。
- 市民情報対策部長は、報道機関の統制を行う。
- 災害対策本部長は、初回の記者会見において、以下の事項について、把握している範囲で発表を行う。
 - ・ 市内の震度
 - ・ 被害状況（死者数、行方不明数、重症者数、軽症者数、倒壊建物棟数、火災発生件数、ライフラインの状況）
 - ・ 交通状況
 - ・ 避難所開設状況
 - ・ 緊急医療救護所の開設状況
 - ・ 今後の対応方針（例：「3日間は生命財産を優先として活動を行います」など）
 - ・ 市民へのメッセージ
 - ・ 次回の記者会見日時

8 記録写真の作成

被災地の状況を写真に収め、復旧対策広報活動の資料等として活用する。

第7章 医療救護等対策

【予防対策】

基本方針

- 1 初動医療体制を整備する
- 2 医薬品・医療資器材を確保する

基本方針1 初動医療体制を整備する

1 体制の整備

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立する ○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点を設置する ○ 区市町村災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築する。

□ 詳細な取組内容

- 1 災害時における円滑な医療連携体制を構築するため、災害医療コーディネーター、多摩市医師会、東京都八南歯科医師会多摩支部、多摩市薬剤師会、東京都柔道整復師会南多摩支部及び同多摩市地区及び多摩市接骨師会、災害拠点病院ほか関係者が参加する、多摩市災害医療連絡会に参画する。
- 2 多摩市災害医療連絡会を通じて、災害発生時における市内の医療資源の把握や医療機関と行政機関等との連携について具体的な方策を検討する。
- 3 災害医療コーディネーターを多摩市災害対策本部内の福祉医療対策部の附属機関に位置付け、円滑な活動体制を検討、構築する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
災害時小児周産期リエゾン	災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。
多摩市災害医療コーディネーター	多摩市内の医療救護活動等を統括・調整するために市に対して、医学的助言を行う、多摩市が指定する医師

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

【医療機関の役割分担】

医療機関	役 割
災害拠点病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)	主に重症者の収容・治療を行う
災害拠点連携病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う
災害医療支援病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>専門医療を担う病院</p> </div> <div style="flex: 2;"> <p>災害時において、医療機能の維持が求められる周産期医療、小児救急、精神医療、透析医療、その他専門医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努めます。</p> </div> </div>

医療機関		役割
	主に慢性疾患を担う病院	「専門医療を担う病院」以外の全ての災害医療支援病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行います。
診療所・歯科診療所・薬局	専門的医療を行う診療所	救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続します。
	一般診療所・歯科診療所及び薬局	「専門的医療を行う診療所」以外の診療所、歯科診療所及び薬局の取り扱いについては、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます

【南多摩地域での災害拠点病院】

地域区分	名称	所在地	
南多摩	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	地域災害拠点中核病院
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	地域災害拠点病院 東京DMA T指定病院
	東海大学医学部附属八王子病院	八王子市石川町 1838	
	多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	地域災害拠点病院
	町田市立病院	町田市旭町 2-15-41	
	南町田病院	町田市鶴間 1008-1	
	日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	

【市内の災害支援病院】

病院名	住所
厚生荘病院 (休院中)	多摩市和田 1547
桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺 1-1-1
天本病院	多摩市中沢 2-5-1
聖ヶ丘病院	多摩市連光寺 2-69-6
多摩中央病院	多摩市連光寺 2-62-2
島田療育センター	多摩市中沢 1-31-1

2 医療救護活動の確保

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等を確保する。 ○ 災害時における看護師ボランティア制度を検討する。 ○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置・運営に係る体制整備を行う。 ○ 医療救護活動拠点の設置場所の確保を行う。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携する。 ○ 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 地区医療救護班等の確保

- 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等の編成、派遣に係る取決め等行う。
- 看護師免許を有する市民の募集登録制度を検討し、災害時における看護師ボランティアの運用制度を検討する。
- 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保するとともに、運営要領を定める。
- 多摩市災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点の設置は、本庁舎西会議室とし、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う。

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などで多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること

【都が関連する医療に関する応援態勢】

名 称	説 明
東京 DMAT (東京 Disaster Medical Assistance Team: ディーマット)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。
東京 DPAT (東京 Disaster Psychiatric Assistance Team: ディーパット)	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team: ディーヒート)	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム

3 負傷者等の搬送体制の整備

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者との災害時応援協定を締結する。 ○ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。 ○ ヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と東京消防庁が協定を締結。救急車では対応しきれない場合に、緊急性の低い傷病者の搬送体制を補完する車両として運用する体制を確保している。

□ 詳細な取組内容

- 民間事業者や介護福祉事業者・民間救急事業者等と災害時応援協定を締結し、発災時における傷病者の搬送態勢を構築する。
- 広域搬送を踏まえ、災害時拠点病院の近隣にヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。
- 負傷者を搬送できる庁用車を、事前に選定する
- 多摩中央警察署へ依頼し、負傷者搬送車両の先導を行うよう調整を図る。

基本方針2 医薬品・医療資器材を確保する

1 医薬品・医療資器材の確保

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関と連携した医薬品のランニングストックを検討する。 ○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄する ○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議を行う ○ 感染症対策用資器材の確保を行う。
多摩市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の情報連絡体制を整備する。 ○ 地区薬剤師会の編成体制等を整備する。
災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の備蓄等を行う。

□ 詳細な取組内容

1 医療対策

- 多摩市医師会及び多摩市薬剤師会等と連携し、緊急医療救護所で使用する医薬品の3日分の備蓄について検討する。
- 緊急救護所を設置する病院と連携し、医薬品のランニングストックを検討する。
- 緊急医療救護所で使用する医薬品等の備蓄場所について、緊急救護所を設置する病院と連携し、病院内に備蓄できなかが検討する
- それまでの間、健康センターで保管することが可能か検討する。
- 医薬品等の卸売販売業者と災害時応援協定を締結し、発災時における円滑な供給体制を構築する。
- 多摩市薬剤師会及び卸売販売業者等と連携して、災害薬事センターについて、次のとおり検討する。
 - ・ 設置場所（状況により複数設置。複数箇所設置した場合には、「中核となるセンター」と「その他のセンター」を区分）
 - ・ 災害薬事コーディネーターの指定（中核となるセンターは、薬剤師会から選任）
 - ・ 運営方法（「中核となるセンター」による「その他のセンター」の統括を含む）
 - ・ 医薬品の調達方法
 - ・ 医薬品の納入先及び搬送方法
 - ・ 災害医療コーディネーターとの連絡方法
 - ・ 東京都地域防災計画では、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は多摩市の災害薬事センターへ納品する

2 感染症対策

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。
- 感染症対策を実施するために、必要な衛生用品の確保を行う。
- マスク・次亜塩素酸ナトリウム・手指消毒液等の備蓄を行う。
- パーティション等、飛沫防止資器材の備蓄を行う。

3 災害拠点病院等

- 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等の備蓄を行う。
- 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう医薬品等の備蓄に努める。

第7章 医療救護等対策

【応急対策】

基本方針

- 1 早期に初動医療体制を確立する
- 2 早期に医薬品・医療資器材の調達を行う

基本方針1 早期に初動医療体制を確立する

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフライン等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

※ 各拠点や班の廃止及び任務の解除等は、状況に応じて行う。

	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
医療救護活動拠点の設置・運営						
被害情報の収集・集約						
緊急医療救護所の運営						
地区医療救護班・地区歯科救護班・地区薬剤師班等の編成・派遣						
避難所医療救護所の運営						
災害薬事センターの設置・運営						
避難者への巡回診療						

1 医療体制

□ 対策内容と役割分担

多摩市と関係機関は、医療機関の被害状況等の情報を共有するとともに、相互に連携して円滑な医療活動を展開する。

機 関 名	活 動 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部 災 害 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市内の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 多摩市災害医療コーディネーターを設置・運営する。 ○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 避難所等に、医療救護所を設置・運営する。 ○ 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整（急性期以降）する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーター等へ報告・応援要請を行う。 ○ 避難所等で巡回診療を行う。 ○ 多摩市内の被害状況等を、南多摩医療圏へ報告する。 ○ 地域住民に対する、相談窓口を設置する。
多 摩 市 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の要請に基づき、医療救護班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に医療救護班を編成し、派遣する。
東 京 都 八 南 歯 科 医 師 会 多 摩 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の要請に基づき、歯科医療救護班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に歯科医療救護班を編成し、派遣する。
多 摩 市 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の要請に基づき、薬剤班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に薬剤班を編成し、派遣する。

機 関 名	活 動 内 容
東京都柔道整復師 会 南 多 摩 支 部	○ 多摩市の要請に基づき、接骨師班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に接骨師班を編成し、派遣する。
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要 があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター 及び市町村を支援する。
多 摩 消 防 署	○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施する。 ○ 救出救護に当たって、必要がある場合は、警防本部へ救急隊の増 強、東京 DMAT の要請、必要な資器材の応援要請等を行う。 ○ 医療救護班の円滑な活動を図るため、発生災害等に関する活動状 況等について、多摩市災害対策本部に情報提供を行う。 ○ 消防署内に仮救護所を設定した場合、多摩市災害対策本部等と連 携する。
医療ボランティア	○ 被災者に対する医療救護活動を行う。

□ 詳細な取組内容

1 医療救護活動拠点の設置

福祉医療対策部長は、発災直後に、医療救護活動拠点を庁舎内へ設置する。

2 多摩市災害医療コーディネーターの役割

- 福祉医療対策部長は、福祉医療対策部の附属機関として、多摩市災害医療コー
ディネーターを福祉医療対策部内に位置付ける。
- 多摩市災害医療コーディネーターは、福祉医療対策部長の統制を受け、次のとお
り活動する。
 - ・ 多摩市が行う医療救護活動等の統括・調整を支援する。
 - ・ 市内医療機関の被害状況を収集し、報告する。
 - ・ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置の指示を行い、包括的な運営を行
う。
 - ・ 傷病者の受入病院を調整する。
 - ・ 在宅療養者への医療支援について調整する
 - ・ 医療救護班等の編成を要請し、運用を行う。
 - ・ 東京都地域災害医療コーディネーター等に応援を要請し、また、状況報告を行
なう。
 - ・ 市内の医療機関の情報を収集し、災害対策本部に報告する
 - ・ その他多摩市から依頼された事項を行う。
- 福祉医療対策部長は、医療活動状況について、随時、多摩市災害対策本部長に報
告する。

○ 多摩市災害対策本部長は、必要により、東京都へ応援を要請する。

□ 災害医療コーディネーターの活動

名称	活動内容
東京都 災害医療コーディネーター	都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
東京都地域 災害医療コーディネーター	二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な応援を要請する。
多摩市 災害医療コーディネーター	多摩市内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な応援を要請する。

3 緊急医療救護所の設置

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、発災後6時間以内に緊急医療救護所を設置する。
- 次の医療機関の敷地内又は、近接地に設置する。
 - ・ 多摩南部地域病院
 - ・ 日本医科大学多摩永山病院
 - ・ 桜ヶ丘記念病院
 - ・ 厚生荘病院（休院中）
 - ・ その他の必要と認めた医療機関
- 緊急医療救護所では、一次トリアージ、重傷者等の搬送、軽症者の応急手当、避難所への誘導等を行う。

4 避難所医療救護所の設置

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、発災後72時間をめどに避難所医療救護所を設置する。
- 避難所医療救護所を設置する場所は、原則として市内6箇所の避難所とする。
- 避難所医療救護所は、状況に応じて、医療救護班等の巡回によりその機能を代える。
- 避難所医療救護所では、診察、歯科治療、服薬指導を行うほか、健康相談に応じる。
- 〈救護所設置場所（予定）〉
- 避難所に配置する救護所は、以下の6箇所とする。

設置場所	住所	設置場所	住所
和田中学校	多摩市和田 234	多摩永山中学校	多摩市永山 2-7-1
聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘 2-17	多摩中学校	多摩市関戸 3-19-1
鶴牧中学校	多摩市鶴牧 6-5-1	青陵中学校	多摩市貝取 2-9-1

5 医療救護班の編成・派遣等

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）の要請に基づき、多摩市医師会

等は次のとおり班編成し、医療活動等を行う。

- 多摩市医師会等は、必要に応じ自主的に医療救護班を編成し、医療活動等を行う。
この場合には、福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）に報告する。

編成主体	班	編成	人数
多摩市医師会	医療救護班	医師	1名
		看護師	1名
		事務その他	1名
東京都八南歯科医師会 多摩支部	歯科医療救護班	歯科医師	1名
		歯科衛生士又は歯科技工士	1名
		事務その他	1名
多摩市薬剤師会	薬剤師班	薬剤師	3名
東京都柔道整復師会 東京都柔道整復師会南 多摩支部多摩地区	柔道整復師班	適宜編成	—

※ 各班は、状況に応じて人員規模の増減を行う。

6 医療救護班等の活動

- 医療救護班等は、原則として緊急医療救護所及び避難所医療救護所等で活動する。
- 医療救護班等は、医師の指示の下に相互に連携し活動する。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
地区医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他、市と協議の上必要と認められる業務
地区歯科 医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
地区薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

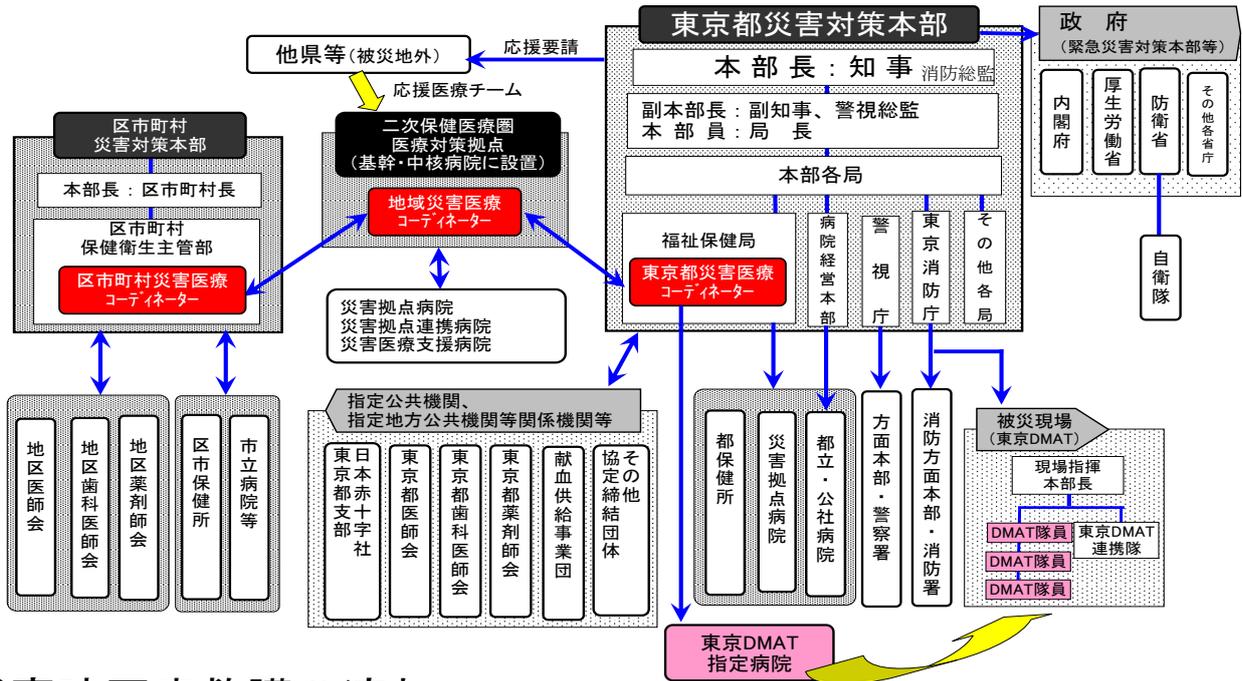
区 分	内 容
地区 柔道整復師班	<input type="radio"/> 医療救護班等の支援 <input type="radio"/> 傷病者に対する応急処置 <input type="radio"/> 衛生材料の提供等
地区 医療ボランティア	<input type="radio"/> 医療救護班等の協力

7 職種による色の定め

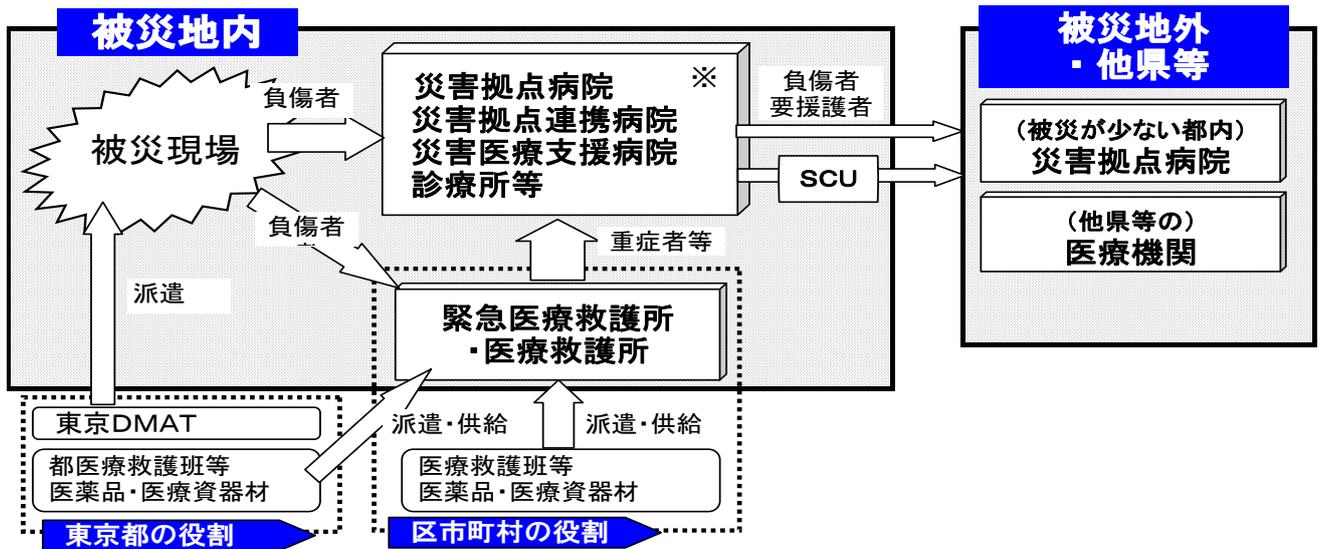
- 都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、下表に定める色彩のユニホームなどを身に付けることとしている。
- 多摩市においても、これ準じるものとする。

ユニフォームカラー	職種	ユニフォームカラー	職種
赤	医師・歯科医師	白	臨床検査技師・放射線技師
緑	看護師・歯科衛生士・ 歯科技工士	紺	柔道整復師
青	薬剤師	黄	事務

【発災直後の連携体制（イメージ）】



災害時医療救護の流れ



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
 災害医療支援病院は、専門医療や疾病患者への対応、その他医療救護を行う。

2 負傷者等の搬送体制

□ 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部 福 祉 医 療 対 策 部 多 摩 市 災 害 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者を搬送する。 ○ 医療救護班を搬送する。 ○ 搬送車両を確保する。 ○ 搬送先医療施設等の受入体制を確認する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、多摩市災害医療コーディネーターと連携して行う。
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

□ 詳細な取組内容

1 負傷者の搬送

- 福祉医療対策部長は、負傷者の傷病程度、搬送先までの距離、搬送車両の台数等を踏まえ、自力移動や住民等による搬送を依頼する。
- 福祉医療対策部長は、必要により負傷者を搬送する。
- 緊急医療救護所等から災害拠点病院等までの搬送は、緊急医療救護所等で活動する医療従事者の指示（搬送順位、搬送方法等）を受け行う。
- 統括対策部長は、保有車両に加え、災害時応援協定に基づき輸送事業者から車両の確保を行う。
- 統括対策部長は、保有車両のうち、担架に乗せた重傷者をそのまま搬送できる車両を、災害医療コーディネーターの指示により、桜ヶ丘記念病院・厚生荘病院（休院中）前に設置される緊急医療救護所に配備する。
- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、災害拠点病院等の受入体制を確認し、搬送先を緊急医療救護所等に指示する。
- 統括対策部長は、関係機関に対し、搬送の協力を要請する。
- 福祉医療対策部長は、統括対策部長へ依頼し、東京消防庁多摩消防署へ緊急医療救護所等から災害拠点病院への搬送を依頼する。この場合は、重傷者に限って行う。なお、搬送の優先順位は、負傷の度合いを勘案し、災害医療コーディネーターと十分に調整する事。

2 医療救護班等の搬送

- 多摩市医師会等の医療従事者は、現地集合が想定されていることから、福祉医療対策部長は、緊急医療救護所等へ従事する事務職員の移動手段を確保する。なお、

その際の車両は、保有車両のうち、担架に乗せた重傷者をそのまま搬送できる車両を活用する事とする。

3 保健衛生体制

□ 対策内容と役割分担

避難所、自宅避難者等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する保健活動・感染症対策の支援を行う。 ○ 健康に係る電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 ○ 在宅難病患者等の対応を行う。 ○ 妊産婦の支援を行う。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の保健活動等を支援する。 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生を確保する。 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全を確保する。 ○ 関係団体等と協働し「動物救援本部」を設置する。

□ 詳細な取組内容

1 保健活動

- 福祉医療対策部長は、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、避難住民等に対し、次の保健活動を行う。
 - ・ 健康相談及び健康調査
 - ・ 健康管理（乳幼児の栄養管理を含む）
 - ・ こころのケア
 - ・ 感染症予防
 - ・ 環境衛生に関する指導助言
 - ・ 食品衛生に係る指導助言
 - ・ その他必要な保健活動
- 保健活動班は、必要により医療救護班等と連携して活動する。
- なお、避難所において、保健活動をする場合には、避難所施設対策部と連携し活動する。
- 保健活動班は、自宅避難者に対して、必要により巡回による保健活動を行う。
- 保健活動班は、血圧計等の必要な資器材を携行し活動する。
- 福祉医療対策部長は、必要に応じて健康に係る電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

- 統括対策部長は、必要により東京都へ都保健活動班等の派遣を要請する。

2 地域精神保健活動

- 多摩市災害医療コーディネーターは、避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、南多摩医療圏災害医療コーディネーターへ東京 DPAT の派遣を要請する。
- 多摩市災害医療コーディネーターは、市内で活動している、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携をはかるとともに、その支援を行う。
- 多摩市災害医療コーディネーターは、派遣された東京 DPAT と協力し、避難所における精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を行う。

3 精神医療体制の確保

- 福祉医療対策部長は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 福祉医療対策部長は、被災住民等の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

4 在宅難病患者等への対応

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、都、関係機関、民生・児童委員等と連携し、在宅人工呼吸器使用者や透析患者等の在宅難病患者等へ次の対応を行う。
 - ・ 安否確認、状況把握を行う。
 - ・ 自宅療養を支援する。
 - ・ 適応する医療機関情報を提供する。
 - ・ 必要により適応医療機関へ搬送する。
 - ・ その他必要な事項を行う。
- 統括対策部長は、在宅難病患者等を搬送するための車両を確保する。
- 統括対策部長は、東京都や関係機関に対し、応援を要請する。
- 福祉医療対策部長は、必要により、精神障がい者に対し、在宅難病患者等に準じた活動を行う。

5 出産支援活動

- 福祉医療対策部長は、災害のため、産婦人科が長期閉院する場合には、当該産婦人科に通院していた妊婦に対して、分娩の介助等必要な救護を行うため、多摩市医師会に特定の産婦人科医院の開院を要請する。
- 福祉医療対策部長は、市民に対し、開院している医療機関（産婦人科）の情報を提供する。
- 福祉医療対策部長は、妊産婦に対する相談窓口を設置する。

6 感染症対策への支援

- 福祉医療対策部長は、南多摩保健所や多摩市医師会等と連携し、災害時においても可能な、基本的な感染症対策の啓発を行う。
- 福祉医療対策部長は、市中で感染症が発生した場合は、南多摩保健所や多摩市医師会等と連携し、必要な措置を講ずる
- 福祉医療対策部長は、市内の感染状況を災害対策本部長へ、随時、報告を行う。
- 福祉医療対策部長は、市内の感染状況や、その他、基本的な感染症対策を、市民へ周知するよう、市民情報対策部長へ依頼する

基本方針2 早期に医薬品・医療資器材の調達を行う

1 医薬品・医療資器材の供給

□ 対策内容と役割分担

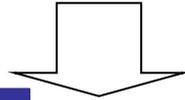
各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害薬事センターを設置する。 ○ 医薬品を調達する。
多摩市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する ○ 多摩市薬剤師会は、多摩市の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の要請に基づき、都の備蓄医薬品を供給する。
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行する。 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。

□ 業務手順

【多摩市が使用する医薬品等の調達手順】

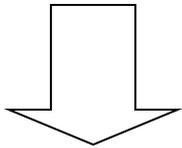
① 多摩市の備蓄品を使用する

災害発生時には多摩市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。



② 都の備蓄品を使用する

多摩市の備蓄が不足する場合に、都に対し備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が多摩市へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う）。



区市町村での調達が不可能な場合

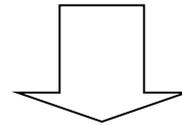
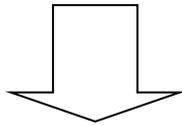


③ 多摩市が卸から調達する

多摩市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。

③ 都が卸から調達する

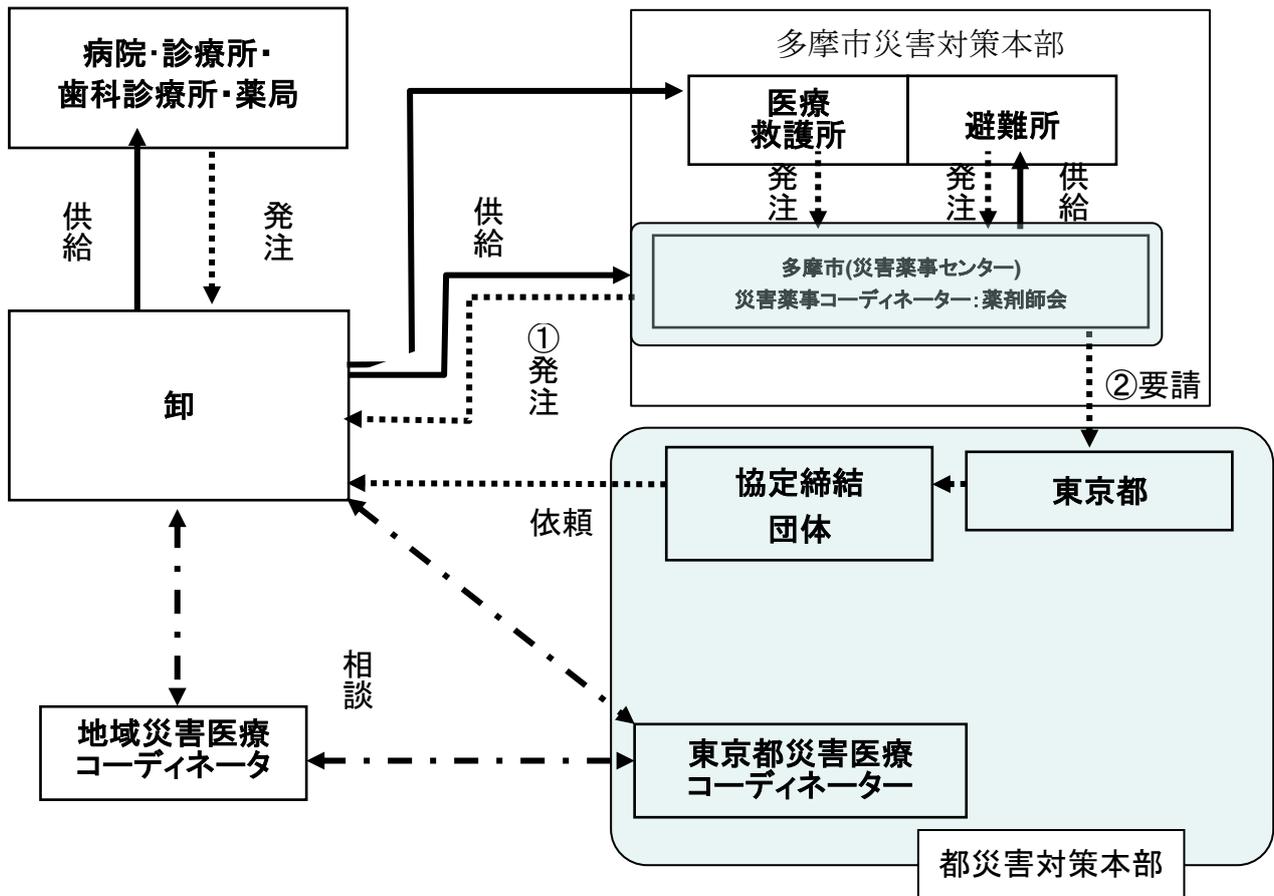
多摩市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、多摩市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



- 多摩市は、多摩市薬剤師会及び卸売販売業者へ必要な医薬品を発注する。
- 多摩市での調達が可能ない場合は、多摩市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が多摩市へ納品する。
- 上記どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：多摩市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：多摩市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は多摩市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※都の協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
 大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

□ 詳細な取組内容

1 災害薬事センターの設置

- 多摩市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後すみやかに設置する。
- 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは多摩市薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは多摩市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。
- 災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2 医薬品の調達及び供給

(1) 多摩市の備蓄からの供給

- 発災直後の医療救護所や避難所等において必要となる医薬品については、多摩市医師会、東京都八南歯科医師会多摩支部及び多摩市薬剤師会と協議し、備蓄している医薬品（隔年助成事業のストック品）を活用する。

(2) 薬剤師会等への要請

- 備蓄医薬品が不足する場合は、多摩市薬剤師会と協議の上、多摩市薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

(3) 都への要請

- 多摩市及び薬剤師会の医薬品が不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

(4) 卸売業者

- 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

(5) 災害薬事コーディネーターの主な業務は以下のとおりである。

- 災害医療コーディネーター及び災害医療拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう、薬事に関する調整を行なう。
- 薬剤師班に関する調達業務、薬剤師班の差配、支援要請等
- 薬事関係者の調達業務、病院薬剤部、薬局、卸売販売業者、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者との調整等

【医薬品調達手順】

	機関	対応						
1	多摩市	多摩市薬剤師会及び卸売販売業者へ医薬品等を発注する。(発注には、災害薬事センターが取りまとめて行う)						
2	多摩市	調達を行うことが不可能な場合には、都に医薬品等の調達を要請する。						
3	都	災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。						
4	都協定締結団体	協定締結団体は、会員各社(卸売販売業者)から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する						
5	卸売販売業者	依頼を受けた卸売販売業者は、多摩市へ納品する。 【納品場所(原則)】						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>医薬品の使用場所</th> <th>納品場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所</td> <td>各医療救護所</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>災害薬事センター</td> </tr> </tbody> </table>	医薬品の使用場所	納品場所	医療救護所	各医療救護所	避難所	災害薬事センター
		医薬品の使用場所	納品場所					
		医療救護所	各医療救護所					
避難所	災害薬事センター							

- 医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体
都と協働し早期に機能を復旧させ、都や多摩市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。
- 災害拠点病院
災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。
- 都福祉保健局
区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。
(区市町村への支援手順)
 - ① 区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。
 - ② 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
 - ③ 協定締結団体は、会員各社(卸売販売業者)から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
 - ④ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する(原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村災害薬事センターへ納品する)。
- 災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局
病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

【復旧対策】

基本方針

1 防疫体制を確執する

基本方針 1 防疫体制を確立する

1 防疫体制の確立

□ 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する

機 関 名	活 動 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 ○ 防疫活動状況を、都福祉保健局に報告する。 ○ 必要に応じて、都福祉保健局又は多摩市医師会に協力を要請する。
南 多 摩 保 健 所 都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の防疫活動を支援する。 ○ 「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を派遣する。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて多摩市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 防疫活動

- 福祉医療対策部長は、防疫班、消毒班を編成する。なお、必要により保健活動班に兼務させる。
- 防疫班等は、次のとおり防疫活動を行う。
 - ・ 被災者への健康相談及び健康調査
 - ・ 被災者への防疫指導
 - ・ 感染症の発生予防
 - ・ 予防接種の実施
 - ・ 仮設トイレ設置場所などの消毒
 - ・ 飲料水の消毒の確認

- ・ 避難所及び被災家屋等の消毒
 - ・ 感染症を媒介する害虫等の駆除
 - ・ 食品の衛生確保
- 防疫班等は、必要により医療救護班等と連携して活動する。なお、避難所において、防疫活動をする場合には、避難所施設対策部と連携し活動する。

第8章 帰宅困難者対策

【予防対策】

基本方針

- 1 帰宅困難者の取組を周知する
- 2 帰宅困難者対策の体制整備を促進する

基本方針 1 帰宅困難者対策を周知徹底する

1 帰宅困難者対策の周知徹底

- 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底を図る。 ○ 事業者へ普及啓発を行う。 ○ 集客施設等へ普及啓発を行う。 ○ 学校等における児童・生徒の安全確保の体制を指導する。
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進 ○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ○ 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練を実施する。 ○ パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。 ○ 事業所防災計画等の作成及び届出を指導する。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄を行う。 ○ 施設内待機計画を策定し、従業員等へ周知する。
多摩商工会議所 多摩青年会議所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の指導を行う。 ○ 団体における連携協力体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
集客施設及び駅の事業者	○ 利用者保護のための体制整備や必要な備蓄を行う。 ○ 利用者保護計画を策定し、従業員等へ理解の促進を図る。
市 民	○ 外出時の発災に備えた必要な準備を行う。

※ 帰宅困難者

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で震災により交通機関が停止した場合において、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
(東京都帰宅困難者対策条例第1条を引用)

□ 詳細な取組内容

多摩市は、東京都が行う「東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底」に協力する。

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 市民や事業者に対して、ホームページ、パンフレット等により普及啓発を図る。
- 鉄道事業者等と連携し、帰宅困難者対策訓練を通じて、参加事業所等に対して普及啓発を図る。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）の体制整備等

2 事業者等に対する普及啓発（従業員）

(1) 従業員等の施設内待機に係る計画の策定

- 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定める。
- 他の企業、行政、地域と連携した帰宅困難者等対策の参加、取組を計画に明記するよう努める。
- テナントビルや複合ビルの場合、施設管理者や他の入居者と連携し、役割分担を取り決める。

(2) 備蓄

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機する為には、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等を備蓄する必要がある。また、円滑な備蓄品の配布についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散することも考慮する必要がある。
- 配布作業の軽減や防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配

布することも検討する。

- 発災後3日間は、救助・救出活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救助・救助の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分とする。
- ただし、以下の点について留意する必要がある。
- 震災の影響が長期化することも考慮し、3日以上以上の備蓄についても検討する。
- 共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討する。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の備蓄の考え方】

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
 - 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓとする。
 - 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
 - 毛布については、1人当たり1枚とする。
 - その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
 - 水：ペットボトル入り飲料水
 - 主食：アルファ米、クラッカー、乾パン、カップ麺
 - ※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- 5 その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - 毛布やそれに類する保温シート
 - 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - 敷物（ビニールシート等）
 - 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - 救急医療薬品類

（備考）

上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討することが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

(3) 施設の安全対策

- 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 災害発生時の建物内の点検箇所を定め、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、建物及び在館者（従業員等及び来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容を定める。
- 停電時の対策や長周期地震動の対策（高層ビル）を講じる。

(4) 通信手段の確保

- 発災時における従業員等との連絡の手段・手順を定める。また、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ普及啓発する。

種別	例
固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの	・ 災害用伝言ダイヤル171
固定及び携帯電話の packet 通信ネットワークを利用するもの	・ 災害用伝言板 ・ web 171 ・ 災害用音声お届けサービス、 ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） ・ IP 電話、専用線の確保 等

※ 毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能

(5) 帰宅ルールの設定

- 帰宅時間が集中しないための対応として、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序を定める。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を帰宅させる場合には、班編成（連絡要員を指定）し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(6) 定期訓練の実施

- 地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

3 集客施設等に対する普及啓発（施設利用者の保護）

(1) 利用者保護に係る計画の策定

- 「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る内容を事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等のなかに定める。

- 他の企業、行政機関、地域と連携した帰宅困難者等対策の取組についても、計画に明記するよう努める。
 - テナントビルや複合ビルの場合には、施設管理者や他の事業者と連携し、役割分担を取決める。
 - 冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る内容を従業員等に周知し、理解の促進を図る。
 - マニュアルを作成し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、あらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。
- (2) 利用者保護の対応方法の検討
- 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順を検討する。
 - 備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。

対象者	例示
高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応	車椅子や救護用担架、段差解消板等を備える。可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。
外国人への対応	誘導案内板に英語、中国語等の併記を検討する。

(3) 備蓄

- 一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

(4) 施設の安全対策

- 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認する。
- 施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。また、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも作成する。

(5) 定期訓練の実施

- 建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。
- 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定し

た利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい

4 学校等における児童・生徒等の安全確保

(1) 小中学校、保育園、通所福祉施設等

- 学校等は、発災時における、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な計画を策定する。
- 学校等は、保護者等との連絡体制を平時より整備する。
- 学校等は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等を作成する。また、校内に待機する児童生徒の3日分以上の飲料水、非常食や毛布などの物資を備蓄する。

5 市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

6 駅前滞留者対策協議会の設置等

- 多摩市は、多摩中央警察署、多摩消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携し、駅前滞留者対策協議会の設置を検討する。
- 原則として、駅前滞留者対策協議会を各駅に設置する。
- 駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項は次のとおりである。
 - ・ 一時滞在施設の確保
 - ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
 - ・ 誘導場所の選定
 - ・ 誘導計画、マニュアルの策定
 - ・ 駅前滞留者対策訓練の実施

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 帰宅困難者の情報収集ツールを周知する。 ○ 帰宅困難者に対する情報提供体制の充実を検討する。
都 総 務 局	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営
多摩中央警察署	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導ができるような広報体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
通 信 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のパンフレット等を活用した普及啓発や防災訓練等における体験利用を推進する。

□ 詳細な取組内容

- 通信事業者、鉄道事業者と連携し、震災時の情報収集（安否確認、運行状況、災害情報）の手段を周知する。
- 災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会を通じて、震災時の情報提供体制の充実について、検討する。
 - ※ 災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会とは、多摩市、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、多摩都市モノレール株式会社、多摩中央警察署及び多摩消防署の6機関により平成24年4月に発足した連絡会である。
 - ※ 自然災害に起因する帰宅困難者の対応にあたり、帰宅困難者対策に係る情報の共有化、駅周辺の滞留者の誘導や一時滞在施設への収容に関することを連携協力し、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的としている。

基本方針2 帰宅困難者対策の体制整備を促進する

1 一時滞在施設の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅付近の適所となる公共施設を、一時滞在施設として指定する。 ○ 駅付近の民間施設に対して、一時滞在施設としての施設利用を依頼する。 ○ 市民等に対し、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。 ○ 鉄道事業者、多摩中央警察署、多摩消防署等へ指定された一時滞在施設を周知する。
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請 ○ 東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者の受け入れ体制を整備する。 ○ 市民等に対し、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。

※ 一時滞在施設

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまで待機する場所がない場合が多い。このため、このような滞留者（帰宅困難者）を一時的に受け入れるための施設

□ 詳細な取組内容

1 一時滞在施設の確保

- 駅付近の適所となる公共施設を一時滞在施設として指定する。
- 駅付近の民間施設に対して、災害時応援協定を締結し、一時滞在施設を確保する。

一時滞在施設の確保に当たってのポイント

1 公共施設の一時的滞在施設の選定

- 耐震基準
- 駅からの距離
- 帰宅困難者受け入れ以外の他の防災拠点としての用途の有無
- 帰宅困難者を受け入れるスペース
- その他

2 民間施設の一時的滞在施設の選定

公共施設のポイントに加え、施設利用の了承が得られること。

3 指定避難所との区分

従前においては、避難所は、地域住民の避難施設と帰宅困難者の滞在施設として位置付けられてきた。しかし、以下の理由により、それぞれの施設を区分して運用する。

- 避難所は、地域コミュニティを中心とした運営協議会により運営されるものであり、また、避難所を使用する住民自らが何らかの役割を担うものであるため、一過性の帰宅困難者との共同運営は馴染まないものであること。
- 避難所を利用する住民は、原則として住家等を消失したものであり、避難所の利用者同士が、助け・励ましあい、その後の生活再建を円滑に促進する必要があること。
- 新たな被害想定により、避難者及び帰宅困難者数が大幅に増加したため、収容スペースが確保できないものであること。
- 帰宅困難者の発生は、原則として駅舎周辺に限定されるものであり、帰宅困難者の一時滞在施設は、駅付近に設置する必要があること。

2 帰宅困難者への備蓄

多摩市は、市内施設にて収容する帰宅困難者への備蓄として、以下の基準に基づき、予算の範囲内で備蓄を行う。

(1) 供給対象者

食料等の供給対象者は、帰宅困難者で他に食料を得る手段のない人

(2) 配給基準

1人あたり配給数量は、軽食等3食分、飲料水3リットルを基準とする。

(3) 情報提供

施設管理者は、必要に応じ、災害協定に基づき、鉄道等の運行情報を入手し、帰宅困難者へ提供できるような対策を講ずる。

3 一時滞在施設の指定

一時滞在施設の確保に当たってのポイントを踏まえ、以下の公共施設を指定する。

施設名	所在	近隣駅	収容人数
ヴィータ・コミュニネ (多摩市専用部分)	多摩市関戸 4-72	聖蹟桜ヶ丘駅	740人
関・一つむぎ館	多摩市関戸 4-19-5 健康センター3階	聖蹟桜ヶ丘駅	260人
ベルブ永山 (多摩市専用部分)	多摩市永山 1-5	永山駅	410人
パルテノン多摩	多摩市落合 2-35	多摩センター駅 唐木田駅	1,400人

※ 「ヴィータ・コミュニネ」及び「ベルブ永山」については、多摩市専用部分以外の施設利用について、関係者と災害時応援協定を締結する。

※ 関・一つむぎ館は、周辺に停電が発生している場合や、ヴィータ・コミュニネが満員となった場合に開設を行う。

4 民間施設の一時的滞在施設としての施設利用に係る多摩市の支援内容

(1) 発災前の支援

- 一時滞在施設の運営ガイドラインやマニュアルの作成の支援を行う。
- 施設管理者の好意により指定された一時滞在施設であることから、次の内容を周知する。
 - ・ 責任を負えない場合もあること。
 - ・ 施設利用に制限があること（区域、設備等）
 - ・ 施設利用に特定のルールがあること。
 - ・ 施設管理者の指示に従うこと。
 - ・ 一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発を行う。

(2) 発災時の支援

一時滞在施設の運営のため、市職員を派遣する。

※ 参考

国と都は、一時滞在施設の運営に係る費用（備蓄品等の消耗材費）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用の可能性や費用負担）を明確にできるように努める。

民間施設の協力を得るために、国・都・市は必要な仕組みや補助等の支援策に

ついて検討する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（H27.2）】（一部修正）

1 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

2 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが不明な場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。

3 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

4 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

5 避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、区市町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

6 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

7 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

8 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や区市町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした

建物を含む。)であることが必要である。

また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。

9 開設基準

一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする。

帰宅困難者の受入れは、床面積3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。

10 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

- 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
- トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
- 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

11 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

(1) 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

(2) 外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でもわかりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

平常時

1 運営計画の作成

- 施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又はこの受入れを含む防災計画をあらかじめ作成しておく。
- その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。
- その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混

在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

- 施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。
- テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

2 運営体制の取決め

- 施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。
- 施設内における受入場所
- 受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。
- また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

3 受入定員

- 約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。
- また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。
- 運営要員の確保
- 自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の 3 者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。
- 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

4 関係機関との連絡の手順

- 施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

5 帰宅困難者の受入れの手順

- 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順
- 備蓄品の配布手順
- 要配慮者のニーズへの対応

6 セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止の体制の整備を行う。

7 受入れのための環境整備

(1) 平時からの施設の安全確保

- 一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入

れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

- また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。
- なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。
- また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

(2) 書類・帳票の整備

- 施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

2 徒歩帰宅支援のための体制整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の取組に協力する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションを周知する。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業用ハンドブックを配布する。 ○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。
通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発を行う。 ○ 防災訓練等を通じて、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用体験を推進する。

□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・東京都

- 混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。
- 都は、帰宅支援ステーションに係わる取組みを推進し、多摩市は都の取組みに協力する。

※【災害時帰宅支援ステーション】

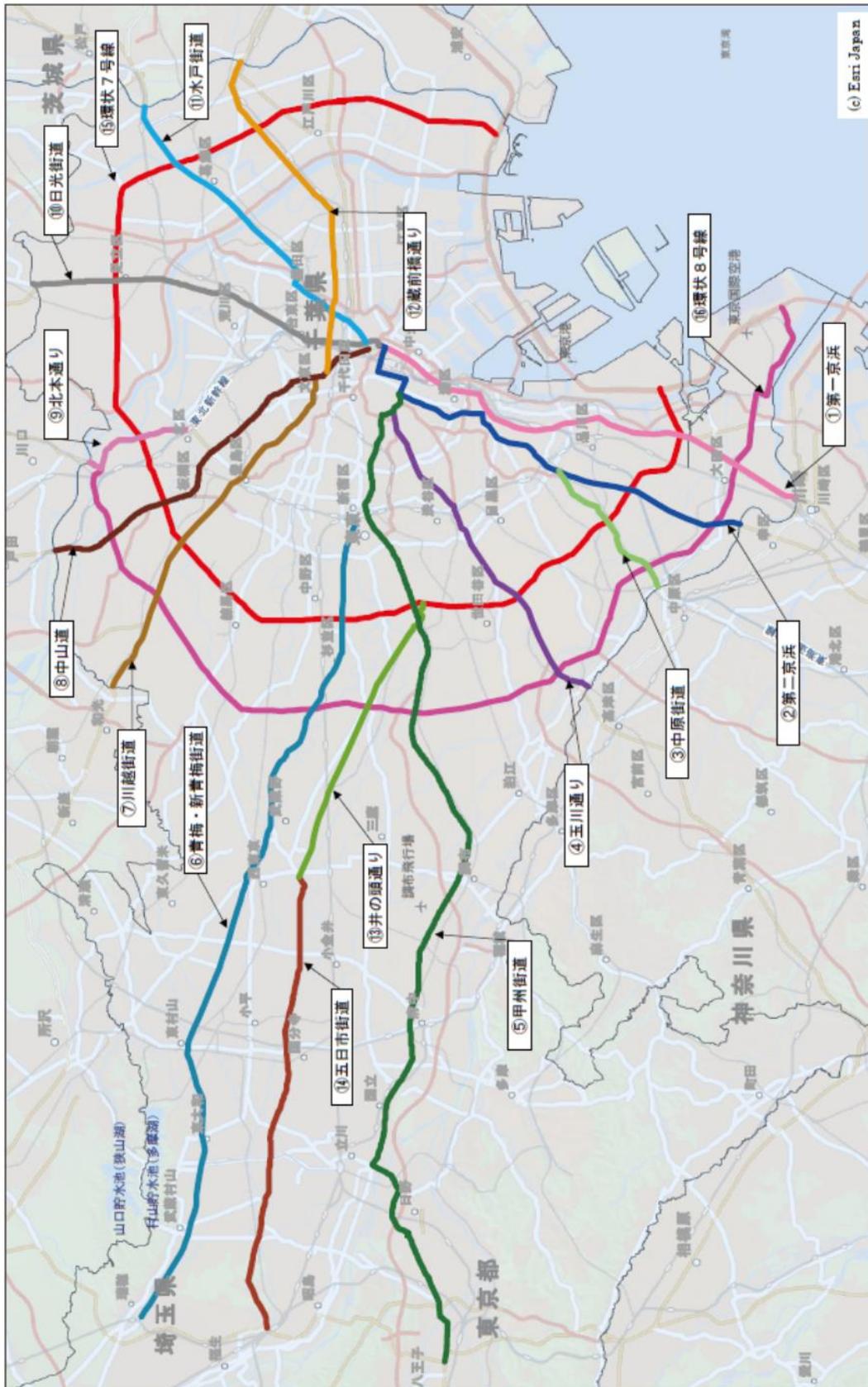
災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

(東京都地域防災計画震災編(令和元年度修正)別冊資料①参照) 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

※ 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、東京都が指定した16路線の都県境をこえた帰宅ルートである。



第8章 帰宅困難者対策

【応急対策】

基本方針

1 帰宅困難者の収容を行う

基本方針 1 帰宅困難者の収容を行う

1 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定される。駅などでの混乱防止には、行政の「公助」には限界があり、駅等の利用者自身と駅周辺の事業者が行政と連携して、混乱防止を図る必要がある。

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部 災 害 時 駅 周 辺 混 乱 防 止 対 策 情 報 連 絡 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺滞留者に災害情報等を提供する。 ○ 駅周辺の滞留者を一時滞在施設へ誘導する。
多 摩 中 央 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通 信 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ○ 従業員等の留め置きを行う。
集 客 施 設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者の安全を確保し、情報を提供する。 ○ 施設利用者の留め置きを行う。 ○ 必要に応じ、一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導する。

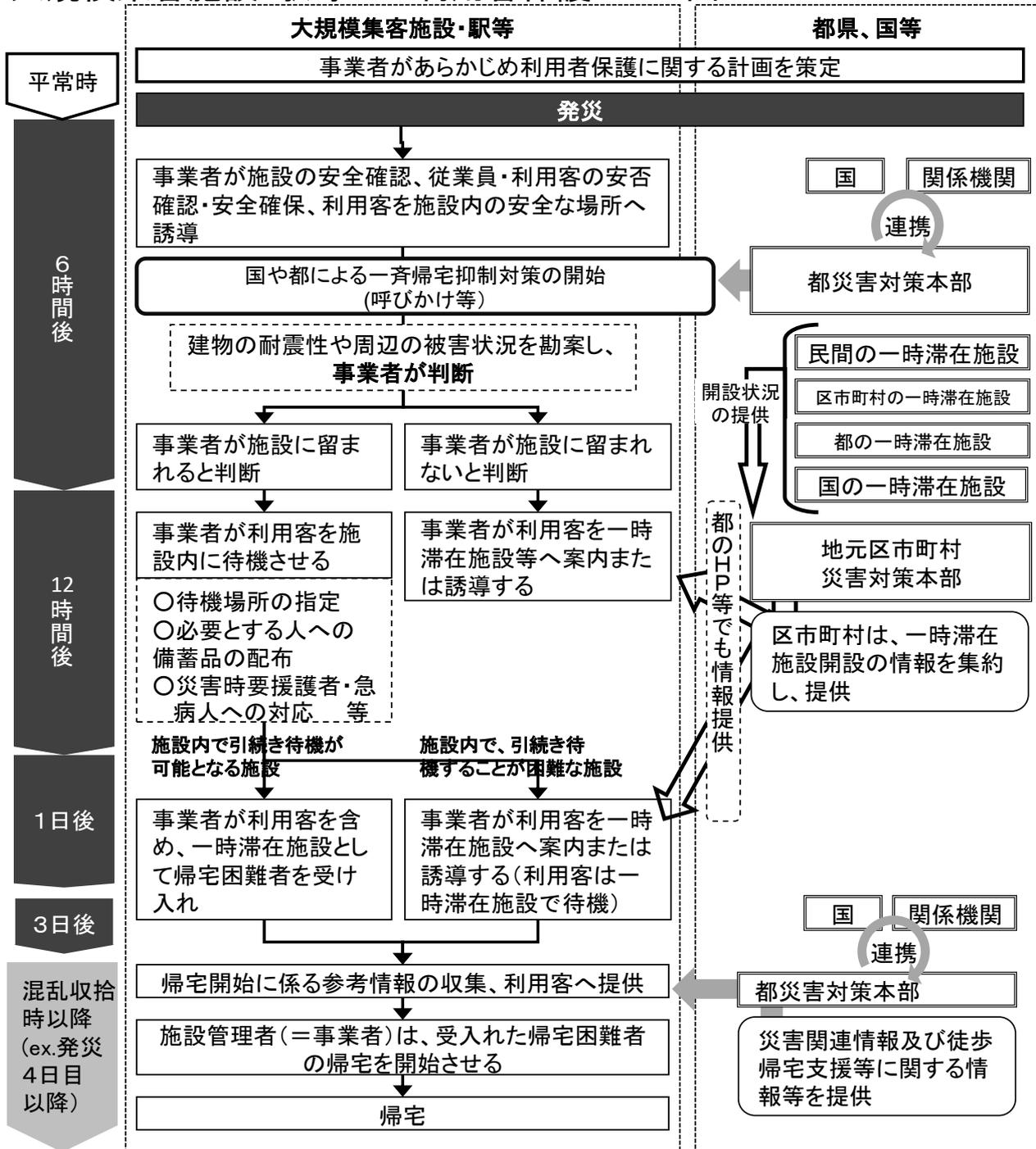
□ 詳細な取組内容

■ 多摩市及び災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会

- 応援協定に基づき、情報共有や混乱防止に取り組む。
- 駅前滞留者に対し掲示板等で災害関連情報や鉄道の運行情報等を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- 駅周辺の滞留者を一時滞在施設等へ誘導する。

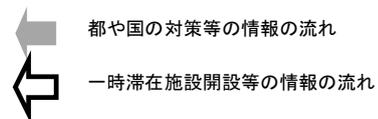
□ 集客施設及び駅等の事業者の業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



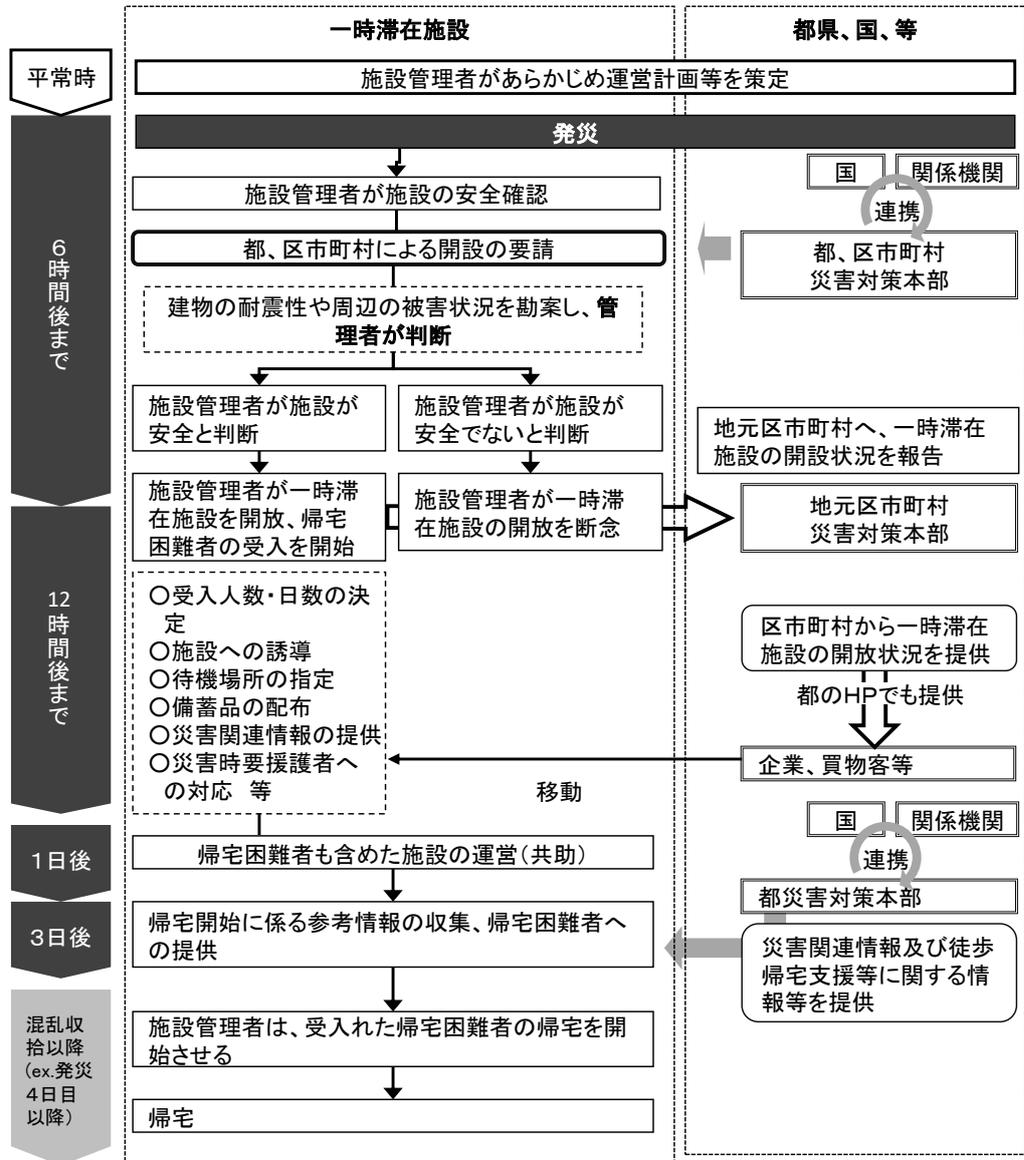
1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ

□ 対策内容と役割分担

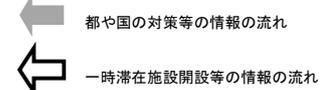
機関名	対策内容
一時滞在施設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、運営する。
多摩市 統括対策本部	○ 一時滞在施設の開設・運営状況を把握し、統括する。 ○ 必要により、一時滞在施設に物資を提供する。 ○ 必要により、一時滞在施設へ運営員を派遣する。

□ 業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



□ 詳細な取組内容

- 統括対策部長は、施設管理者に対して、一時滞在施設の開設準備及び駅周辺の混乱状況の確認を指示する。
- 施設管理者は、発災後速やかに、施設、設備の被災状況を確認する。
- 施設管理者は、駅周辺の混乱状況を確認し、災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
- 統括対策部長は、一時滞在施設を開設する必要がある場合には、施設管理者に一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れを指示する。
- 施設管理者は、帰宅困難者を受け入れ、定期的に受け入れ状況を災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
- 施設管理者は、一時滞在施設の運営に必要な物資等を災害対策本部（統括対策部経由）に要請する。
- 施設管理者は、駅周辺の民間施設が一時滞在施設となった場合には、相互に連携を図るとともに、当該民間施設の運営状況も災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
- 施設管理者は、駅周辺の民間施設が一時滞在施設となった場合には、当該民間施設の運営に必要な物資等を取りまとめ、災害対策本部（統括対策部経由）に要請する。
- 施設管理者は、必要により自主的に一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れ等を行う。この場合には、直ちに災害対策本部（統括対策部経由）へ報告する。

【一時滞在施設の開設の流れ(例示)】

行 動	時系列	内 容
発災直後から一時滞在施設開設まで	発災直後からおおむね6時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ○ 施設内の受け入れスペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ○ 施設職員による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ○ 施設利用案内の掲示等（下記参照） ○ 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 ○ 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 ○ 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」 等 ○ 通信手段の確保 ○ 災害対策本部への一時滞在施設の開設報告

行 動	時系列	内 容
		○ 帰宅困難者の受け入れ開始
帰宅困難者の受け入れ等	おおむね 12 時間後まで	○ 災害対策本部への必要物資の要請 ○ 物資の供給、し尿処理・ごみ処理のルール確立 ○ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受け入れ者へ伝達
運営体制の強化等	おおむね 1 日後から 3 日後まで	○ 受け入れ者も含めた施設の運営 ○ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等の帰宅支援情報の提供
一時滞在施設の閉設	おおむね 4 日後以降	○ 一時滞在施設閉設の判断 ○ 帰宅支援情報の提供による受け入れ者の帰宅誘導

※ 一時滞在施設は、適宜、災害対策本部へ受け入れ状況等を報告する。

【復旧対策】

基本方針

1 徒歩帰宅者の支援

基本方針 1 帰宅困難者の収容を行う

1 徒歩帰宅者の支援

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市	○ 関係機関と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。
東 京 都	○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設を支援する。
多摩中央警察署	○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。 ○ 避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
多摩消防署	○ 帰宅に支障となる火災等災害情報の提供及び避難路の確保を行う。
日本赤十字社 東京都支部	○ 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
日 本 郵 便	○ 郵便局(4局)に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。 ○ 郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。 ○ 集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

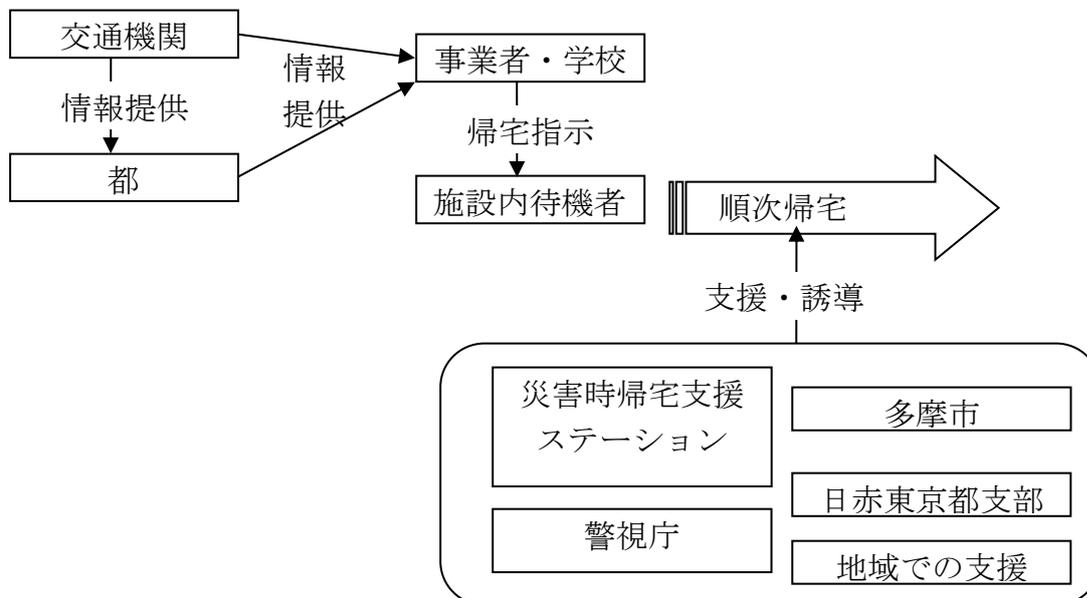
機 関 名	対 策 内 容
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員等の帰宅を開始する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者の帰宅を支援する。

□ 詳細な取組内容

1 徒歩帰宅再開までの流れ

- 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。
- 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、公共交通機関の運行再開後に順次帰宅することを想定している。
- 災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会は、鉄道の運行状況の情報を継続して提供する。
- 多摩市は、徒歩帰宅の支援に係る東京都の取り組みに協力するとともに、帰宅支援ステーションの周知を行う。

※ 帰宅再開までの流れ【発災後概ね4日目以降】



第9章 避難者対策

【予防対策】

基本方針

- 1 避難所・避難場所等の指定を行う
- 2 避難所の管理運営体制の構築を行う
- 3 新型コロナウイルス等感染症対策の検討を行う

基本方針 1 避難所・避難場所等の指定を行う

1 避難体制の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な避難所利用の普及啓発を行う。 ○ 避難方法の普及啓発を行う。 ○ 避難路の指定を行う。 ○ 近隣市と市境に位置する避難所の使用に係わる調整を行う。 ○ 要配慮者の対策を推進する。 ○ 発災時に備えた地域の実情の把握を行う ○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討する ○ 避難場所使用に関する他の区市町村との調整する ○ 運用要領の策定する ○ 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知する ○ 避難指示等発令基準の整備する ○ 一時集合場所の選定する ○ 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施する ○ 都と連携した緊急通報システム等の整備する
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市や防災関係機関と連携し、市民や要配慮者に対し、震災時の避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難方法や避難場所等の普及啓発を行う。 ○ 多摩市等と連携した市民や要配慮者に対する防災訓練を実施する。 ○ 緊急通報システムの整備を図る。 ○ 地域が一体となった協力体制を推進する。 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進する

□ 詳細な取組内容

1 避難の前提

- 「避難」とは難を避ける行動のことです。避難所に行くことだけが避難ではありません。
- 避難所以外の避難（分散避難）も選択肢です。
- 災害時には、避難所に行くことだけが避難ではありません。在宅避難やホテル、親戚や知人宅への避難も選択肢です。自宅が頑丈な建物である場合や近隣で火災が発生していない場合など、安全が確保されている場合は自宅に留まりましょう。
- 新型コロナウイルスの感染リスクのある状況では、ホテル、親戚や知人宅への避難は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を避けるためにも有効です。

(1) 在宅避難

在宅避難とは、避難所は収容人数に限界があることから、発災後も、自宅等に留まり、身の安全を図るとともに、被災生活を送ること。

(2) 縁故避難

縁故避難とは、避難先は指定避難所だけではなく、同じ災害に遭遇しない程度離れている、安全な親戚や・知人宅等へ避難し、被災生活を送ること。

発災後、もしくは、発生の恐れがある場合に、避難することができる親せきや知人等と、お互いに避難する事を確認する等、事前に連絡を取っておく。

(3) 車両避難

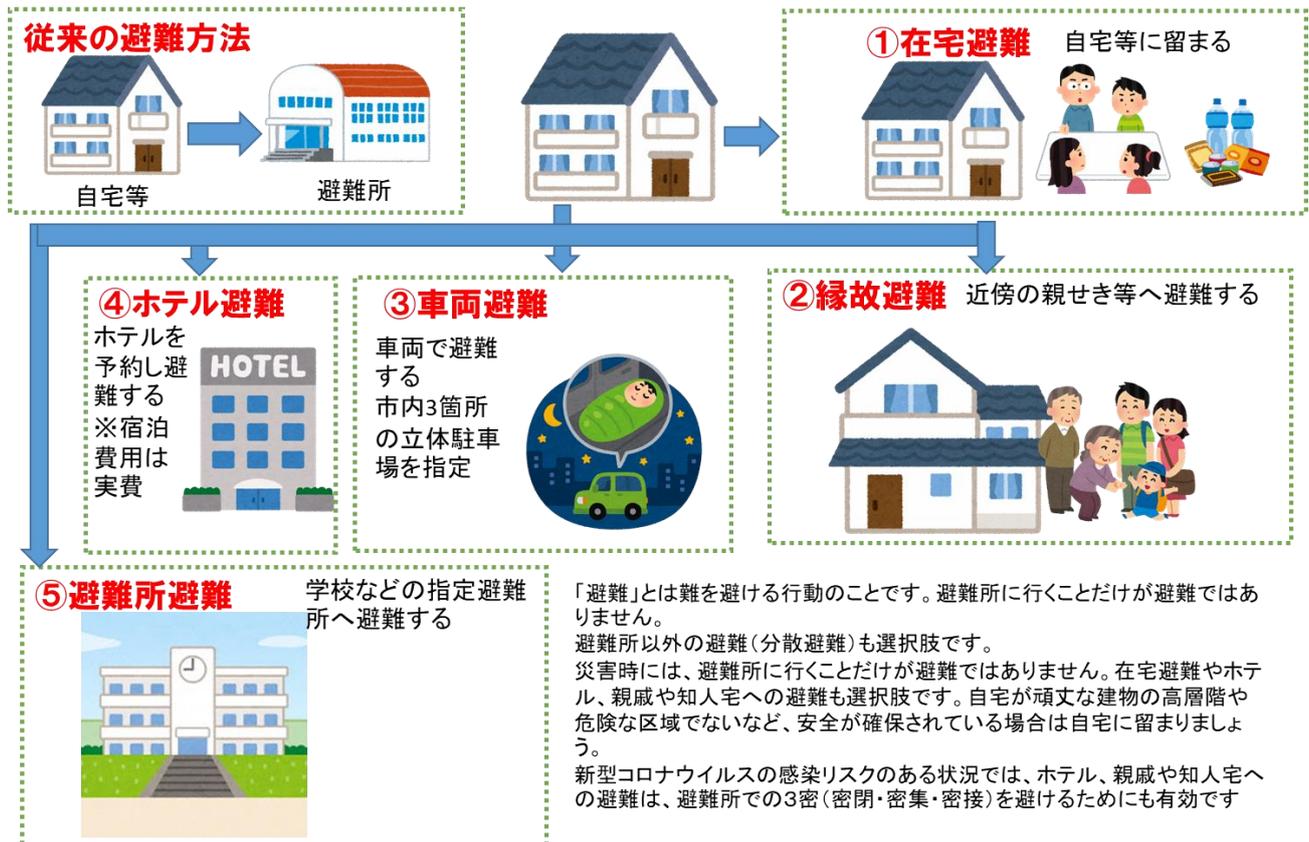
車両避難は、家族同士など、限定された関係性であり、プライバシーの確保や他の避難者と接触を極力控える事が可能となる。

避難の分散及び避難場所の確保が図るため、車両避難の促進を検討する。

エコノミークラス症候群等、健康リスクへの対策も併せて検討を行う。

2 避難所での受け入れ

- 指定避難所等は、自宅が倒壊する等、避難を余儀なくされた市民を受け入れる施設である。
- 市民は、可能な限り、在宅で避難できるような備えを行う。
- 市民は、感染症等を踏まえ、あらゆる避難方法を検討する。
- 市民は、大規模災害からの避難において、相互に協力する。
- 多摩市と市民は、要配慮者に対して積極的に支援の手を差し伸べる。
- 多摩市と市民は、自宅が倒壊するなど、生活の継続が困難な市民を確実に避難所で受け入れる。



3 避難体制の整備

- 自主防災組織又は自治会(管理組合等)の単位で、避難時における集団の形成や、それぞれの役割について、各地域の実情を踏まえ、あらかじめ定めておくようにする。
- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずる。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ・ 避難場の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、緊急医療救護所・避難所救護所の設置及び、医師・看護師等を確保する。
 - ・ 避難所の衛生保全に努める。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - ・ 避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布を行い周知していく。
- 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定

する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

- 以下の道路を避難路として位置付ける。
 - ・ 東京都耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路
(特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路)
 - ・ 通学路
 - ・ 建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路

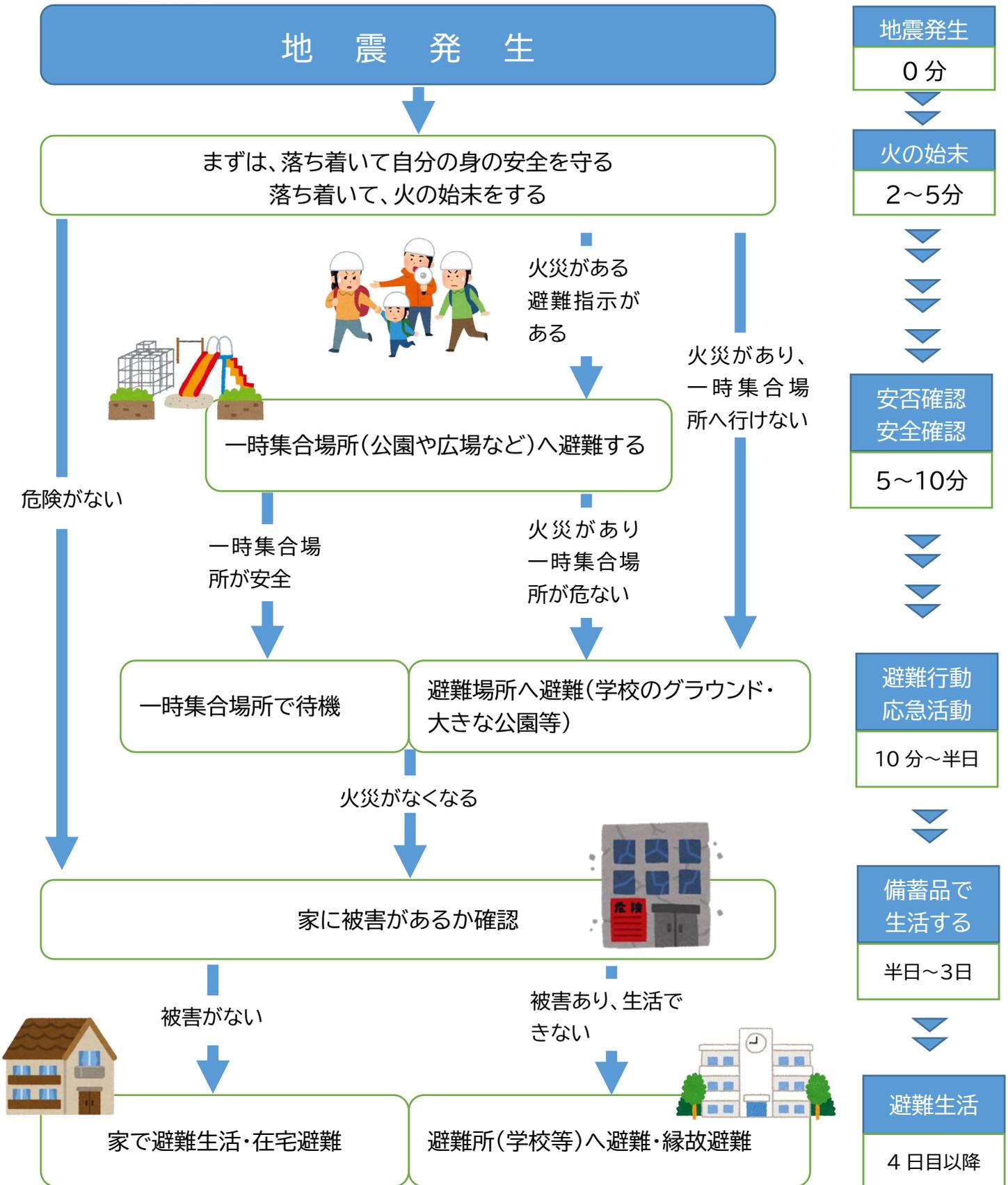
4 避難所に関する啓発

- 避難所での避難生活は、集団生活であるため、自宅のように自由に振舞うことができない。また、プライバシーの確保にも一定の限界がある。更には、発災初期においては、毛布などの生活用品も十分には行き届かない可能性もある。
- 自宅に比べ、避難所生活とは、大変な不便を余儀なくされる。そこで、自宅等で避難生活を送れるような備えについて、普及啓発を行う
 - ・ 自宅の耐震化を啓発する。
 - ・ 「食料や飲料水などの備蓄」を啓発する。
- 自主防災組織を中心とし、防災訓練の実施や防災マップの配布等により次の内容を啓発する。
 - ・ 一時集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所の役割、位置
 - ・ 一時集合場所を経由した避難所への避難方法

5 近隣市との調整

市境に位置する指定避難所の開設、運営について、近隣市と調整を図る。

6 避難行動



東京防災をもとに作成

2 避難場所・避難所等の指定・安全化

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育 施設管理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び市民への周知を推進する。 ○ 指定緊急避難場所・指定避難所の安全性を確保する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所における消防用設備等の維持管理状況等を確認する。 ○ 消防水利を整備する。
東京電力グループ 東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難道路沿い施設の安全化を図る。

□ 詳細な取組内容

1 一時集合場所

- 多摩市では、全市立公園を一時集合場所に指定している。
- 一時集合場所の指定や選定は、市民が話し合い、自由に行うものであるが、多摩市では全市立公園を市民の指定し、選定の自由対象としている一時集合場所とは、次の目的や効果等がある。

(1) 目的

- 災害時の避難行動において、家族や身近な住民同士が集団を形成するために、一時的に避難、集合するための場所である。
- 避難場所や避難所は、一定の広さを有し、また、多数の避難者が集まるため、家族や身近な住民同士が迅速にまとまり、安否を確認することは困難である。
- このことから、自宅から近くの一時集合場所で家族、近所同士の避難者が集まり、その後、避難場所や避難所に移動する。
- また、集団を形成し、避難することは避難者の避難行動においても安全性の向上などの観点から有用である。

(2) 選定

- 家族や自主防災組織、自治会などの身近な協力者と相談して選定する。
- 公園や空き地等のオープンスペースを選定する。
- 場所によっては、施錠されている場合がある為、注意する。

(3) 期待できる効果

- 家族や親族等と、簡単に合流ができ、安否確認を行える。
- 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- 避難行動時から近隣相互の助け合いが可能となる。
- 集合した人の動揺・不安を抑え、自宅が安全な人に自宅避難を誘導することができる。
- 自主防災組織のリーダー等の指示や助言のもと、整然とした行動が確保でき

る。

(4) 留意事項

- 自主防災組織や自治会等は、一時集合場所における集団の形成や自主統制について、地域の実情を把握するよう努める。
- 地震時には、自主防災組織を核に、一定の地域を単位に集団を形成して正しい情報を共有し、混乱の発生を防止する必要がある。

2 指定緊急避難場所

(1) 法の趣旨を踏まえ、以下の基準において指定緊急避難場所を指定する。

- 災害の危険が切迫した緊急時において、安全性が確保される場所または施設で、市が指定するものであり、災害の種別に応じて定め、避難指示、避難指示等に基づき避難する場所であり、市立小中学校のグラウンドや、災害時応援協定締結した場合の民間施設等とする。
- 高潮、津波については、被害想定がないため指定しない。
- 内閣府令で定める異常な現象の種類については、その都度、決定する。

(2) 指定緊急避難場所一覧

- 指定緊急避難場所・・・小中学校等のグラウンド
- 凡例（指定緊急避難場所の使用について）
 - ・・・使用可、×・・・使用不可、△・・・状況により判断

(3) 箇所数

指定緊急避難場所・・・32箇所

(令和4年3月現在)

	名称	場所	災害種別	
			地震	大規模な火事
1	多摩第一小学校	校庭	○	○
2	多摩第二小学校	校庭	○	○
3	多摩第三小学校	校庭	○	○
4	連光寺小学校	校庭	○	○
5	北諏訪小学校	校庭	○	○
6	東寺方小学校	校庭	○	○
7	南鶴牧小学校	校庭	○	○
8	聖ヶ丘小学校	校庭	○	○
9	西落合小学校	校庭	○	○
10	大松台小学校	校庭	○	○
11	諏訪小学校	校庭	○	○
12	永山小学校	校庭	○	○
13	瓜生小学校	校庭	○	○
14	東落合小学校	校庭	○	○

	名称	場所	災害種別	
			地震	大規模な火事
15	貝取小学校	校庭	○	○
16	豊ヶ丘小学校	校庭	○	○
17	愛和小学校	校庭	○	○
18	多摩中学校	校庭	○	○
19	東愛宕中学校	校庭	○	○
20	和田中学校	校庭	○	○
21	諏訪中学校	校庭	○	○
22	聖ヶ丘中学校	校庭	○	○
23	鶴牧中学校	校庭	○	○
24	多摩永山中学校	校庭	○	○
25	落合中学校	校庭	○	○
26	青陵中学校	校庭	○	○
27	旧南豊ヶ丘小学校	校庭	○	○
28	帝京大学小学校	グラウンド	○	○
29	都立永山高校	校庭	○	○
30	旧西落合中学校	グラウンド	○	○
31	旧豊ヶ丘中学校	校庭	○	○
32	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館（旧北貝取小学校）	グラウンド	○	○

※ 水害・土砂災害の指定緊急避難場所は、水害編を参照のこと

3 広域避難場所

- 大規模な市街地大火や浸水等のため、避難場所では身の安全が確保しきれない場合に避難する場所である。地区公園などの十分な面積がある屋外空地を指定している。

名 称	所 在 地
多摩中央公園	多摩市落合 2-35
一本杉公園	多摩市南野 2-14
都立桜ヶ丘公園	多摩市連光寺 5 丁目
大谷戸公園	多摩市連光寺 5-17-1
並木公園	多摩市和田 1551

4 指定避難所

法の趣旨を踏まえ、以下の基準において指定避難所を指定する。

(1) 指定避難所の用途等

- 住家を滅失した者などを一時収容し、保護するための屋内施設である。
- 学校を中心とした公共施設や協定を締結した民間施設を指定避難所として指定している。
- 学校施設を指定避難所として開放する場合には、新型コロナウイルス等、あらゆる感染症対策も踏まえ、使用できる施設は全て使用する。
- 協定を締結した民間施設を指定避難所として開放する場合には、施設管理者から了解を得た部分のみを使用する。
- 「被災者を長期に収容する必要がある場合」や「要配慮者の避難生活の利便性」を考慮し、コミュニティセンターや総合福祉センター等の公共施設及び協定を締結した民間福祉関係施設等を福祉避難所等として指定している。（下記福祉避難所等参照）
- 指定避難所は、災害の状況、収容人員等により統合分散を図る。
- 指定避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²あたり 2 人とする。被災者の性別も踏まえ、プライバシーの確保や生活環境を少しでも良好に保つよう運営時には工夫する。

(2) 指定避難所の設備

- 指定避難所に指定した施設には、地区防災倉庫を設置し、初動時の指定避難所の設営に必要な資器材を配備する。なお、地区防災倉庫は設置から 30 年が経過していることから、備蓄物資の更新を行うとともに、地区防災倉庫の大きさについても見直しを行う。
- 地区防災倉庫が設置できない場合は、当該施設を有効活用し資器材を配備する。
- 指定避難所に指定した施設には、多摩市災害対策本部との通信を確保するため、防災行政無線を配備する。なお、協定締結施設等は、施設所有者の意向を十分に配慮する。
- 指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、耐震化を図る。
- 教育活動で使用しているインターネット環境を、災害時に市職員や避難者も活用できるよう検討を行う。
- 避難所となる公共施設のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備について、国等の支援を活用し、避難所機能の向上を図る。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行い易くするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備の他、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。

- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- (3) 指定避難所の確保（拡充）
 - 市立小・中学校を指定避難所として指定する。
 - 総合体育館、武道館、教育センター等、公共施設を可能な限り指定避難所として指定する。
 - 私立大学・都立学校・民間企業等と災害時応援協定を締結し、積極的に指定避難所として指定する。
 - 小中学校（指定避難所）の統廃合により、近隣に指定避難所が無い地区が発生していること等を踏まえ、地域の実情に応じた、指定避難所の確保充実に努める。
 - 民間マンションなどを避難者の一時受入れ施設（指定避難所に準じた施設）としての指定を検討する。
 - 要配慮者の受入れ施設として福祉避難所等を指定する。（第10章参照）
- (4) 指定避難所一覧
指定避難所・・・・・・・・小中学校等の体育館・校舎等（建物）
- (5) 箇所数
指定避難所・・・・・・・・34箇所

	名 称	所 在 地	収容人数		備 考
			通常	感染症 対応	
1	多摩第一小学校	多摩市関戸 3- 2- 23	791	532	
2	多摩第二小学校	多摩市和田 75	621	427	
3	多摩第三小学校	多摩市乞田 712	533	359	
4	連光寺小学校	多摩市連光寺 3- 64- 1	539	368	
5	北諏訪小学校	多摩市諏訪 1- 60- 1	567	390	
6	東寺方小学校	多摩市東寺方 100	570	392	
7	南鶴牧小学校	多摩市鶴牧 5- 43	544	371	
8	聖ヶ丘小学校	多摩市聖ヶ丘 3- 66	506	344	
9	西落合小学校	多摩市落合 5-6	538	371	
10	大松台小学校	多摩市鶴牧 6- 4	664	452	
11	諏訪小学校	多摩市諏訪 5- 13	643	367	
12	永山小学校	多摩市永山 2- 8- 1	641	363	
13	瓜生小学校	多摩市永山 5- 13	610	344	
14	東落合小学校	多摩市落合 3- 24	655	368	
15	貝取小学校	多摩市貝取 3- 9	477	326	

	名 称	所 在 地	収容人数		備 考
			通常	感染症 対応	
16	豊ヶ丘小学校	多摩市豊ヶ丘 2- 4- 1	471	318	
17	愛和小学校	多摩市愛宕 1- 54	486	329	
18	多摩中学校	多摩市関戸 3- 19- 1	923	632	
19	東愛宕中学校	多摩市愛宕 1- 52	662	454	
20	和田中学校	多摩市和田 234	623	431	
21	諏訪中学校	多摩市諏訪 5- 12- 1	749	511	
22	聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘 2- 17	694	476	
23	鶴牧中学校	多摩市鶴牧 6- 5- 1	664	454	
24	多摩永山中学校	多摩市永山 2- 7- 1	705	479	
25	落合中学校	多摩市落合 4- 14	727	496	
26	青陵中学校	多摩市貝取 2- 9- 1	667	453	
27	桜ヶ丘コミュニティセンター	多摩市桜ヶ丘 1- 17- 7	211	138	
28	総合体育館	多摩市東寺方 588-1	1,187	794	
29	武道館	多摩市諏訪 4-9	372	243	
30	諏訪複合教育施設	多摩市諏訪 5-1	292	191	
31	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館 (旧北貝取小学校)	多摩市貝取 1- 26- 1	333	219	
32	旧南豊ヶ丘小学校	多摩市豊ヶ丘 6-4	364	239	協定締結
33	帝京大学小学校	多摩市和田 1254-6	115	76	協定締結
34	都立永山高校	多摩市永山 5- 22	236	155	協定締結
合計			19,380	12,862	

基本方針2 避難所の管理運営体制の構築を行う

1 指定避難場所の管理運営体制の整備等

○ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 教育部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所運営マニュアルを作成する。 ○ 運営体制の整備を図る。 ○ 指定避難所の機能強化を図る。 ○ 指定避難所用物資の備蓄を推進する。 ○ 指定避難所施設管理者との連携を図る。 ○ 指定避難誘導施設を整備する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の防火安全対策の策定等による多摩市の避難所運営支援を行う。

□ 詳細な取組内容

1 指定避難所運営マニュアルの作成

- 指定避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」等に基づき、事前に「指定避難所運営マニュアル」を作成する。
- 新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合も考慮した内容とする。
- マニュアルの作成については、男女平等の視点や要配慮者（外国人を含む）に配慮した内容とする。
- 指定避難所施設の特性を十分に考慮し、使用する居室等の候補を選定する。（体育館、特別教室、保育室、畳部屋、多目的ホール等）
- 集団生活が苦手な要配慮者に対しては、福祉避難スペースを用意し、各個人が選択できるような配慮を行う。
- ペットの同行避難を推奨すると共に、くらしと文化部と調整し飼い方のルールを定める。
- 仮設トイレ等の設置場所を定める。
- 他の公共施設等の指定避難所については、施設管理者と避難所施設対策部が十分に連携し、避難所運営マニュアルを作成する。
- 作成したマニュアルは、教育部で保管するとともに、指定避難所となる施設に備える。

2 運営体制の整備

- 地域による防災対策は、地域の自主防災組織や自治会、管理組合等との連携のもと、マニュアル等の整備を行い、訓練などを通じて、運営体制の整備を図る必要がある。
- その場合の組織を、防災連絡協議会（以下「協議会」という。）と定め、災害時において、共助の中心的役割を担い、地域住民や各自主防災組織等の連携を保つと

もに、多摩市災害対策本部との連絡調整を図り、また、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、地域が主体となって災害に立ち向かうための体制を整備する。

- 防災連絡協議会は、指定避難所を使用する住民自らが、避難所運営における何らかの役割を担う事を、防災訓練、出前講座等を通じて、普及啓発を行う。
- 女性や要配慮者等の多様なニーズに配慮した指定避難所の運営体制を確保するため、日頃から、自主防災組織等において女性や要配慮者の支援者等の参画を推進するとともに、指定避難所等でリーダーとなれる人材を育成する。
- 自主防災組織に対し、防災連絡協議会による指定避難所運営方法を普及啓発する。
- 教職員等の施設職員と、指定避難所の運営に係る役割分担を定めておく。
- 総合防災訓練等を通じて、市、学校及び市民との協働による宿泊訓練を行う。
- 避難所の運営において、より多くの女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、男女別更衣室・キッズルーム・授乳スペースの設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

3 指定避難所の機能強化

- 災害時における通信機器や情報収集機器、インターネット環境を整備する。
(テレビ、ラジオ、インターネット、災害時優先公衆電話等)
- 応急給水栓、スタンドパイプ等の応急給水に必要な資器材を整備する。
- 避難所用の防災倉庫(地区防災倉庫等)を整備する。

4 指定避難所用物資の備蓄

- 被害想定における、避難者数に応じた衣類、寝具、食料、飲料水等の物資を備蓄する。
- 特定の避難者が必要とする専門的な物資については、民間事業者と災害時応援協定を締結し、発災時に円滑に調達できる体制を整備する。
(生理用品、化粧品、女性用下着、アレルギー対応食品、柔らかい食べ物、介護用おむつ等)

5 指定避難所施設管理者との連携

- 各学校長等と、避難所の運営時における施設・設備の取扱い、管理等について定めておく。
- 各学校長等と、避難所の運営時における施設職員(教職員等)との役割分担について定めておく。
- 避難を円滑に行うため、避難場所及び避難所の案内板を整備する。
- 設置した応急給水栓の取扱い確認・管理、機能点検等を実施する。

基本方針3 新型コロナウイルス等感染症対策の検討を行う

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ 事前予防の実践する ○ 分散避難を推奨する

1 事前予防の実践

(1) 事前予防で在宅避難の可能性を高める

- 新型感染症は、感染防止の徹底と、自己防衛である。災害時において物資供給が滞ることを想定し、家庭内において、今までの備蓄品に加え、感染症対策物資の備蓄を行うとともに、避難所へ持参する非常持ち出し品も事前準備する
例) マスク、消毒液、除菌シート、体温計、ビニール袋、ゴム手袋、ごみ袋(大・小)、石鹼、フェイスガード、室内履き等

2 分散避難

(1) 避難行動の多様化

- 「避難所避難者」「在宅避難者」「縁故避難者」など、多様な避難を促進する
- 新型コロナウイルス蔓延状況では、基本的対策は「在宅避難」で耐える。親戚などの「縁故避難」で耐える。どうしても在宅避難や縁故避難ができない人だけ「避難所避難」を行うことを位置づけ、避難行動多様化の促進を行う
- 在宅避難者名簿を作成し、避難所に避難しなくても支援を受けられる体制を整える。

(2) 避難所・避難場所の拡充

- 三つの密を防ぐには、避難者の減少とともに、避難所(床面積)の拡充を図る
- 避難所の定義を再整理し、避難所とは、危険と命を守るために緊急的に退避する場所とする等、本当に必要な市民限定とすることを啓発する
- 民間企業等へ災害時応援協定の締結により、避難所・避難場所の拡充を図る

(3) 指定避難所に受入れる被災者数

- パーティション等、隣のスペースと隔てるものがある場合は、おおむね居室4.4㎡あたり2人とする。
- パーティション等、隣のスペースと隔てるものがない場合は、おおむね居室9.0㎡あたり2人とする

(4) 車両避難の検討

- 車両避難は、家族同士など、限定された関係性であり、プライバシーの確保や他の避難者と接触を極力控える事が可能となる
- 避難の分散及び避難場所の確保が図るため、車両避難の促進を検討する
- エコノミークラス症候群等、健康リスクへの対策も併せて検討を行う

第9章 避難者対策

【応急対策】

基本方針

- 1 避難所の管理運営体制の構築を行う
- 2 感染症対策を実施する

基本方針 1 避難所の管理運営体制の構築を行う

1 指定避難所の開設・管理運営

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所は、避難者及び在宅避難者等、避難している住民の統括的役割を担う ○ 指定避難所・福祉避難所等を開設する。 ○ 指定避難所・福祉避難所等を運営する。 ○ 指定避難所・福祉避難所等の運営等に関する報告を行う。 ○ 指定避難所・福祉避難所等において、要配慮者へ配慮する。 ○ 要配慮者を福祉避難所等へ移送する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、多摩市への通報を行う。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携した避難誘導を行い、多摩市への通報を行う。 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報は、多摩市及び関係機関に通報する。 ○ 多摩市からの避難指示の伝達を行う。

□ 詳細な取組内容

1 指定避難所の役割

(1) 避難所運営から地域避難生活運営へ

- これからの避難所運営は、避難所避難者を縮減し、多様な施設を避難所として活用するとともに、避難所以外で地域に分散して避難生活している多くの在宅避難者・縁故避難者に、公平に避難生活支援が供与されることで重要である。
- しかし現状では、在宅避難者・縁故避難者への支援は、十分な対策が取られて

いない。

- そこで指定避難所は、地域で避難生活を送っている避難者に対しても支援を行う拠点施設として考え、避難所は避難所避難者に加え、在宅避難や縁故避難者を含む地域の全避難生活者を対象とした地域避難生活支援拠点とし、地域での自助と共助に自治体の公助が連携した、地域主体の運営を基本とする。

2 開設の判断及び指示

- 多摩市災害対策本部長は、指定避難所施設対策部長に指定避難所及び福祉避難所等の一部又は全部の開設を指示する。
- 避難所施設対策部長は、多摩市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、指定避難所を自動的に開設する。
- 避難所施設対策部長は、事前に定められた派遣の方法に基づき、速やかに、開設が決定された指定避難所へ職員を派遣する。
- 多摩市災害対策本部長は、指定避難所開設にあたって、復旧復興・給水対策部長に対して応急危険度判定の実施を指示する。

3 指定避難所の開設

- 避難所施設対策部から派遣された職員、施設職員、避難してきた市民が一体となって指定避難所を開設する。
- 指定避難所となった学校の教職員は、児童・生徒の安全確保を最優先事項とし、その確保等が終了した後、可能な限り指定避難所の開設及び運営に協力する。

4 徒歩による避難の原則

- 指定避難所への避難は、原則的に徒歩による（ただし、徒歩による避難が困難な要配慮者は除く）。
- 指定避難所に自動車で乗り入れない原則について、平時から周知を行う

5 避難者の受け入れ(初動期の対応)

(1) 避難者の受け入れ

① 受け入れ避難者の想定

- 指定避難所は、住家が全壊、焼失等により、住家に住むことが不可能な市民等を優先とし、自宅で避難していることが不安といった場合は、ライフラインが使用できない場合であっても帰宅を促す。

② 受け入れエリア

- 受付を設置し、受入れ人数等を把握する。
- 指定避難所施設内で避難者を受け入れるエリアは、体育館を第一優先とする。（まずは体育館を開放）
- 避難者の増加等、避難の状況を勘案して体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。
- 体育館とは別に、施設内に福祉避難スペースを設定する
- 体育館の次に指定避難所施設内で避難者を受け入れるエリア（建物及び部屋等）は、事前に施設管理者（学校避難所にあっては学校長）及び避難所施設対策部と協議し、受け入れるエリア及びその順番を決定し受け入れる。

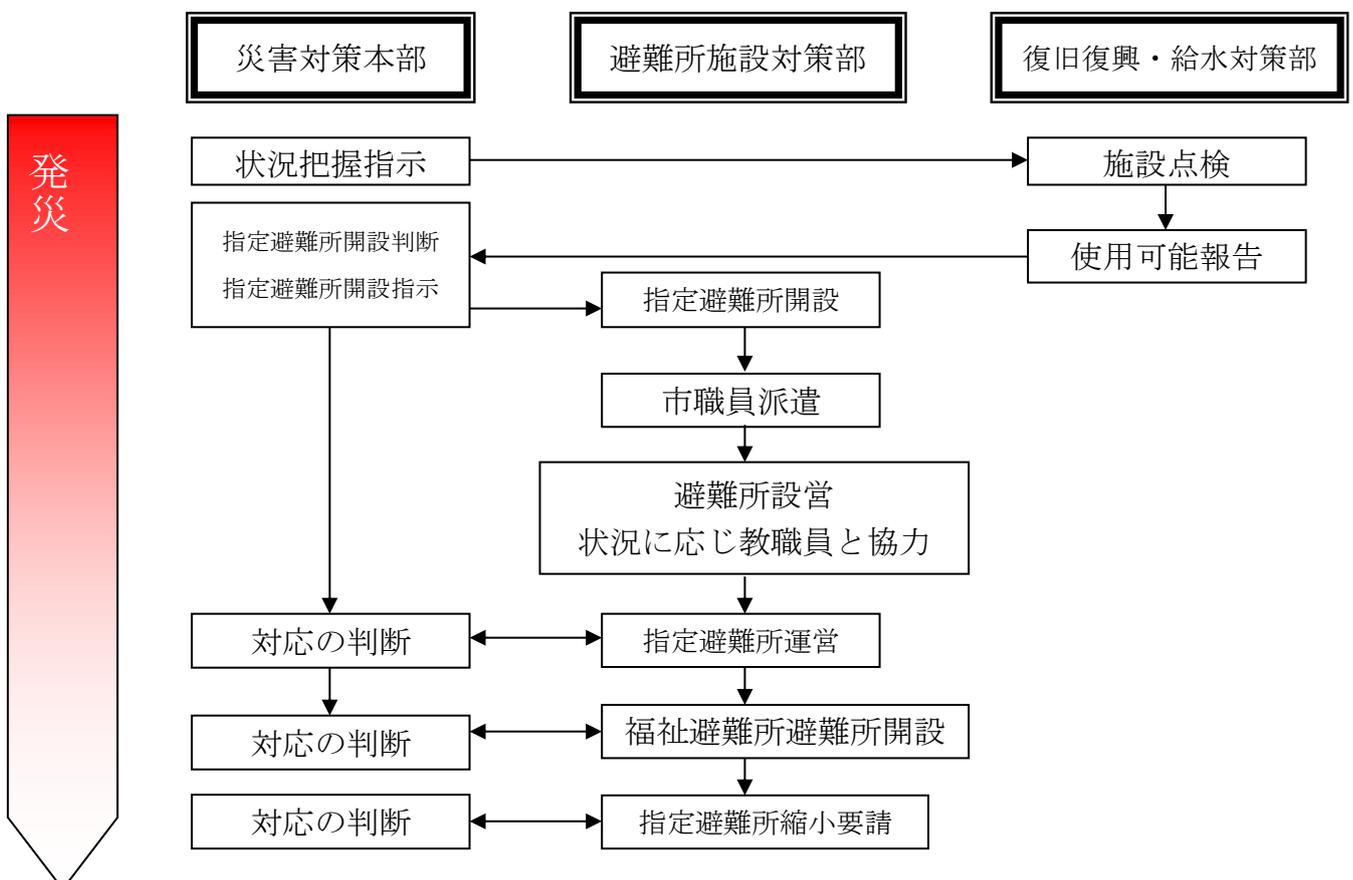
- 協議が行えない場合は、原則として、職員室・保健室等、使用できない場所を決定し、状況に応じて受け入れを行う。

③ 居住区域の割振り

- 指定避難所に到達した者が早く居場所を確保してしまう、いわゆる「早い者勝ち」で決めない。
- 可能な限り自主防災組織又は自治会等を単位とし、集団で受入れる。
- 希望により、女性は適宜グループを作り、女性専用室を用意する。
- 床面に色テープ等で共住区や通路等を掲示し、わかりやすいものにする。
- 指定避難所の居住スペースの基準
- 指定避難所の居住スペースの基準は、居室 3.3 m²あたり 2 人とする
- 事態が落ち着いた段階（数時間～1、2 日程度）を見計らい、自宅が無事であった避難者へ帰宅を促すとともに、避難者数の状況に応じて、適宜一人当たりのスペースを拡張又は縮小、統合していく。

(2) 開設の期間

- 原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害対策本部長は、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事へ事前に報告し、期間を延長する。
- 避難所施設対策部長は、避難者の統合が可能となった場合は、避難所を統合（集約）する。
- 災害対策本部長は、指定避難所の閉鎖を決定した場合には、避難所施設対策部長に閉鎖を指示する。



6 指定避難所の運営（初動～中・長期的対応）

（1）運営

① 運営方針

- 学校施設を指定避難所として使用する際に児童・生徒が在校中の場合には、児童・生徒の安全確保を最優先とする。
- 避難所施設対策部の派遣職員、教職員等の施設職員、避難者が連携し、初動期の指定避難所を運営する。
- 避難所施設対策部長は、災害対策本部と密接な連携を図り、指定避難所運営を行う。
- 指定避難所の運営には、要配慮者への配慮や女性の視点等も十分に取り入れる。
- 被災者は、着の身着のまま避難してくる場合があるので、迅速かつ、親切な対応に心掛ける。
- 公平な運営に努める。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所の運営が軌道に乗った場合、また、市職員等の要員が確保できない場合は、巡回にて運営に携わる。
- 避難所の運営は、自主防災組織、自治会、ボランティア等により組織する防災連絡協議会を設置し、役割分担等を定め、自主運営を目指す。

② 体制

- 避難所施設対策部の派遣職員は、教職員等の施設職員の協力を得て、避難者と連携し、指定避難所の業務を分担して、指定避難所の管理運営を行う。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、医療救護班、保健活動班等と連携し、指定避難所の専門性の高い業務を処理する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、避難者の代表、施設管理責任者と避難所運営協議会を設置し、指定避難所を運営する。
- 避難者の円滑な協力を確保するために、避難所運営協議会責任者は、避難者から選出する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、避難所運営協議会による自主運営が確立した場合には、側面からの支援を行う。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、派遣されたボランティア等を有効に活用する。

（2）具体的な運営の手順

① 避難者名簿・台帳の作成

- 避難所施設対策部派遣職員は、（又は自主防災組織リーダー等）は、避難所を開設した際、「避難者カード」を配り世帯単位に記入し、提出するよう指示する。
- 避難所施設対策部派遣職員は、集まった「避難者カード」を基にして「避難者台帳」を作成し、保管するとともに避難所施設対策部長へ報告する。

② 運営状況の報告及び運営記録の作成

- 避難所施設対策部派遣職員は、避難所の運営状況について1日に1回、避難所施設対策部長へ「避難所日誌」を提出する。
- 傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告するとともに必要な措置を行う。

③ 自主防災組織等、避難者からのリーダーの選出及び役割

- 避難所施設対策部派遣職員は、自主防災組織ごとに住民代表者（リーダー）を選出するよう避難者に要請する。（自主防災組織の会長が避難しているとは限らない）
- 選出された住民代表者（リーダー）は、避難所を運営するために必要な役割分担及びルールづくりを行う。
- 防災連絡協議会において、避難所について役割分担を定めている避難所は、その組織を十分に活用する
- 避難所の運営には、住民代表者（リーダー）の人数の半数（最低でも3割以上）を女性とするなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行う。
- 衛生管理担当者を指定し、避難所の衛生管理を行う。
- 防火防災担当責任者を指定し、防火防災安全対策を講じる。
- その他、次のようなルールを確認する。
 - ・ 避難生活のルールづくり
 - ・ 余震対策
 - ・ 公的機関・避難所担当職員からの避難者への指示・伝達事項の周知
 - ・ 物資の配布活動等の補助
 - ・ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
 - ・ 車両避難者、テント避難者への支援対策
 - ・ 自宅避難者への支援対策
 - ・ 防疫活動等への協力
 - ・ 施設の保全管理
 - ・ 防犯対策
 - ・ 防火対策
 - ・ ペットの取扱い

(3) 避難者への情報提供

- 迅速かつ、きめこまやかな情報提供に努める。
- 掲示板、ラジオ等の設置、臨時広報の発行等のあらゆる媒体を活用する。
- 要配慮者にも情報が共有できるよう配慮する。
- 物資の配給等の情報提供は、専用掲示板を活用するなど、公平に避難者全員が共有できるように配慮する。
- 多言語による情報提供に努める。

(4) 食料・生活必需品の給与・貸与

- 避難所施設対策部の派遣職員は、地区防災倉庫の資器材、食料を有効に活用する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、避難者の規模、天候等を考慮し、物資の要請を行う。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、自宅避難者からの物資の要望を取りまとめ、物資の要請を行う。
- 避難所施設対策部長は、各指定避難所からの物資の要望を取りまとめ、災害対策本部へ要請する。
- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、避難所運営協議会で分担した担当者がボランティア等と協力して行う。
- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、災害救助法及び災害救助法施行細則を参考に行う。

(5) トイレ機能の確保

- ① 避難所施設対策部の派遣職員は、排水設備や既存のトイレの使用可否を確認し、断水している場合には、次のとおりトイレ機能を確保する。
 - プール、震災対策用井戸等の水を活用し、既存トイレを使用する。
 - 清掃対策部に仮設トイレの搬入を要請する。
- ② 避難所施設対策部の派遣職員は、次の事項を考慮し、仮設トイレを設置する。
 - 地区防災倉庫の組立式トイレ及び簡易トイレを有効に活用する。
 - 発災後3日目までは、し尿の収集・運搬が困難な事から、可能な限り、し尿収集を必要としない災害用トイレを活用する。
 - 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて活用する。
 - 災害用トイレの設置場所は、衛生面及びプライバシー等を配慮する。

7 車両避難場所・テント避難場所の確保

- 小中学校の避難所において、校庭や駐車場を車両避難やテント避難（キャンプで使用する物）のスペースとして確保することとする。

8 車中泊等で生活する被災者の対策

- 指定避難所への避難が原則となるが、やむを得ず、車中泊等で生活する被災者については、指定避難所内の駐車場等において、必要な物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等のための保健師による健康相談等により生活環境の確保が図られるよう努める。

9 生活衛生環境の確保

- 「環境衛生指導班（東京都が派遣）」や「保健活動班（多摩市が派遣）」等と連携し、生活衛生環境を確保する。
- 季節に応じた、暑さ・寒さ対策を行う。
- 指定避難所の過密状況やプライバシーの確保状況を把握する。
(算定基準 3.3 m²あたり 2人)

- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- 手洗い、うがい等の励行を周知する。
- 適切なごみの排出方法、トイレの使用方法などを周知する。
- 生活環境上必要な物資を確保する。
- 必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。

なお、避難者における自主的な消毒が実施できるよう考慮する。（消毒剤の配布、消毒方法の指導）

- 担当者を指定するなど、食品の衛生的な取り扱いを行う
 - ・ 賞味期限の確認、食品の衛生管理
 - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分け
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理
- 洗濯や物干しが行えるよう配慮する。
- 入浴施設の活用、簡易入浴施設の設置又は、入浴代替品（清拭シート、ドライシャンプー等）を要請する。
- 指定避難所の防犯対策の促進を行う。

10 在宅避難者への対応

- 避難所施設対策部派遣職員は防災連絡協議会と連携し、以下の取り組みを行う。
- 在宅避難者名簿の作成
- 在宅避難者の安否確認
- 在宅避難者への食糧・物資の配給（受け渡しは避難所で行う）
 - ※ とくに食事配布時の声掛けや健康観察は、配慮の必要性に気づく重要な取り組みとなることから、自主防災組織等の代表者には、十分に配慮するように伝える。
- 在宅避難者への情報提供（自主防災組織会長等へ伝達し、組織的に周知してもらう）
- 在宅避難者のボランティアニーズ把握
 - ※ 在宅避難者のニーズ対応は、基本的にはボランティアを活用して実施できるよう、災害ボランティアセンターとの連携を深める

11 報告

(1) 通信体制の確保

- 各指定避難所は、災害対策本部（避難所施設対策部経由）との通信手段を確保する。
- 災害時優先公衆電話（地区防災倉庫内の備蓄用品）
- 防災行政無線機
- その他の手段

(2) 報告の手順

- 各指定避難所は、避難所施設対策部長に指定避難所の開設、閉鎖及び運営状況を報告する。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所の開設、閉鎖及び運営状況を取りまとめ、

災害対策本部へ報告する。

- 報告の時期は、各指定避難所は、定期又は臨時に報告を行う。

12 避難所が不足した場合の対応

(1) 施設の借り上げ等

- 多摩市災害対策本部長は、UR賃貸住宅、民間賃貸住宅、民間企業が所有しているホールや会議室等を借り上げ、当該施設を指定避難所として指定する。
- 多摩市災害対策本部長は、地域の自治会館など、指定避難所に指定されていない施設に避難者が避難している場合は、必要に応じて、当該施設を指定避難所として指定することができる。なお、指定に際しては、当該施設の耐震性などを十分に注意し指定する事。

13 東京都への報告

多摩市災害策本部は、指定避難所・二次避難所を開設した場合、次の事項を東京都に報告する。

- 開設日時、開設場所、開設予定期間等
- 避難者数
- 介護等に特段の配慮を要する避難者数及びその状況
- 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 多摩市災害策本部は、東京都への報告内容を多摩消防署及び多摩中央警察署へ連絡し、必要な措置を依頼する。

14 女性・要配慮者への配慮

(1) 女性に配慮した指定避難所運営

- 指定避難所の運営における女性の参画を推進する。
- 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置に配慮する。
- 生理用品、化粧品、女性専用の下着等の専用物資を調達する。（女性による配布）
- パトロールの実施や照明の配置による指定避難所の防犯対策を充実させる。
- 子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(2) 要配慮者に配慮した指定避難所運営

- 避難者同士が要配慮者の避難生活を支援する環境を構築する。
- 指定避難所の運営における要配慮者の支援者等の参画を推進する。
- 通路等の段差解消、幅員の確保（バリアフリー化）、洋式トイレ等の設置に配慮する。
- やわらかい食事、介護用おむつ等の専用物資を調達する。
- 必要に応じ、介護職員等の派遣を要請する。
- 必要に応じ、二次避難所（福祉避難所）へ移送を要請する
- 巡回相談や相談窓口等を設けて、ニーズを把握する。
- 要配慮者（外国人を含む）への情報提供（情報保障）の充実に努める。

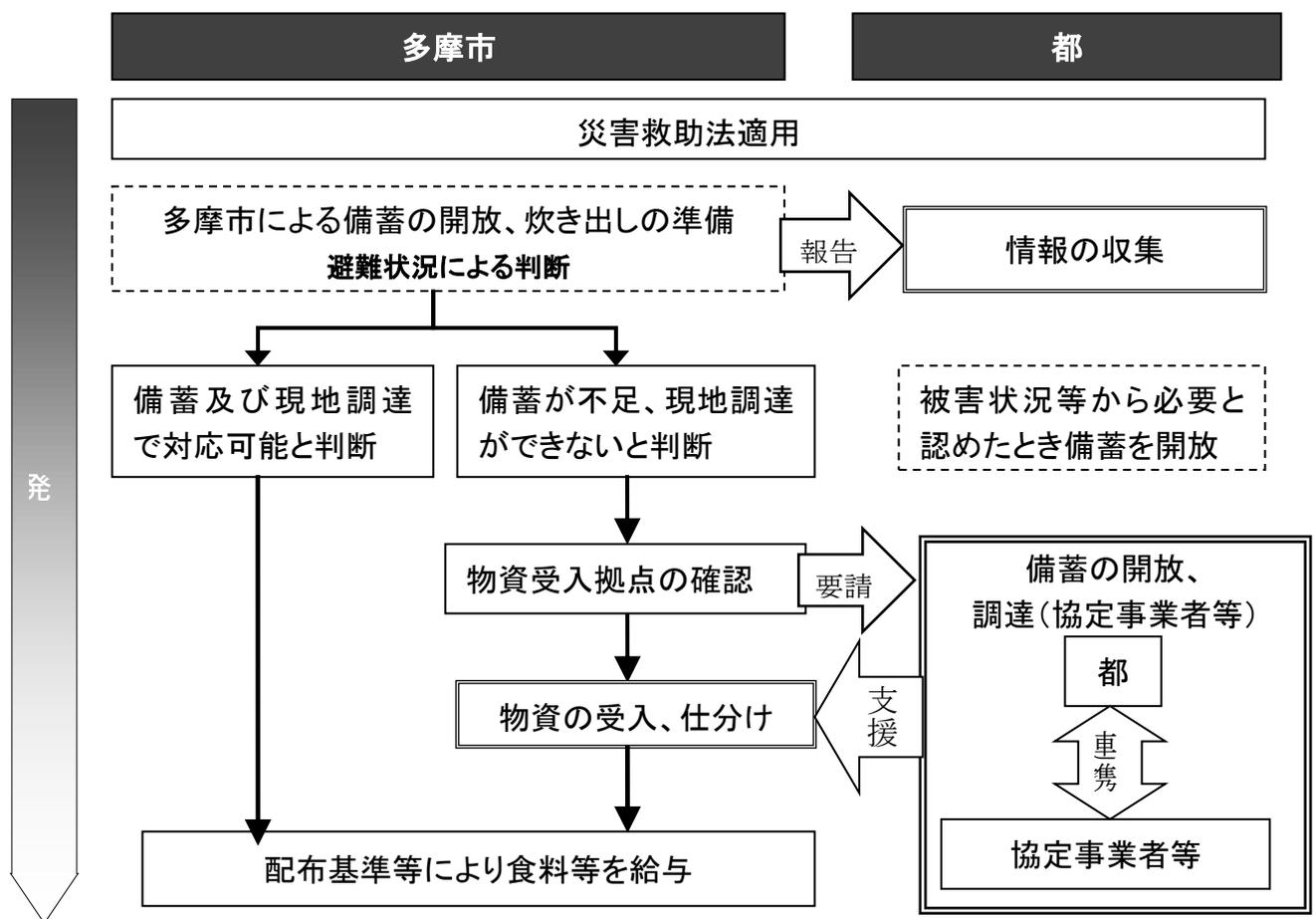
(3) 在宅の要配慮者支援

- 福祉医療対策部は、指定避難所及び二次避難所以外にも、自宅等に在宅している要配慮者に対して、必要な支援を行うよう努める。

15 福祉避難所等への移送等

- 避難所施設対策部長は、福祉医療対策部長と連携し、各指定避難所から二次避難所への移動が必要な対象者を選定し、取りまとめ、災害対策本部に移送を要請する。
- 統括対策部長は、災害時応援協定を締結している民間協力機関等から車両を調達し、移送を実施する。
- 福祉医療対策部長は、二次避難所への移送に際し、引率者を同乗させる。

【指定避難所における物資供給のスキーム】



※ 参考一覧

指定避難所運営に関わる各種様式 (例)

	内 容	様 式
諸記録及び報告	指定避難所の運営管理状況等必要な記録 (収容者名簿、日誌、物品受払簿等) を行い、本部へ報告する。	資料編を参照
記録事項	避難者名簿 物品受払簿	

	内 容	様 式
	指定避難所開設日誌	
	指定避難所受入れ状況報告	
	指定避難所勤務状況表	
	支援物資等の受領書	
本部報告事項	指定避難所開設（閉鎖）報告	
	指定避難所受入れ状況報告	
	給食状況の報告 (朝食、昼食、夕食の見込み人員・済人員)	

2 動物救護

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 食糧物資調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所等における同行避難動物の飼養場所等を確保する。 ○ 指定避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。 ○ 指定避難所等における動物の救護等を行う。 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供

□ 詳細な取組内容

1 飼養場所の確保

- 避難所施設対策部長は、指定避難所におけるペットの同行避難者を受入れる。ペットとは、一般家庭で飼育されている犬、猫、小鳥その他小動物とする。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、各指定避難所において、動物専用の区域を設定し、動物の飼養場所を施設に応じて確保する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、玄関や活用していない出入り口など、本来、見逃しているスペース等を活用し、ペットの居場所を確保する。
- 食糧物資調達対策部長は、指定避難所内に飼養場所を確保することが困難な場合は、近隣の公園等に飼養場所を確保する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、動物に対してアレルギーを持つ人、免疫力が低下している人、動物の苦手な人等への配慮も踏まえ、避難者の居住スペースとは別の場所で待機、飼養する。(ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬は除く。)

2 適正飼養の指導等

- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主に対して、ケージ等に動物を収容するよう指導する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主の責任において、排泄の処理及び飼料の賄を実施するように指導する。
- 避難所施設対策部長は、必要により指定避難所でのペットの飼育指導に際して、食糧物資調達対策部長に応援を要請する。

- 避難所施設対策部の派遣職員は、車両の中で飼育する事を促すことも検討する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼養場所を利用する飼い主に対し、ルールの周知を図り、給餌場所の清掃等を行うように指導する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼育動物の取扱いに苦慮した場合は、災害時におけるペット救護対策ガイドライン（環境省・平成25年6月発行）等を参考に対応を行う。

3 飼い主の役割

- 飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード、ハーネス等を持参し、原則として飼養場所のみで飼養する。
- 飼い主は協力して飼養場所の衛生管理及び動物をめぐるトラブルの防止に努める。
- 原則として、ペットの食料、水、ケージ、トイレ用品は飼い主が準備する。
- ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより飼い主を明確にする。

4 動物の救護等

- 食糧物資調達対策部長は、多摩市獣医師会等に対して、指定避難所における負傷動物の救護及び治療にあたるよう要請する。
- 食糧物資調達対策部長は、都福祉保健局と連携し、放し飼い状態の被災動物を保護する。

3 ボランティアの受入れ

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れを行う。 ○ 多摩市災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣する。

□ 業務手順・取組内容

- 避難所施設対策部長は、指定低避難所からのボランティア派遣の要請を取りまとめ、災害対策本部に報告する。
- 福祉医療対策部長は、多摩市災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を指示する。
- 福祉医療対策部長は、必要により避難所施設対策部長からのボランティアの派遣要請を待たずに自主的に派遣を指示することができる。
- 各指定避難所は、派遣されたボランティアを受入れ、有効に活用する。

基本方針2 感染症対策を実施する

1 感染症流行時における避難所の設置

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての避難所の三密を防ぐ ○ 定員管理の徹底 ○ 避難所に関する対策 ○ 資器材等の確保 ○ 避難者の健康管理体制の構築 ○ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者等のための専用スペースの確保

□ 具体的な取組

1 全ての避難所の三密を防ぐ

避難所利用時の三密（密閉・密集・密接）を防止し、新型コロナウイルスが収束を向かえなくても安心・安全な避難所を確保する。

- 教室も使用し小規模な集団を形成できるようにする。
- 机やイスを用いて避難生活空間の設計をする等、小集団に分区画化を検討する
- 避難空間の開放性を高めて、定期的な空気の入れ替えを行う。
- 基本的に人と人との間隔を2 m（ソーシャルディスタンス）取る。
- 新しい行動様式を踏まえた避難所運営を行う。

2 定員管理の徹底

多くの避難者を受け入れることは、三密を作り出すことになることから、新型コロナウイルスが避難所内で流行しないためにも、定員管理の徹底を行う。

- 避難所ごとに、利用空間のレイアウトと受け入れ定員を設定する。
- 定員数や優先的な受け入れなど、避難者に関する考え方を、地域住民と事前に検討を行う。
- 定員管理を行うことは、分散避難（在宅避難、縁故避難など）について、地域の全体の協力を得ておくことが必要。

3 避難所に関する対策

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況では、今までと同様な避難所の設置設営は行えない。

「新しい日常」を取り入れ、今まで以上に衛生面に配慮しながら、感染症対策を講じ、避難所の開設を行っていく必要がある

(1) 可能な限り多くの避難所確保

- 避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、指定避難所の収容人数を考慮し、避難者を受け入れるスペースをより多く確保し、多く床面積を確

保した避難所を開設する。

(2) 指定避難所内の有効活用

- 体育館等が避難所となる学校施設では、普通教室等も活用する。
- 総合体育館などの学校施設以外の公共施設では、施設内において避難できる場所は、いかなる場所でも有効に活用する。

(3) 民間施設の活用

- 市内の企業が保有する施設について、災害時応援協定の締結により、災害時に使用できる仕組みの構築を図る。
- 発想の転換を行い、会議室が多い施設は、家族単位での避難に適していることから、コロナ禍における指定避難所として指定を検討する。
- 市内のホテルや宿泊施設の借用について、利用者を限定や受益者負担の観点も踏まえながら検討する。

(4) 指定避難所における収容人数の算定

- 2人/4.4㎡が感染症蔓延期の避難生活の基準となることから、面積確保を行う。
- 収容人数の算定に当たっては、家族ごとに最低1mの距離を確保する。

(5) 避難所でのスペースの確保等

- 家族ごとに1m～2mの距離を確保できるようレイアウトや収容可能な人数について検討し、必要に応じて、パーティションやテントを活用できるよう準備を進める。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースを確保する。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースや専用トイレは、一般の避難者とは、ゾーンや動線を分けること。

(避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料【第2版】を参照)

4 資器材等の確保

(1) 資器材等の準備及び必要数の把握

- 資器材の備蓄状況を確認する。また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

(2) 準備しておくことが適当な資器材等(概ね配備済み)

新型コロナウイルス感染症対策用： ※ 5月21日付け国通知

- マスク、アルコール消毒液、体温計、除菌シート、ハンドソープ、家庭用洗剤、次亜塩素酸溶液、ペーパータオル、簡易トイレ(専用スペース用)、使い捨て手袋、ガウン(袖付き)、キャップ、ゴーグル、フェイスシールドなど

(3) 避難所用資器材

- パーティション、テント、ベッド、ビニールシート、仮設トイレなど
(「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」を参照)

5 避難者の健康管理体制の構築

(1) 保健師の派遣

- 避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、健康推進課より保健師を派遣し体調管理を行う体制を構築する。
- 避難所に保健師等を派遣又は巡回させ、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。
- 発熱や咳等の症状がある者への対応について、関係機関等と協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、事前に南多摩保健所と、連絡体制の整備や対応方法等の検討を行う。

(2) 健康管理への啓発

- 手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかけるため、避難所に掲示する案内（ポスター等）を事前に準備する。

6 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者等のための専用スペースの確保(一部再掲)

(1) 専用スペース

- 発熱や咳等の症状が出た者及び濃厚接触者（疑い含む）のために、それぞれ専用のスペースを確保する。
- 可能な限り、専用スペースは個室とし、専用のトイレを確保すること。
- 個室の割当てに際しては、濃厚接触者等を、発熱・咳等の症状がある者より優先して扱うこと。
- 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレを確保すること。
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料【第2版】を参照」

(2) その他の留意事項

- 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート、テント等を準備する。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とは、ゾーンや、階段や通路など動線を分けること（専用階段、専用通路の確保が困難な場合は、時間的分離・消毒の工夫を検討し、健康な者との兼用はしないこと）。

2 避難所における感染症対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における具体的な感染症対策 ○ 避難者の健康確認・健康管理 ○ 発熱や咳等の症状がある者への対応

□ 具体的な取組

1 避難所における具体的な感染症対策

- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁にハンドソープによる手洗いやアルコール消毒液で手指消毒する（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底する。（「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・避難所運営ガイドライン」参照）
- 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
 - ※ 水が十分に確保できず、手洗いの徹底に支障がある場合は、アルコール消毒液で代用する。
 - アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
 - 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
 - 避難所内は、十分な換気を行うとともに、家族ごとに1m～2m程度の間隔の確保や、パーティションやテントの活用などにより、避難所内が3密とならないようにする。
 - ※ 換気は定期的に（1時間に2回程度）行う。
- 食事時間をずらして密集・密接を避けるとともに、食事の際には、飛沫感染等に配慮して、対面での着座を避ける等の工夫をする。
- アルミベット等や布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは土足で入らない。
- 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内（ポスター等）を掲示する。

2 避難者の健康確認・健康管理

- 避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行うこと。なお、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。
- 濃厚接触者の案内に際しては、他の避難者に分からないよう配慮すること。
- 健康状態の確認の結果、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いがある者及び濃厚接触者は、専用のスペースに隔離する。
- 個室の割当てに際しては、濃厚接触者を、発熱・咳等の症状がある者より優先し

て扱うこと。 ※ 令和2年5月21日付け国通知

- 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。(基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。)

3 発熱や咳等の症状がある者への対応

- 兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。
- なお、やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫を行う。
- 感染が疑われる症状を発症した場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせ、その処遇について、医師の判断に従う。
- 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該者の処遇は医師の指示に従う。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペース等には、隔離したこれら避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための専属のスタッフを配置し、一般の避難者とは接触しない体制をとる。
- なお、当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

3 感染者等への対応

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応 ○ 新型コロナウイルス濃厚接触者への対応 ○ 感染者疑い・濃厚接触者疑いへの対応

□ 具体的な取組

1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応

在宅避難（自宅療養）を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者及び無症状者（以下「自宅療養者」という。）への対応については、原則として、南多摩保健所と連携して対応する。

2 新型コロナウイルス濃厚接触者への対応

自宅にて経過観察を行っている新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者についての対応については、原則として、南多摩保健所と連携して対応する。

3 感染者疑い・濃厚接触者疑いへの対応

- 健康センターでの収容

熱発している方など、新型コロナウイルスに感染している可能性がある人は、多摩市立健康センターにて収容する。

4 避難所閉鎖における清掃について

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	○ 避難所の清掃

□ 具体的な取組

1 避難所の清掃

災害が過ぎ去り、避難所を閉鎖する際は、コロナ禍においては特に清掃を行い、通常の施設利用に支障をきたさないようにすることが必要であることから、以下の事項を参考に、避難所閉鎖時に施設の清掃を行う

(1) 実施事項

○ 消毒用エタノールの使用の場合

- ・ 市販の消毒用エタノール（76.9～81.4vol%）を使用する。
- ・ 市販の消毒用エタノールが入手できない場合は、消毒用エタノールを調整する。無水エタノール：水を8：2の割合で調整する。
- ・ 調整した消毒用エタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などの環境を消毒する。ただし、傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに注意する。

○ 次亜塩素酸ナトリウムを使用の場合

- ・ 消毒用エタノールが入手困難な場合に備えて、次亜塩素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜塩素酸ナトリウム」を調整する。500CC の洗ったペットボトルに5%次亜塩素酸（市販に多い）であれば5CC 入れて水で500CC に薄める。
- ・ 1%次亜塩素酸であれば25CC 入れてから水で500CC に薄める。水以外の液体と混ぜないこと、調整する際や使用の際に、換気を忘れないことに留意する。なお、安全ため、長時間にわたる作り置きは厳禁。
- ・ モノ全般、環境を消毒する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは手指や腐食しやすい物品（金属）には使用すべきでないことに留意する。
- ・ 消毒後に、水拭きをする（特に金属の場合）。

第10章 要配慮者対策

【予防対策】

基本方針

- 1 高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する

基本方針 1 高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する

1 要配慮者の特徴

□ 詳細な取組内容

市は、公助の限界を周知し、要配慮者及びその家族が、可能なかぎり自宅で生活継続ができるための備蓄、自宅の耐震化及び家具等の転倒・落下・移動防止対策等を推進する等の自助の備えを周知する。

共助が可能になるために、要配慮者と近隣住民や自主防災組織との平常時からの関係づくりの必要性を周知する。

1 要配慮者の特徴

要配慮者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応をとることが必要である。

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく
ねたきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない 危険情報を発信することが困難である	車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく 医療機関との連絡体制を確立しておく
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい 危険情報を発信することが困難である	避難・誘導してくれる人を確保しておく 医療機関との連絡体制を確立しておく
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の状況を説明する。安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。筆談

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
者 言語障がい者	<p>が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である</p>	<p>が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。</p>
肢体不自由者	<p>装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。</p>	<p>車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は、「難病患者」・「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照。</p>
内部障がい者 難病患者	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。</p>	<p>車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見では分からない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。薬やケア製品、電源を確保しておく</p>
在宅人工呼吸器使用者 （24時間使用者）	<p>素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬、ケア用品などを携帯する必要がある</p>	<p>車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 在宅療養が困難となった場合の対応も考えておく。「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」P23参照）。薬やケア製品、電源を確保しておく。</p>
知的障がい者 発達障がい者	<p>異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。</p>	<p>安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく</p>
精神障がい者	<p>発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある</p>	<p>精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく</p>

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難・誘導してくれる人を確保しておく

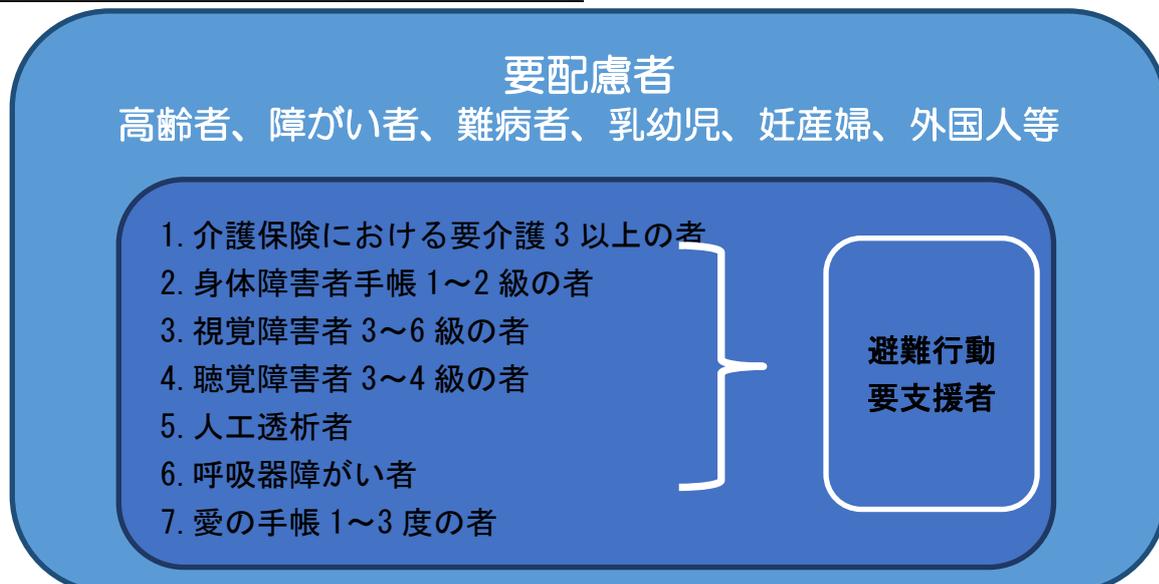
(出典:「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(市町村向け)平成25年2月改訂版」)

2 要配慮者への支援

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 子ども青少年部 教育部 健康福祉部 関係所管部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の対策を推進する。 ○ 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿を作成する ○ 避難行動要支援者に対する「避難支援個別計画」を策定する ○ 障害特性に応じた避難支援体制の整備する ○ 都と連携した要配慮者に対する防災訓練を実施する ○ 都と連携した緊急通報システム等の整備する ○ 福祉のまちづくりを推進する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市等と連携した市民や要配慮者に対する防災訓練を実施する。 ○ 緊急通報システムの整備を図る。 ○ 地域が一体となった協力体制を推進する。 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進する

【要配慮者と避難行動要支援者のイメージ図】



□ 詳細な取組内容

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿

多摩市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、「要配慮者」の中から、避難に特に支援が必要な住民を「避難行動要支援者」として選定し、避難の支援、安否確認、生命又は身体を災害から守る為に必要な措置を実施するための基礎となる名簿として「避難行動要支援者名簿」を策定すると共に、名簿作成に関し、具体的な事項を以下のとおり定める。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- 介護保険における要介護3以上の者
- 身体障害者手帳1～2級の者
- 視覚障害者3～6級の者
- 聴覚障害者3～4級の者
- 人工透析者
- 呼吸器障がい者
- 愛の手帳1～3度の者

② 避難支援等関係者となる者

- 多摩市消防団
- 多摩消防署
- 多摩中央警察署
- 民生委員法に定める民生・児童委員
- 社会福祉法に規定する社会福祉協議会
- 自主防災組織
- その他避難支援等を実施に携わる関係者

③ 名簿作成に必要な個人情報

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援と必要とする事由
- その他、避難支援等に関し必要と認めるもの

④ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- 健康福祉関係部署が保有している名簿等より抽出
- その他

⑤ 名簿の更新に関する事項

- 必要に応じて更新を行なう。(概ね年1回程度)

⑥ 名簿の管理に係るシステムの導入や既存システムの改修

- 平常時の活動によって得られた要支援者に関する情報等を蓄積し、発災時に名簿を活用する際に、より詳細な要支援者の情報を活用して、安否確認や避難支援を円滑に実施するため、新規システムの導入や既存システムの改修について調査・研究し、導入を推進する。

(2) 名簿情報の提供

① 平常時

多摩市は、災害対策基本法及び多摩市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会へ諮問・承認を経て、避難行動要支援者の名簿情報を以下のものへ提供する。

- 多摩市消防団
- 多摩消防署
- 多摩中央警察署
- 民生委員法に定める民生・児童委員

② 災害時もしくは災害が発生する恐れがある場合

避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下において、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害は発生し、又は発生の恐れがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護する為に特に必要がある場合は、名簿情報の外部提供を行う。

(3) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

- 配付された名簿に関する情報は、厳重に管理するとともに細心の注意を払うこと
- 名簿の受け渡しにおいて、書面にて行なう事とし、新規名簿は、既存名簿と直接交換する。

2 要配慮者の対策の推進等

(1) 関係団体の協力

警察署、消防署、消防団等の関係行政機関に加え、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者等の協力を得て、次の取組を進める。

- 要配慮者に関する情報の把握・共有
- 要配慮者に関する避難支援体制の整備
- 「避難行動要支援者避難支援個別計画」の策定
- 要配慮者の支援者の確保及び育成
- 要配慮者に関する訓練の充実
- 自主防災組織を中心とした要配慮者の支援訓練
- 要配慮者に対する震災対策訓練

(2) 要配慮者を支援する人材を自主防災組織等と連携し育成する。

① 背景

要配慮者へのきめ細かい対応には、多くの支援者が必要となり、多摩市(公助)によ

る単独の取組では限界がある。よって、自主防災組織を中心とした地域(共助)による取組みが不可欠である。しかしながら、現状においては、支援者となる人材が自主防災組織や自治会等の役員に限定されている。

② 支援者の育成等

- 自主防災組織等が行う支援者の募集、確保に協力する。
- 自主防災組織等と要配慮者及びその家族との建設的な協力に係わる調整を支援する。
- 地域の防災訓練や防災講演会等を通じて、支援要領を啓発する。
- 要配慮者の支援訓練(搬送訓練、避難訓練、知識啓発)を実施する。
- 要配慮者とその家族の災害対応能力を向上させる。

③ その他

要配慮者対策に係わる細部については、次の支援計画等で対応する。

- 災害時要援護者避難支援計画(平成23年8月)
- 災害時要援護者防災行動マニュアル(平成24年3月)

※ 上記の下位計画は、本計画の内容と整合性を図るため、適宜、修正を図るものとする。

(3) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行なうことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者や避難支援者(サポーター)に対し、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、公式HPなど、あらゆる手段を講じて情報伝達を行なう。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援関係者は、自らの身の安全の確保、家族の安全及び安否確認を実施したうえで、要配慮者及び避難行動要支援者に対する、避難誘導、安否確認、情報伝達等を実施する。

(5) 人工呼吸器使用者等に対する支援

停電時において、電気を必要とする医療機器を使用する人工呼吸器使用者等に対して、発電機、蓄電池等配備に対する助成や充電スポットの設置など、非常用電源の確保のための施策を充実させる。

3 安否確認の体制整備

安否確認を的確に実施するため、避難支援者(サポーター)と連携・協力し、具体的な実施体制を構築するとともに安否情報の集約方法を明確化する。また、集約した情報について、適切に共有化を図り、支援に反映させていく。

(1) 自宅等で生活する要配慮者の支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する要配慮者を支援するために、その状況及び要望等を日頃から把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動など必要な支援の確認を行う。

(2) 医療依存度の高い在宅療養者への支援

自宅外への避難が困難な在宅療養者(人工呼吸器や吸引器等利用者)の非常用電源

として、各避難所における発電機、及び、自主防災組織電源確保事業により配布した非常用電源等を活用し、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整える。

4 個別計画の策定

災害対策基本法の改正(令和3年5月)により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことから、市としても、関係所管と連携し、個別計画の策定を推進する。

(1) 作成目標

優先度の高い避難行動要支援者や、ハザードマップ内に掲載されている地域から策定していく。

市が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む。

(2) 個別避難計画の作成に関する留意事項

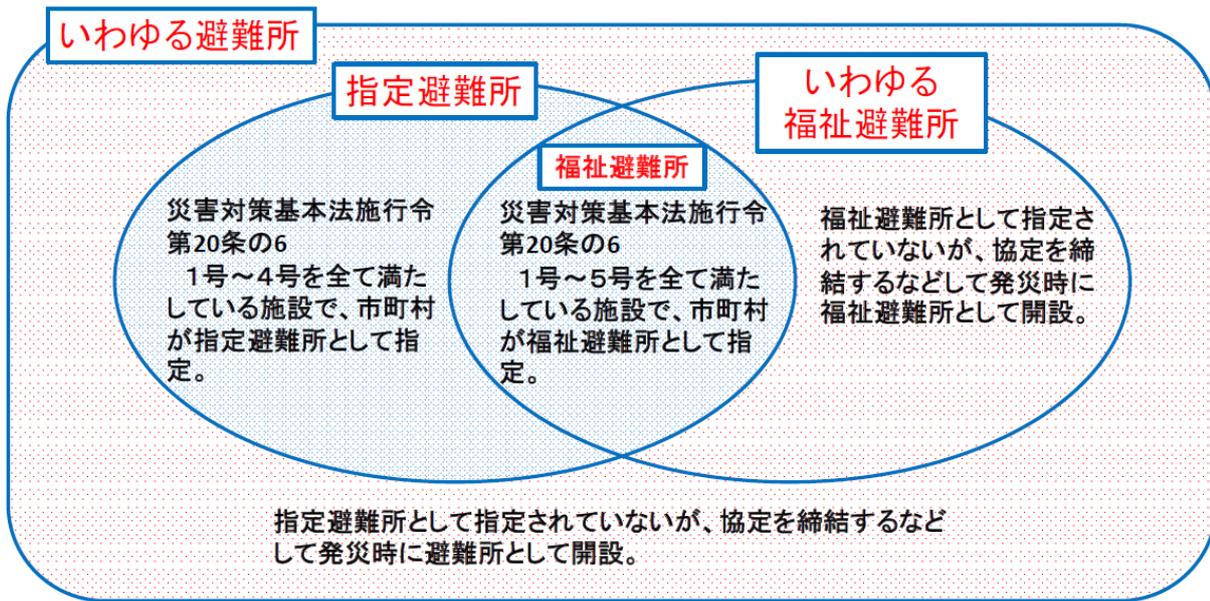
- 計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- 避難を支援する者の確保(避難行動要支援者の親戚などの個人や、自主防災組織・自治会等を確保する)
- 避難を支援する者の負担感の軽減(複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組)
- 計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行う。
- 個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供(本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時ら地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有)
- 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意

3 福祉避難所等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 子 ども 青 少 年 部 教 育 部 健 康 福 祉 部 関 係 所 管 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所等の確保 ○ 福祉避難所等への避難 ○ 福祉避難所等対象者の確認 ○ 福祉避難所等の活用 ○ 社会福祉施設等の耐震性の確保 ○ 福祉のまちづくりの推進 ○ 妊産婦等への支援 ○ その他の支援

1 福祉避難所の定義



災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抜粋)

(指定避難所の基準)

第20条の6法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。(福祉避難所の設置要件)

2 福祉避難所等の指定

指定避難所で生活することが難しい要配慮者や自宅の倒壊などにより長期間避難を余儀なくされた被災者を収容する。

(1) 要配慮者の受け入れ施設の位置づけ

種別	内容
指定避難所における福祉避難スペース	専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難者とは、同じスペースでは、避難生活に困難が生じる要配慮者を受け入れる施設。主に、一般の避難所等において、専用スペースを設置して対応する。
福祉的避難所	障害の程度等により、指定避難所における福祉避難スペースでは避難

種別	内容
	生活が困難な要配慮者を受け入れる施設 主に、コミュニティセンターや老人福祉館にて対応する。
福祉避難所	障害の程度等により、福祉的避難所では避難生活が困難な要配慮者を受け入れる施設。 主に、協定締結民間施設で対応する。

(2) 要配慮者受け入れ施設の確保

① 使用可能施設の洗い出し

多摩市は、福祉避難所等として利用可能な施設を洗い出す。

利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- 一般の避難所となっている施設(小・中学校、公民館等)
- 老人福祉施設(デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等)・障害者支援施設等の施設(公共・民間)・児童福祉施設(保育所等)、保健センター、特別支援学校
- 宿泊施設(公共・民間)

② 福祉避難所の調査

福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

(3) 民間事業者との協定締結

市内の社会福祉施設等と、災害時に避難施設で生活することが困難な要配慮者等を受け入れる内容の協定の締結を引き続き推進する。

(4) 福祉避難所の指定要件、指定目標の設定

多摩市は、福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定する。例えば、以下の要件が想定される。

① 施設自体の安全性が確保されていること。

- 耐震性が確保されていること。[地震]
- 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
- 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
- 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

② 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- 原則として、バリアフリー化されていること。
- バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。

③ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

- 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

3 機能の確保

福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、例えば、以下のように、福祉避難所の機能を段階的・重層的に設定することも考えられる。

(1) 福祉避難所（としての機能）

- 障害の程度等により、地域住民と同じ空間あるいは地域における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。
- コミュニティセンター・老人福祉施設等の施設等を想定。

(2) 地域における福祉避難スペース（室）（としての機能）

- 災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定。
- 専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難。
- 福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとするが、少なくとも、地域における福祉避難スペース（室）については、小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましい

(3) 福祉避難所等の環境整備

- 福祉避難所等に指定した場合は、多摩市災害対策本部との通信を確保するため、防災行政無線を配備する。なお、協定締結施設等は、施設所有者の意向を十分に配慮する。
- 被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう運営時には工夫する

4 福祉避難所への避難

福祉避難所とは、高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設である。

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する、協定締結している社会福祉法人等の施設である。平常時には入所・通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設するため、災害発生から概ね 3 日程度経過後の開設を想定されていることから、災害発生直後から開設することは原則としてありえない。

発災直後は、最寄りの小中学校などの指定避難所における福祉避難スペースや、コミュニティセンター・福祉館の福祉的避難所へ避難すること。

なお、福祉的避難所には、受け入れ条件がある場合がある。

※ 福祉避難所は、災害の規模や小中学校などの一般の避難所の状態や受入施設の状況により、市の要請に基づき開設しますため、原則、災害時に直接連絡及び避難することはできない。

5 福祉的避難所の指定

(1) 指定に関する留意点

- コミュニティセンターや総合福祉センターなどの住環境や福祉的機能が整備されている公共施設を指定する。
- プライバシーの確保が区画化された施設を指定する。
- 畳などの日常生活に近い空間がある施設を指定する。
- バリアフリー化されている施設を指定する。
- 災害時応援協定を締結し、民間福祉関係施設も指定することができる。
- 福祉的避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室 2.0 m²あたり1人とする。

(2) 福祉的避難所

	施設名	所在地	予定収容人員
1	連光寺老人福祉館	多摩市連光寺 3-57-1	51
2	豊ヶ丘老人福祉館	多摩市豊ヶ丘 5-6	105
3	諏訪老人福祉館	多摩市諏訪 5-4	117
4	東寺方老人福祉館	多摩市東寺方 626-7	95
5	総合福祉センター	多摩市南野 3-15-1	168
6	関戸・一ノ宮コミュニティセンター	多摩市関戸 4-19-5	129
7	乞田・貝取コミュニティセンター	多摩市乞田 810	87
8	鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	多摩市落合 6-5	109
9	貝取コミュニティセンター	多摩市貝取 4-5-1	105
10	愛宕コミュニティセンター	多摩市愛宕 3-2	97
11	聖ヶ丘コミュニティセンター	多摩市聖ヶ丘 2-21-1	117
12	唐木田コミュニティセンター	多摩市鶴牧 6-14	115
13	和田・東寺方コミュニティセンター	多摩市和田 2006-4	115
14	三方の森コミュニティ会館	多摩市和田 1254-12	29
合 計			1,439

6 福祉避難所の指定

(1) 指定に関する留意点

- 要配慮者を受け入れる環境が整っている、民間の福祉施設等と協定締結を行ったう

えで指定する。

- 引き続き、災害時応援協定を締結し、民間福祉関係施設を指定する。

(2) 収容人数の算定

福祉避難所の対象となる者の数は常に固定しているものではないので、福祉避難所の指定・整備にあたって要配慮者1人当たり面積を設定する必要があると判断した場合は、指定目標を設定する際の目安として定めておく。(なお、1人当たり面積については、目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であるが、概ね2~4㎡/人が多い。)

(3) 福祉避難所

	施設名	所在地	予定収容人員
1	あいクリニック	多摩市貝取 1431-3	60
2	桜ヶ丘いきいき元気センター	多摩市桜ヶ丘 2-1-1	19
3	あいグループホームどんぐり	多摩市聖ヶ丘 2-21-2	29
4	あい小規模多機能施設	多摩市聖ヶ丘 2-20-6	23
5	あい介護老人保健施設	多摩市中沢 1-17-38	92
6	桜ヶ丘延寿ホーム	多摩市連光寺 1-1-1	47
7	白楽荘	多摩市山王下 1-18-2	51
8	愛生苑	多摩市和田 1547	42
9	和光園	多摩市和田 1532	70
10	デイケアサービスセンターすみれ	多摩市連光寺 3-4-5	74
11	高齢者総合ケアセンターケアプラザ多摩	多摩市永山 3-12-2	105
12	都立多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	242
合 計			854

(4) 福祉避難所対象者

高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。(出典:災害救助法 運用と実務 第一法規 平成 26 年 304 頁)

(5) 福祉避難所等の活用

介護が必要な要介護認定者や障がい者等のうち、避難所の福祉避難スペースでの避難生活が困難な者については、市内に設置される福祉的避難所・福祉避難所にて避難生活を支援する。

また、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、それに基づいた訓練を実施する。
さらに総務部防災安全課・健康福祉部において、福祉的避難所・福祉避難所に関する様々な課題について検討を行うとともに、マニュアルの改善を行っていく。
なお、要配慮者の状態に応じて、福祉的避難所・福祉避難所へ直接避難するケースも含めて検討する。

7 避難所における支援の充実

避難所において、要配慮者が安全・安心に過ごせるよう、バリアフリー化の推進、洋式トイレの設置推進、福祉避難スペース、情報伝達手段の確保、生活用品等の充実化など要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。

8 社会福祉施設等の耐震性の確保

要配慮者が利用する市立の社会福祉施設の耐震診断・耐震補強、電源の確保や備蓄、その他必要な設備の整備を促進するよう努める。

民間施設についても、同様の措置を講ずるよう周知する。

9 福祉のまちづくりの推進

高齢者や身体障がい者等多様な利用形態に対応した基盤整備を推進し、災害時の安全性と利便性の強化を図る。

- 公共施設のバリアフリー化の推進を図る
- 民間事業等の整備の誘導
- 誘導ブロック、歩道の整備、段差の解消
- 案内板の多言語化する
- 案内板に点字等を表示する

10 地域ぐるみの支援体制づくり

市民(自主防災組織)や民生・児童委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者(避難行動要支援者)の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

11 要配慮者優先ルールの周知

災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルール(一番困っている人が先)について、自主防災組織、自治会及び市民等への周知徹底を図る。

12 福祉関連施設との連携

福祉施設と自主防災組織、周辺地域の事業所等と連携し、避難施設運営訓練や防災訓練等への要配慮者・避難行動要支援者の参加

13 妊産婦等への支援

災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

(1) 母子避難所

妊産婦や乳児を家族が支援すること前提に、同居する家族を単位として受け入れる避

難所であり、以下の施設を指定している。

市は、保健師等の派遣を行う。

	施設名	所在地	予定収容人員
1	大妻女子大学	多摩市唐木田 2-7-1	103

※ 予定収容人員は、避難する母親等のみの人数であり、この他に子どもと支援のため随伴する家族の受け入れが可能である。

14 その他の支援

(1) ヘルプカードの普及

災害時等に障がい者が周囲に支援を求めるための共通のカード(都内統一様式)の導入と周知を図る。

(2) 緊急通報システム等の普及

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方で、心臓疾患等早急対応を要するなど、身体上慢性疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方が、家庭内受信機、ペンダント型発信機を用い、緊急時に緊急通報事業者に通報し、事業者からの連絡により、救急隊または警備会社の緊急要員が駆けつけるシステムであり、市として、このシステムの活用の促進を図る。

4 外国人への支援

・ 対策内容と役割分担

各機関は、平常時から、在住外国人に対し、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練への参加を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 くらしと文化部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在住外国人への防災知識の普及を推進する。 ○ 外国人に対し、地域の防災訓練の参加を支援する。 ○ 案内板・避難所等の標識等について、外国語表記の推進 ○ 多摩市国際交流センターとの連携を構築し、ボランティアの意識醸成、育成を図る。

・ 詳細な取組内容

- 市内在住外国人に対し、総合防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 都が実施する在日外国人への防災知識の普及・啓発事業に協力し、多摩市在住外国人に対し、防災知識の普及・啓発に努める。(都が作成した動画も活用する。)
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語併記を推進する。
- 東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、外国人の総合防災訓練への参加を支援する。
- 外国人に対し、地域の防災訓練の参加を支援し、避難所におけるルールや災害への備えについて啓発する。

【応急対策】

基本方針

- 1 要配慮者の安否確認を確実に実施する
- 2 避難先での要配慮者への支援を実施する
- 3 福祉避難所の開設及び充実を図る

基本方針1 要配慮者の安否確認を確実に実施する

1 要配慮者の情報伝達

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 要配慮者への情報伝達を実施する
食糧物資調達 対 策 部	○ 都が実施する、在住外国人への情報提供を実施する
	○ 外国人災害時情報センターとの情報交換を実施する
	○ 多摩市国際交流センターとの連携を図る

- ・ 詳細な取組内容

1 要配慮者への情報の伝達

福祉医療対策部長は、統括対策部と連携して、自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または災害発生の恐れがある場合、要配慮者及び社会福祉施設等の利用者が、早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障がい者にも適した情報伝達、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。

2 外国人の情報収集等に係る支援

- 多摩市国際交流センター等の外国人支援団体等と連携し、市内在住外国人に対し、災害情報の提供を行う。
- 災害時において、避難所等に設置する相談所では、多摩市国際交流センター等の協力による多言語での各種の情報提供や市内在住外国人向けの相談等を実施する。
- 外国語を活用するボランティアが不足した場合は、外国人災害時情報センターへ東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請を行う。

2 要配慮者の安全確保

・ 対策内容と役割分担

要配慮者は、災害発生時または災害発生の恐れがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。災害発生時には、これらの情報に基づき迅速に安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	○ 避難行動要支援者への安全確保を実施する ○ 安否確認を実施する

※ 要配慮者の安全確保や各種対策は、多くの人員を必要とし、ケアすべき課題が数多く存在することから、各対策部は、福祉医療対策部と十分に連携を図り、実施するものとする。

・ 詳細な取組内容

1 避難行動要支援者の安全確保

(1) 要配慮者への安全確保

避難行動要支援者に対し、自主防災組織や社会福祉関係団体等による避難支援及び安全確保を実施する。

なお、避難行動要支援者の支援は、避難支援者(サポーター)本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行うこととなる。そのため、平時のうちから避難行動要支援者及び避難支援者(サポーター)に対して、災害時の避難行動の支援は必ずなされるものではなく、また、避難支援者(サポーター)は、法的な責任や義務を負うものでなく、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う旨を周知する。

(2) 地域における安全確保

自主防災組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行う。そのため、市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者(サポーター)に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するほか、避難支援者(サポーター)は個別支援計画等の情報を活用し、避難支援を行う。

2 安否の確認の実施

福祉医療対策部長は、避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

(1) 指定避難所での所在確認

避難所施設対策部と連携し、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

(2) 在宅している要配慮者の安否確認

福祉医療対策部長は、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

(3) 避難所及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉医療対策部長は、避難所及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、社会福祉施設等へ問合せを行い、それでも安否が確認できない場合は、行方不明者として報告する

3 社会福祉施設等での安否確認

福祉施設入居者については、適切な時期に、各施設長を通じ、安否確認を実施する

基本方針2 避難先での要配慮者への支援を実施する

3 避難所等における応急支援対策

- 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所における応急支援を実施する ○ 指定避難所以外での支援を実施する

- 詳細な取組内容

1 避難所における応急支援

(1) 避難所アセスメントシートの作成

福祉医療対策部長は、応急的な介助支援措置の必要性を把握するために、次の事項が記載されている、「施設・避難所等ラピッドアセスメントシート」を作成する。なお、同シートの作成にあたっては、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

- 避難所単位で作成する。(指定避難所・福祉避難所)
- 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。
- なお、調査項目は「令和2年5月7日事務連絡 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室」から発出された「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて(情報提供)」を参考とする。

(2) 応急支援の実施

福祉医療対策部長及び避難所施設対策部長は、要配慮者の避難所における生活を支援するに当たり、以下の応急支援を実施する。

① 必要な設備及び生活スペース等の確保

【設備】

段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備(仮設トイレ、ポータブルトイレ等)、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保、マットレスや

畳部間仕切り・カーテン等の設置、入浴の確保、授乳場所の確保屋等の確保、妊産婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

スペースの割り当て(区画スペースの提供)、冷暖房等の配慮(適切な室内温度の調節)、プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮等

② 必要物資の配給

【飲料水・食料】

初動活動期:飲料水及び食料(おかゆ、粉ミルク等)の優先的な配給

応急活動期:炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給

(塩分、油分、野菜不足、暖かい食事、軟らかい食事、栄養食品(妊産婦用)等)

【生活物資】

紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③ ボランティアの配置

手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置する。

④ その他避難所での配慮

- 健康状態のチェック、健康診断や相談対応、聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供
- 避難所での生活が困難な人の二次避難所への移送
- 心のケア対策の実施心のケア対策の実施
避難所で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回
- ケアサービスの実施避難所で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施
- 要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用

2 その他、生活支援・福祉サービスの提供

(1) 要配慮者に配慮した福祉避難所等の運営

- 避難者同士が要配慮者の避難生活を支援する環境を構築する。
- 指定避難所の運営における要配慮者の支援者等の参画を推進する。
- 通路等の段差解消、幅員の確保(バリアフリー化)、洋式トイレ等の設置に配慮する。
- やわらかい食事、介護用おむつ等の専用物資を調達する。
- 必要に応じ、介護職員等の派遣を要請する。
- 必要に応じ、福祉避難所等へ移送を要請する。
- 巡回相談や相談窓口等を設けて、ニーズを把握する。
- 要配慮者(外国人を含む)への情報提供(情報保障)の充実に努める。

3 指定避難所以外での支援

(1) 在宅している要配慮者の応急支援

福祉医療対策部長は、自主防災組織及び福祉団体の報告等により、避難所等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難所・福祉避難所、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

在宅する要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

- 住宅及び居住者の安全確認住宅及び居住者の安全確認
- 情報サービスの提供情報サービスの提供
- 精神的な不安の排除(声かけの実施)
- ホームヘルプサービスの提供
- 入浴サービスの提供
- 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣移動サービスの提供
- 配食サービス・日用品・補装具等の提供
- 保健・医療の提供保健・医療の提供

基本方針3 福祉避難所の開設及び充実を図る

1 福祉避難所等確保

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所等の確保 避難所における福祉的避難所としての機能確保 ○ 福祉避難所の開設 福祉避難所以外では対応できない場合

- 詳細な取組内容

1 福祉避難所等の確保

(1) 公共施設の活用

市施設のうち、避難所として、小中学校等と同じ時期に、以下の施設を福祉的避難所として開設する。

(2) 避難所における福祉的避難所としての機能確保

指定避難所内に、福祉的避難所としての機能を有する場所を確保し、他の避難者とは別の場所で収容し、要配慮者への配慮を行う。

2 福祉的避難所の開設

福祉医療対策部長は公共施設の管理者と連携し、発災後、速やかに福祉的避難所を開設する。

3 福祉避難所の開設

福祉医療対策部長は、指定避難所及び福祉的避難所の開設に続き、市協定事業者へ福祉避難所の開設を依頼する。

被災した要配慮者は家族等の同伴による入所を基本とし、家族以外の支援者がいる場合は、家族と同様の取扱いとする。

なお、同伴する家族等は、必要最小限とし、要配慮者の身の回りの世話ができる人とする。

4 福祉避難所では対応できない場合

福祉医療対策部長は、要配慮者の福祉避難所での受け入れが困難な場合、または福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れの先を確保する。

- 市内の病院等への特別受け入れ要請
- 都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
- 都日赤、医師会等へ市外老人ホーム・病院への特別受け入れ要請
- 民間アパート、家庭での受け入れ募集、あつせん

2 福祉避難所等への移送及び物資供給

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所等への移送 ○ 福祉避難所等における生活救援物資等の供給

- 詳細な取組内容

1 福祉避難所等への移送

福祉医療対策部長は、福祉避難所が確保され次第、統括対策部及び関係機関に要請して、随時要配慮者を移送する。主に次の方法で実施する。

- 災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- 市内タクシー事業者による移送措置
- 高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置その他可能な手段による移送措置
- 福祉医療対策部長は、福祉避難所等への移送に際し、引率者を同乗させる。

2 福祉避難所等における生活救援物資等の供給

市は、福祉避難所等からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行う

また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行う。

飲料水・食料・生活必需品(毛布、マット、オムツ)等

第11章 遺体の収容等対策

【予防対策】

基本方針

- 1 死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施体制を構築する

基本方針1 死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施体制を構築する

1 遺体収容所の指定

- 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案(※)等の各段階において、多摩市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none">○ 遺体収容所を事前に指定する。○ 遺体収容所の運営等に関する条件整備に努める。

※ 検視・検案

検視とは、検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医(医師)が死亡原因を調べることをいう。

- 詳細な取り組み内容

1 遺体収容所の指定

(1) 下記の条件を満たす施設を事前に指定する。

- 屋内施設
- 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- 検視・検案が実施できる一定の広さを有する施設
- 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

(2) 遺体収容所の確保

- 市内の寺院等や民間施設に遺体収容として協力を得るよう依頼する

2 遺体収容所の運営

(1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行

い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 水・通信等のライフライン及び交通手段の確保についても可能な限り考慮する

【応急対策】

基本方針

- 1 死者への尊厳や遺族感情に配慮し、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

基本方針1 死者への尊厳や遺族感情に配慮し、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

1 遺体収容所の設置

□ 対策内容と役割分担

災害により多数の死者がでた場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容所・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は警察署と協議し、被害状況を考慮して、市内の公共施設等の遺体収容所を開設する。なお適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 遺体収容所を開設する。 ○ 遺体収容所・安置所の開設は多摩中央警察署と協力して行う
多摩中央警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報収集を行い、検視班等を編成し派遣する

1 遺体収容所の設置

- 遺体収容所は、総合福祉センター2階駐車場及び旧豊ヶ丘中学校クラブハウス並びに被害現場付近の寺院とする。
- 遺体収容所の開設は、福祉医療対策部と多摩中央警察署が協力して行う。
- 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。
- 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。
- 遺体の腐敗防止の対策の徹底を図る。
- 適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。(テント等の設置については、統括対策部に連絡する)
- 遺体数等の情報の報告は、すみやかに行う。
- 遺体収容所に必要な納棺用品、葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の要員及び霊柩車の手配は、葬儀業者等の協力を得て行う。

- 遺体収容所を開設した場合、遺体が速やかに搬送されるよう、また家族等を探す市民のため、遺体収容所の開設についての広報を速やかに行う。

2 遺体収容所の運営

- 関係機関と連携し、遺体収容所を運営する。
- 遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。

2 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案等

□ 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案は、多数の機関が関係し実施することから、早期の実施が可能となるよう連携の強化を図る。

遺体の取扱いは、死者への尊厳や遺族感情に配慮し行う。

- ※ 福祉保健局が平成9年3月に発行した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針(マニュアル)」に基づき、遺体の取扱いに関連する活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括を実施する。
多摩中央警察署	○ 多摩市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。 ○ 遺体収容所等における遺体の収容状況を集約する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
陸 上 自 衛 隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施する。 ○ 救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都 福 祉 保 健 局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する

機 関 名	対 策 内 容
監 察 医 務 院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する ○ 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、多摩市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

□ 具体的な取組

1 行方不明者の捜索

- 遺体及び行方不明者の捜索は、東京都、警察その他関係機関及び民間団体等の協力のもとに実施する。
- 遺体及び行方不明者の捜索を実施した場合、次の書類・帳票等を整備する。
 - ・ 救助実施記録日計票
 - ・ 捜索用機械器具燃料受払簿
 - ・ 死体の捜索状況記録簿
 - ・ 死体の捜索用関係支出証拠書類
- 捜索には、必要により労働者の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い実施する。

2 検視・検案・身元確認等

- 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
- 身元の分からない遺体については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

3 遺体の搬送

□ 対策内容と役割分担

遺族及び関係機関と協力し、遺体の搬送を速やかに実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 ○ 遺体の取扱いについては、死者への尊厳と遺族の感情に十分に配慮して活動する

□ 具体的な取組

1 遺体収容所までの遺体の搬送

- 搬送する遺体は、関係機関と連携し搬送するとともに、必要に応じて、自主防災組織、消防団等の応援を得て、指定された遺体収容所に搬送する
- 遺体の搬送は遺族が行い、搬送が困難な場合及び身元不明な遺体は、多摩中央警察署と調整し、福祉医療対策部が遺体収容所まで搬送する。
- 市、警察署、自衛隊以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、福祉医療対策部が搬送する。
- 遺族等において搬送された遺体に対し、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について確認する。

4 身元確認

□ 対策内容と役割分担

遺族及び関係機関と協力し、身元確認を確実に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身元の分からない遺体については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を多摩市に引き継ぐ。
東京都八南歯科 医師会多摩支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁(多摩中央警察署)から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。 ○ 身元確認班(歯科医師班)は、警視庁(多摩中央警察署)の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

□ 具体的な取組

1 身元確認

- 身元不明者遺体の周知とその保管場所について周知する。
- 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。
- 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
- 福祉医療対策部長は、遺体の処理状況等を、随時、多摩市災害対策本部長に報告する。

5 埋火葬の相談と火葬及び火葬許可書の発行等

□ 対策内容と役割分担

死者への尊厳や遺族感情に配慮し、迅速な埋火葬へつなげる。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 遺体の引渡しの際に、遺族等から死亡届を受理する。 ○ 遺体の引渡しの際に、火葬許可証又は特例許可証を発行する。

□ 具体的な取組

1 埋火葬等に関する相談窓口の開設

- 遺体の引渡を受けた遺族等のために、遺体収容所にて火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなどの相談に応じる。
- 遺族等が火葬を執行することが困難な場合は、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。
- 東京都が広域火葬体制を取った場合、その旨を市民へ周知し、適切な対応を図る。

2 火葬許可書の発行

- 火葬許可書の発行を行う。
- 発行にあたっては、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう、体制を整える。

3 火葬

- 火葬場や棺を確保する。
- 火葬場の開場状況を市民に周知する。
- 必要に応じて、火葬場へ遺体を搬送する。
- 必要に応じて、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。多摩市は、円滑な火葬の体勢を整える。

4 埋葬及び火葬の特例

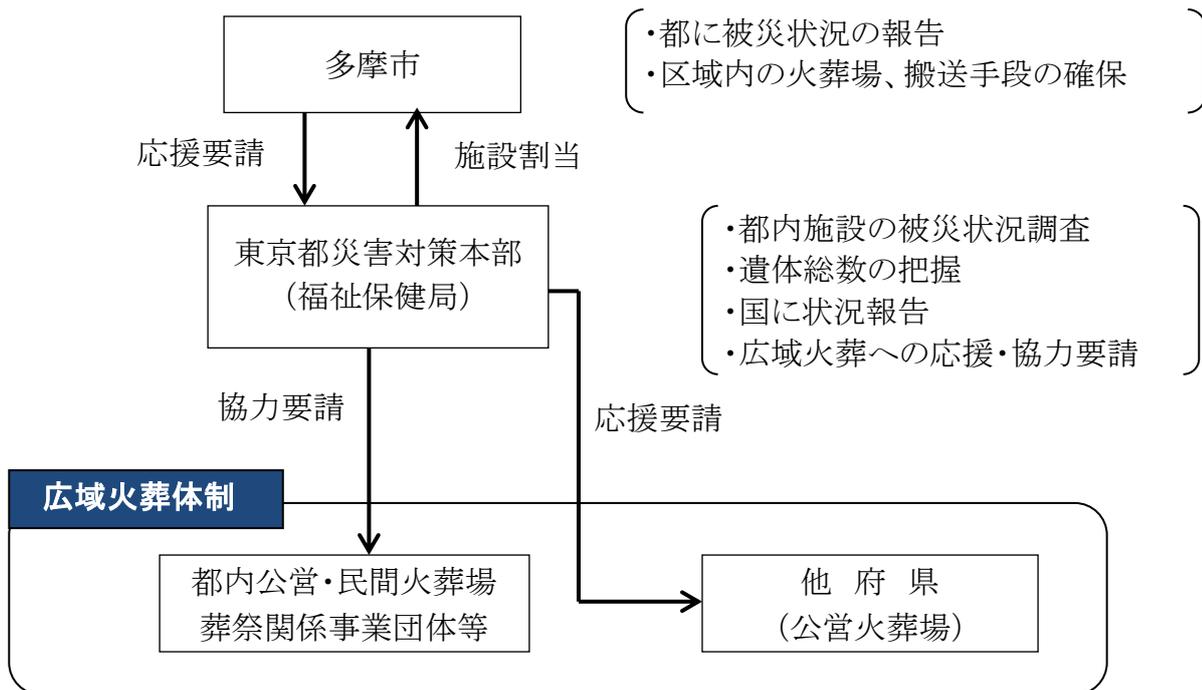
【災害対策基本法第86条の4及び災害対策基本法施行令第36条の2】

- 火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。
- 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときに、当該災害を政令で指定された場合の「墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条の手続きの特例」を定める場合がある。

5 身元不明遺体の火葬等

- 一定期間(状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度)を経過した身元不明遺体の火葬、火葬台帳の作成を行う。
- 火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、1年以内に引取人が判明しないときは、遺骨と遺品は一時保管し、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

東京都と連携した火葬体制



6 遺体の引き渡し

□ 対策内容と役割分担

死者への尊厳や遺族感情に配慮し、確実に遺体を引き渡す。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	○ 多摩中央警察署と連携し、「遺体引渡班」の指示に従い、遺体の遺族への引き渡しを行う
多摩中央警察署	○ 多摩市と関係機関と連携し、遺体の遺族への引き渡しを実施

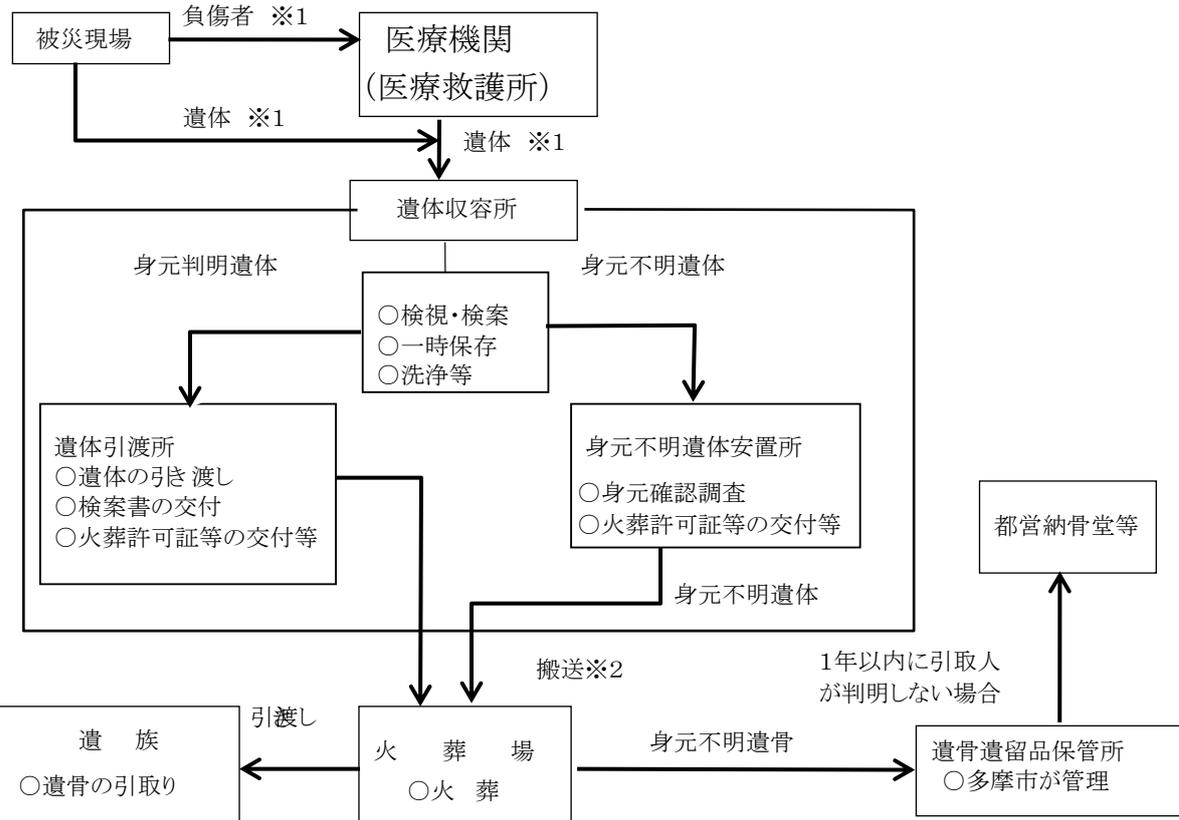
□ 具体的な取組

1 遺体の引渡し

- 遺体収容所に遺体引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を遺族に引き渡す

○ 遺体取扱いの流れ

多摩市災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し、情報の共有化を図る。



※1 警視庁、自衛隊は、区市町村の要請に基づき協力

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請

7 市民等への情報提供

□ 対策内容と役割分担

遺体等に関する事項を、速やかに市民へお伝えする。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市庁舎、遺体収容所等へ遺体の情報を掲示する。 ○ 必要により遺体に係る問合せ窓口を設置する。 ○ 東京都及び多摩中央警察署と連携し、報道機関への情報提供を行う。

□ 具体的な取組

1 市民への情報提供

- 福祉医療対策部は関連対策部と連携し、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等へ掲示する。
- 報道機関への情報提供、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

※ 遺体の捜索期間・処理期間と国庫負担

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生労働省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

【遺体捜索の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
捜 索 の 期 間		○ 災害発生の日から10日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・ その他(期間延長によって捜索されるべき遺体数等)
国 庫 負 担	対 象 と な る 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲

区 分		内 容
	そ の 他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第12章 備蓄・調達対策の推進

【予防対策】

基本方針

- 1 ローリングストックを推奨する
- 2 食料・飲料水・生活必需品等を確保する
- 3 輸送体制を確立する

基本方針1 ローリングストックを推奨する

1 ローリングストックを行う

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ ローリングストックを推奨する
事業者 市民	○ ローリングストックを行う

□ 詳細な取組内容

ローリングストックとは

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に自宅で当面生活することが可能となります。

常に最小限備えるべき品目・量を保ちながら、多めに備えているものを日常の中で消費していくため、特別な準備は必要ありません。

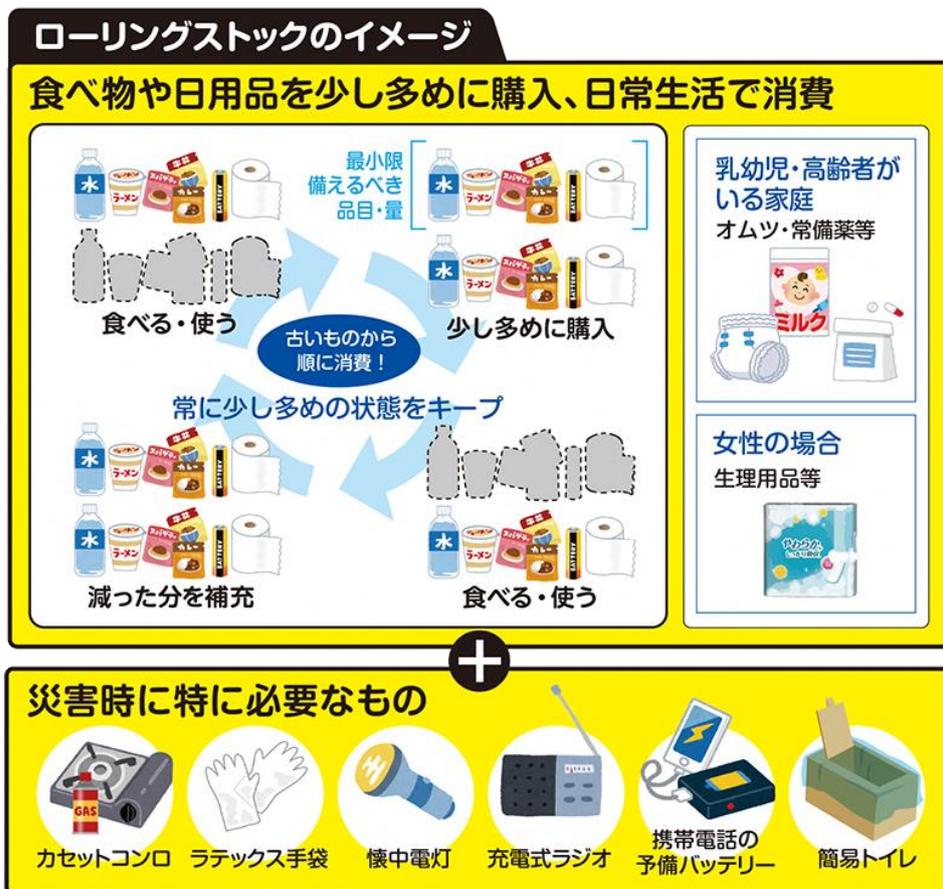
コロナ禍において、ローリングストックをする事で、自宅に留まって避難を行う「在宅避難」を可能とすることができます。

日頃の生活の中で、上手に、ローリングストックを取り入れた備蓄を行いましょう。

1 備蓄対策の前提

震災時における必要物資の確保は、市民一人ひとりの平素からの備蓄が重要であり、多摩市は、あらゆる機会を通じて、自助による備蓄及びローリングストックを普及啓発する。

【イメージ図】



【出典：九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会 HP】

基本方針2 食料・飲料水・生活必需品等を確保する

1 食料の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名			対 策 内 容
多 総	摩 務	市 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活維持のため、必要な食料を備蓄する。 ○ 多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄する。
事 市	業 者	民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3日分の食料等の備蓄を行う。

□ 詳細な取組内容

1 備蓄の考え方

- 備蓄数量の算定に当たっては、多摩直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（平成24年4月東京都発表）を採用する。
- （避難者数（1日後））＝33,049人
- 避難者数の2日分の食料を多摩市単独で備蓄し、残り1日分の食料を東京都の寄託倉庫からの配給や民間企業との協定による流通品を調達し、合わせて3日分の食料を確保する。
- 発災初期は、市備蓄のクラッカー等で対応し、その後、アルファ米・備蓄米へ移行する。米穀類及び副食類等は、二次的に調達する。

2 備蓄の供給

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、多摩市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。
- 発災後、速やかに協定締結事業者から、必要な物資を調達する。特に女性や要配慮者に配慮した物資を迅速に調達する。

【物資供給における時系列イメージ】

供給先	発災1日目	発災2日目	発災3日目	4日目以降
自助による備蓄				
多摩市の備蓄	<p>多摩市の備蓄</p>			
都の備蓄 (寄託倉庫含む)	<p>多摩市備蓄が不足する 場合、適宜、供給する</p>			
協定等の流通備蓄	<p>多摩市の備蓄物資を補う形で、供給を受ける。 また、女性や要配慮者に配慮した物資の供給を受ける。</p>			
都からの調達物資	<p>東京都の体制が構築さ れ次第、支援を受ける。</p>			
炊き出し	<p>炊き出し等を開始する</p>			

3 乳幼児用食料の備蓄

- 乳幼児(1歳～3歳)用として、乳児用食料を備蓄する。
- 乳児(0歳～1歳)用として、粉ミルクを備蓄する。
- 備蓄数量については、3日分の備蓄を目標とするが、全体の予算の範囲内とする。

4 アレルギー対策

- 備蓄食料におけるアレルギー対策については、個々の特性の多様性から行政における支援は、非常に困難である。よって、基本的には「自助」の範囲と考える。
- しかし、備蓄をしても、家屋の被災などから、備蓄していた食糧を失ってしまう事も想定されることから、多摩市において、概ね12,000食程度を備蓄する。
- 備蓄内容については、1種類に偏ることなく、数種類備蓄する。

5 児童・生徒用の備蓄

- 帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。
- 引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3日分の備蓄を行う。(教育委員会の算出による)

6 職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の食料等の備蓄を行う。

なお、発災当初は配布することが困難となる状況が想定されることから、1日分程度は、栄養補助食品等簡易的な食糧を補完する事を推奨する。

7 市内企業との協定等

- 多摩市は、災害時における食料品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。
- 多様なニーズに対応できるよう、積極的に市内企業との協定締結に努める。

8 備蓄物資不足の場合の対応

備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、報道機関等を通じて、企業・団体等への支援の要請を検討する。報道機関等への周知伝達は、住民情報対策部を通じて行う。

ただし、報道機関を通じた要請は、均一でない物資の増加が円滑な受入れ・配送の妨げる恐れもあるため、呼びかけにあたっては物資の提供・梱包に際しての留意事項について、併せて周知を行う。また、災害発生直後における個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、これも同時に広報周知する。

9 その他

避難所で求められた物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者ニーズに対応した物資の確保に留意する。

2 飲料水及び生活用水の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ○ 災害用井戸、雨水貯留槽等の整備により、生活水の確保に努める。
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水拠点(※1)となる応急給水槽(※2)及び配水所・給水所において、応急給水に必要な資器材等の配置、管理を行う。 ○ 給水拠点である配水所・給水所において、拠点ごとに要員を指定する。 ○ 自主防災組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備を行う。
事業者 市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3日分の飲料水を備蓄する。 ○ 水の汲み置き等により生活水の確保に努める。

※1 災害時給水ステーション(給水拠点)

災害時の断水に備え、飲料水を確保している配水所、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水用資器材を配備している。

※2 応急給水槽

地震等の災害に備え、市民の居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

□ 詳細な取組内容

1 備蓄の考え方

- 備蓄数量の算定に当たっては、多摩直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定(平成24年4月東京都発表)を採用する。

(避難者数(1日後)=33,049人)

- 避難者1人1日3リットルとして算定し、3日分の飲料水を確保する。
- 避難者数の1日分を多摩市単独で備蓄し、スタンドパイプを配備したことにより消火栓や応急給水栓(水道管)から給水することで1日分を確保する。また、残り1日分を東京都水道局による応急給水等の供給を中心とし、そのほかに、民間企業との協定により、合わせて3日分を確保する。

なお、今後も、給水体制の充実強化を図り、必要により備蓄飲料品の見直しを行う。

2 児童・生徒用の備蓄

- 帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。
- 引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3日分の備蓄を行う。(教育委員会の算出による)

3 職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の飲料水の備蓄を行う。

なお、発災当初は配布することが困難となる状況が想定されることから、職員自らが1日分程度は、飲料水を備蓄する事を推奨する。

4 災害用井戸の整備

(1) 災害対策用貯水槽(災害用井戸)

- 水道管から飲料水を取得できる応急給水栓が避難所に設置されたことから、災害用井戸の役割を見直す。

(2) 井戸ポンプ

- 連光寺災害対策用井戸、多摩中央公園、健康センターを、今後も、維持管理していく

(3) 非常用発電装置

- 連光寺災害対策用井戸・多摩中央公園 100t貯水槽のみ、今後も、継続的に維持管理していく

(4) 貯水槽

- 井戸ポンプが設置されていない貯水槽は、今後、消防用水利として指定し維持管理をする。

5 多様な応急給水への取組

■多摩市

- 市民に対し、給水拠点で応急給水が実施できる事及び当該給水要領を普及啓発する。
- 消火栓からの応急給水が実施できるよう、東京都と連携し資器材の配備を進めるほか、避難所運営に関わる自主防災組織、市職員、学校教職員などへ、操作方法等を普及啓発する。

■都

都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか、多摩市と実施手法を定める。

6 災害時民間協力井戸

■多摩市、井戸所有者

個人で所有(管理)している井戸について、「多摩市災害時協力井戸に関する要綱」に基づき、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。また、市内事業所の井戸を災害時に活用できるよう分布状況及び水量、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。

なお、地震発生後の井戸の水質は、通常と変化する場合があることから、使用にあたっては、十分に留意すること。

7 生活用水の確保

■多摩市

多摩市は、災害対策用井戸3箇所にろ過機を設置し、井戸水から生活用水を確保する。

■事業所・個人

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

8 給水資器材

(1) 給水可能施設

施設名	所在地	応急給水栓 (基)	ホース			エンジン ポンプ (台)
			5m	20m	その他	
桜ヶ丘配水所	多摩市桜ヶ丘 4-10	3	3	1	0	0
落合配水所	多摩市中沢 1-12	1	0	2	0	1
愛宕配水所	多摩市愛宕 2-51	4	0	5	0	1
南野給水所	多摩市南野 2-16	5	3	2	0	0
聖ヶ丘給水所	多摩市聖ヶ丘 4-1	5	3	2	0	0
並木公園 応急給水槽	多摩市和田 1551-1	17	0	1	0	1
合計		35	9	13	0	7

(2) 給水拠点

① 給・配水所等

施設名	給水方法	配水池有効容量	確保水量	給水人口 1人1日3リットル
桜ヶ丘配水所	常設給水栓等	4,520 m ³	1,500 m ³	500,000 人
落合配水所		300 m ³	100 m ³	33,000 人
愛宕配水所		3,420 m ³	1,140 m ³	380,000 人
南野給水所		10,080 m ³	3,360 m ³	1,120,000 人
聖ヶ丘給水所		42,000 m ³	14,000 m ³	4,666,000 人
並木公園応急 給水槽	自家用発電機 エンジンポンプ	1,500 m ³	1,500 m ³	500,000 人

1 m³=1,000 リットル

② 災害対策用貯水槽（井戸水）

施設名	所在地	確保水量	給水人口 1人1日3リットル
多摩中央公園 100t 貯水槽	多摩市落合 2-35	100 m ³	33,000 人
健康センター100t 貯水槽	多摩市関戸 4-19	100 m ³	33,000 人
連光寺小学校災害対策用井戸	多摩市連光寺 3-64	100 m ³	33,000 人
	井戸ポンプから、直接、水をくみ上げることができる。飲料用に使用する場合は、水質検査を行うこと。		

3 物資等の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 被災者の生活維持のため、必要な物資等を備蓄する。 ○ 多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の物資等を備蓄する。
事 業 者 市 民	○ 3日分の物資等の備蓄を行う。

1 被災者のニーズへの対応

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 夏季には扇風機や冬季には暖房器具等の気候についても考慮する。
- 被災者のニーズを把握するに際しては、都の被害想定によるライフライン停止（発災1週間の電力停止、その間の通信途絶）を想定し、早期に避難所等との、連絡手段等（交換便を含む。）について代替手段を確保する。

4 備蓄倉庫の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 くらしと文化部	○ 備蓄倉庫等の位置づけについて整理を行う ○ 多摩市の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ○ 備蓄物資の配分の方法について定める。

□ 詳細な取組内容

1 備蓄倉庫の現状と課題

阪神淡路大震災直後の平成9年の被害想定では、市内の想定避難者数は約 15,000 人であった。その後、東日本大震災が発生し、平成24年に見直された被害想定では、想定避難者数は 33,000 人となり、約 2.2 倍に増加している。

現在の食糧や資器材は、東日本大震災以降の被害想定に基づき備蓄されていることから、地区防災倉庫等を設置した時より、備蓄量は大幅に増加している

増加した備蓄量に対し、公共施設の空きスペースや市内の学校跡地利用施設等を使用し食糧等の備蓄を行っているが、倉庫の床面積が不足し飽和状態となっている。

また、占用している施設内の備蓄倉庫は、建物の上層階に位置し、停電等を考慮すると、災害時の使用に適していない。

地区防災倉庫は、既に収容物で一杯となるとともに、設置から30年程度経過していることもあり老朽化も進んでいるとともに、食糧や資器材の長期間的な備蓄に適しているとは言えない。

また、鶴牧倉庫は、資器材が備蓄されているが、多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムにより、貸付等での活用が検討されており、代替え施設の確保が必要である。

□ 具体的な対策案

1 地区防災倉庫

発災直後から使用する、避難所用資器材や食料及び飲料水を備蓄していることから、現在の想定避難者数に合わせ、建替え又は増設を行う。

2 小・中学校の教室

地区防災倉庫の建替え・増設が困難な場合、校舎内の地上階で1教室分を地区防災倉庫とすることを検討する

全ての避難所へ地区防災倉庫を設置することは、長期間を要することから、それまでの間、余裕教室を活用し地区防災倉庫の代用とすることも検討する。

3 防災倉庫

老朽化に伴い、大規模改修が必要となった場合は、増改築を検討する。また、道路拡幅工事によって移動が余儀なくされる和田防災倉庫については、大規模な避難所である総合体育館のバックアップ機能として備蓄が行える規模(概ね 1,000 人程度収容可能な資器材等の備蓄)を念頭におき、新築を行う。

なお、都市計画公園内での整備による財源確保の可能性について検討する。

4 鶴牧倉庫

簡易トイレを中心に収容し大規模な倉庫であることから、施設が別用途で使用される場合は、同等程度の倉庫を確保することは必要である。今後、多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム等、各種計画において位置づけを整理する施設の新たな使用用途として確保するよう調整を図る。

5 多摩市立武道館の代替施設の検討

多摩市立武道館が改修工事により冷暖房が配備された事等の理由から、物資集積施設から避難所へと役割を変更する。

そのことから、以下の条件で物資集積施設として使用可能な施設を検討する。

なお、新たな施設が設置されるまでの間は、学校跡地等を活用する。

- 屋内及び軒下であること
- 大型トラックが近づけること
- フォークリフトが導入可能なこと

6 民間ノウハウの活用

今後、防災倉庫を新設及び増設する場合、もしくは、備蓄物資の管理についても、民間企業のノウハウを活用することを検討する。

7 資器材の備蓄

- 応急対策用資器材を防災倉庫に備蓄する。
- 避難所の地区防災倉庫に、避難所の初動運営に関する物資を備蓄するとともに、地域住民の防災活動用資器材を備蓄する。
- 中学校区ごとに避難所用資器材を整備し、長期化する避難生活に備える。
- 総合体育館の特性を活かし、総合体育館用資器材を整備する。
- 帰宅困難者対策として、一時滞在施設に宿泊が可能となるような、簡易的な資器材を整備する。

【市内防災倉庫一覧】

倉庫名	箇所数	設置場所	役割
防災倉庫	6箇所	拠点的に配置	各種の資器材を格納するため。
地区防災倉庫	35箇所	避難所に設置	発災直後に、避難所を設置するため。
避難所用資器材庫	10箇所	避難所に設置 (余裕教室等を活用)	長期化する避難所生活を支援するため。

8 備蓄倉庫の管理運営等

- 備蓄倉庫及び備蓄物資の管理運営を行う。
- 収容物を分類し、各防災倉庫に特徴を持たせた、収容を行う。(倉庫内の収容物の再整理、再配置)
- 必要により民間業者を起用した、適正な清掃、点検等を行う。
- 多摩市が備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

9 輸送拠点の整備

- 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を選定し、都福祉保健局に報告する。
- 東京都の緊急輸送ネットワーク及びヘリポート等を考慮して、旧永山第一給食センター・市役所地下駐車場屋下部分を主たる地域内輸送拠点に指定する。
- 指定の地域内輸送拠点以外にも災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設等を柔軟に選定する。
- 輸送拠点における、円滑な支援物資の受入・搬出方法について検討し、マニュアル等を整備する。
- 地域内輸送拠点は、市役所地下駐車場屋内部分から、市内の幹線道路沿いへの整備を検討し、その間は、学校跡地等の活用を関係各課と調整する。

【輸送拠点】

拠点区分	施設名	運営主体	役割
広域輸送基地	多摩広域輸送基地	都	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点
地域内輸送拠点	旧永山第一給食センター 市役所地下駐車場屋下部分	市	多摩市の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点

基本方針3 輸送体制を確立する

1 輸送体制の整備

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部	○ 物流事業者(輸送事業者等)等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。

□ 詳細な取組内容

- 輸送業者等との災害時応援協定の締結増加に向け、積極的に取り組む。
- 都市整備部等各部は、維持管理担当業者に対し、災害時に活動可能な車両(資器材含む)を平素から確認する。
※ 空路輸送体制としてのヘリサインの整備
- 平成14年2月に七都県市首脳会議防災対策委員会にて、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助、救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資するこ

とを目的に、当該都区市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することの申し合わせが決定された。

- 東京都では、平成14年度から順次公共施設の屋上に表示が進められ、多摩市では、平成20年に屋上防水の改修工事にあわせて本庁舎屋上に表示を設置した。
- 市内設置場所については、多摩消防署と調整を図り、おおむね各中学校区に1箇所とし、屋上防水の改修に合わせて順次表示の設置を進める。
- 【ヘリサイン設置場所】
市役所、諏訪中学校、青陵中学校、豊ヶ丘小学校、多摩永山中学校、多摩消防署、国士舘大学多摩キャンパス、落合中学校、南鶴牧小学校

2 燃料の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ 石油燃料の供給体制を整備する。

□ 詳細な取組内容

- 災害時において、石油燃料を円滑に確保するため、民間企業と協定の締結を推進する。
- 協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施する。
- 車両運行者は、平素から庁用車の給油残量に留意する。
(2分の1以下とならないように適宜給油)

【現在協定を締結している事業者】

協定名	協定締結先
災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	KDDI 多摩テクニカルセンター
	東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック

【応急対策】

基本方針

- 1 食料・飲料水・生活必需品等を供給する
- 2 災害時においても輸送を実施する

基本方針 1 食料・飲料水・生活必需品等を供給する

1 物資の調達・供給

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 食糧物資調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄倉庫から必要物資を調達する。 ○ 協定締結事業者から物資を調達する。(※災害救助法の適否に留意) ○ 都福祉保健局に必要物資の供給を要請する。 ○ 協定締結自治体に物資の供給を要請する。 ○ 物資を被災者へ給(貸)与する。 ○ 地域内輸送拠点を開設及び運営する。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都備蓄物資を区市町村へ放出する。
災 害 時 応 援 協 定 締 結 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の要請に基づき物資等を提供する。

□ 詳細な取組内容

1 物資の調達

- 食糧物資調達対策部長は、発災直後においては、避難者数の調査結果に先行して、被害想定に基づく避難者数を踏まえ、必要となる物資を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、避難所が運営された場合には、避難所施設対策部長から避難者数及び必要物資の連絡を受け、物資を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、市内6箇所の備蓄倉庫から必要な物資を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から食料、飲料品及び生活日用品を次のとおり調達する。
 - 速やかに調達する。(発災直後には、買占め現象が発生する。)

- 努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入する。
 - 特に市が備蓄していない物資を優先的に確保する。(市が備蓄していない物資とは、備蓄に適さない商品や特定の被災者に限定される商品である。例 医薬品、乳幼児・高齢者用の食品、生理用品、おむつ等)
 - 支払いは後日とする。
 - なお、精算事務を円滑に進めるため、納品書等(状況によりレジスターのレシート用紙でも可)の発行を依頼する。
 - 物資の調達に伴い、ダンボール箱、買物かご等の収納物品の貸与を依頼する。
 - 協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬を依頼する。
- 食糧物資調達対策部長は、発災後の復旧復興・給水対策部による応急給水体制が整うまでの間は、備蓄倉庫、協定締結事業者から速やかに飲料水(ペットボトル等)を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる発災から4日目以降については、原則として炊き出し体制を整備する。
- 食糧物資調達対策部長は、給食センターを有効に稼働させ、炊き出し等を行う。
- 食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から発電機、照明器具等の建設用資器材を次のとおり調達する。
- 速やかに調達する。(発災直後には、買占め(借占め)現象が発生する。)
 - 協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬、設置等を依頼する。
 - 資器材の取扱説明書を受領する。
 - 各対策部長と連携し、効率的に資器材を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、都福祉保健局へ物資の供給を依頼する。
- 食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、協定締結自治体へ物資の供給を依頼する。

2 地域内輸送拠点の開設・運営

- 食糧物資調達対策部長は、地域内輸送拠点を開設し、都福祉保健局(災害対策本部経由)に報告する。
- 食糧物資調達対策部長は、原則として市防災倉庫や協定締結事業者から調達した物資を直接、避難所に搬入する。
- 応急対策期の地域内輸送拠点の活用については、原則として次の物資等を受入れる。
- 加工が必要な食料物資(炊出し開始時に配布)
 - 配布数量が不足等し、現時点で配布できない物資
 - 嗜好品等の応急対策期での配布に適さない物資

3 物資の給与

- 食糧物資調達対策部長は、調達した物資を直接指定避難所に搬入する又は、地域内

輸送拠点(武道館)に搬入する。

- 食糧物資調達対策部長は、指定避難所において、物資の給与を行う。
- 食糧物資調達対策部長は、指定避難所では、避難所施設対策部の派遣職員や避難者等と連携し供給する。(荷卸後は、速やかに次の供給場所に移動する。)
- 食糧物資調達対策部長は、自宅避難者に係わる必要物資においても指定避難所に供給する。

4 災害救助法の適用

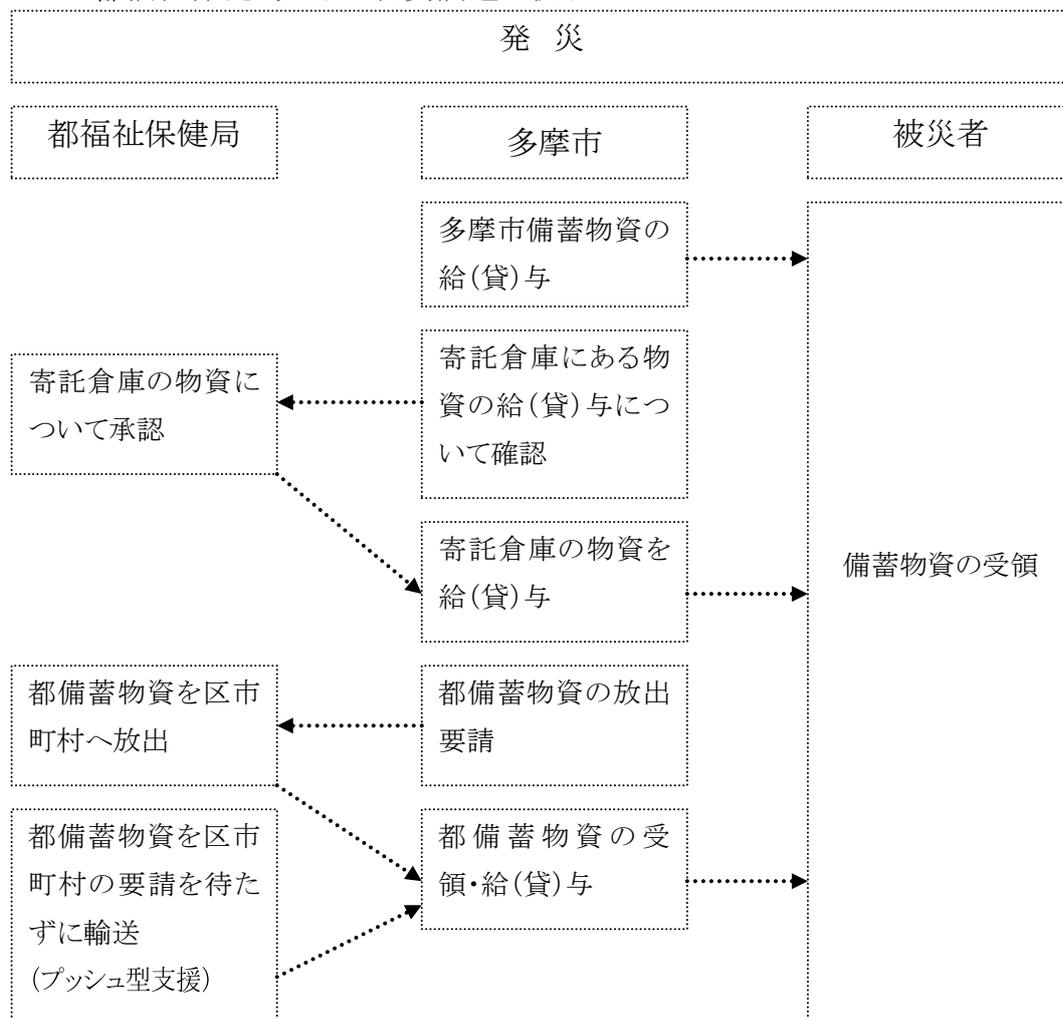
- 災害救助法の適用前においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、多摩市が負担する。
- 災害救助法の適用後においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、東京都が負担する。

ただし、東京都の費用負担には、物資種別、上限額が定められている。

※ 災害救助法の適用・運用については、第14章を参照

※ 食料の配布基準・実施方法

5 ※ 都福祉保健局からの物資調達の流れ



1 飲料水の供給

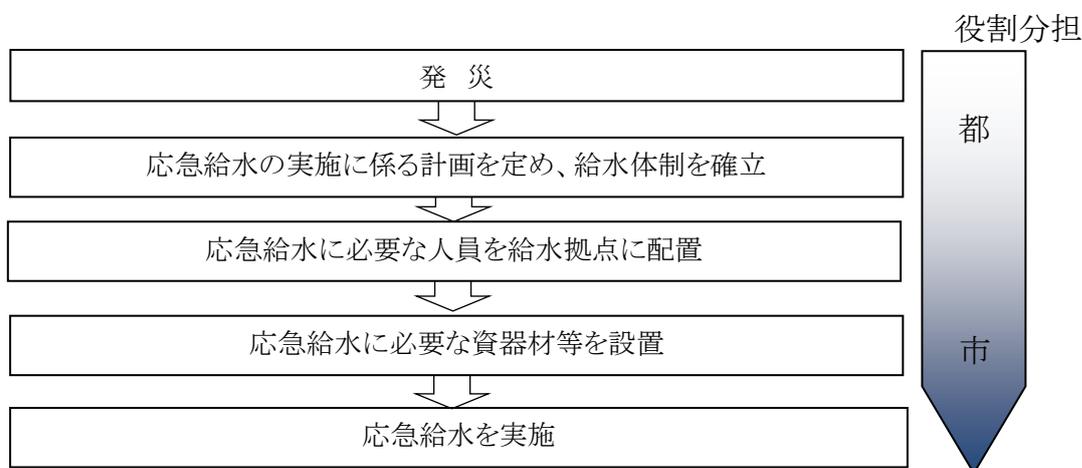
震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・市間にて協力し、発災後における応急給水体制を構築する。

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部 食糧物資調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)、応急給水槽等で応急給水を行う。 ○ 避難所応急給水栓で応急給水を行う ○ 給水拠点での応急給水体制が整うまでの間、ペットボトル等で飲料水を供給する。
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)で応急給水を行う。 ○ 給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている広域避難場所について、車両による応急給水を行う。 ○ 必要に応じて多摩市との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。 ○ 医療施設等への応急給水を行う。

□ 業務手順



□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・都

1 方針

- 復旧復興・給水対策部長は、都水道局と連携し、応急給水を行う。
- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。
- 発災直後から応急給水体制が整うまでの間の飲料水の給水は、食糧物資調達対策部が飲料品(ペットボトルなど)で対応する。
- 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部から速やかに断水地域を確認し、必要地域

に応急給水体制を整備する。

- 復旧復興・給水対策部長は、東京都に対し給水活動の要請を行う。なお、東京都の給水活動は次の通り実施される

災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

- 復旧復興・給水対策部長は、断水地域と給水拠点の優先順位を踏まえて、応急給水活動を行う。

ただし、必要がある場合には、消火栓等を利用し、応急給水活動を行う。

	給水拠点名	資器材の配置等	応急給水活動
第1次	桜ヶ丘配水所・落合配水所・愛宕配水所・南野給水所・聖ヶ丘給水所	多摩給水管理事務所	復旧復興・給水対策部
	並木公園応急給水槽	復旧復興・給水対策部	
第2次	連光寺災害対策用井戸		
第3次	健康センター・多摩中央公園災害対策用井戸		

2 震災時の応急給水の方法

- 給水拠点には、給水拠点である旨の標識を設置し、市民に広報する。
- 健康センター・多摩中央公園・連光寺小学校貯水槽では、ろ水機により揚水し給水を行う。

応急給水の方法	活動内容
給水拠点で行う給水	応急給水槽及び配水所・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。
車両で行う給水	給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている指定避難所では、車両による応急給水を行う。
仮設給水栓で行う給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、必要がある場合に行う。

3 給水拠点での都及び多摩市の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
並木公園応急給水槽	多摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水に必要な資器材等の設置 ・ 市民等への応急給水
配水所・給水所等	都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水に必要な資器材等の設置
	多摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等への応急給水

給水拠点等	実施主体	役割分担
飲料水を車両輸送する 必要がある指定避難所 等	都	・ 飲料水の供給・補給
	多摩市	・ 市民等への応急給水を実施 ・ 車両の調達及び運行
医療施設等	都	・ 都の車両輸送による応急給水
災害対策用井戸	多摩市	・ 市民等への応急給水
災害時協力井戸	所有者	・ 必要に応じて、近隣住民へ給水

2 支援物資の取扱い

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○ 支援物資の受付等を行う。

□ 詳細な取組み

- 食糧物資調達対策部長は、被災者の必要物資の需給状況等を踏まえ、各対策部長と連携し、広報、募集、受付等を行う。
- 食糧物資調達対策部長は、支援物資の受付窓口を旧永山第一給食センター・市役所地下駐車場屋下部分(地域内輸送拠点)に開設し、支援物資を受付する。
- 食糧物資調達対策部長は、寄託者台帳を作成するとともに、寄託者に支援物資受領書を発行する。
- 食糧物資調達対策部長は、支援物資を備蓄倉庫や協定事業者からの調達物資と合せて供給する。
- 食糧物資調達対策部長は、必要により都福祉保健局と連携し対応する。

※ 支援物資と義援品との違い

発災後の状況や品物によっても異なるが、ここでは、支援物資とは、発災直後の避難者へ供給する食料や飲料物等の比較的緊急性の高い物資であり、食糧物資調達対策部が応急対策において調達する物資を補完するものである。

一方、義援品とは、復旧復興期において、被災者の生活再建を助ける物資であり、例えば、衣類・家電製品や家具等である。

- 食糧物資調達対策部長は、調達物資及び他区市町村等からの応援物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行うため、旧永山第一給食センター・市役所地下駐車場屋下部分を物資集積所とし、協定機関や外部の支援団体等からの物資の受入及び分配を行う。

なお、物資集積場所が施設容量的に不足する場合は、統括対策部に依頼し、その他の公共施設等を活用する。

基本方針2 災害時においても輸送を実施する

1 輸送車両及び燃料の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁用車両等を一元管理する。 ○ 災害時応援協定の締結事業者から車両を確保する。 ○ 災害時応援協定の締結事業者から石油燃料を確保する。

□ 詳細な取組み

- 統括対策部長は、協定締結事業者から車両(運行員を含む)を調達する。
- 統括対策部長は、庁用車両及び調達車両を一元管理する。
- 統括対策部長は、車両の配分又は併用、転用等の運用計画を立てる。
- 統括対策部長は、必要により職員の自家用車等の活用を依頼することができる。
ただし、当該車両の運行については、所有者が行う。
- 各対策部長は、車両を必要とするときは、次の事項を明示し、統括対策部長に請求する。
 - 使用目的
 - 台数
 - 日時及び期間
- 統括対策部長は、協定締結事業者から石油燃料を確保する。

確保先		所在
KDDI 多摩テクニカルセンター		多摩市唐木田 3-2
南 東 京 都 石 油 商 業 組 合 多 摩 支 部 多 摩 ブ ロ ッ ク	村野商店桜ヶ丘 SS	多摩市関戸 2-37-7
	永山石油	多摩市永山 1-2-11
	多摩興運多摩エコステーション	多摩市貝取 1450
	アポロ 21 世紀多摩 SS	多摩市乞田 646

【復旧対策】

基本方針

- 1 安定的に飲料水等を供給する
- 2 災害時においても輸送を継続する

基本方針1 安定的に飲料水等を供給する

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

多摩市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 食糧物資調達対策部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
東 京 都	○ 炊き出しの要請に対応する。

□ 詳細な取り組み

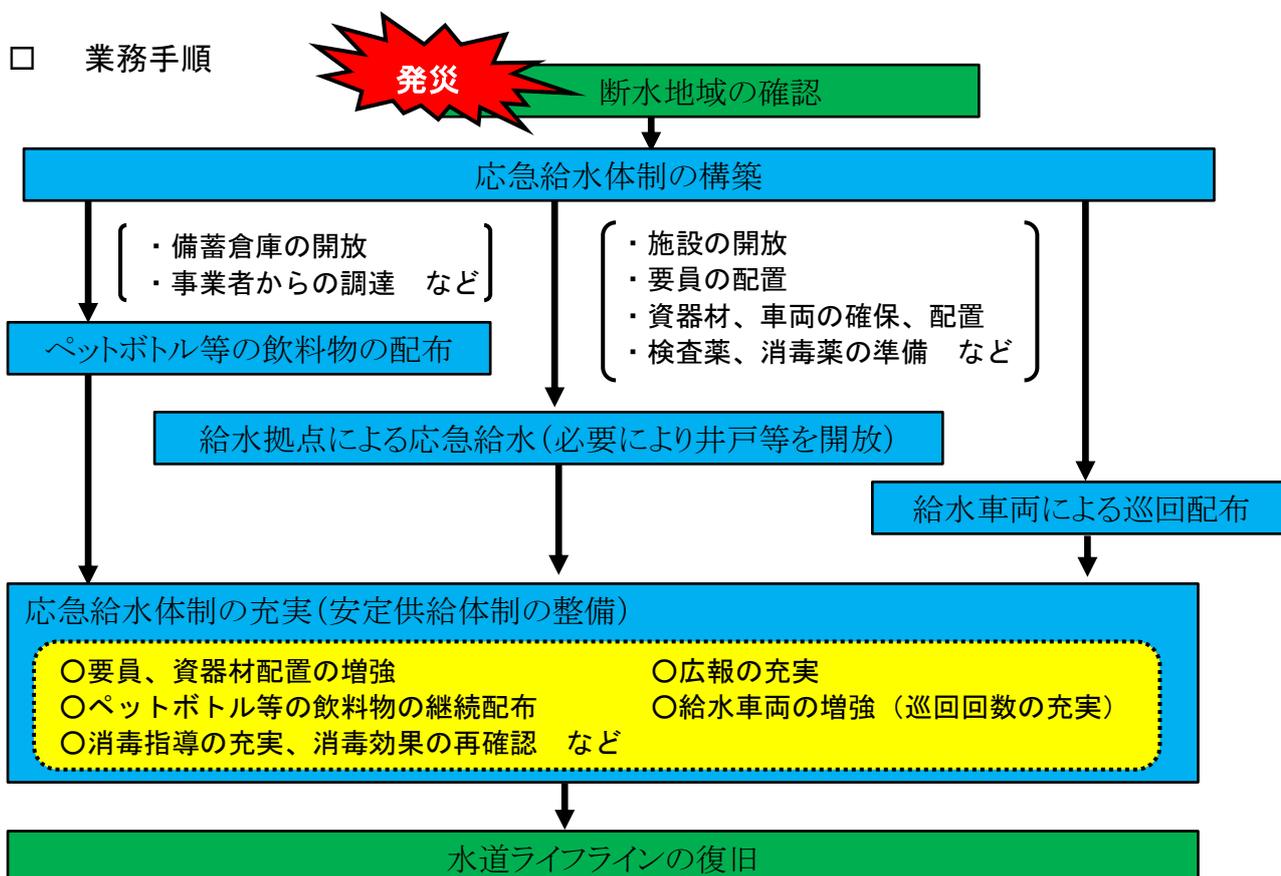
- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 炊き出しは、給食センターを有効活用する。
- 避難所施設に設置されている調理場(学校の家庭科室、コミュニティーセンターの調理室等)を有効に活用する。
- 各指定避難所に配備している、釜や鍋、オイルバーナー等を活用する。
- 自主防災組織や自治会等の協力を得て、実施する。

2 水の安全確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部 都 水 道 局	○ 飲料水の安定供給を行う。
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	○ 飲料水の衛生相談を行う。
福 祉 保 健 局	○ 状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水の塩素消毒状況を確認する。 ○ 市民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。

□ 業務手順



□ 詳細な取組内容

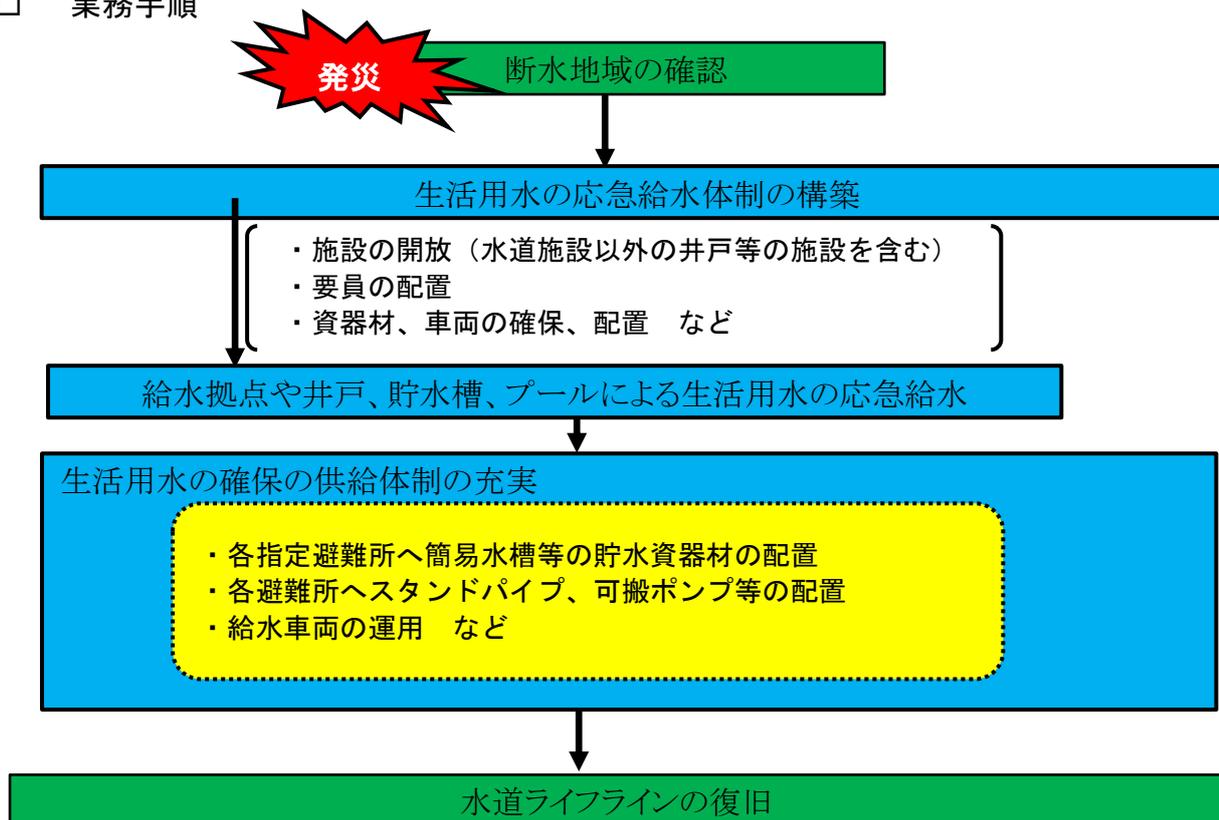
- 多摩市は、都和連携し、給水拠点を活用した、飲料水の安定供給を行う。
 - 広報の充実
 - 給水地点及び給水時刻の充実
 - 断水地域に対する給水車両の巡回回数の充実
- 多摩市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

3 生活用水の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避 難 所 施 設 対 策 部 復 旧 復 興 ・ 給 水 対 策 部	○ 指定避難所の生活用水を確保する。 ○ 給水拠点(応急給水槽及び配水場・給水所)等で応急給水を行う。

□ 業務手順



□ 詳細な取組内容

- 復旧復興・給水対策部長は、応急対策の給水要領に準じて生活用水の供給を行う。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所(学校)の生活用水については、校内プールを利用する。
- 指定避難所(学校以外)の生活用水については、消火栓等からの給水を積極的に行う。

基本方針2 災害時においても輸送を継続する

4 物資の輸送

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○ 地域内輸送拠点の運営体制の強化を行う。

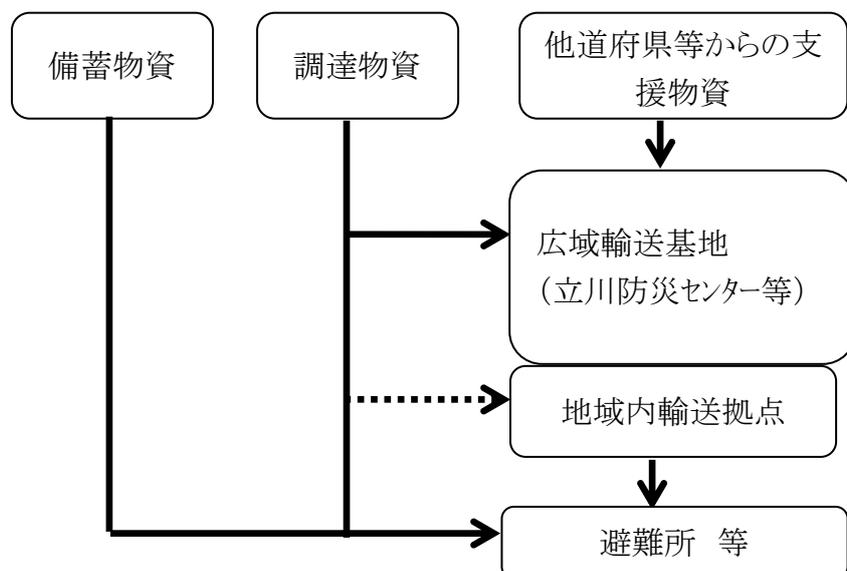
□ 詳細な取組み

- 東京都からの物資を受け入れ、指定避難所等へ搬出する。
- 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 物資の調達・供給」と同様に行う。
- 専門的な資器材が地域内輸送拠点に搬入された場合には、当該資器材等を使用する各対策部の職員が、受入れ等に立ち会う。
- 搬入物資の量によっては、地域内輸送拠点での受入れに限らず、指定避難所などの使用場所へ直接搬入を要請する。
- 必要により、広域輸送基地で直接荷受けする。

※ 多摩市における輸送拠点

項目	運営主体	施設名
広域輸送基地	東京都	立川地域防災センター
地域内輸送拠点	多摩市	旧永山第一給食センター 市役所地下駐車場

【陸上搬送概念図】



第13章 市民の生活の早期再建

【予防対策】

基本方針

- 1 生活再建のための事前準備態勢を構築する
- 2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する

基本方針1 生活再建のための事前準備態勢を構築する

1 生活再建のための事前準備

□ 対策内容と役割分担

1 罹災証明書の発行

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 市 民 経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書発行体制等を構築する。 ○ 多摩消防署との協定締結や事前協議による罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ○ 多摩市との協定締結や事前協議による罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。

2 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続等を明確にする。
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金配分委員会を必要な時期に迅速に開催するため、都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関の中から委員を事前選任する。 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 ○ 義援金に関する寄付控除(国税及び地方税)等の取扱いを確認する。

□ 詳細な取組み内容

1 罹災証明書の発行体制の整備

- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。(災害の被害状況やその時の社会情勢により、変更されることが考えられることから、常に最新の運用指針を確認する事)
- 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。
- 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明発行に対する問合せ対応体制を整備する。
- 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明発行に関する体制を構築する。
- 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施す
- 多摩消防署と災害時における罹災証明書発行に関する協定を締結や、罹災証明発行に関する合同訓練等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。

2 義援金の配分事務

- 東京都の義援金募集等に協力する場合、また、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。
- 義援金品を迅速に被災者に配分するため、分配の方針、物資の保管場所、輸送方法、事務処理等について検討する。

2 災害救助法等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の申請等事務の執行体制を整備する。 ○ 激甚災害指定手続等に関する事務の執行体制を整備する。

□ 詳細な取組内容

1 災害救助法の適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定めるところによるが、都においては、次の全部又は一部に該当する場合には、災害救助法を適用する。

- 多摩市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 東京都の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、多摩市の地

域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。

- 東京都の地域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住居が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の被害の認定

区分	内容
住家が全壊(全焼)したもの	住家の損傷、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が50%以上に達したもの
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊または焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が20%以上50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	上欄に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

区分	内容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

基本方針2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する

1 応急教育

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 教 育 委 員 会	○ 学校のマニュアル策定に協力する。
学 校	○ 震災時の児童生徒の安全確保に係わるマニュアルを策定する。 ○ 児童生徒を対象とした避難訓練等を実施する。 ○ 教職員の震災時における行動要領を定める。 ○ 震災後の早期教育再開のためのマニュアル(応急教育計画)を策定する。

□ 詳細な取組内容

1 学校

- 学校長は、教育部長と連携し、次の事項を反映したマニュアルを整備する。
 - 学校内における指揮命令系統
 - 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢、役割分担等
 - 児童生徒の保護者及び関係機関との連絡体制
 - 児童生徒の在校及び登下校中などにおける安全確保対策
 - その他必要な事項
- 学校長は、定期的に児童生徒を対象とした避難訓練を実施する。
- 学校長は、多摩市と連携し、市及び地域が行う防災訓練に教職員、児童生徒等の参加を推進する。
- 学校長は、児童生徒の通学路や通学経路の危険箇所を把握し、周知を図る。
- 学校長は、教育の早期再開のためのマニュアル(応急教育計画)を整備する。
- 教育部長は、各学校長が策定するマニュアルについて必要がある場合は、協力する。
- 学校長は、PTA 等地域関係者との協力体制を構築する
- 学校長は、学童クラブの児童の保護に関する事項を、近隣の学童クラブ等と調整する

2 応急保育(学童クラブ含む)

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 子ども青少年部	○ 保育園のマニュアル策定を指導、協力する。 ○ 学童クラブのマニュアル策定を指導、協力する。
施 設	○ 震災時の園児(児童)の安全確保に係わるマニュアルを策定する。 ○ 園児(児童)及び保護者を対象とした避難訓練等を実施する。 ○ 職員の震災時における行動要領を定める。

□ 詳細な取組内容

1 保育園

- 園長(学童クラブの館長を含む。)は、子ども青少年部長と連携し、次の事項を反映したマニュアルを整備する。
 - 職員の役割分担
 - 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢
 - 保護者及び関係機関との連絡体制
 - 園児(児童)の安全確保対策
 - 保護者への引渡し方法
 - 保護者への引渡しが困難な園児の保護
 - その他必要な事項
- 園長(学童クラブの館長を含む。)は、定期的に園児(児童)及び保護者を対象とした避難訓練等を実施する。
- 園長(学童クラブの館長を含む。)は、学童クラブの児童の保護に関する事項を、近隣の学校長と調整する。
- 子ども青少年部長は、私立保育園及び私立幼稚園の震災対策に対して、市立保育園の取組みに準じた指導又は助言を行う。

【応急対策】

基本方針

- 1 被災者生活再建を速やかに実現する
- 2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する

基本方針1 被災者生活再建を速やかに実現する

1 住家の被害認定調査等

□ 対策内容と役割分担

罹災証明書の発行、住宅の供給等の基礎資料とするため、被災後に住家の被害を調査する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部	○ 住家の被害認定調査を行い、罹災証明書の速やかな発行につなげる。

□ 詳細な取組内容

- 住民対策部長は、応急危険度判定実施本部と連携し、住家の被害認定調査を行う。
- 住民対策部長は、住家の被害認定調査を「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（国が標準的なものとして提示）」に基づき実施する。
- 住民対策部長は、住家の被害認定調査結果を東京都（多摩市災害対策本部経由）に報告する。
- 被災者生活再建支援システムを活用し、迅速に住家被害認定調査を終了し、速やかな罹災証明発行につなげる。
- 個人番号（マイナンバー）の活用に対応した被災者生活再建支援システムの改修に備え、情報収集を行うとともに、調査・研究を進める。

2 罹災証明書の発行

□ 対策内容と役割分担

罹災証明書の発行に係わる業務を多摩消防署と調整、連携して、実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部 多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害認定調査を実施し、罹災台帳を作成する。 ○ 発行時期や発行場所等について調整する。 ○ 罹災証明書の発行手続を開始する。 ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定

※ 消防署は、火災による罹災証明書を発行する。

□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・多摩消防署

1 発行手続き準備

- 住民対策部長は、東京都と連携し、調査票読み込み端末の配置や住基情報のインポート等必要な事項の協議を近隣自治体と調整する。
- 住民対策部長は、罹災証明書の発行根拠となる、住家の被害認定調査を実施する。
- 住民対策部長は、住家の被害認定調査結果を、罹災台帳としてとりまとめ、罹災証明書発行に備える。
- 住民対策部長は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。
- 消防署は、多摩市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。
- 多摩市長及び消防署長は、罹災証明書の円滑な発行手続のため、それぞれが保有する被災者及び被災家屋に関する情報を相互に利用する。

2 発行窓口の開設準備

- 住民対策部長は罹災証明に関する受付開始を、発災後1週間とし、交付開始を、発災後1ヶ月以内を目安とする。
- 住民対策部長は消防署と連携し、罹災証明書発行会場等の準備を進める。
- 発行場所は、多摩市役所本庁舎とし、必要に応じて、出張所や特設会場の開設を検討する。

3 市民への周知

罹災証明書の受付開始時期や、会場、必要書類等を広報等により周知する。

4 罹災証明の発行

住民対策部長は、被災者台帳を備え、被災者の申請により発行する。
手数料は無料とする。

5 証明の範囲

罹災証明書（消防署長が発行する火災による罹災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

事 項	範 囲
住家の被害	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない（一部損壊）

※ 必要により床上浸水、床下浸水やその他の被害について証明する。

6 罹災証明の基準等

(1) 基準

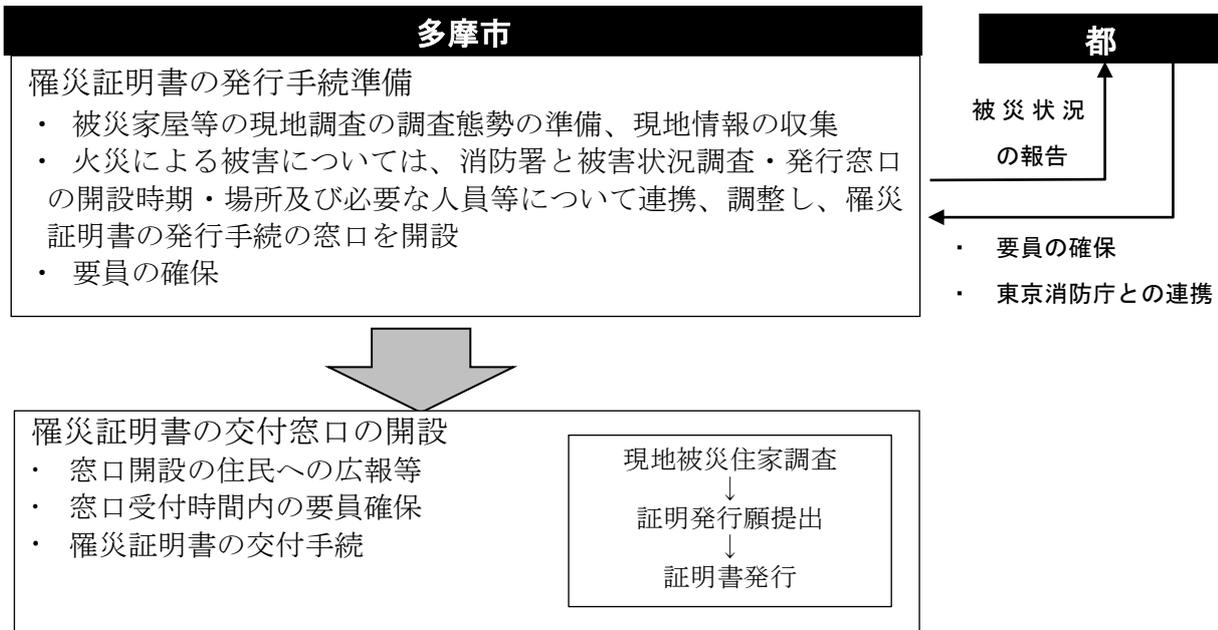
被害程度の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府）に基づき行う。

(2) 用語の意義

区 分	認定基準
住家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。 ○ 土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。
非住家	○ 官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
全壊（焼）	○ 住家全部が倒壊、流失、埋没或いは焼損したもので、その損壊程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の損害割合が50%以上に達した程度のものであるもの。
大規模半壊	○ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものであるもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊（焼）	○ 住家の損壊或いは焼損した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の主要な構成要素の損害割合が20%以上50%未満のもの。
床上浸水	○ 全壊又は半壊に該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のものであるもの、又は砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	○ 住家が床上浸水に達しない程度のものであるもの。
世帯	○ 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
棟	○ 一つの独立した建物をいう。
流失埋没	○ 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕農が不能となったもの。

区分	認定基準
	の。
冠水	○ 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。

□ 業務手順



1 罹災証明書・被災証明書について

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続のために、市の発行する証明書が必要になる場合があります。こういった場合、市では「罹災証明書」または「被災証明書」を発行しています。

(1) 罹災証明書とは

「罹災証明書」とは、自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものです。

証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、家屋の被害状況について町の職員が現地調査を行い、被害程度の証明を行います。

(2) 被災証明書とは

「被災証明書」とは、自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、住家以外の家財（家具・家電等）、塀・門などの工作物については、こちらで対応しています。

3 災害救助法等の適用

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその適用を東京都に要請する。

2 要請手続

多摩市災害対策本部長は、災害救助法の適用を都知事に要請する場合には、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について電話で要請し、後日文書により処理する。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○ 災害発生の日時及び場所 | ○ 適用を必要とする期間 |
| ○ 災害の原因及び被害状況 | ○ 既に実施した救助措置及び今後の救助措置 |
| ○ 適用を要請する理由 | ○ その他必要な事項 |
| ○ 必要な救助の種類 | |

3 救助事務の実施

- 多摩市に災害救助法が適用されたときは、多摩市災害対策本部長は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく救助事務を補助する。
- 災害の事態が切迫して、都知事の指示を受けるいとまがないときは、多摩市災害対策本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理に関して都知事の指示を受ける。

4 報告

- 市長は、都知事に対する災害救助法に基づく救助措置等の報告を要請手続に準じて行う。
- 各対策部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を作成し、救助事務の実施の都度及び完了後速やかに多摩市災害対策本部長に提出する。

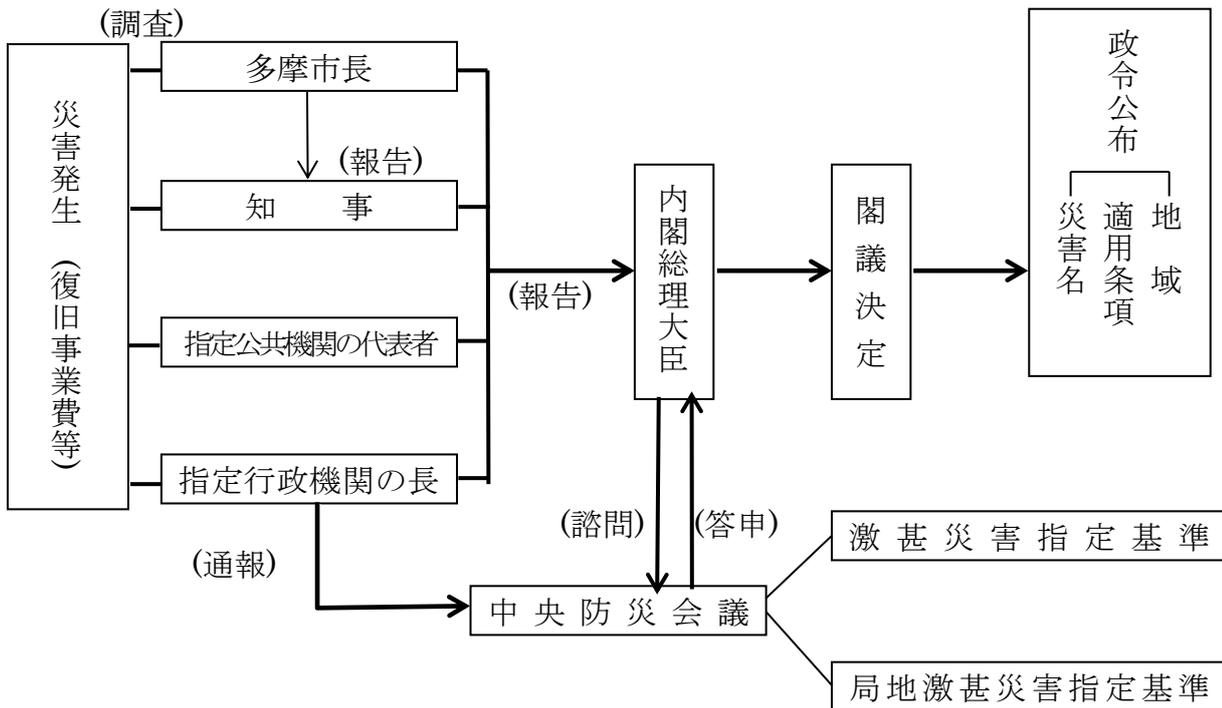
4 激甚災害の指定

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、災害状況等を調査し、東京都に報告する。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。(特別財政援助等の申請手続等)

□ 業務手順

【激甚災害指定の手続フロー図】



□ 詳細な取組み

1 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 多摩市災害対策本部長は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係対策部長に激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮した必要な調査を行わせる。
- 各対策部長は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、統括対策部長に提出する。
- 統括対策部長は、各対策部の調査結果を取りまとめ、災害対策本部長に報告する。
- 多摩市災害対策本部長は、災害対策本部会議に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合には、都知事に報告する。
 なお、各対策部長は、事業ごとに都の関係局に連絡のうえ、激甚災害の指定の促進を図る。

2 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

※ 激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

※ 局地激甚災害の指定は、市町村ごとの被害規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めている。

- ※ 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害の指定の要否を判断する。
- ※ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、指定の要否を答申する。

5 義援金の募集・受付

□ 対策内容と役割分担

都、区市町村、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集の要否を検討し、決定する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 日本赤十字社	○ 義援金の募集の要否を検討し、決定する。 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

□ 詳細な取組内容

1 義援金の受付

■多摩市

- 一般市民その他から拠出された義援金品で、多摩市に寄託され時の受付は、原則として市役所とし、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設、または適宜臨時受付場所を設置する。
なお、多摩市への寄付の場合は、可能な限り「地方創生応援税制（ふるさと納税）」を活用する事を依頼する。
- 多摩市は、都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

■日本赤十字社

- 東京都支部事務局（振興課）、都内施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

基本方針2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する

1 応急教育

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校からの被害報告を受け、必要な措置を行う。 ○ 各学校と調整し、臨時休校を決定する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の安全を確保する。 ○ 被害状況を調査し、災害対策本部（教育部経由）へ報告する。 ○ 保護者へ児童生徒の引渡しを行う。 ○ 教育部と調整し、臨時休校を決定する。 ○ 応急教育計画に基づき、教育を再開する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市及び学校

- 学校長は、教職員を指揮し、マニュアルに基づく児童生徒の安全確保を図る。
- 学校長は、教職員を指揮し、次の被害状況を調査し、災害対策本部（教育部経由）へ報告する。
 - ・ 人的被害の状況（教職員等を含む）
 - ・ 建物被害の状況
 - ・ ライフラインの被害状況
 - ・ その他の被害状況
- 災害対策本部は、被災した学校に対して、次のとおり必要な措置を行う。
 - ・ 医療機関への搬送支援
 - ・ 在校児童生徒の安全が確保できない場合における代替施設の確保
 - ・ 警察官等の外部機関への支援の要請
 - ・ 断水被害に応じた飲料水、災害用トイレの提供等
 - ・ その他状況に応じた必要な措置
- 学校長は、安全確認がとれるまでの間、児童生徒を校内に保護し、保護者等との引渡しを持って、児童生徒を帰宅させる。
- 学校長は、必要により教育長と協議して、臨時休校を決定するとともに、早期教育再開のためのマニュアル（応急教育計画）に基づく、次の措置を行う。
 - ・ 臨時の学級編成、二部授業又は家庭学習等の実施
 - ・ 児童生徒及び保護者へ応急教育の実施の連絡
 - ・ 教育部への応急教育の実施の報告

2 応急保育(学童クラブ含む)

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設からの被害報告を受け、必要な措置を行う。 ○ 各施設と調整し、休園（休館）を決定する。また、再開を決定する。
施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園児（児童）の安全を確保する。 ○ 被害状況を調査し、災害対策本部（子ども青少年部経由）へ報告する。 ○ 保護者へ園児（児童）の引渡しを行う。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市及び施設

- 園長（学童クラブの館長を含む）は、職員を指揮し、マニュアルに基づく園児（児童）の安全確保を図る。
- 学童クラブの館長は、学校施設が併設している場合には、必要により学校長と連携を図る。
- 園長（学童クラブの館長を含む）は、職員を指揮し、次の被害状況を調査し、災害対策本部（子ども青少年部経由）へ報告する。
 - 人的被害の状況（職員等を含む）
 - 建物被害の状況
 - ライフラインの被害状況
 - その他の被害状況
- 災害対策本部は、被災した施設に対して、次のとおり必要な措置を行う。
 - 医療機関への搬送支援
 - 施設内の園児（児童）の安全が確保できない場合における代替施設の確保
 - 警察官等の外部機関の支援の要請
 - 断水被害に応じた飲料水、災害用トイレの提供等
 - その他状況に応じた必要な措置
- 園長（学童クラブの館長を含む）は、安全確認がとれるまでの間、園児（児童）を施設内で保護し、保護者等との引渡しを持って、帰宅させる。
- 福祉医療対策部長は、福祉医療対策部長補佐（子ども青少年部長）と協議し、必要により一部又は全部の臨時休園（休館）を決定する。
- 園長（学童クラブの館長を含む）は、施設の休園（休館）が決定されたら、早急に保護者に連絡する。

【復旧対策】

基本方針

- 1 市民生活を再建する
- 2 児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する

基本方針1 市民生活を再建する

1 被災者相談窓口の設置

□ 対策内容と役割分担

発災後、準備が整い次第相談窓口を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの聴き取りを実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市市民情報対策各対策部	被災者総合相談窓口を被災者開設する 指定避難所等に被災者相談窓口を開設する 女性の相談員や女性専用相談窓口の設置など、女性が相談しやすいように配慮する。

□ 詳細な取組内容

1 被災者相談窓口の開設

- ・ 市民情報対策部長は、被災者相談窓口を設置する
 被災者の相談は、多岐に渡ることから、各対策部長は、被災者相談に関する業務に協力する事
 被災者相談窓口の設置は、以下の事項留意する事
 - ・ 本庁舎内に被災者総合相談窓口を開設し、相談員を配置する。
 - ・ 指定避難所等や必要な場所に被災者相談窓口を開設し、相談員を配置する。
 (相談所の規模、構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。)
 - ・ 各相談窓口には、専門分野の相談員を配置するよう努める。
 - ・ 女性の相談員や女性専用相談窓口の設置や電話その他による受付等、女性が相談しやすいように配慮する。
 - ・ 外国人からの相談に対応できるように工夫する。
 - ・ 被災者相談は、基本的には対面での相談とするものの、必要に応じて、市ホームページ、電子メール、電話等による相談受付も検討する。

2 AIの活用

市民相談対策部長は、AI（チャットボット（人工知能を活用した自動会話プログラム）等）を活用することを検討する。

3 設置概要

○ 想定される相談内容は、次のとおり。

【市民情報対策部】

- ・ 被災者総合相談

【統括対策部】

- ・ 法律相談等

【住民対策部】

- ・ 家屋被害認定調査判定結果、罹災証明の判定結果・再調査の申請、罹災証明書、安否情報、市税の減免、遺体の埋火葬・許可、就労支援、農業・商工業相談全般等

【食料物資調達対策部】

- ・ 救助物資、外国人、ペット等

【福祉医療対策部】

- ・ 福祉全般、一般のボランティア、専門ボランティア、義援金、医療・健康、保健相談、カウンセリング、遺体の埋火葬・許可、国保税の減免等

【子ども対策部】

- ・ 保育相談等

【清掃対策部】

- ・ 環境保全、環境衛生、ごみ収集、災害廃棄物処理等

【避難所施設対策部】

- ・ 教育相談等

【復旧復興、給水対策部】

- ・ 道路、下水道、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、建築指導事務、災害復興計画、都市計画等

※ 可能な限り、都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

4 その他の防災関係機関の相談要請

- 市民情報対策部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の被災者総合相談窓口及び指定避難所巡回被災者相談窓口への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。
- 市民情報対策部長は、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

2 罹災証明書の交付

□ 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握

□ 詳細な取組内容

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から申請があった場合には第2次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

3 被災住宅の応急修理

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	○ 被災者の資力その他生活条件を調査する。 ○ 都が提示する募集選定基準を基に、募集・受付・審査を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴うがれきの発生や応急住宅の需要の低減を図る。

(2) 修理の実施者

災害救助法の適用がある場合は、都が実施し、市は都を補助する。ただし、都から通知された場合は、多摩市が実施する。また、災害救助法の適用がない場合においても、市長が実施する必要があると認める場合は、災害救助法の適用がある場合に準じて多摩市において実施する。

(3) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものの。

(4) 対象者の調査及び選定

多摩市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された多摩市が募集・受付・審査等の事務を行う。

(5) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得た上で知事が決定する。

(6) 修理

都が、関係団体等と調整のうえ、応急修理を行う業者リストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことができない部分の修理を行う。

(7) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(8) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(9) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。

4 応急仮設住宅等の供与

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅の空き家を確保し、被災者へ供給する。 ○ 応急仮設住宅の建設予定地を選定し、都へ報告する。 ○ 入居者の募集及び選定、入居者の管理及び帳票を整備する。 ○ 応急仮設住宅を管理する。(市営住宅など、市が供給した応急仮設住宅) ○ 必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
都 都 市 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅等(公営住宅等の空き住戸利用、借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅)の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

□ 詳細な取組内容

1 応急仮設住宅の供給

■多摩市・東京都

- 多摩市と東京都は、被害状況に応じて市営住宅・都営住宅等の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、連携した仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。
- 多摩市は、災害救助法適用前においては、応急仮設住宅の提供に係る費用を負担する。災害救助法が適用された場合には、東京都が負担する。

■多摩市

- 十分な戸数を確保できない場合は、速やかに都に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。
- 次の仮設住宅の建設予定地以外にも、公園及び、市内の空き地を積極的に活用する。

【建設予定地】

場 所		
第1位 学校跡地	第2位 多摩中央公園	第3位 鶴牧西公園

- 都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。
- 市の要請に基づき都府県の活用を検討する。

2 入居資格

次の各号の全てに該当する者。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

3 入居者の募集・選定

■多摩市

- 住宅の割り当てを受け、市の被災者に対し募集を行う。
- 都が策定した入居者の選定基準に基づき、入居者の選定を行う。

■都

- 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。

4 応急仮設住宅の管理及び入居期間

■多摩市

- 多摩市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

5 応急仮設住宅等の種類

(1) 建設型仮設住宅

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

(2) 民間賃貸住宅を活用した借上げ型仮設住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(3) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

■都

応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

※ 【建設する仮設住宅】

事 項	実施主体	内 容
建設予定地の確保	多摩市	あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定 ○ 接道及び用地の整備状況 ○ ライフラインの状況（埋設配管）

事 項	実施主体	内 容
		○ 避難場所などの利用の有無
	都	○ 常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。 ○ 都市整備局は、区市町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
建設地	都	○ 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。
構造及び規模等	都	○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施。
建設工事	都	○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○ 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供
防災対策	多摩市	○ 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

5 義援金の募集・受付・配分

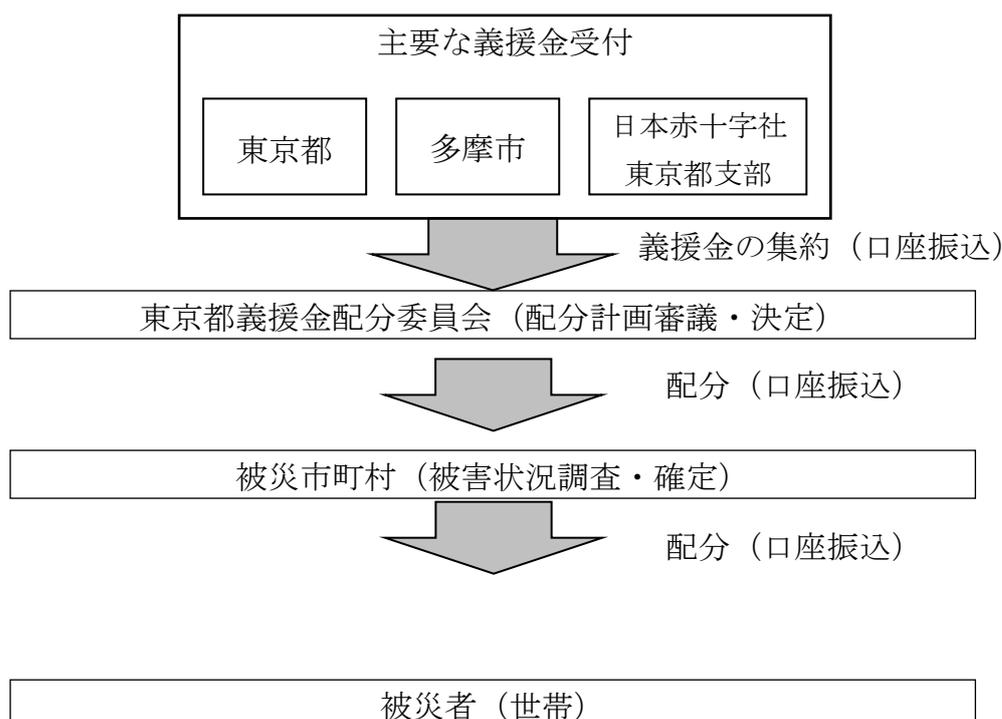
□ 対策内容と役割分担

義援金の募集から配分まで迅速に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 都福祉保健局	○ 義援金等の募集・受付・配分を行う。
日本赤十字社 東京都支部	○ 受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

□ 業務手順

【義援金受付・配分の流れ】



□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・東京都・日本赤十字社東京支部

1 義援金募集の検討

- 市、都及び日本赤十字社東京支部は、被害の状況等を把握し、義援金の募集の要否を検討し、決定する。
- 各機関は、義援金の募集が決定した場合には、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

2 義援金配分委員会の設置

- 義援金の募集を決定し次第、あらかじめ選任された委員により、東京都災害対策本部に都委員会を設置する。
- 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - ・ 被災市町村への義援金の配分計画の策定
 - ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 都委員会は、次の機関等から選出された委員により構成。
 - ・ 都
 - ・ 区市町村
 - ・ 日本赤十字社東京支部
 - ・ その他関係機関
- その他、都委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

3 義援金の受付・保管

義援金は、都、市及び日本赤十字社で受け付ける。なお、受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。

ただし、義援金が振り込みの場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

機 関	内 容
多 摩 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の受付窓口を開設し、直接、義援金を受け付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○ 福祉医療対策部は、義援金受領書を用意する。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告し、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
東 京 都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○ 国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、東京都災害対策本部において受け付ける。

機 関	内 容
日本赤十字社東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本赤十字社東京都支部事務局（振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受付ける。また、郵便局・銀行に災害名を冠称した義援金受付専用窓口を開設し、受付期間を定めて振込みによる義援金を受付ける。 ○ また、災害の状況により都内のほかの場所又は都外においても日本赤十字社本社、全国日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口などで受付ける。 ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間は、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について、都委員会に報告し、受付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送付する。

4 義援金の配分

■多摩市

- 多摩市が受領した義援金及び都知事並びに日本赤十字社から配分を委託された義援金の配分については、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分を行う。
- 配分にあたっては、市内日赤奉仕団、自主防災組織、自治会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

■都委員会

- 都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関等から選出された委員で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。
- 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
-

5 義援金の保管

義援金の保管は、多摩市公金取扱金融機関に一時預託する。

6 義援品の扱い

- (1) 多摩市は、必要により次のとおり義援品の募集、受付を行う。
 - 企業等の団体からの寄与に限る。
 - （原則として個人からは受け取らない）
 - 原則として被災者のニーズに応じた義援品のみを受付ける。
- (2) 寄与団体に対して次の事項を事前に提示し、了承を得る。
 - 被災者に配分せず、廃棄する場合もあり得ること

- 売却し、震災対応等の資金として使用する場合もあり得ること
 - 新品のみを受付けるものであること（原則として中古品は受付けない）
 - 義援品の送付前に品物の名称、数量等を明らかにすること
- (1) 義援品の配分については、義援金の配分に準じて行う。
- (2) 義援品の保管については、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて、市公共施設の一部を使用する。
- (3) ただし、長期間の保管は行わず、適宜、配布、売却又は破棄する。

6 被災者の生活再建資金援助等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金等を支給する。 ○ 災害援護資金等の貸付を行う。
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害見舞品の配分を行う。

□ 詳細な取組内容

■多摩市

1 災害見舞金の支給

自然現象又は火災により住家等に被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給する。
(弔慰金等との重複支給は不可)

■多摩市・東京都

2 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金等の貸付

災害により、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

災害により被害を受けた者を対象に、現行制度内での生業資金、応急福祉資金、助成福祉資金等の貸付けを行い、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

■都社会福祉協議会

4 生活福祉資金等の貸付

災害救助法の適用に至らない小規模災害時には、低所得世帯に対し、生活福祉資金の貸付けを行う。

その他、住宅に被害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金の貸付を行う。

■ 日本赤十字支社

日本赤十字社東京都支部は、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

7 租税等の徴収猶予及び減免等

□ 対策内容と役割分担

国や都、区市町村が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する適切な措置を行う。 ○ 関係所管と連携し、国民健康保険税等の減免等に関する適切な措置を行う。

□ 詳細な取組内容

1 基本方針

被災した納税義務者等に対し地方税法及び「災害被害者に対する地方税法の減免措置等について（平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官通知）」により、市税等の納税緩和措置として、適時、適切な措置を講ずる。

2 期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付若しくは納入することができないと認められるときは、指定された地域に限罹災害がおさまったあと、2箇月に限り当該期限を延長する。

3 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者（特別徴収義務者を含む。以下同じ。）が市税等を納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

4 滞納処分の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予又は、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

5 減免等

被災した納税義務者に対しては、災害のあった年度内に限罹災害のあった日以降の納期の市税等について、次により減免及び納入の義務の免除等を行う。

(1) 個人市民税

災害により納税義務者が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該区分により軽減し、または免除する。

状況	減免割合
死亡した場合	全額
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者	全額
障がい者（法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障がい者をいう。）となった場合	9/10

(2) 国民健康保険税

状況	減免割合
住居が全棟・全焼または流出の損害を受けたとき	10/10
住居が半壊・半焼の損害を受けたとき	5/10
床上浸水または家屋の 3 分の 1 以上が損害を受けたとき	3/10

- 減免割合の認定は、官公署が発行する証明書等または現地確認により行う。
- 当該年の税額に減免割合を乗じて得た額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

(3) 個人都民税

個人市民税に準じて軽減又は免除する。

(4) 固定資産税

災害によりその者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対しては、次の 6 から 8 により軽減又は免除する。

(5) 都市計画税

前記の固定資産税に準じて軽減又は免除する

(6) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて軽減又は免除する。

6 土地

(1) 農地又は宅地

損 害 の 程 度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地面積の 8/10 以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地面積の 6/10 以上 8/10 未満であるとき	8/10
被害面積が当該土地面積の 4/10 以上 6/10 未満であるとき	6/10
被害面積が当該土地面積の 2/10 以上 4/10 未満であるとき	4/10

(2) 農地又は宅地以外の土地

「(1)」に準じて軽減又は免除する

7 家屋

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 6/10 以上の価値を減じたとき	8/10
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 4/10 以上 6/10 未満の価値を減じたとき	6/10
下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の 2/10 以上 4/10 未満の価格を減じたとき	4/10

8 償却資産

「7」に準じて軽減または免除する。

- (2) 統括対策部長は、各 対策部長に対し、次のとおり、災害救助法の運用に係る報告を依頼する。
- ① 救助種目ごとの帳票の作成
 - ② 災害発生の時間的経過に合わせた3段階の報告(発生報告、中間報告、決定報告)
- (3) 統括対策部長は、各対策部長から提出された帳票を取りまとめ、災害対策本部長に報告し、東京都に提出する。
- ※ 東京都への報告は、以後の多摩市への救助用物資や義援金品の配分等の基礎資料として活用される。このため、迅速かつ正確に被害状況を把握する必要がある。
- したがって、各対策部は、担当任務について発災初期から日ごとの記録、整理が必要であり、統括対策部長の求めに応じ、速やかに帳票を作成することが必要である。
- (4) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

【災害救助法に基づく救助の種目】

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
7. 災害にかかった住宅の応急修理
8. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
9. 学用品の給与
10. 埋葬
11. 死体の捜索及び処理

- ※ 「災害救助法の流れ」「救助の種目ごとの費用限度額」については、資料編を参照

基本方針2 児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する

1 応急教育

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部	○ 学校の復旧計画を作成し、復旧する。 ○ 被災した児童生徒の学用品等を支給する。 ○ 応急教育計画に基づき、教育を再開する。
学 校	○ 応急教育計画に基づき、教育を再開する。

1 学校の復旧計画

■多摩市

- 教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 教育委員会は、被災学校等の施設ごとに担当職員、指導主事を定めて円滑な復旧計画を推進する。

2 学用品の調達及び支給

■多摩市

- 学用品を損失または棄損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。
- 教育委員会は、各学校長より支給の対象者数の報告を受け、配分計画を策定する。なお、支給に当たっては、各学校を巡回する。
- 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内に支給する。（交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が必要な期間を延長する。）
- 教育部長は、都知事が調達した学用品を各学校の児童生徒に支給する。
- ただし、迅速な支給を行うため、都知事が職権を委任した場合には、多摩市が調達から支給までの業務を行う。
- 学用品の費用については、以下のとおり都及び市が負担する。
 - ・ 教科書（教材を含む）：実費
 - ・ 文房具及び通学用品：災害救助法施行規則で定める金額

3 応急教育

■学校

- 指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおき、心のケアについても十分に留意する。
- 必要により疎開した児童・生徒については、教職員の分担を定め、疎開先を訪問

するなどして、上記に準じた指導に努める。

- 教育活動の再開に際しては、児童・生徒等の安否確認及び通学路、通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- 災害対策本部（教育委員会経由）と協議し、平常授業の再開に努める。また、再開の時期を保護者に連絡する。

■多摩市

- 教育長は、各学校が行う応急教育を支援する。
- 災害対策本部長（教育委員会経由）は、復旧復興状況を踏まえ、各学校長と協議し、平常授業の再開を決定する。（避難所の閉鎖、統合）

2 応急保育(学童クラブ含む)

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部 施 設 管 理 者	○ 施設の復旧計画を作成し、復旧する。 ○ 各施設と調整し、休園（休館）を決定する。また、再開を決定する。

□ 詳細な取組み

- 福祉医療対策部長補佐（子ども青少年部長）は、施設の被害状況に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 福祉医療対策部長は、福祉医療対策部長補佐（子ども青少年部長）と協議し、必要により一部又は全部の施設の再開を決定する。
- 園長（学童クラブの館長）は、施設の再開が決定されたら、早急に保護者に連絡する。

第14章 仮設トイレ・し尿・ごみ・がれき対策

【予防対策】

基本方針

- 1 仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する
- 2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制を整備する

基本方針1 仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する

1 仮設トイレの確保体制及びし尿処理

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 環境部 下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する。 ○ し尿収集運搬車両等の確保体制を強化する。 ○ 下水道施設を耐震化する。 ○ し尿排水用のマンホール等を整備する。

□ 詳細な取組内容

1 仮設トイレの確保体制及び公園施設等へのトイレ整備

- し尿収集計画及び各マニュアルの作成・更新
し尿収集計画の作成、仮設トイレ設置マニュアル及び多摩市災害し尿処理マニュアルを更新する。
- 仮設トイレ必要基数等
 - 避難者 50 人あたり 1 基を目安とする。
 - 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄を検討する。
- 仮設トイレ・収集運搬車両等の確保体制及び整備
 - 市の備蓄、東京都・他市区町村・民間収集事業者・レンタル・リース会社等と連携する。
 - 高齢者・障がい者等への配慮をした仮設トイレ等の調達体制及び収集運搬車両等の整備を図る。
- 避難施設にマンホールトイレシステムの整備
多摩市下水道プラン 2020 に基づき、学校等の指定避難所において、下水道施設を活用した、マンホールトイレシステムを整備する。

- 避難所(指定避難所)仮設トイレ用水の確保
避難所施設対策部長は、各小中学校等の指定避難施設等の管理者と連携し、水道停止時に備えトイレ用水の確保に努める。
- 仮設トイレ等の設置体制及び維持管理等
避難所施設対策部長は仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 仮設トイレの普及啓発
仮設トイレ等の設置場所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、仮設トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 公園等における災害時兼用トイレの設置を検討
災害時にも利用できる公園トイレの設置を検討する。

2 し尿処理体制等の整備

- 大規模災害時を想定したし尿収集計画の作成
大規模災害により、発生したし尿に対応するための「し尿収集計画」を作成するとともに、適宜、更新する。
- し尿処理体制等の整備・推進「東京都下水道局流域下水道本部(南多摩水再生センター)との連携」
多摩市は、東京都下水道局とし尿の搬入・受入に関する覚書に基づき、南多摩水再生センターへのし尿搬入・受入体制を整備・推進する。
※ 多摩市と東京都下水道局との覚書(災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書(平成23年7月11日締結)に基づく、南多摩水再生センターへのし尿搬入体制は整備済みである。
- 受援体制の整備
東京都を通じ、各自治体からの応援を受け入れを可能とするため、受援体制の整備を行う。その際の、実施手順等具体的な事項を検討する。
- 下水道施設の耐震化を図る
多摩市下水道プラン2020に基づき、避難所、災害対策活動拠点及び地域病院等を含む重要路線の下水道施設の耐震化を図る。
- 民間業者等との協力体制の整備
 - 下水道復旧のための建設業者やし尿収集運搬事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道の応急対応体制の整備を図る。
 - 災害時応援協定を締結した、し尿収集運搬事業者との連携訓練を推進する。

基本方針2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制を整備する

2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制

□ 対策内容と役割分担

大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市災害廃棄物処理計画を必要に応じ更新する。 ○ 多摩市がれき処理マニュアルを必要に応じ更新する。 ○ 災害廃棄物仮置場候補地の災害別用途を整備する。
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内全域の災害廃棄物処理体制を把握する。 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、多摩市を含む都内の収集・運搬機材等や廃棄物処理施設・中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理に係る協力体制を構築する。 ○ 関係局と協議し「東京都震災がれき処理マニュアル」を拡充する。

□ 詳細な取組内容

1 大規模災害時を想定した、災害廃棄物の処理・処分方法を検討

大規模災害時による大量の災害廃棄物(有害物質含む)を処理するため以下の事項に留意し実施方法等を検討し災害時に備える。

- 発生源・発生量の想定
- 処理施設の耐震化
- 十分な広さの仮置場の確保
- 仮設処理施設の候補地
- 東京都及び国への協力要請及び広域支援等の方法
- 各関係機関等と各種訓練の実施

2 受援体制の整備

東京都を通じ、各自治体からの応援受け入れを可能とするため、受援体制の整備を行う。その際の、実施手順等具体的な事項を検討する。

3 多摩市災害廃棄物処理計画及び多摩市がれき処理マニュアルの整備

手順を明確にするため、「東京都災害廃棄物処理計画」及び「東京都震災がれき処理マニュアル」との整合性を図り更新を行う。また、更新にあたっては、以下を検討する。

- (1) 災害廃棄物等の分別、再資源化について

最終処分量の削減を図るため、災害廃棄物等の分別を徹底し、再生資材として有効利用できるよう再資源化の実施方法等について検討する。
- (2) 国の特別措置を踏まえた、倒壊家屋等の解体・除去について
 - ① 倒壊家屋、倒壊ビル等のがれきの除去は、原則として各所有者が解体・除去を行う

ため、周知の方法等について整備する。

- ② 特例措置適用前は、個人住宅や一部の中小事業所に限り、市民からの申請受付、事業者との契約及び適正処理の指導内容等を整備する。
- ③ 特例措置適用後は、個人住宅や一部の中小事業所に限り、多摩市が倒壊家屋等を解体・除去を行うため、実施の方法等について検討する。
- (3) 公費負担によるがれき処理の対象の範囲と公表方法について
- (4) 発災後、がれき発生量の推計と東京都への報告について
- (5) 有害物質等の処理について(飛散防止対策、委託業者等への指導等を含む)
- (6) 多摩ニュータウン環境組合への受入れ要請について
- (7) 環境対策とモニタリングについて

4 廃棄物関連施設や運搬車両等

現況を把握し、不足が想定される人員・車両等の確保体制を検討する。

○ 民間事業者等との協力体制の整備

民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、大量のごみ・がれきの迅速かつ効果的な処分を図る。

- 災害時の人員、資機材等の確保
- 民間処理施設への受け入れ応援の検討
- 収集運搬車両や資機材調達のため各種事業者との協定締結の推進

○ ごみ分別等の事前PR

大量の混在ごみの排出を抑制するため、平常時からごみの分別を徹底するため、周知の方法等について整備する。

- リサイクル事業との連携
- 市民・事業所等へのごみ分別の事前PR

5 仮置場の候補地

災害時は、被災状況により仮置場の候補地から指定する。

施設名	施設所在地	備考
一本杉公園	多摩市南野2-14	101,469 m ²
大谷戸公園	多摩市連光寺5-17-1	27,000 m ²
諏訪北公園	多摩市諏訪3-11	28,866 m ²
諏訪南公園	多摩市諏訪5-14-1	27,399 m ²
貝取南公園	多摩市貝取4-13	26,058 m ²
貝取北公園	多摩市貝取2-1-1	36,838 m ²
愛宕東公園	多摩市愛宕1-66	23,388 m ²
和田公園	多摩市和田795	16,492 m ²
落合南公園	多摩市落合3-30	19,841 m ²
李久保公園	多摩市唐木田1-42	3,691 m ²
大栗橋公園	多摩市関戸5-18-27	2,293 m ²
関戸公園	多摩市関戸3-5 地先	26,607 m ²

※ オープンスペース利用計画上の用地の使用状況や、がれきの実発生量に応じて柔軟に対応する。

第2部 震災対策計画

第14章 仮設トイレ・し尿・ごみ・がれき対策
(予防対策)

【応急対策】

基本方針

- 1 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する
- 2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する

基本方針1 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する

1 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理の実施

□ 対策内容と役割分担

多摩市は、断水地域等を把握し仮設トイレを設置する。また、し尿収集体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 清 掃 対 策 部	○ 仮設トイレを確保し設置する。 ○ し尿収集計画を策定し、収集体制を構築する。

□ 詳細な取組内容

1 仮設トイレの設置

(1) 被害状況の把握及び配置計画

- 清掃対策部長は、復旧復興・給水対策部へ連絡を行い、下水道施設の被害状況を把握する。
- 清掃対策部長は、復旧復興・給水対策部に依頼し、水道及び下水道施設の被害状況を踏まえて仮設トイレ等を設置する。

2 仮設トイレの確保・設置・し尿処理

(1) 仮設トイレの確保

清掃対策部長は、仮設トイレを次のとおり確保する。

- 備蓄している仮設トイレ(多摩市備蓄分)
- 災害時応援協定に基づき近隣区市町村等及び民間事業者に支援を要請する。

(2) 避難所(指定避難所)における仮設トイレの設置

- 清掃対策部長は避難所施設対策部長に依頼し、下水道が使用できない地域の避難所(指定避難所)について、地区防災倉庫等に備蓄している仮設トイレ等を避難者の協力を得ながら設置する。
- マンホールトイレシステムが導入されている避難施設については、備蓄の簡易トイレをマンホールシステムと連結し使用する。

(3) 避難所(指定避難所)仮設トイレのし尿処理

避難所(指定避難所)仮設トイレのし尿処理を行う。必要に応じて災害対策拠点、広域避難場所や公園等に設置された仮設トイレのし尿を処理する。

(4) 仮設トイレを設置する場合の留意事項

- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、仮設トイレの確保や設置場所の選定等を考慮する。
- 仮設トイレを配置する場合には、男女の個数比率(概ね1:3の割合)や、高齢者、障がい者等も利用しやすいトイレも配置するよう考慮する。
- 発災後3日目までは、し尿収集運搬車両によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集運搬車両による収集を要しないマンホールトイレシステムを利用する。
- 清掃対策部長は、避難所(指定避難所)においては避難所施設対策部長、その他にあつては食料物資調達対策部長へ、トイレに係る消耗品の調達、設置について十分に連携を図る。
- 避難所施設対策部長は、避難所(指定避難所)が断水等の場合、マンホールトイレシステムまたは地区防災倉庫の仮設トイレを設置する。
- 避難所施設対策部長は、避難所(指定避難所)に配置した仮設トイレを組立て設置する。

※ 都立桜ヶ丘公園には、し尿を受入れる便槽が設置されているため、必要によりマンホール型トイレを設置することができる。

(5) その他の予測される、し尿処理発生場所

- 災害対策活動拠点
- 仮設住宅地 他

(6) 仮設トイレが不足する場合

- 清掃対策部長は、避難施設において仮設トイレが不足した場合、避難所施設対策部長からの依頼を受け、水道・下水道が被災していない地域の避難施設等に備蓄されている仮設トイレの移送を、食料物資調達対策部長に要請する。
- 多摩市で調達できない場合は、統括対策部に協定締結市町村・東京都・他自治体へ仮設トイレの調達を要請する。

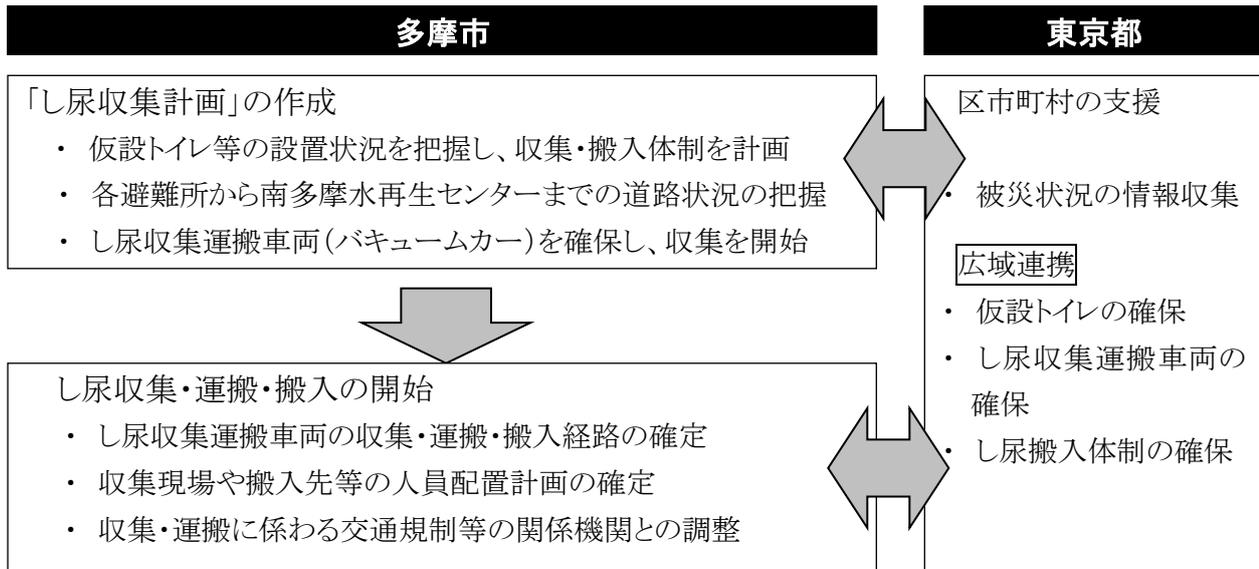
(7) 民間団体への協力

清掃対策部長は、災害時応援協定を締結している民間事業者に対し、仮設トイレの借用を要請する。

3 設置された仮設トイレの把握及び報告

清掃対策部長は、避難施設に設置した仮設トイレ等の数量及び使用状況を把握し、必要に応じて統括対策部及び復旧復興・給水対策部へ報告する。

□ 業務手順



4 し尿収集体制の構築

- 仮設トイレの設置状況を把握し、使用頻度を踏まえたし尿収集計画を策定する。
- し尿処理計画に基づき、し尿収集運搬車両(バキュームカー)を効率よく巡回させ、各仮設トイレの機能維持を確保する。
- 清掃対策部長は、し尿の収集・処理体制を確立し、し尿処理を実施する。

5 し尿処理体制の確立

清掃対策部長は、被害の状況に応じたし尿処理実施のため、次の準備を行う。

- 南多摩水再生センターの被害状況及び当面の収集処理能力を把握する。
- し尿処理に関する災害時応援協定事業者より、し尿収集運搬車両を確保する。
- 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し、し尿処理計画を作成する。
- 排出し尿量は、1人1日あたり1.7リットルを想定する。

6 し尿処理の搬送

- し尿収集運搬車両(バキュームカー)で収集したし尿を南多摩水再生センターへ搬入する。
- 仮設トイレやし尿収集運搬車両(バキュームカー)が不足する場合は、東京都に対し応援を要請する。

7 受援の要請

清掃対策部長は、東京都へ広域的応援体制を要請し、し尿処理能力に余裕のある他市町村への応援処理を要請する。

8 受援体制の整備

広域支援や民間事業者に対して収集・運搬ルートを指示できるよう、図面等で整理を行う。
 なお、受援を行う場合には、業務の詳細な記録が作成できるよう整備する。

基本方針2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する

1 ごみ処理

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 清 掃 対 策 部 復旧復興・給水対策部	○ 多摩市災害廃棄物処理計画及び多摩市がれき処理マニュアルを基に、迅速かつ効率的に収集・運搬・処理を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 ごみ処理体制の確立

- (1) 災害廃棄物処理に係る初動期の業務について、各職員の役割分担を明確化し迅速かつ効率的に活動できる体制で実施する。
- (2) ごみ・がれきの発生推定量を算出し仮置場等を定めるため、多摩市災害廃棄物処理計画を基に多摩市災害廃棄物処理実行計画を必要に応じて策定する。
- (3) 清掃対策部長は、被害の状況に応じてごみ処理を実施するため、以下の準備を行う。
 - 多摩ニュータウン環境組合等の、ごみ処理施設・設備等の被害状況及び当面の処理能力を把握する。
 - 多摩ニュータウン環境組合への短期間大量投入が困難である場合には、仮置場に一時保管し収集の効率化を図る。
 - 市内の被害状況、避難施設・災害対策拠点の設置状況に応じて、段階的に多摩市災害廃棄物処理実行計画を策定する。
 - 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ等、それぞれに分別する。
 - ごみ処理業者等に協力を依頼するとともに、ごみ収集運搬車両等を確保する。
 - 粗大ごみ等の一時保管場所が必要となった場合は、仮置場を確保する。
 - 東京都への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕がある協定締結市町村へ応援処理を要請する。
 - 市民・事業所等へ、収集方式・分別方法・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報等で公開する。

2 収集・処理の実施

- (1) 清掃対策部長は連携・協力し、次の点に留意しながら、生活ごみを処理する。
 - 災害時であっても、分別を徹底し可能な限り再利用・再資源化を実施する。
 - 生活ごみ(有料指定袋)で、生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は優先的に収集運搬及

び処理する。

- 仮置場においては、中間処理施設の設置等による減量化、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。
- 道路等に排出・放置されたごみは、関係各対策部及び応援団体等の協力により、分別収集を行い仮置場に搬送する。
- 被害が大きく、収集運搬委託業者等の現有能力(人員・車両)では、不足が生じると判断した場合には、関係機関と調整の上、臨時車両、人員等の応援要請を行い処理する。
- 有害物質及び危険物質等は、東京都と協議し専門処理業者の協力を要請する。
- 医療廃棄物は、専門処理業者へ要請する。

2 がれき処理

□ 対策内容と役割分担

がれき処理は、被災状況や委託要請の状況を踏まえ、東京都と仮置場や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

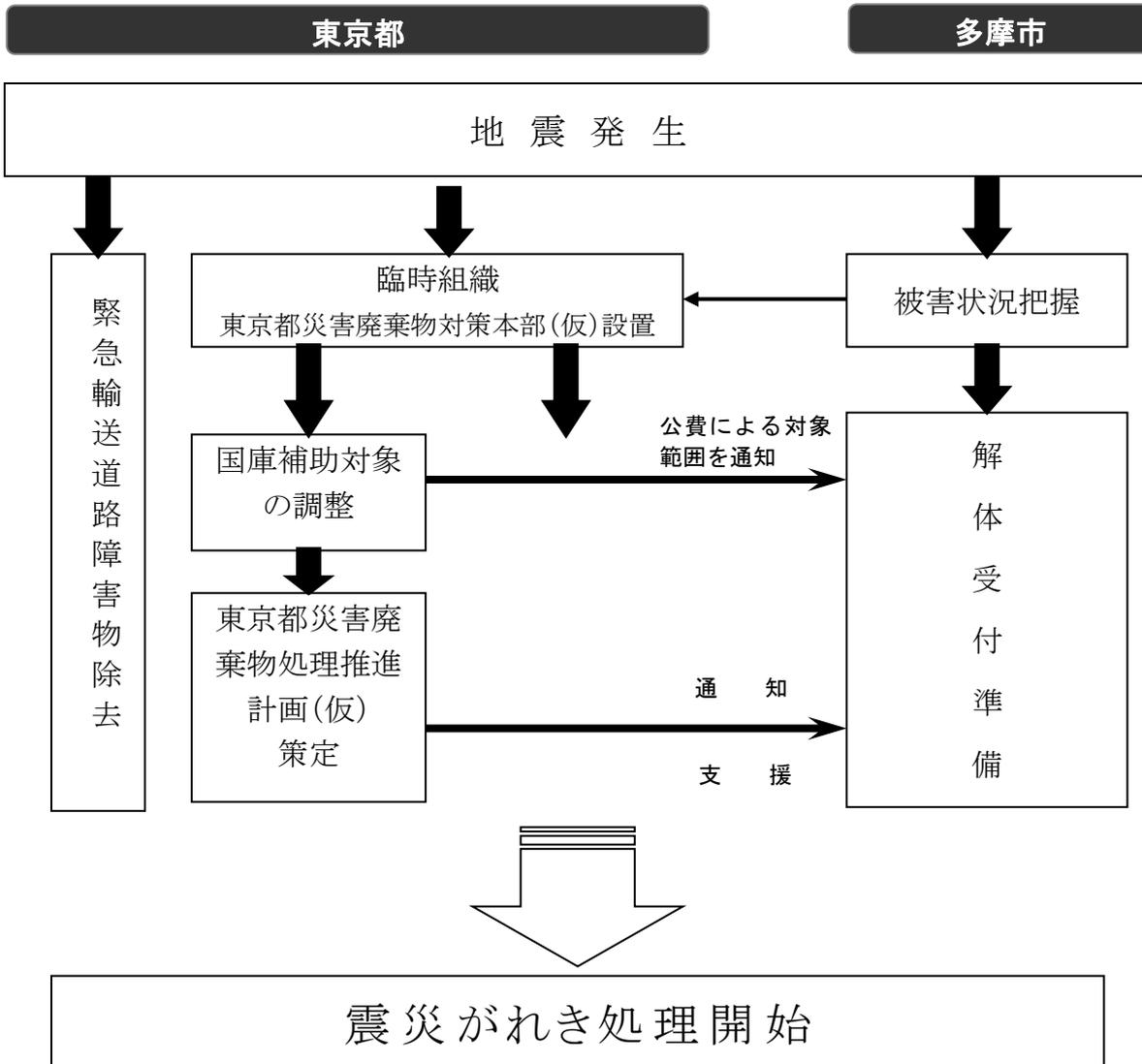
機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 清 掃 対 策 部 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市がれき処理マニュアル等に沿って実施する。 ○ がれきの発生推定量を算出し、仮置場等を決定するとともに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。 ○ 被災状況を東京都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

□ 業務手順

【がれき処理のタイムスケジュール】

段階	東京都	多摩市
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物除去等の震災がれきの処理 ● 「がれき処理部会」の設置 ● 震災がれき発生量予測 ● 廃棄物処理施設等の被災状況調査 ● 区市町村との連絡調整 ● 広域連絡及び応急要請 ● 仮置場候補地の把握 ● 最終処分場に関する調整 ● 有害物・危険物に関する対策 ● 国庫補助に関する国との調整等 ● 東京都震災がれき処理計画策定 ● 災害時広報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物除去等の震災がれきの処理 ● 被害状況の把握 ● 市内発生量の予測 ● 必要な組織の設置 ● がれき処理計画の策定
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋情報提供に関する多摩市との調整 ● 公共施設の解体に伴う仮置場の確保 ● 仮置場の確保に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等の受付開始に伴う準備 (解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等)
第3段階 発災1か月後 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体・撤去作業及び震災がれき処理

【発災直後からの作業行程】



□ 詳細な取組内容

1 がれき処理の基本方針

- 発災後、速やかにがれき処理を行う臨時組織である「災害廃棄物処理体制」を設置し、東京都と連携して市内のがれきを処理する。
- 最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等は再資源化を基本として処理する。

【「災害廃棄物処理体制」の構成等】

構成課	所管業務
清掃対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑かつ効果的な処理を推進するため、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び震災がれき発生量（推計）について東京都に報告する。 ○ 「多摩市がれき処理マニュアル」及び「多摩市災害廃棄物処理計画」に従って処理する。 ○ 人員が不足する場合は、統括対策部へ報告し各対策部へ応援要請を行い、迅速な対応に努める。
復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急道路障害物除去がれきを処理する。 ○ 倒壊建物解体・除去がれきを処理する。 ○ 倒壊建物の解体・除去に伴うがれきの処理手続等を周知する。 ○ 倒壊建物の解体・除去申請受付及び審査を実施する。

2 被害状況の確認

市内における被害状況を確認し、震災がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を確認し公表する。

3 がれき処理計画の策定

発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、市内におけるがれき処理の基本方針を明らかにした、がれき処理計画を策定する。

4 緊急道路障害物除去作業に伴う震災がれきの処理

緊急道路障害物除去作業により発生する震災がれきを、各地域の仮置場に分別（廃木材・コンクリートがら・金属くず等）搬入する。

5 震災がれきの撤去及び倒壊建物の解体・撤去

(1) 実施方針

- 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがらの分別・再資源化を適正に処理する。
- 有害物質等は、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理する。
- 震災がれきの撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市民から

の申請受付及び民間事業者との契約事務を行うとともに、その適正処理について指導する。

- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても震災がれきの撤去と同様に実施する。

時期	内容
特例措置適用前	個人住宅や一部の中小事業所に限り、住民からの申請受付、業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。
特例措置適用後	個人住宅や一部の中小事業所に限り、市が倒壊家屋等の解体除去を行う。

- 市内における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象の範囲を定め公表する。また、処理物が発生した場合は、都への被害状況(廃棄物処理施設、建物、家屋等)及び震災がれき発生量を速やかに報告する。
- 多摩市が設置する仮置場において、がれきの適切な分別を推進し、再利用の徹底を図るとともに、再利用することが不可能なものについては、清掃工場等において焼却処理するなどできるだけ減容化した上で、環境汚染防止に配慮しつつ最終処分する。
- がれき処理計画を策定し適正かつ迅速に実施する。

【注】

大気汚染防止法の一部改正(令和3年4月施行)に基づき、今後、建築物の解体時には、災害時においてもアスベスト含有に係る事前調査が必要となった。

(2) 受付事務

次の事項に対応する。

事 項	内 容
申請受付窓口の設置	○ 発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を市役所等に設置する。
解体・撤去の適否判断	○ 申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等(課税課「土地・建物台帳」を利用)を確認し、解体・撤去の適否を判断する。
確認書類	○ 申請時には、次の書類を必要とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合 ……身分証明書 ・ 中小企業の場合 ……登記簿、従業員数を確認できる書類

(3) 民間業者との契約事務

緊急道路障害物除去終了後、倒壊建物解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(4) 適正処理の指導事務

- 解体・撤去作業は、震災がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、各規定に基づき、適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。
- 搬出した震災がれきについては、指定した仮置場に搬入する。

(5) がれき仮置場の設置

- 仮置場は、積替えによる震災がれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。
- 各仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできる限り減容化する。

(6) 持込みがれきの仮置場搬入申請書兼承認書

- 仮置場への震災がれきの搬入は、持込みがれきの仮置場搬入承認書を保有する者に限る。
- 「倒壊建物解体・撤去がれき」及び「持込みがれき」を搬入するための、仮置場搬入許可証及び搬入希望者の申請に基づく持込みがれきの仮置場搬入申請書兼承認書を発行し、その発行状況を記録する。
- 市が解体・撤去作業の委託契約を締結した業者に対しては、契約時に搬入仮置場搬入許可証を発行する。

(7) 仮設中間処理施設と再資源化

- 災害が甚大で大量の災害廃棄物が発生する場合は、仮設中間処理施設を検討する。また、必要に応じて広域で仮設中間処理施設を建設することを東京都に委託する。
- 災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用されるよう、積極的に再生資材として再資源化する。なお、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」などに基づいて処理する。

＜再利用の再生資材等＞

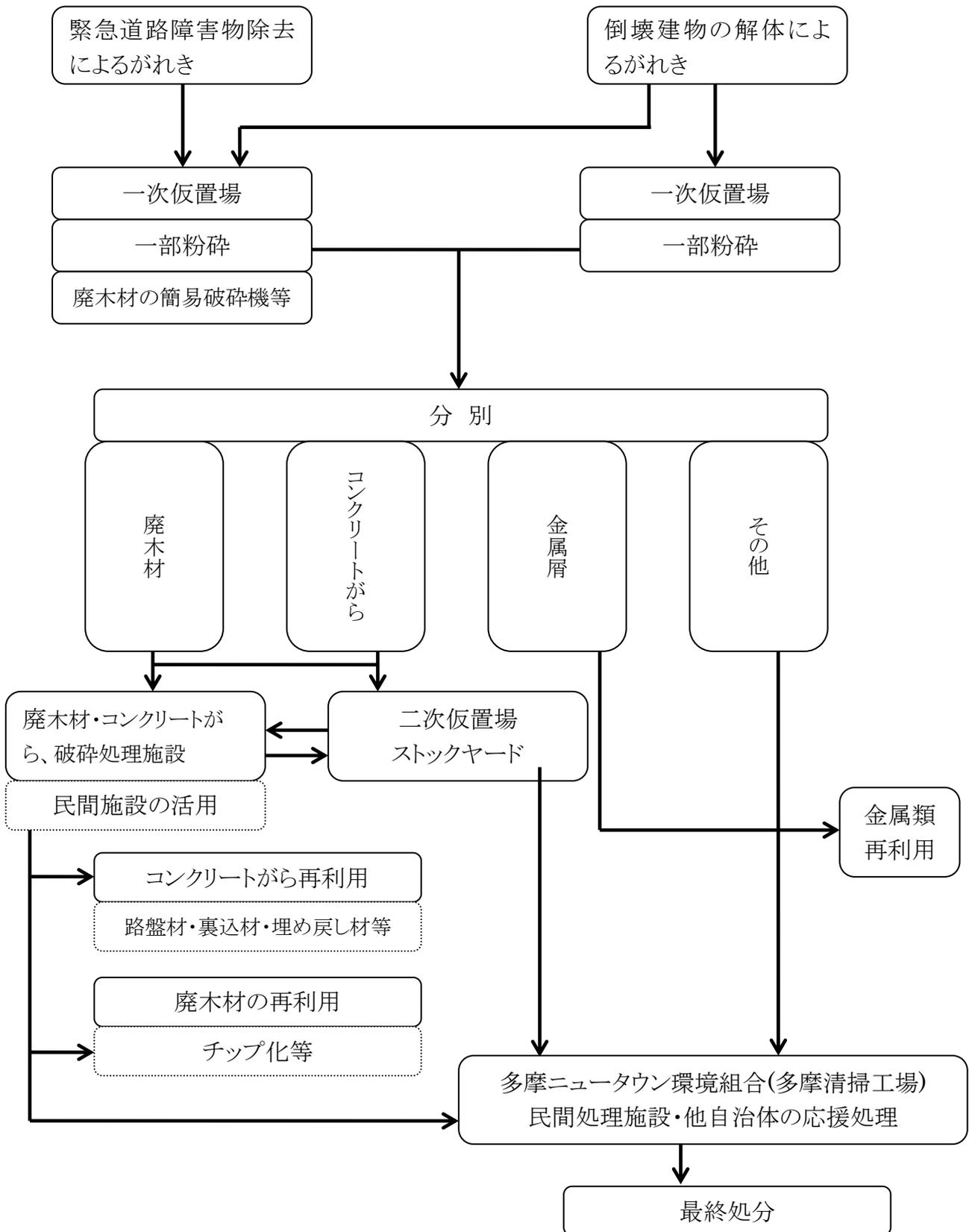
災害廃棄物	再生資材等
廃木材(解体大型資材・大型生木・木くず)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破砕処理した後、製紙原料、木炭、パーティクルボード、ボード用、燃料、その他リユース材等として再利用する。 ○ 再利用が難しいものについては、清掃工場等において焼却処理する。
コンクリートがら アスファルトがら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破砕処理した後、路盤材、骨材等として再利用する。また、工事現場における埋め戻し材料等にも再利用する。
金属くず 廃家電 <small>(家電リサイクル法対象外)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属、金属スクラップ、廃プラスチック等に再利用する。

(8) がれき処理に必要な協力体制について

がれき処理は、次の業務について資器材等の提供を含め民間事業者に協力を求め効率的に実施する。

業 務	内 容
倒壊建物の解体・「がれき」の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊建物の解体・運搬業務 ○ 発生「がれき」の撤去業務
「がれき」仮置場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場の開設整備業務 ○ 仮置場の維持管理業務 ○ 仮置場からの搬出
「がれき」の中間処理・再利用・最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃木材・コンクリートがら等破砕処理 ○ 再利用施設への搬出 ○ 再利用施設での優先的な処理 ○ 最終処分場への搬出

がれき処理の基本的な流れ



第 3 部
災 害 復 興 計 画

第1章 復興の基本的考え方

1 復興の基本的考え方

- 市域に大規模な震災被害が発生したときは、多摩市は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。
- 被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- 多摩市は「東京都震災復興マニュアル」及び「区市町村震災標準マニュアル」を参考とし、地域性を反映した「多摩市震災復興マニュアル」の策定を検討する。それらに基づき、震災後一日も早く都市の復興と市民生活の再建を図るための計画を定め「災害に強い街・防災都市多摩」の実現を目指すために復興事業を推進していく。
- 生活復興
 - 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
 - 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
 - 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、助成や情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
 - 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
- まちの復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた多摩をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

 - 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。
 - 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高いまちの実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
 - 市民、事業者、多摩市、都、国等が「協働と連帯によるまちづくり」を行う。

第2章 復興本部

1 復興本部の設置

- 市長は、地震により被害を受けた地域が多摩市内で相当の範囲に及び、かつ復旧・復興に相当の時間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に復興本部を設置する。
- 復興本部は、災害復旧・復興を中・長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常業務や災害応急対策を行う組織とは別に臨時組織として設置する。
- 市長は、被災後1週間程度の早い時期に復興本部を設置する。
- 市長は、復興本部が設置された時は、次に掲げるもののうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。
 - 各部長
 - 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - 都知事
 - 隣接地方公共団体、地方行政機関等
- 各部長は本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。
- 本部が設置された場合、設置場所に「多摩市復興本部」の標示を行う。
- 復興本部の事務局は、都市整備部及び企画政策部とし、事務局長を都市整備部長とする。また、企画政策部長は、副事務局長として事務局長を補佐する。

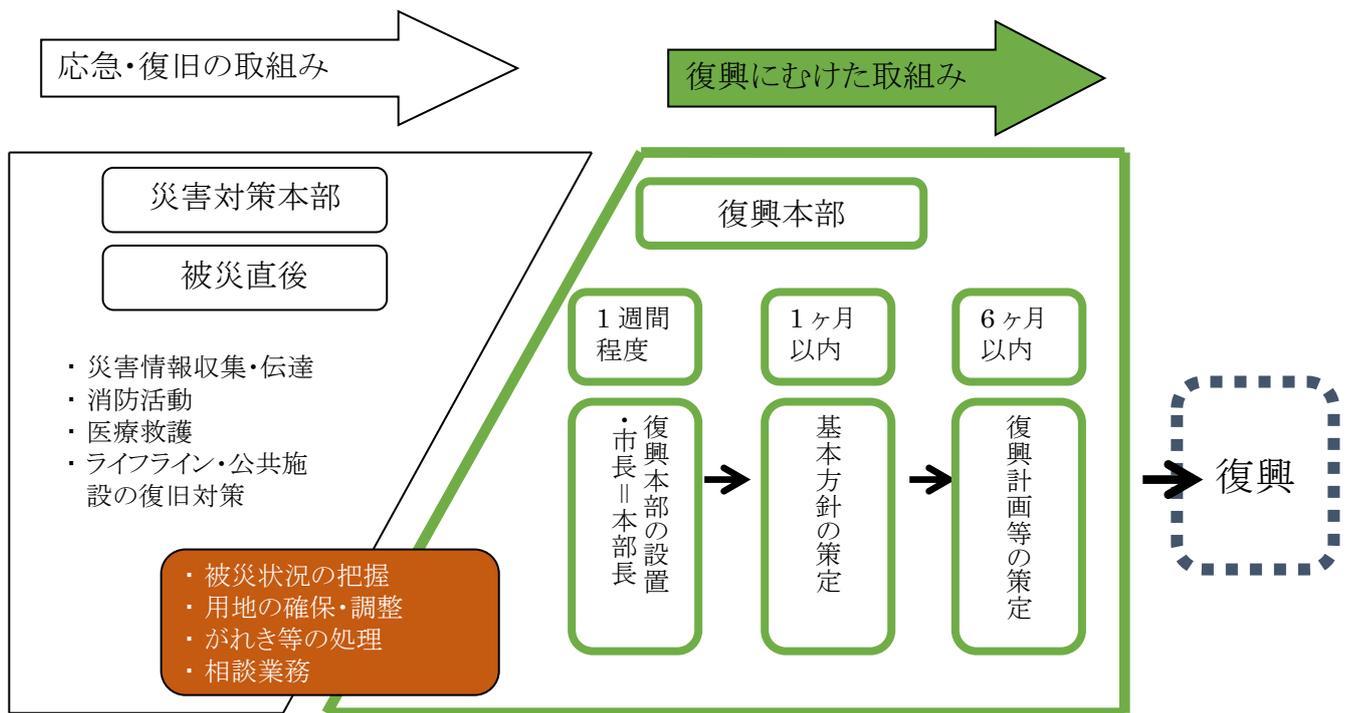
2 復興本部の廃止

- 本部長は、多摩市の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、多摩市が支援を行うことを必要とする市民の生活やまちの復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。
- 復興本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

3 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

- 復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。
- しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 復興本部は、震災復興計画を策定するとともに、震災復興事業の総合調整を行う。
- 東京都に対しては、必要に応じて、連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

【震災時における東京都の取組図】



4 復興本部の関連組織

- 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部員は各部長相当職をもって充てる。
- 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関すること。
- 復興本部の事務局は、都市整備部及び企画政策部とし、事務局長を都市整備部長とする。また、企画政策部長は、副事務局長として事務局長を補佐する。(再掲)
- 本部長は、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成される震災復興計画検討委員会を設置し、震災復興基本方針等を諮る。

5 復興本部における各局の分掌事務

- 復興本部の事務分掌は、それぞれ「所管事項に係る震災復興対策に関すること。」とするが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。
- 災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急、復旧、復興対策と推移するため、災害対策本部と復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。
- 復興本部は平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制とし、組織規程上の各部に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。

第3章 震災復興計画の策定

市長は、震災発生後、復興本部を設置し、復興に係る基本的方針を策定するとともに、被災後6ヶ月以内を目途に震災復興計画を策定する。

1 震災復興基本方針の策定

- 復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後1ヶ月以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定する。
- 震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
 - 暮らしのいち早い再建と安定
 - 安全で快適な生活環境づくり
 - 雇用の確保、事業の再開
 - 多摩地区の中核機能の速やかな回復

2 震災復興計画の策定

- 本部長は、多摩市災害復興基本方針に基づき、復興に係る多摩市の最上位計画として総合的な多摩市災害復興計画を策定する。この計画では、復興の基本目標と多摩市が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- 多摩市災害復興計画の策定にあたっては、本部長は災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を諮問する。本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6ヶ月を目処に復興計画を策定する。
- 作成過程において広く市民等の声を聴き、その意見を反映することとする。
- 都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、多摩市災害復興計画の策定と並行して整合性を保ちながら、個別の復興計画を策定する。

3 特定分野計画の策定

- 生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。
- 震災復興計画を踏まえ、地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。原案をもとに地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組んでいく。

(1) 生活復興

① 住宅の復興

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠の要素である。民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。このため、市は東京都等と連携を図り、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、直接に公営住宅等を供給していく。

② 暮らしの復興

- 暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

(2) まちの復興

都及び多摩市は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

(3) 都市復興のプロセス

- 都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を策定しておく。
- 多摩市は東京都と連携し、次の段階を目安に、都市の復興を推進していく。

項目	期間	内容
復興初動態勢の確立	発災～1週間	復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な態勢を確立する。
震災復興基本方針等の策定	1週間～1ヶ月	被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、次表に定める4段階の復興対象地区を設定する。また、円滑な復興事業の推進のため、復興方針、復興地区区分、建築指導の方針等を盛り込んだ復興整備条例(仮称)の策定に向け関係所管と事前に調整を協議する。
震災復興計画等の策定	1ヶ月～6ヶ月	被災市街地ごとの復興の基本的な計画並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
震災復興事業計画等の確定	6ヶ月～1年	復興事業の対象となる住民と十分に合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。
震災復興事業の推進	1年以降	復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意の下に、被災後速やかに実施する。

○ 復興対象地区の設定

地区名	項目	内容
重点復興地区	抜本改造型	被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。
復興促進地区	部分改造・自力再建型	重点復興地区と復興促進地区の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施しその他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。
復興誘導地区	自力再建型	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。
一般地区		被災がほとんど見られない地区をいう

(4) 産業の復興

- 多摩市は、東京都と連携して震災からの産業の復興にあたり、早期の事業再開が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業復興を図る施策を進める。
- 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあつ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

4 被災者総合相談所の設置

多摩市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

- 1 開設場所..... 本庁舎及び東庁舎に開設する
- 2 開設時期..... 被災後1か月程度を目途とする。
- 3 開設決定..... 復興本部において決定する。
- 4 相談分野、相談内容..... 部が連携し、復興過程における様々な相談業務に迅速に対応る。

想定される相談内容

- ・ 復興に関する市政一般相談
- ・ 復興に関する苦情受付
- ・ 復興情報の提供
- ・ 外国人の生活相談
- ・ 税務相談
- ・ 市税に関する相談(減免措置、徴収猶予等の相談)
- ・ 住宅総合相談(都や市の支援策・応急仮設住宅窓口の案内など)
- ・ 住宅の修理・解体・撤去に関する相談
- ・ 建築制限にかかる相談
- ・ 住宅に係る法律相談や税相談
- ・ 中小企業の経営相談・資金融資相談
- ・ 消費生活情報及び消費生活相談
- ・ 動物の保護・譲渡・飼育
- ・ 震災ごみの分別、収集
- ・ 生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等の相談
- ・ 生活保護等福祉相談
- ・ 障がい者相談
- ・ 生活資金相談
- ・ 高齢者相談
- ・ メンタルヘルスケア
- ・ 医療・健康相談
- ・ 衛生相談(感染症の予防、環境衛生)
- ・ 子ども相談
- ・ 保育相談
- ・ 教育相談

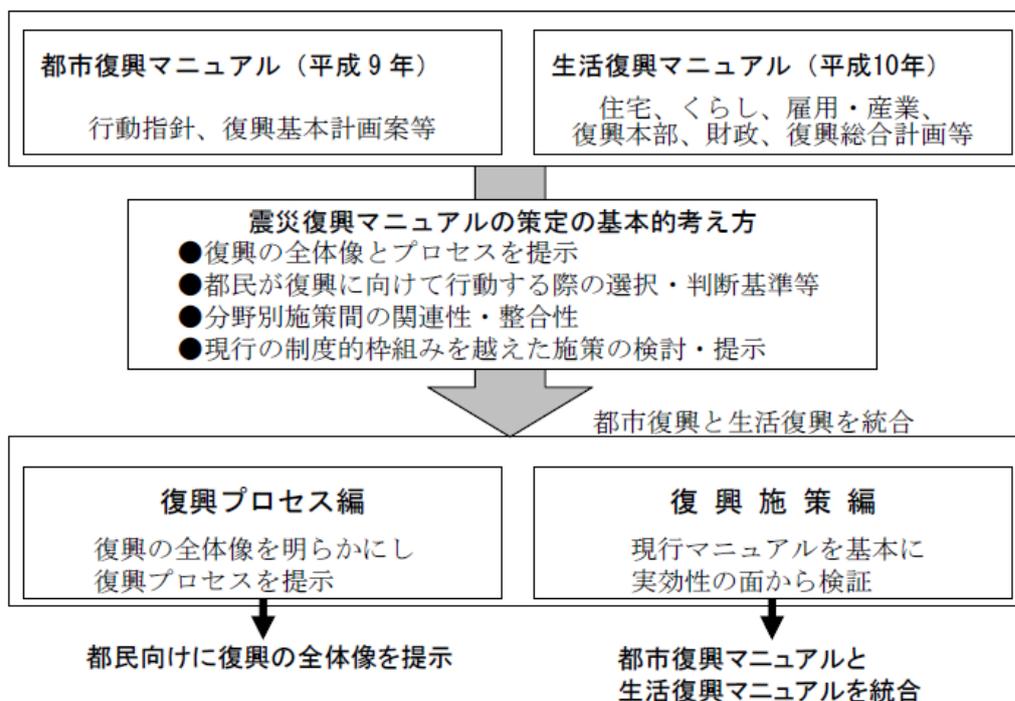
第4章 多摩市震災復興マニュアルへの取り組み

■多摩市

- 復興とは長期的な視点に立ち、震災後の市民生活の再建や、復興に立ち向かう活力の創設など、各方面に大きな影響を与えられとされる。
- また、街を新たに再生させる役割も果たさなければならないことから、今後、復興マニュアルの策定を検討する。
- 多摩市震災復興マニュアル運用にあたっては、その時の課題などに応じ、柔軟に変更する。

■東京都

東京都震災復興マニュアル(以下、「震災復興マニュアル」という。)は、「都市復興マニュアル」(平成9年)と「生活復興マニュアル」(平成10年)を統合し、復興事務の手引きとなる「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」の2部構成となっている。



第 4 部

南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の考え方

1 策定の趣旨

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第3条に基づき指定される南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていないが、南海トラフ地震が発生した場合は、震度5強程度と予測されることから、本市において必要な対策を定めるものとする。

2 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定した。

- 1 南海トラフ巨大地震による多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本市における対策は、震災編第1部から第3部までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。
- 2 南海トラフ地震臨時情報について、情報収集及び伝達方法に関する事項を定めるものとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

本節では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、地震・津波による被害が発生している場合は、「第3節 災害応急対策」に基づいて対応する。

1 南海トラフに関連する情報

(1) 南海トラフに関連する情報の発表

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼び

かけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。) <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{*4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{*4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{*5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
		界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で 2 時間 後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*6} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合を除く。) ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※ 1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※ 2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※ 3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
- ※ 4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2:レベル1の 1.5～1.8 倍に設定

レベル3:レベル1の2倍に設定

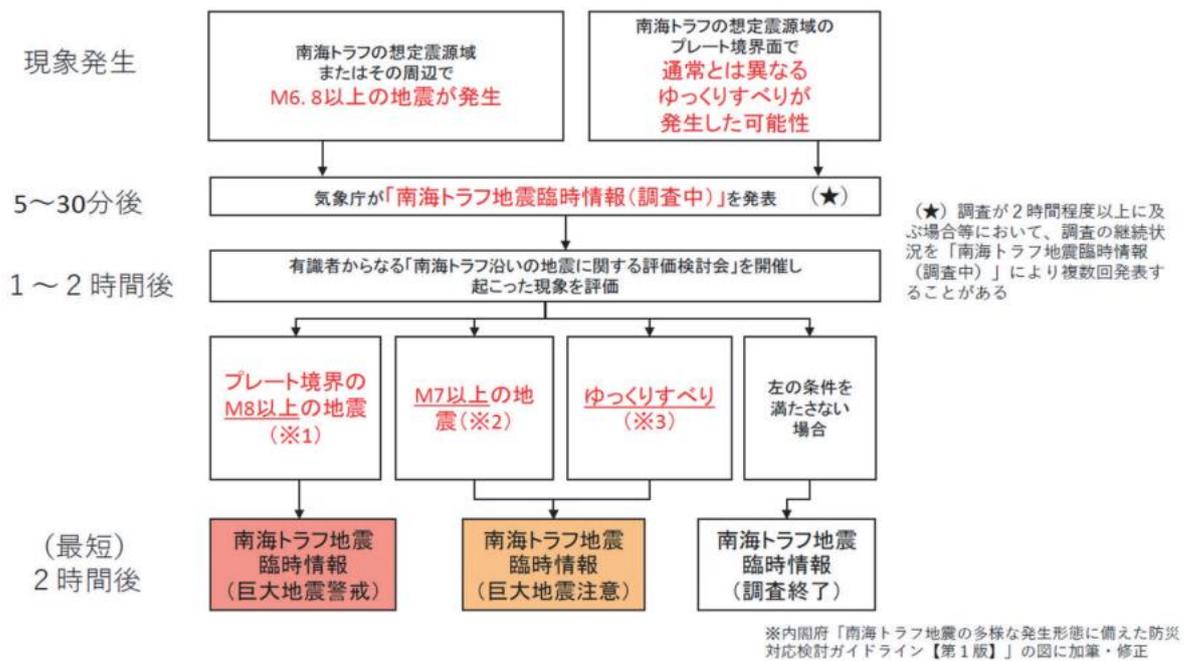
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

- ※ 5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が

繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- ※ 6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について (令和元年5月31日)

- (2) 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応
 - ① 市内に震度5弱以上の地震が発生した場合
震災編に基づき対応する。

② 市内に震度5弱以上の地震が発生していない場合

発表された情報	警戒(注意)期間		市の態勢	職員の配備態勢
南海トラフ地震 臨時情報(調査中)	—		災害対策本部	統括対策部(防災安全課)による情報収集態勢
南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く)が発生する場合	注意期間:1週間		<ul style="list-style-type: none"> ・本部連絡員(課長級)3名を設定 ・24時間態勢
	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合	注意期間 :プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間		
南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒)	警戒期間:1週間 注意期間:警戒期間経過後1週間			

(3) 情報伝達体制

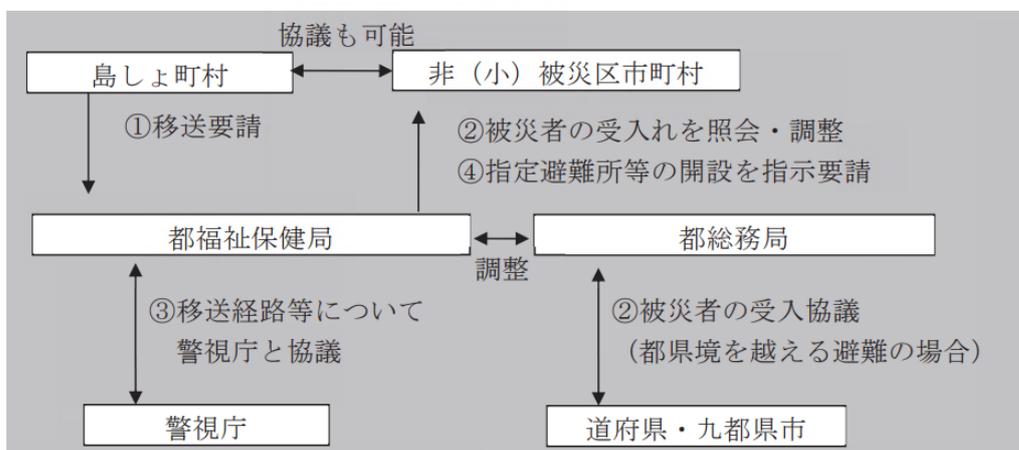
機 関	内 容
統括対策部 市民情報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○統括対策部長は、気象庁、総務省消防庁、東京都、関係機関等から情報収集を行うとともに、防災行政無線、電話及びその他の手段の活用により、直ちにその内容を庁内、多摩中央警察署、多摩消防署、その他各関係機関に伝達する。 ○統括対策部長及び市民情報対策部長は、多摩市公式ホームページ、防災情報メール、公式 Twitter、公式 LINE 等を活用し、市民等に対して情報提供を行う。 ○各対策部長は、統括対策部長から情報を受けたときは、電話、無線電話等の活用により直ちに部内各課及び各出先職場に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

第3章 被災者の受け入れ

機 関	内 容
統括対策部 各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入態勢の整備 ○ 移送後の指定避難所等の運営
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 島しょ町村による要配慮者等の移送支援
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における指定避難所等の管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 指定避難所等の運営への積極的な協力

2 受け入れスキーム

受け入れに当たっては、都福祉保健局と調整のうえ、以下のスキームにより実施する。



3 受け入れ施設

避難生活が中長期的に及ぶことを想定し、ホテルなどの宿泊施設、市営住宅や民間空き住宅等を受け入れ施設として提供することを検討する。

<資料> 東京都の津波予報区(気象庁)



第 5 部 火山災害対策計画

富士山の現況等

1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に 111 存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。



2 富士山の活動史

- 富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返し、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

1 富士山の成り立ち

- 富士山は、約 10 万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊(表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊)が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流や火砕物(火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

新富士火山の主な噴火活動期（宮路（1998）に基づく）

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
1	約 11,000 年前 ～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
2	約 8,000 年前 ～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
3	約 4,500 年前 ～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
4	約 3,200 年前 ～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
5	約 2,200 年前 以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

3 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は、以下のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	命名噴火
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた	
800～802年 (延暦19～20年)	大量の降灰、噴石	エンリヤク 延暦噴火
864～866年 (貞観6～7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。 湖の魚被害。	ジョウガン 貞観噴火
937年(承平7年)	噴火	
999年(長保元年)	噴火	
1033年(長元5年)	溶岩流が山麓に到達	
1083年(永保3年)	噴火	
1560年(永録3年)	噴火	
1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間 にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	ホウエイ 宝永噴火

1 最近の活動

平成12年(2000年)10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

4 富士山における噴火の特徴

これまでにわかっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確

認されている。

5 噴火による被害想定

1 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、季節など様々な条件によって変化する。

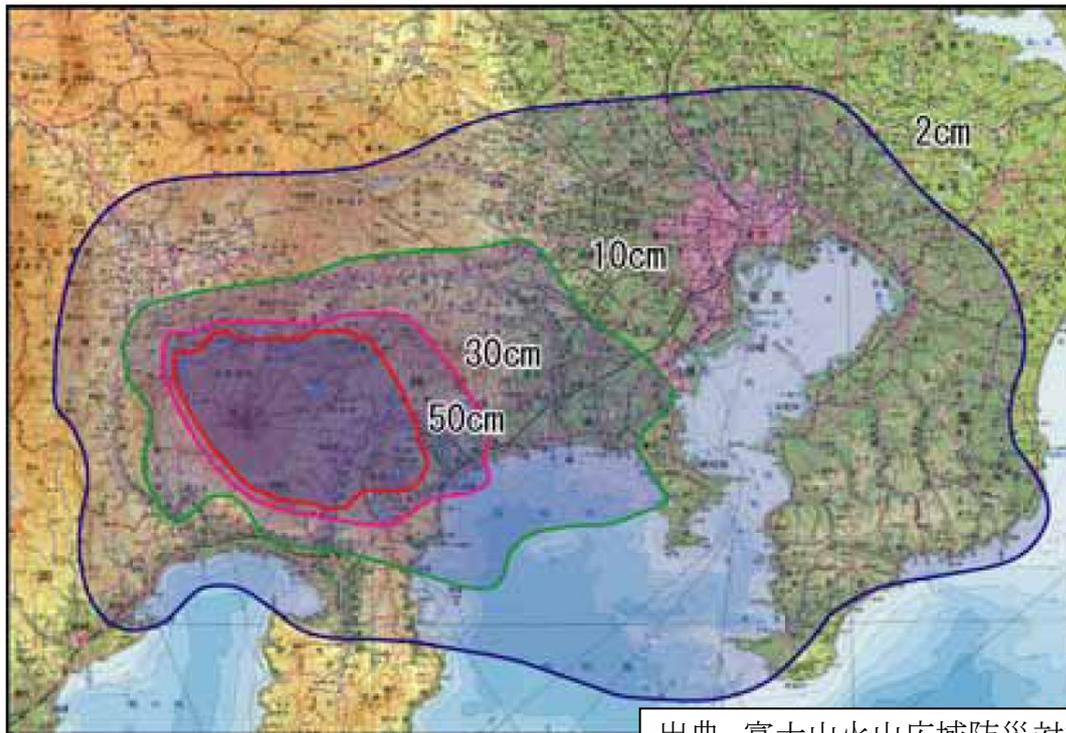
※ 噴火の規模・被害の概要

区分	内容	
噴火の規模	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨時期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度 (降灰の堆積)	八王子市及び稲城市の一部 10cm程度 その他の地域 2cm～10cm程度(具体的な範囲は、別図のとおり)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

2 市内の推測される降灰量

- 多摩市に2cmの降灰があった場合、 $0.02\text{m} \times 21.01\text{km}^2 = 42.02 \text{万m}^3$ (10トンダンプ4万2千台)と推定される。

図 降灰予想図(降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲)



出典 富士山火山広域防災対策基本方針

3 降灰による主な影響

※ 令和2年4月 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ 首都圏における降灰の影響と対策～富士山噴火をモデルケースに～(中央防災会議報告)から抜粋

- 鉄道:微量の降灰で地上路線の運航が停止する。車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは運行が停止する。
- 道路:乾燥時 10 cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- 物資:一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食糧、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- 人の移動:鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時的滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、回路の移動についても制限が生じる。
- 電力:降雨時 0.3 cm以上で碍子※の絶縁低下による停電が発生する。数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。

※ 鉄塔や電柱で電線等を支持するとともに、鉄塔や電柱と電線等との絶縁性を保つ器具をいう。

- 通信:噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
- 上水道:原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- 下水道:降雨時、下水管路(雨水)の閉塞により閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- 建物:降雨時 30 cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- 健康被害:降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

第2章 富士山火山災害対策

1 基本的考え方

多摩市では、富士山火山災害に対しては、基本的には降灰に伴う対処が主対策と想定される。

降灰時の市民の生活については、一応に通常生活を継続しつつ、各個人、各家庭は、日常生活の中で降灰対策を実施するものと考えられる。

多摩市では、これらを踏まえ、市民サービスを保持するための通常業務の継続を基本とし、次号のとおり火山災害対策を行う。

- 気象庁からの降灰予報や火山噴火の動向等の情報を的確に収集し、市民及び関係機関に伝達する。
- 市民からの降灰に係わる問合せ窓口を設置し、円滑な相談体制を構築する。
- 火山灰による健康への影響、火山灰の処理方法などの市民に直接関係する情報を的確に提供する。
- 都等と連携し、降灰の除去、処理等の適切な対策を講じる。
- 火山活動が長期化した場合は、その活動状況に応じた体制を構築し、対策を実施する。
- 多摩市の総力を挙げて対処する必要がある場合には、時期を失することなく災害対策本部を設置し対処する。

2 第2部震災対策編との整合性

第5部火山災害対策計画は、多摩市が実施する火山に関連する対策に特化した計画とし、ここに定めのない対策は、第2部震災対策編を準用し対策を行う

3 活動体制

富士山が噴火した場合の多摩市への直接的な影響の有無については、噴火の規模や偏西風などの気象条件により異なる。

多摩市は、状況に応じた応急活動を円滑に実施できるように、警戒時からの関係機関を通じた情報収集、情報共有を行う。

降灰後の降雨による河川積止めの氾濫や土石流の発生の危険性も視野に入れた、気象予報等の情報収集を行う。

1 災害対策本部の設置

富士山が噴火した場合は、災害対策本部を設置する。

その態勢は、第2部第2章を準用するとともに、降灰状況に応じ柔軟に対応する。

2 態勢の変更

応急的に対応する場合は、全部局が連携し、次の任務分担を例示として火山災害対策に取り組む。

① 降灰対応に伴う統括・総合調整.....総務部(防災安全課)

② 市民からの電話相談等の対応.....企画政策部

※ 専用回線を設置し、相談受付要員は全所属から選出し対応する。

③ 降灰に係わる広報.....企画政策部

④ 降灰に伴う健康相談.....健康福祉部

⑤ 降灰の処理.....環境部

⑥ 降灰の調査.....環境部

※ 各施設管理者と連携して実施する。

⑦ 公共施設の降灰の除去.....全所属

⑧ 降灰に伴う河川積止め有無の調査.....都市整備部

⑨ 降灰に伴う法面の崩落危険の調査.....環境部・総務部

※ 総務部が対処する場合には、防災安全課が消防団を運用し、警戒、応急措置を実施する。

⑩ 雑務や応援.....全所属

2 降灰情報の収集・伝達等

1 降灰調査

東京都内降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

2 降灰調査結果（降灰情報）の報告



(出典 東京都地域防災計画 火山編)

3 降灰調査項目は以下の通り

降灰の有無・堆積の状況・時刻・降灰の強さ・構成粒子の大きさ・構成粒子の種類・特徴等
堆積物の採取・写真撮影・降灰量・降灰の厚さ※・構成粒子の大きさ(詳細)※

※ 降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階級	解説
1	降っているのがようやく分かる程度
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため視界不良となり、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターでとりまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。
- 解説資料は、東京都、市区町村及び防災関係機関に伝達される。
- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

4 降灰予想

- 気象庁は、平成 20 年より降灰予報の発表を開始した。
- 平成 27 年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。
- また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。
- 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・ 噴火の発生に関わらず、一定の規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・ 18 時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供

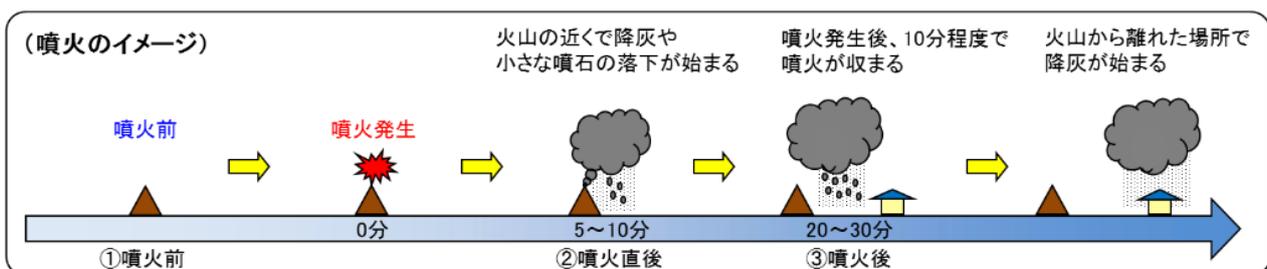
(2) 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

- 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
- (3) 降灰予報（詳細）
- 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
 - 降灰予測の結果に基づき「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表
 - 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

表 降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満



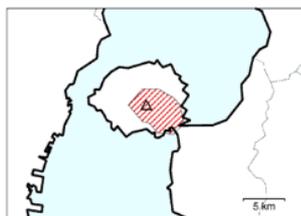
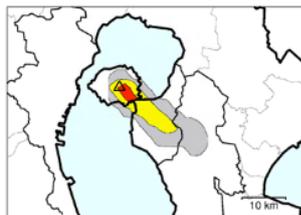
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



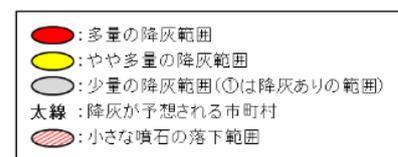
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

5 降灰量階級表

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ※1		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

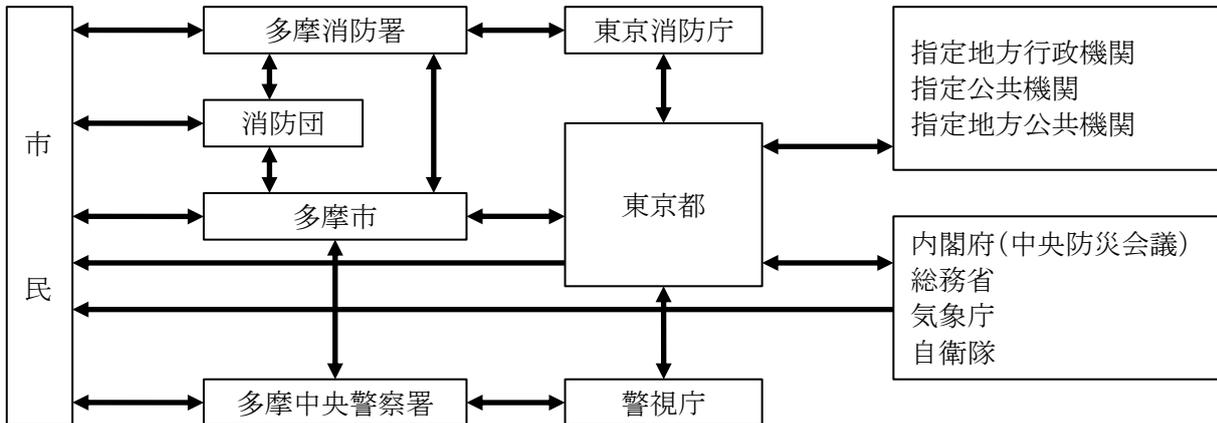
※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

4 情報収集及び伝達

1 伝達体制

多摩市は、必要により防災行政無線を活用して市民に対して必要な情報を伝達する。

多摩市は、既設の通信手段(通常電話等)を有効に活用し、効率的に関係機関と情報連絡を行う。



2 被害状況等の調査報告

- 市は、降灰による被害の発生に際して、速やかに市内の被害状況等を迅速、的確に把握し、東京都等に報告する。
- 各対策部における報告内容については、次のとおりとする。
 - ・ 統括対策部長は、火山活動による降灰が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を東京都に報告する。なお、家屋の倒壊及び火災が多発する災害が発生した場合並びに災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。
 - ・ 復旧復興・給水対策部長は、都道及び市道の降灰による被害状況並びに災害活動状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。
 - ・ 復旧復興・給水対策部長は、上下水道の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

5 広報広聴

1 広報

(1) 直ちに行う広報

市民情報対策部長は、火山活動にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、統括対策部長と連携を図り、必要な広報を行う。

- ① 火山噴火時の広報
噴火の規模及び状況・避難場所の所在地・避難誘導路の周知・その他必要な事項
- ② 被災者に対する広報
被害情報・食糧及び物資の配給状況・医療機関の診療状況・デマ情報の防止・通信及び交通機関の復旧状況・その他必要な事項

(2) 重点的に行う広報

火山活動においては、災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

出火防止対策・降灰による健康被害防止・噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供・その他必要な事項

(3) 広報手段

市民情報対策部長は、庁内部局等と連携し、印刷物の配布、ホームページ、防災行政無線、報道機関を活用し広報を行う

2 広聴

- 市民情報対策部長は、必要により電話相談を受付ける専用コーナーを設置し運営する。
- 統括対策部長は、電話相談等に対し、全庁的に係員の応援派遣を行う

6 火山灰の除去・収集及び処理等

1 宅地等の降灰除去

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。
- 宅地に降った火山灰は、所有者、又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。

(1) 降灰に関する基本的対策

清掃対策部長は、以下の、降灰に関する基本的事項を実施する。

- 降灰予報及びその他火山情報の把握
- 宅地の降灰運搬
- 収集した降灰の処分
- 測定
- 被害額の算定及び報告

(2) 民間宅地の火山灰の除去等

清掃対策部長は、市民に対して、次の処理方法等を提示し、市民(事業者を含む。)

による火山灰の除去を推進する。

- 一般廃棄物等との分別の要領
- 集めた火山灰の集積場所(市民・事業者の灰捨て場の位置、持込先)
- 火山灰の回収袋
- 市による回収日
- その他必要な事項や留意事項

(3) 公共施設(道路、公園などを含む)の火山灰の除去等

- 各施設管理者は、所管する施設内の火山灰を除去する。
- 環境部は、分別、回収袋、回収日等を定め、全庁的に周知する。
- 各施設管理者及び環境部は、除去、回収等に際して、火山灰の飛散防止のため、散水処理等を行う。

2 宅地火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとする。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

3 法令上の火山灰の取り扱い

火山灰は「大規模火山災害対策への提言」参考資料より(一部修正)により、以下の通りとされている

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない
- 「土壌汚染対策法」の対象外

4 火山灰仮置き場

- 清掃対策部は、東京都及び関係機関と十分に調整し、回収した火山灰を処理する。
- 清掃対策部は、以下の考え方に基づき、回収した火山灰仮置き場を設定し、火山灰を集積する。

(1) 考え方

道路、その他施設の火山灰の除去作業を行い、地域内又は近隣に一時的に集積する場所

仮置き期間は、1～3か月程度を想定

(2) 用地の主な要件

平坦な場所(火山灰の移動、流出を防止)

河川や水路などから一定程度離れた場所(下流域への流出を防止)

ダンプトラックの往来が可能な場所(後日処分場へ移動させることを念頭に)

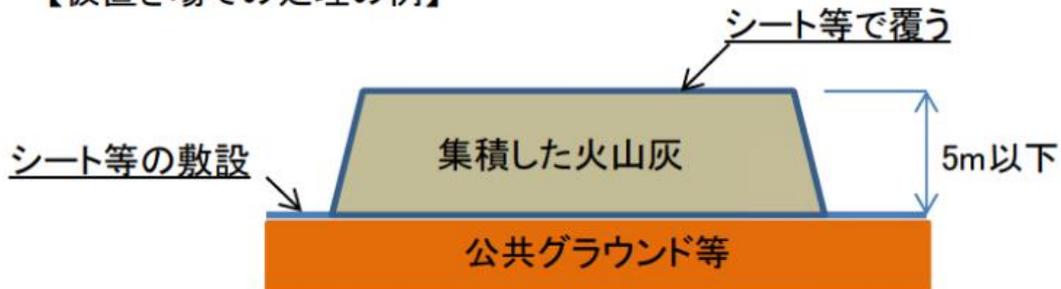
公有地、公共施設(私有地への集積は、地権者との合意が必要)

(例)大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地など

(3) 留意事項

- 用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫(シート等の敷設)
- 風による飛散防止(シート等で被う)
- 降雨による流出防止(排水溝の設置)
- 火山灰盛土の崩壊防止(盛土高5m以下) 等

【仮置き場での処理の例】



5 公共施設の点検

- 都市整備部(下水道課)は、公共下水の点検を行い、火山灰の流入等による下水道詰まりの防止対策を行う。
- 各施設管理者は、建物及び敷地内の点検を行い、火山灰による機能不全の防止対策を行う。

3 避難対策

- 多摩市(防災安全課)は、降灰後の降雨などにより、降り積もった火山灰が起因となり、河川積止めによる洪水や法面崩壊などの危険が発生する恐れがある場合には、必要により避難指示等を発令するとともに、警戒区域を設定し、対象地域の住民を避難させる。
- 多摩市は、大規模な避難者が発生する場合には、原則として災害対策本部を設置し、対処する。避難対策については、「第2部第9章」に準ずる

4 応援協力・派遣要請

- 多摩市は、降灰により被害を受け又は受ける恐れがある場合には、各防災機関及び住民と協力して、災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に努め、被害を最小限にとどめる。
- 多摩市は、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合には、都を通じて、自衛隊の派遣を要請する。
- 多摩市は、自衛隊の派遣を要請する場合には、原則として災害対策本部を設置し、対処する。

5 警備・交通規制

- 降灰時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。また、視界不良による交通事故や降灰に伴うスリップ事故等の増加が予想される。
- 多摩市は、以下の多摩中央警察署が実施する、警備活動及び交通規制に対し、協力する。
 - 各種の犯罪予防
 - 各種の取締り
 - 交通秩序の維持
 - 公共の安全と秩序の維持
 - 治安の維持
 - その他必要な事項

6 医療救護活動

- 多摩消防署は、降灰による傷病者から119番通報があった場合には、救急活動を行う。
- 多摩市及び多摩消防署は、降灰による傷病者が多数発生した場合には、連携し救急活動を行う。また、多摩市は必要により医療救護活動を行う。
 - ※ 医療救護活動については、「第2部第7章」の必要部分を準用する。

7 交通機関の応急・復旧対策

- 道路
 - 道路管理者等は、降灰により道路(道路施設を含む)が被害を受けた場合には、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、復旧を図る。
 - ※ 道路の応急・復旧対策については、「第2部第4章」に準ずる

8 農業対策

- 降灰により、農作物及び農業関連施設に被害が及ぶおそれがある。
- 農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図るなど当面の方策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的に必要となる。
- 住民対策部長は、関係機関と連携し、次の対策を実施する。
 - ・ 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導
 - ・ 土壌改良の指導及び代替作物の選定
 - ・ 除灰作業の指導
 - ・ JA 東京南との連絡

印刷物番号

4 - 2 7

多摩市地域防災計画

【令和4年6月修正】

[本冊]

編集発行 多摩市防災会議
事務局 多摩市総務部防災安全課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1

電話 0 4 2 - 3 3 8 - 6 8 0 2

販売価格

1, 240円